

中小企業会計学会 課題研究委員会 最終報告

# 「中小企業金融における会計の役割」 に関する研究

平成28年9月7日

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 委員長    | 坂本 孝司（愛知工業大学・税理士・米国公認会計士） |
| 顧問     | 河崎 照行（甲南大学）               |
| アドバイザー | 梶田 龍三（専修大学）               |
|        | 坂上 学（法政大学）                |
|        | 成川 正晃（東北工業大学）             |
| 委員     | 上野 隆也（税理士）                |
|        | 加藤 恵一郎（税理士・公認会計士）         |
|        | 成川 正晃（東北工業大学）             |
|        | 原田 伸宏（税理士・公認会計士）          |
|        | 平井 正大（浜松信用金庫・常務理事）        |
|        | 福島 健人（中小企業再生支援全国本部）       |
|        | 古川 忠彦（経営士・中小企業基盤整備機構）     |
|        | 増山 英和（税理士）                |
|        | 松崎 堅太郎（明治大学・税理士・公認会計士）    |

## 目 次

### 最終報告に当たって

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 序章 中小企業の金融政策における「会計・財務」の位置づけ..... | 3 |
|-----------------------------------|---|

### 第Ⅰ部 中小企業金融における会計・財務の位置づけ

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 中小企業金融における会計情報の役割 .....         | 20 |
| 第2章 金融検査マニュアルと金融機関の自己査定 .....       | 29 |
| －金融機関の信用格付と自己査定の実務－                 |    |
| 第3章 金融機関の貸出審査 .....                 | 42 |
| －定量・定性・事業性評価に基づいた貸出審査－              |    |
| 第4章 経営者保証に関するガイドライン .....           | 52 |
| －いわゆる「入口段階」での、経営者保証に過度に依存しない融資に関して－ |    |
| 第5章 事業性評価 .....                     | 81 |
| －担保・保証人に過度に依存しない中小企業金融とは－           |    |

### 第Ⅱ部 中小企業金融における決算書の信頼性

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 第6章 中小企業金融と中小企業会計基準 .....     | 109 |
| －財務経営力と資金調達力を高める会計の活用－        |     |
| 第7章 中小企業金融と会計システム .....       | 119 |
| 第8章 中小企業金融における税理士の役割 .....    | 131 |
| －月次巡回監査・会計参与制度・書面添付制度・確定決算主義－ |     |
| 第9章 中小企業金融における決算書の信頼性 .....   | 145 |
| －日本における現状と課題の明確化－             |     |

### 第Ⅲ部 中小企業金融における経営改善支援

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第10章 経営改善計画 .....        | 160 |
| －経営改善計画の策定支援－            |     |
| 第11章 モニタリング .....        | 174 |
| 参考資料 中小企業再生支援協議会制度 ..... | 191 |

# 最終報告に当たって

## 1 本研究委員会設置の目的

本研究は、中小企業金融における「会計」（具体的には、財務会計・管理会計・財務管理の領域をいう）の機能を理論的かつ実務的に解明することを通じて、中小企業金融における「会計」の役割期待を明らかにするとともに、これらの領域における諸課題およびそれらの解決策を提示することを目的とする。

中小企業金融における「会計」の役割に関しては、実務的なアプローチは散見されるものの、研究者による理論的かつ体系的な研究実績はほとんど存在していない。また近年、会計領域に関する実証研究が進展しているが、この領域に関する実証研究もそれほど進んでいない。他方、実務家の立場からすれば、日常の多忙な業務に取り組むことが優先であり、中小企業金融における「会計」の役割を理論的・実証的に解明することは二の次になりがちである。

とはいえ、実務に立脚した建設的な意見を欠いたまま日常業務を遂行するだけでは、中小企業金融における「会計」の役割に関する議論や政策が実務を軽視したまま進行してしまうおそれがある。中小企業金融における「会計」の役割を理論的に解明し、そのあるべき役割を提示することはわが国にとって喫緊の課題である。

課題研究委員会設置以後、約2年間、個別の討議を繰り返すとともに、研究会においては毎回委員全員が各テーマに即して専門の立場から発表を行い、顧問およびアドバイザーから助言をいただきながら、白熱した議論を展開した。

## 2 最終報告書の概要

かかる問題意識にもとづいて、当委員会の研究領域は、中小企業金融における、財務会計・管理会計・財務管理という広範囲のテーマを扱い、かつ、理論と実務的を包含するものとなっている。そこで、最終報告においては、中小企業の金融政策における会計・財務の位置づけを概観したうえで、中小企業金融における①会計の位置づけ、②決算書の信頼性、③経営改善支援のあり方に3分類して、論点の整理を行った。最終報告書の体系・目次・担当者は以下のとおりである。

最終報告にあたって

序章 中小企業の金融政策における会計・財務の位置づけ(坂本孝司)

第Ⅰ部 中小企業金融における会計・財務の位置づけ(リーダー 成川正晃)

第1章 中小企業金融における会計情報の役割(成川正晃)

第2章 金融検査マニュアルと金融機関の自己査定(平井正大)

第3章 金融機関の貸出審査(平井正大)

第4章 経営者保証に関するガイドライン(松崎堅太郎)

第5章 事業性評価(松崎堅太郎)

第Ⅱ部 中小企業金融における決算書の信頼性(リーダー 加藤恵一郎)

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 第6章  | 中小企業金融と中小企業会計基準(古川忠彦)       |
| 第7章  | 中小企業金融と会計システム(古川忠彦)         |
| 第8章  | 中小企業金融における税理士の役割(上野隆也)      |
| 第9章  | 中小企業における決算書の信頼性(加藤恵一郎)      |
| 第Ⅲ部  | 中小企業金融における経営改善支援(リーダー 増山英和) |
| 第10章 | 経営改善計画(原田伸宏)                |
| 第11章 | モニタリング(増山英和)                |
| 参考資料 | 中小企業再生支援協議会制度(福島健人)         |

序章「中小企業の金融政策における会計・財務の位置づけ」では、わが国の中小企業の金融政策における会計・財務の位置づけの動向を歴史的に考察し、各時代ごとの特徴を描き出した。中小企業憲章(2010年6月閣議決定)前までは、わが国の中小企業金融における会計・財務に関する取組みは一体性を欠くものであった。同憲章制定後は、一体的な取組みが行われる傾向がみられるが、現状はなお多くの課題があることを明らかにした。

第Ⅰ部「中小企業金融における会計・財務の位置づけ」(第1章から第4章)では、中小企業金融における会計の位置づけについて、理論と実務の両面から整理、分析した。第1章では、大企業向けの金融市場におけるさまざまな制度設計が、中小企業を対象とした中小企業金融の場合では、どのような課題があるのかを考察し、その課題を克服するための中小企業の作り出す会計情報の可能性に言及している。第2章と第3章では、地域金融機関の実務において、金融検査マニュアルがどのように作用しているか、金融機関が行う信用等级付・自己査定の実務、定量・定性・事業性評価に基づいた貸出審査について公表可能な内部資料にもとづいて解説を加えている。さらに、担保・保証人に過度に依存しない中小企業金融に関して、「経営者保証に関するガイドライン」(第4章)および事業性評価(第5章)から考察を加えた。

第Ⅱ部「中小企業金融における決算書の信頼性」(第6章から第9章)においては、中小企業金融における喫緊の問題である「決算書の信頼性確保」を取り上げ、多方面から具体的な仕組みを考察した。第6章および第7章では、財務経営力と資金調達力を高める会計の活用との視点から、中小会計要領をはじめとする中小企業会計基準、会計システムに考察を加えた。第8章では、税理士の役割に関して、月次巡回監査・会計参与・書面添付・確定決算主義の各視点から検討を加えた。第9章では、これらの検討を踏まえて、わが国における現状と課題の明確化を行った。

第Ⅲ部「中小企業金融における経営改善支援」(第10章・第11章および参考資料)では、中小企業金融における経営改善支援のあり方とそこにおける会計・財務の役割および機能を明らかにした。第10章では、経営改善計画では、特に経営改善計画と会計・税理士の関わりについて具体的に論考し、第11章では、中小企業金融における経営改善支援のモニタリングについて、その実務、3つの視点、金融機関との信頼関係の再構築の角度から論究を行った。

研究の成果であるこの最終報告書が、この領域の研究を始める研究者にとっての体系的な基礎資料と位置づけられるとともに、同報告が、中小企業金融における会計・財務の役割を構想する契機となることを期待する。



# 序章 中小企業の金融政策における「会計」の位置づけ

## －その歴史的動向－

坂本孝司（愛知工業大学教授）

### 1 はじめに

わが国においては、全国の企業総数（個人事業者を含む）約 386 万企業の 99.7 % 以上が中小企業であり<sup>1</sup>，従業者数の約 70 % が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国の経済社会において大きな位置を占めている。中小企業憲章も、中小企業を「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し，伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り，地域社会の安定をもたらす」，「国家の財産ともいふべき存在である」と位置づけている（同「基本理念」）。

一般的に、中小企業は、大企業に比べて自己資本比率が低く<sup>2</sup>，間接金融に依存する割合が高いという特性がある。中小企業にとって金融機関との関係は格別に重要であり，また，金融機関にとっても中小企業は格別に重要な取引先となっている。このような中小企業金融において「会計」（ここで「会計」は，財務会計・管理会計・財務管理を含む領域をいう）が果たすべき役割の大きさはいうまでもない。中小企業憲章はその「行動指針」に「中小企業向けの金融を円滑化する」との表題を掲げ，「中小企業の実態に則した会計制度を整え，経営状況の明確化，経営者自身による事業の説明能力の向上，資金調達力の強化を促す」と謳っている。

しかし，「中小企業金融における会計の役割」に関する基礎理論は未だに構築されていない。中小企業金融の重要性，中小企業金融における「会計」の重要性に加え，中小企業金融の機能不全がしばしば指摘されていることを鑑みれば，かかる基礎理論の構築は，喫緊の課題であるといつてよい<sup>3</sup>。そこで本章では，「中小企業金融における会計の役割」に関する基礎理論を構築するため，「中小企業金融における会計」を巡る各種施策を，①時系列的に，②金融行政・中小企業行政・その他の領域別に，かつ，③「会計」（ここで「会計」は，主に財務会計をいう）・「財務管理」・「決算書の信頼性」という視点から分類整理して，施策主体ごとおよび各時代ごとの政策の特性を明らかにする。

### 2 中小企業の金融政策における「会計」位置づけ

図表序-1 は，「中小企業金融と会計」を巡る歴史的な動向を一覧にしたものである。ここでは，戦後から今日に至るまでの各時代を，（Ⅰ）戦後の復興期から早期是正措置導入（1998 年）前まで，（Ⅱ）早期是正措置導入（1998 年）からバーゼルⅡ導入（2007 年）前まで，（Ⅲ）バーゼルⅡ導入（2007 年）から改正『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（2011 年）まで，（Ⅳ）中小会計要領の公表（2012 年）から「日本再興戦略改訂 2014」（2014 年）前まで，（Ⅴ）「日本再興戦略改訂 2014」（2014 年）から現在まで，という 5 つ

に区分して整理している。

図表序-1 「中小企業金融と会計」を巡る歴史的な動向

(Ⅰ) 戦後の復興期から早期是正措置導入（1998年）前まで

| 金融行政（旧大蔵省，旧金融監督庁，金融庁） | 中小企業行政（旧通産省，経済産業省，中小企業庁）        | その他（中小企業団体，金融機関など）                        |
|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|
|                       |                                 | 1949年 経済安定本部企業会計制度対策調査会「中小企業簿記要領」<br>【会計】 |
|                       | 1953年 中小企業庁「中小会社経営簿記要領」<br>【会計】 |                                           |
|                       |                                 | 1985年 第三次商法改正において中小企業の計算書類の監査等が見送られる      |
| 1988年 パーゼル規制（パーゼルⅠ）合意 |                                 |                                           |

(Ⅱ) 早期是正措置導入（1998年）からパーゼルⅡ導入（2007年）前まで

|                                                              |                                                                |                                                   |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1992年 BIS規制（パーゼルⅠ）適用                                         |                                                                |                                                   |
| 1998年4月 早期是正措置導入<br>【会計】【財務管理】                               |                                                                |                                                   |
| 2002年4月 金融監督庁の誕生                                             | 2002年6月 「中小企業の会計に関する研究会報告書」公表<br>【会計】                          |                                                   |
| 2003年6月 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」<br>【会計】【決算書の信頼性】 |                                                                |                                                   |
|                                                              | 2004年 経済産業省「地域金融人材育成システム開発事業」報告書<br>【財務管理】                     |                                                   |
|                                                              | 2005年 中小企業庁「財務管理サービス人材育成システム開発事業」報告書<br>【財務管理】                 |                                                   |
|                                                              | 2005年4月 中小企業政策審議会企業制度部会「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」<br>【会計】【決算書の信頼性】 |                                                   |
|                                                              |                                                                | 2005年6月 会社法に「会計参与制度」が創設される<br>【会計】【決算書の信頼性】       |
| 2005年8月 「中小企業の会計に関する指針」（中小指針）公表<br>【会計】                      |                                                                |                                                   |
|                                                              |                                                                | 2005年8月 日本税理士会連合会が中小指針チェックリストを公表<br>【会計】【決算書の信頼性】 |
|                                                              | 2006年4月 中小指針採用企業に対する信用保証協会の中小企業会計割引制度開始<br>【会計】【決算書の信頼性】       |                                                   |

|  |  |                                                        |
|--|--|--------------------------------------------------------|
|  |  | 2006 年 4 月 全国信用保証協会連合会が中小指針チェックリストを制定<br>【会計】【決算書の信頼性】 |
|--|--|--------------------------------------------------------|

**(Ⅲ) バゼルⅡ導入（2007 年）から改正『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（2011 年）まで**

|                                                                                                                                       |             |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|
| 2007 年 3 月 各金融機関がバゼルⅡに基づく自己資本比率を算出開始<br>【会計】【財務管理】                                                                                    |             |          |
|                                                     |             |          |
|                                                                                                                                       | 2008 年 10 月 | 緊急保証制度開始 |
| 2009 年 12 月 中小企業金融円滑化法施行（2011 年 3 月 31 日までの時限措置）<br>【財務管理】                                                                            |             |          |
| <b>2010 年 6 月 中小企業憲章を閣議決定</b><br><b>中小企業政策について「地域経済団体、民間金融機関」等を含め「政府一体となって取り組む」。「中小企業の実態に則した会計制度を整え、…、資金調達力の強化を促す」</b><br><b>【会計】</b> |             |          |
| 2010 年 12 月 31 日 中小企業金融円滑化法 1 年延長（2012 年 3 月 31 日までの時限措置となる）<br>【財務管理】                                                                |             |          |
| 2011 年 4 月 金融監督指針公表                                                                                                                   |             |          |
| 2011 年 5 月 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、税理士等との連携を提示<br>【財務管理】                                                                           |             |          |
| 2011 年 7 月 14 日 「監督指針」で「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記                                                                      |             |          |
| 2011 年 12 月 27 日 中小企業金融円滑化法 1 年再延長（2013 年 3 月 31 日までの時限措置となる）<br>【財務管理】                                                               |             |          |

**(Ⅳ) 「中小会計要領」の公表（2012 年）から「日本再興戦略 改訂 2014」（2014 年）前まで**

|                                                             |  |                                                   |
|-------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------|
| 2012 年 2 月 「中小企業の会計に関する基本要領」（中小会計要領）公表<br>【会計】              |  |                                                   |
| 2012 年 3 月 中小企業政策審議会企業力強化部会「中間取りまとめ」<br>【会計】【財務管理】【決算書の信頼性】 |  |                                                   |
|                                                             |  | 2012 年 3 月 日税連が中小会計要領チェックリストを公表<br>【会計】・【決算書の信頼性】 |
|                                                             |  | 2012 年 4 月 信用保証料割引制度の変更<br>【会計】・【決算書の信頼性】         |

|                                                                  |                                                                                |                                                                   |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 2012 年 5 月 7 日 監督指針等を改正し、中小会計要領等の活用を明記<br>【会計】                   |                                                                                |                                                                   |
|                                                                  | 2012 年 6 月 16 日 経済産業省「“ちいさな企業”未来会議」の「取りまとめ」公表<br>【会計】・【財務管理】・【決算書の信頼性】         |                                                                   |
| 2012 年 6 月 21 日 中小企業経営力強化支援法成立<br>【会計】【財務管理】【決算書の信頼性】            |                                                                                |                                                                   |
|                                                                  | 2012 年 8 月 30 日 中小企業経営力強化支援法に関する告示で「信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨」を明記<br>【会計】【決算書の信頼性】 |                                                                   |
|                                                                  | 2013 年 1 月 補正予算閣議決定 経営改善計画策定支援事業<br>【会計】【財務管理】                                 |                                                                   |
|                                                                  |                                                                                | 2013 年 3 月 全国信用保証協会連合会が中小会計要領チェックリストを制定<br>【会計】・【決算書の信頼性】         |
| 2013 年 3 月末 中小企業金融円滑化法終了                                         | 2013 年 3 月末 中小指針採用企業に対する信用保証協会の中小企業会計割引制度終了                                    |                                                                   |
|                                                                  | 2013 年 4 月 中小会計要領採用企業に対する信用保証協会の中小企業会計割引制度開始<br>【会計】【決算書の信頼性】                  |                                                                   |
| 2013 年 12 月「経営者保証に関するガイドライン」および同 Q & A 公表<br>【会計】【財務管理】【決算書の信頼性】 |                                                                                |                                                                   |
|                                                                  |                                                                                | 2014 年 4 月 日本公認会計士協会 監査基準委員会研究報告第 3 号（監基報 800）公表<br>【会計】【決算書の信頼性】 |

#### （Ⅴ）「日本再興戦略改訂 2014」から現在まで

|                                                                                                                                                                                    |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 2014 年 6 月 24 日 「日本再興戦略改訂 2014」を閣議決定<br>「企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、…に努めるよう、監督指針や金融モニタリング基本方針の適切な運用を図る」                                                                    |  |  |
| 2014 年 9 月 平成 26 年度「金融モニタリング基本方針」公表<br>事業性評価について「財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく」とする。                                                                                                    |  |  |
| 2015 年 6 月 30 日 「日本再興戦略改訂 2015」を閣議決定<br>「活用実績の公表等を通じたガイドラインの各金融機関における活用促進等の必要な措置を講じる」<br>「どういった事業者に積極的に経営支援の働きかけを強めることが有効か、判断の参考となる指標（一口カルベンチマーク）等を策定し共有する」<br>【会計】【財務管理】【決算書の信頼性】 |  |  |
| 2015 年 7 月 31 日、12 月 25 日「民間金融機関におけるガイドラインの活用実績」公表<br>【会計】【財務管理】【決算書の信頼性】                                                                                                          |  |  |
| 2015 年 9 月 平成 27 事務年度「金融行政方針」公表<br>事業性評価について「取引先企業について、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく」とする。                                                                                        |  |  |

|  |                                                                               |  |
|--|-------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | 2015年12月7日 中小企業<br>庁「政府系金融機関におけるガイ<br>ドラインの活用実績」公表<br>【会計】【財務管理】【決算書の信<br>頼性】 |  |
|  | 2016年3月 経済産業省「地域企<br>業評価手法・評価指標検討会」が<br>「ローカルベンチマーク」につい<br>て中間報告を公表           |  |
|  | 2016年5月24日 中小企業等経営強化法成立<br>【財務管理】                                             |  |

＊太字ゴシック体かつスクリーンでの表記は、現在時点で有効な法規等であることを意味する。

＊【会計】は中小企業金融における会計の位置づけ，【財務管理】は中小企業金融における財務の位置づけ，【決算書の信頼性】は中小企業金融における決算書の信頼性に関連していることを示している。

### 3 「中小企業金融と会計」を巡るわが国の動向

#### 3.1 戦後の経済復興期から早期是正措置導入（1998年）前まで

##### ① 中小企業簿記要領と中小会社経営簿記要領

中小企業金融における「会計」に関する問題意識は、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表した個人事業者向けの「中小企業簿記要領」および1953年に中小企業庁が公表した法人企業向けの「中小会社経営簿記要領」にその萌芽が見られる<sup>4</sup>。中小企業簿記要領は、その目的の1つに「融資に際し企業経理の内容を明らかにすることによって中小企業金融の円滑化に資すること」を（経済安定本部企業会計制度対策調査会1949，1参照），中小会社経営簿記要領は、その目的の1つに「合理化や資金の借入に必要な体制の整備」を挙げている（藤巻1953，1頁参照）。（【中小企業金融における会計】）

##### ② 第3次商法改正：中小会社の計算の適正性担保制度

1984年5月に法務省から公表された「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」において、中小会社の計算の適正性担保制度が問題として提起されたが、結果として改正案から「会計調査人調査制度」は除かれた。これ以後、2005年の会社法創設に至るまで中小会社の計算書類の適正性を担保する仕組みは制度化されなかった。

#### 3.2 早期税制措置導入（1998年）からバーゼルⅡ導入（2007年）前まで

##### ① バーゼルⅠと早期是正措置

1988年に合意されたBIS規制（バーゼルⅠ）は、日本においても1992年から本格適用され、各金融機関は、自らの自己資本比率の向上に早急に取り組む必要が生じた<sup>5</sup>。監督当局側も1998年4月から「早期是正措置<sup>6</sup>」を導入した。これによって各金融機関が行う

自己査定において、融資先企業の決算書やそれに基づく財務データが大きな位置を占めることになった<sup>7</sup>。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務管理】）

## ② 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会 報告書」公表

2002 年 6 月に中小企業庁は、中小企業の会計基準である「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、『報告書』という）公表した。『報告書』では、その「目的」を「資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを検討の目的とする」としている（下線は筆者）。そして「判断の枠組み」として 5 点を掲げ、その第一に「計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」を挙げている（下線は筆者）。ここで、中小企業にとって最大の資金調達先である金融機関が「資金調達先」および「債権者」として位置づけられていることは明らかである。（【中小企業金融における会計】）

## ③ 金融庁「リレバンの機能強化に関するアクションプログラム」

2003 年 6 月に金融庁から地域金融機関に「リレバンの機能強化に関するアクションプログラムの記載要領」が示された<sup>8</sup>。この記載要領の「中小企業金融再生に向けた取組み」において、次のような「新しい中小企業金融への取組みへの強化」が示されている。

さらに、この点に関する「記載事項および留意事項」には、以下のような記載がある<sup>9</sup>。

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けて取組みを期待する。 |
|-----------------------------------------------|

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| 一例としては、いくつかの地域銀行において展開されている TKC のパソコン会計ソフトを導入している企業向け専用の無担保融資制度等が考えられる |
|------------------------------------------------------------------------|

（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

## ④ 地域金融人材・財務管理サービス人材の育成

2003 年に経済産業省は「地域金融人材育成システム開発事業」を立ち上げた。本事業は、「地域の中堅・中小企業における財務・金融人材」のスキル向上のための教育プログラムを開発するものである。本事業の報告書は 2004 年に公表された。続いて 2004 年には中小企業庁が財務管理サービスを提供する人材（税理士等）を対象として「財務管理サービス人材育成システム開発事業」を展開した。本事業の報告書は 2005 年に公表されている。（【中小企業金融における財務管理】）

## ⑤ 中小企業政策審議会企業制度部会「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」

2005 年 4 月に公表された中小企業政策審議会企業制度部会「中小企業の会計の質の向上

に向けた推進計画」は、「固定的な融資関係は崩れつつあり、貸し手である金融機関においては、企業の経営状況・将来性に応じた融資の必要性が唱えられる中、各種の金融関連法制・手法が整備されつつある」（「1. 中小企業をめぐる環境の変化」）とし、「こうした経済構造の変化の中で、中小企業が資金調達先や取引先の信頼を得ていくためには、質の高い計算書類を整備し、それを積極的に開示することが必要となってくる」（「2. 中小企業の会計の質の向上の必要性」）として、「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」を公表した。（【中小企業金融における会計】【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑥ 会計参与制度

2005 年 6 月に成立した会社法に会計参与制度が盛り込まれた。「計算関係書類の記載の正確さに対する信頼」・「債権者の保護及び利便」という制度の趣旨からすれば、会計参与制度が中小企業金融に果たす役割は格別に高いと考えられる<sup>10</sup>。（【中小企業金融における会計】【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑦ 「中小企業の会計に関する指針」

2005 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という）が公表された。中小指針の設定主体は民間（日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会）であるが、策定に当たって金融庁・中小企業庁・法務省も関係していることはいうまでもない。中小指針では「資金調達先の多様化」に伴う「会計情報」の役割を謳っている。（【中小企業金融における会計】）

#### ⑧ 中小指針に関するチェックリスト

中小指針の公表に合わせて、2005 年 8 月に日本税理士会連合会から「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」が公表された。（【中小企業金融における会計】【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑨ 信用保証協会の信用保証料の割引制度

2006 年 4 月に中小企業会計割引制度が創設された<sup>11</sup>。これに合わせて、全国信用保証協会連合会から「『中小企業の会計に関する指針』チェック項目表」も公表された。この制度は、「中小企業の会計の質の向上」を通じた中小企業金融の円滑化を目的とし、税理士等が中小企業の計算書類が「中小指針」に準拠していることを確認することによって、信用保証協会の審査コストの低減を期待している。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

### 3.3 バーゼルⅡ導入（2007 年）から改正『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（2011 年）まで

#### ① バーゼルⅡ

日本の金融機関は 2007 年 3 月決算からバーゼルⅡに基づいて自己資本比率を算出している<sup>12</sup>。これに対応するため、各金融機関が行う自己査定および信用格付けにおいて、融資先企業の決算書や財務データ、経営計画書が大きな位置を占めることになった。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務管理】）

#### ② 中小企業金融円滑化法施行

2008 年 9 月にリーマンショックが日本を襲った。政府の「緊急保証制度」等の対策にもかかわらず、多くの中小・小規模企業は収益の減少により、資金繰りが悪化した。このような状況に対応するため国は、中小企業金融円滑化法を 2009 年 12 月に施行させた。金融庁は、同法の実効性を確保するため、検査マニュアルや監督指針を改正し中小企業金融の円滑化のために、「実抜計画の提出」を条件にして、貸出金を貸出条件緩和債権に該当しないとする仕組みを案出した<sup>13</sup>。同法は 2011 年 3 月 31 日までの時限措置であったが、2012 年 3 月末まで一年間延長された。さらに金融庁は 2011 年 12 月 27 日付けで同法の最終延長（2013 年 3 月末まで）を発表し、その具体策として「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ」を掲げた。（【中小企業金融における財務管理】）

#### ③ 中小企業憲章

2010 年 6 月 18 日に閣議決定された中小企業憲章では、「3 行動指針」の「その六 中小企業向けの金融を円滑化する」で「中小企業金融における会計の重要性」を次のように定めている（下線は筆者）。

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

中小企業憲章では、「中小企業政策」について、地域経済団体、民間金融機関等を含め「政府一体となって取り組む」（同「基本原則」）とした（下線は筆者）。これによって、以後の中小企業金融では、政策の「一体性」が強く意識されるようになった。（【中小企業金融における会計】）

#### ④ 改正「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

2011 年 5 月 16 日付けで改正された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で



は、外部専門家である税理士等との連携を提示している<sup>14</sup>。これは中小企業金融に、税理士等の財務管理の知見を活用することを意味している。（【中小企業金融における財務管理】）

#### ⑤ 金融庁「中小・地域金融機関向けの監督指針」等

金融庁は、2011年7月14日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの監督指針」で「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し、民間の金融機関に対し、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないとする原則に沿った対応を求めた。

### 3.4 中小会計要領の公表（2012年）から「日本再興戦略改訂2014」（2014年）前まで

#### ① 「中小企業の会計に関する基本要領」の公表

2012年2月に「中小企業の会計に関する検討会」（中小企業庁と金融庁が共同して事務局を担当）から公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という）は4つの考えに立脚して作成されているが、その1つに「中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」を掲げている（下線は筆者）。（【中小企業金融における会計】）

#### ② 中小企業政策審議会企業力強化部会「中間とりまとめ」

2012年3月に公表された中小企業政策審議会企業力強化部会の「中間とりまとめ」は、資金調達に関する「資金繰りの説明」・「会計の定着」・「決算書の信頼性」の必要性を説いている<sup>15</sup>。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務管理】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ③ 日本税理士会連合会が中小会計要領のチェックリストを公表

2012年3月に日本税理士会連合会は、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを作成して公表した。これ以後、中小会計要領の適用に関するチェックリストを活用した貸出を取り扱う金融機関が順次増加している<sup>16</sup>。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ④ 「信用保証料割引制度の変更」

2012年4月に、中小企業の会計の質の向上を促す効果を高め、制度の適正化を図るために、中小企業会計割引制度に関して2つの変更が行われた<sup>17</sup>。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑤ 監督指針等の改正

2012 年 5 月 7 日に金融庁は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」などに<sup>18</sup>，「顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては，当該顧客企業に対し，『中小企業の会計に関する指針』や『中小企業の会計に関する基本要領』の活用を促していくことも有効である」との文言を追加し，金融検査マニュアルの（参考 2）「中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的な手法例」にも「『『中小企業の会計に関する基本要領』の普及』を追加した。（【中小企業金融における会計】）

#### ⑥ 経済産業省「“ちいさな企業”未来会議」

2012 年 6 月 16 日に公表された経済産業省「“ちいさな企業”未来会議」の「取りまとめ」では，「中小会計要領の活用を通じ，中小・小規模企業の財務経営力，資金調達力の向上が期待される」，「今後，中小会計要領を更に普及していくため，決算書の信頼性確保の観点から，税理士，公認会計士等の会計専門家による確認の仕組みについて検討するとともに，主として，以下のような普及策を積極的に講じていくことが必要である」としている（下線は筆者）。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑦ 中小企業経営力強化支援法

中小企業政策審議会企業力強化部会の「中間とりまとめ」を受けて，2012 年 6 月 21 日に中小企業経営力強化支援法<sup>19</sup>が成立した。同法は，「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」等の一部を改正する内容となっている。この改正によって，財務および会計等の専門的知識を有する者（既存の中小企業支援者，金融機関，税理士・税理士法人等）を経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という）として認定し，これらの支援機関による支援事業を通じて課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い，中小企業の経営力強化を図るものである。なお，認定支援機関としての認定は，税理士等は各経済産業局，金融機関は各財務局によって行われることになっており，この点からも同法が経済産業省・中小企業庁と金融庁を横断する施策であることが理解される。同法では「資金調達力」を向上させるために，中小会計要領・中小指針の推奨，計算書類等の信頼性確保，財務経営力の強化を求めている。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務管理】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑧ 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」

中小企業経営力強化支援法の施行に伴い，2012 年 8 月 30 日に告示された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」（総務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省）には次のような記載がある。さらに同告示には，国や地方公共団体に対

しても「信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨」として同様の記載がある（下線は筆者）。ただし同告示を公布した省庁に財務省・金融庁は含まれていない。

認定経営革新等支援機関は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性ある計算書類等の作成及び活用を推奨すること

（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑨ 経営改善計画策定支援事業

2013 年 1 月に閣議決定された 2012 年度補正予算に経営改善計画策定支援事業が盛り込まれた。本事業は、2013 年 3 月末の中小企業金融円滑化法終了を前提として、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関が、金融支援を必要とする一定の中小企業・小規模企業者の依頼を受けて、経営改善計画などの策定支援を行うことより、これらの事業者の経営改善を促進することを目的としている。さらに、多くの信用保証協会が、この「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に基づき、経営改善計画を策定しようとする中小企業に対して計画策定のための補助事業を開始している。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務管理】）

#### ⑩ 中小会計要領に対応した信用保証料割引制度創設

2013 年 3 月に全国信用保証協会連合会が中小会計要領チェックリストを制定した。そして 2013 年 4 月から、中小会計要領を採用する中小企業に対して、信用保証料率を割引く制度が開始された<sup>20</sup>。なお、本割引制度の開始に合わせて、従来実施されていた中小指針採用企業に対する保証料率の割引は、2013 年 3 月末の申し込みをもって終了された。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

#### ⑪ 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

2013 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会<sup>21</sup>」から「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）が公表された。借入れのある中小企業のうち、8 割超が個人保証を提供している（金融庁 2016, 4）。「ガイドライン」は、決算書の信頼性、財務情報の適時適切な開示および財務内容等を条件として、経営者保証を求めない中小企業金融制度を目指すものである。

#### ⑫ 日本公認会計士協会の対応

2014（平成 26）年 4 月 4 日に日本公認会計士協会監査基準委員会は、「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（監査基準委員会報告書 800）を公表した。これは、保証業務の専門家集団である公認会計士協会が、「経営者保証に関

するガイドライン」に積極的に対応したものと認められる。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）

### 3.5 『日本再興戦略 改訂 2014』（2014 年）から現在まで

#### ① 「日本再興戦略改訂 2014」

2014 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略 改訂 2014」は、「企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、（中略、筆者）に努めるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針の適切な運用を図る」として、「事業性評価」を掲げている。

#### ② 平成 26 年事務年度「金融モニタリング基本方針」

平成 26 年事務年度「金融モニタリング基本方針」（2014 年 9 月）は、「事業性評価に基づく融資」として「銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証」している。

#### ③ 「日本再興戦略」改訂 2015

2015 年 6 月 30 日に閣議決定された「日本再興戦略 改訂 2015」では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用について、「活用実績の公表等を通じたガイドラインの各金融機関における活用促進等の必要な措置を講じること」とされた。これに伴い、中小企業庁と金融庁から「ガイドラインの活用実績」が公表されている<sup>22</sup>。さらに「日本再興戦略 改訂 2015」では、「こういった事業者に経営支援の働きかけを強めることが有効か、判断の参考となる指標（ローカルベンチマーク）等を策定し共有する」としている。（【中小企業金融における財務管理】）

#### ④ 平成 27 年事業年度「金融行政方針」

2015 年 9 月に公表された金融庁の平成 27 年事業年度「金融行政方針」では、平成 26 事務年度の「金融モニタリング基本方針」を受けて、具体的重点施策である「③事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援」において、「取引先企業について、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく」としている（同 13 頁）。

#### ⑤ 中小企業等経営強化法

2012 年の中小企業経営力強化支援法を引き継ぐかたちで、2016 年 5 月 24 日に中小企業等経営強化法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律）が成立した。同法は、①各事業所管大臣が事業分野別ごとに生産性向上（経営力向上）の方法などを示

した指針を策定する，②中小企業等は，自社の生産性を向上させるための「経営力向上計画」を経営革新等支援機関の支援を得て作成し，各事業所管大臣の認定を受けた事業者は金融支援などの措置が得られる，③経営革新等支援機関に対して，ローカルベンチマークの活用を求める，ものである。

中小企業等経営力強化法は，経営力強化計画とローカルベンチマークという財務管理の知見を採り入れている。なお，同法成立後も，2012年に改正された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の基本部分である「中小企業金融における会計」・「中小企業金融における決算書の信頼性」という要請は引き継がれている。ただし，同法は金融庁との直接的な関わりはない。（【中小企業金融における会計】・【中小企業金融における財務管理】・【中小企業金融における決算書の信頼性】）。

## 4 まとめ

以上の歴史的な推移から，「中小企業金融における会計の役割」について以下の事実が明らかになる。

### ① 各時代区分における特徴

各時代における施策は，それぞれ次のように特徴づけられる。

- ・ 「戦後復興期から早期是正措置導入（1998年）前まで」は，戦後復興期の一時期を除き「中小企業金融における会計・財務」に関する動きはほとんどなかった。
- ・ 「早期是正措置導入（1998年）から「バーゼルⅡ導入（2007年）前まで」は，主に経済産業省および中小企業庁が「会計」および「財務管理」を中小企業金融に活用する施策を実施している。
- ・ バーゼルⅡ導入（2007年）から改正『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（2011年）までは，金融庁が主体となって，「財務管理」の手法を中小企業金融に活用する施策を実施している。
- ・ 中小会計要領の公表（2012年）から「日本再興戦略改訂 2014」（2014年）前までは，中小企業庁・経済産業省および金融庁が一体となって，「会計」・「財務管理」・「決算書の信頼性」を中小企業金融に活用・導入する施策を実施している。
- ・ 「日本再興戦略改訂 2014」（2014年）から現在までは，金融行政が「財務内容等の過去の実績」に依存しない「事業性評価」を求め，政府は，「経営者保証に関するガイドライン」や「ローカルベンチマーク」の活用を広く要請している。中小企業等経営強化法（2016年）は，経営力強化計画とローカルベンチマークという財務管理の知見を活用するものである。

### ② 金融行政の取組み

バーゼル規制導入以後、各金融機関が行う自己査定や信用格付において、融資先企業の決算書や財務データが大きな位置を占めることになった。さらに金融行政は、リーマンショック以後、融資先企業の経営改善支援などに財務管理領域の知見を活用する施策を講じている。しかし金融行政は、「中小企業の会計ルール」の策定や「決算書の信頼性」に関しては受け身の姿勢を保ち続けてきた。さらに 2014 年以後、「財務データや担保・保証に必要以上に依存しない」という立場から「事業性評価」を推進している。

### ③ 中小企業政策の取組み

中小企業行政は、中小企業の財務経営力および資金調達力の強化という視点から、「中小企業向けの会計ルール」の策定や「財務管理手法」の活用を積極的に行い、「決算書の信頼性」についても既存の制度（税理士法による書面添付制度、会計参与制度、中小会計要領等のチェックリストなど）を積極的に活用している。中小企業行政は、金融庁や各種団体（中小企業団体や日本税理士会連合会など）を取り込む形で「積極的に」政策の実現を図っている。

### ④ 一体性を欠く取組み【「中小企業憲章」制定（2010 年）前まで】

中小企業金融では「会計・財務」に関してさまざまな取組みが展開されてきた。しかし、これらの取組みは、2012 年に「中小会計要領」が公表されるまでは、その目的・趣旨・立場などの相違により、かつ、担当する省庁間の壁（縦割り行政）もあって、一体性を欠くものであった。

### ⑤ 一体的な取組み【「中小企業憲章」制定（2010 年）以後】

中小企業憲章（2010 年 6 月閣議決定）は、「中小企業政策」について「政府一体となって取り組む」（同「基本原則」）としている。これ以後、金融行政、中小企業行政および中小企業団体等は、中小企業金融における「会計・財務」に関する取組みを「一体的」に行う傾向がみられる。その具体的な例が、「中小会計要領」（2012 年 2 月）、中小企業経営力強化支援法（2012 年 6 月）、「経営者保証に関するガイドライン」（2013 年 12 月）である。しかし、中小企業等経営強化法（2016 年 5 月）は金融行政との直接的な関わりがなく、中小企業憲章（2010 年 6 月）以後構築されてきた中小企業金融における「一体的取組み」が維持されるか否かが問われる。

### ⑥ 今後の課題

「事業性評価」と「財務評価」の関係、「事業性評価」におけるローカルベンチマークの位置づけ、中小企業金融における「中小会計要領」や「経営者保証に関するガイドライン」の今後の具体的な推進策、中小企業金融における「決算書の信頼性」確保の仕組み、中小企業金融における金融行政と中小企業行政の「一体的な取組み」の強化など、中小企業金融における「会計・財務」の役割に関して、未だに多くの政策課題・研究課題が存在している。

- 1 「中小企業」の定義は、中小企業基本法第2条で規定されている。
- 2 わが国法人企業の資本金別自己資本比率は次のとおりである。

| 年度<br>資本金区分    | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 10 億円以上        | 42.8  | 42.2  | 42.7  | 43.4  | 44.6  |
| 1 億円 ～ 10 億円   | 34.8  | 34.5  | 37.9  | 37.8  | 38.1  |
| 1,000 万円～ 1 億円 | 31.8  | 30.7  | 33.7  | 34.6  | 35.0  |
| 1,000 万円未満     | 5.7   | 7.6   | 12.2  | 14.8  | 17.0  |

(注) 1. 自己資本比率 =  $\{(\text{純資産} - \text{新株予約権}) / \text{総資本}\} \times 100$

出所：財務省：法人企業統計調査結果(平成26年度)：平成27年9月1日公表

- 3 「中小企業金融における会計・財務の役割」に関する研究を欠いたために、多くの識者に、
  - ①金融機関は、担保や保証人に依存する融資をしているため、実態的には決算書(会社法上の計算書類)を必要としていないのではないか、
  - ②一部の中小企業は、決算書を作成していないのではないか、
  - ③たとえ決算書を作成していたとしても、その信頼性は著しく低いのではないか、
 という誤解を植え付けてしまった。
- 4 これら2つの中小企業向けの会計基準は、1949年から導入された青色申告制度(記帳を前提とした申告納税制度)の推進が主たる目的であったともいわれる。
- 5 BIS規制は、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことであり、バーゼル合意ともいう。BISは国際決済銀行(BIS: Bank for International Settlements)のことである。
- 6 早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、監督当局が客観的な基準である自己資本比率を用いて、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、金融機関の経営の早期の是正を促すものである。
- 7 自己査定とは、金融機関が自らの決算に際し、資産に対する貸倒引当金を算定するために債権の状況を検討することである。具体的には、融資先企業の返済能力を判定して債務者区分を行う。
- 8 これは、2003年3月に金融庁が「リレバンの機能強化に関するアクションプログラム」を発表して、地域金融機関に同年8月末を期限として「リレバンの機能強化計画」の報告を求めたことによる。
- 9 TKCのパソコン会計ソフトは、「一度入力した会計データについて、後から遡って修正・訂正・削除・追加等の処理がされた場合には、それら一連の処理の痕跡がすべて記録される」ことが保証されており、これを評価した多くの金融機関がTKCのパソコン会計ソフトを導入した企業向けの融資商品を開発・提供している。
- 10 実際に多くの金融機関において、会計参与設置会社に対する融資商品が開発されている。

その内容は日本税理士会連合会HP参照。

- 11 この制度は、中小指針に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士等(税理士、税理士法人および公認会計士)により中小指針への準拠が確認されたチェックリストが提出された場合において、信用保証協会の保証料率が 0.1 %の割引が認められるというものである。
- 12 バーゼルⅡとは、国際決済銀行(BIS)が国際業務を営む銀行に対して要求する新しい自己資本規制であり、銀行が抱えるリスク額に対して最低 8 % (国内基準は 4 %) の自己資本を確保するよう義務づけている。
- 13 具体的には監督指針の貸出条件緩和債権を次のように改正している。

債務者が実現可能性の高い抜本的な経営改善計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長一年以内に当該経営改善計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長一年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

- 14 企業のライフステージを 5 区分し、「経営改善が必要な企業」・「事業の持続可能性が見込まれない企業」・「事業承継」に関して、外部専門家である税理士等との連携を掲げている。
- 15 「中間とりまとめ」は、以下のような提言をしている。

#### 中小企業に対する経営支援

戦略的経営力の強化でとりわけ必要なのが、財務基盤の強化であり、そのための資金調達である。その際、金融と経営支援の一体的取組みを推進していくことが重要であるが、その前提として、中小企業が自らの経営状況を把握し、金融機関への資金繰り等の説明を的確に行っていくことが不可欠である。

#### 中小企業の財務経営力の強化

中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが重要である。

- 16 中小企業庁ホームページで「中小会計要領の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱う金融機関を紹介しています」が公表されている。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/kinyukikan.htm>

- 17 それは、①チェックリストの全 15 項目すべてが中小指針に準拠していることをもって会計割引制度が適用されること、②中小指針に準拠している旨の記載があるにもかかわらず、故意・過失を問わず事実と異なる記載が認められると信用保証協会が判断する場合は、会計割引制度の利用を認めないことである。
- 18 その他、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」および「金融検査マニュアル」。
- 19 同法は、中小企業の経営力の強化を図るため、「中小企業の支援事業を行う者を認定し、そ



の活動を後押しするための措置」及び「中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置」を講じている。

- 20 中小会計要領に従って計算書類を作成している旨の税理士等による確認書類を信用保証協会に提出すると、保証料率が 0.1 % 割引かれる。
- 21 同「研究会」は、中小企業団体および金融機関等からなり、金融庁、財務省、農林水産省、法務省、経済産業省、中小企業庁がオブザーバーとして参画している。
- 22 中小企業庁は、「政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績」を取りまとめて公表している。同資料(2015 年 12 月 7 日公表)によれば、平成 26 年 2 月から平成 27 年 9 月末までの実績新規融資件数 84,624 件のうち、経営者保証に依存しない融資の割合は 22%となっている (<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/151207keiei.htm>)。金融庁も、「民間金融機関におけるガイドラインの活用実績」を取りまとめて公表している。同資料(2015 年 12 月 25 日公表)によれば、平成 27 年 4 月から 9 月までの実績新規融資件数 1,789,367 件のうち、経営者保証に依存しない融資の割合は 11.43%となっている (<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20151225-7/01.pdf>)。

#### 【参考文献】

- 河崎照行．2009．「中小企業における簿記の意義と役割」『会計』第 176 巻第 3 号．
- 金融庁．2016．『円滑な資金供給の促進に向けて』．
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会．1949．『中小企業簿記要領』．
- 坂本孝司．2015．『中小企業の財務管理入門－財務で会社を強くする』中央経済社．
- 藤巻治吉．1953．『中小会社経営簿記要領』税務経理協会．

# 第 1 章 中小企業金融における会計情報の役割

成川正晃（東北工業大学）

## 1 はじめに

2014 年版中小企業白書によると、全国企業数 386.4 万者のうち、中小企業<sup>1</sup>は、385.3 万者（99.7%）であり、全国従業者数 4,614 万人のうち、中小企業で 3,217 万人（69.7%）を占めている（中小企業庁 2014）。日本経済における中小企業のプレゼンスの高さ<sup>2</sup>の証左であり、ここに研究対象として中小企業を取り上げる意味もある。このような中小企業における会計を俯瞰する際には、2つの制度的<sup>3</sup>な動きが指摘できる。2005 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という）が、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会より公表された。また、2012 年 2 月には、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」が、中小企業庁、金融庁により公表された。「中小会計指針」や「中小会計要領」の公表により、中小企業会計に関する関心が高まってきているということもできる。これはある意味で、大企業向けの会計制度と中小企業向けの会計制度が並存する時代を迎えているということでもある。

会計制度面だけでなく、金融市場における大企業と中小企業との違いに目を向けると、一般的に大企業は財務基盤<sup>4</sup>が強いのにに対して中小企業では財務基盤が弱いと言われることも多い。このようなことから、中小企業金融<sup>5</sup>における、金融機関の中小企業向けの貸し出しはリスクが高いとか、高リスクゆえに、大企業向けに較べて高い金利でしか貸し出しができなかったり、あるいは貸し出し不能になったりするケースが多いとも言われることもあった。これは、やはり大企業向けの金融市場とは微妙に異なる中小企業向けの金融市場が存在していることの証左である。

このような中小企業金融における、会計情報の役割を明らかにし、可能ならば制度的な提言を行いたいというのが、本章での大きな意味での目標となる。そこで、研究手法として、隣接学問領域としての金融市場論の整理を援用していく。大企業向けの金融市場における様々な制度設計が、中小企業を対象とした中小企業金融の場では、どのような課題として表出し、その課題を克服するための中小企業の作り出す会計情報の可能性に言及しようとするのが具体的な目標となる。

## 2 中小企業金融の特徴としての間接金融

2005 年の中小企業白書（中小企業庁 2005）によると、従業員規模が小さい企業ほど資

金調達を借入れに依存しており、自己資本比率が低いことが指摘されていた。また、資本金別では、2015 年に財務省より公表された「法人企業統計調査結果（平成 26 年度）」によると、以下ようになる。

図表 1-1 自己資本比率（金融業、保険業を含む）の推移

（単位：％）

| 区分 \ 年度           | 2010<br>(平成 22) | 2011<br>(平成 23) | 2012<br>(平成 24) | 2013<br>(平成 25) | 2014<br>(平成 26) |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全 産 業             | 17.7            | 17.7            | 18.5            | 19.0            | 19.4            |
| 資 本 金 別           |                 |                 |                 |                 |                 |
| 1 0 億 円 以 上       | 15.1            | 15.2            | 15.4            | 15.8            | 16.4            |
| 1 億 円 ～ 10 億 円    | 29.1            | 28.9            | 31.9            | 31.8            | 32.6            |
| 1, 000 万円 ～ 1 億 円 | 30.1            | 29.4            | 32.3            | 33.8            | 34.0            |
| 1, 000 万円 未 満     | 4.8             | 8.0             | 12.3            | 14.2            | 16.6            |

（注）1. 自己資本比率 =  $\{(\text{純資産} - \text{新株予約権}) / \text{総資本}\} \times 100$

2. 全産業（金融業、保険業を含む）については、平成 21 年度年次別調査から、日本郵政（株）、郵便事業（株）、郵便局（株）、（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぽ生命保険及び（株）商工組合中央金庫を含んだ計数となっている。なお、平成 24 年 10 月 1 日付で郵便事業（株）と郵便局（株）が合併し、日本郵便（株）となっている。

出所：財務省 2015, 13 第 14 表。

図表 1-1 から明らかなように、中小企業の中でも、特に零細企業とでも言える資本金 1, 000 万円未満の企業では自己資本比率は低い<sup>6</sup>ことがわかる。一方、中小企業のうちでも、比較的自己資本比率が高い、資本金が 1, 000 万円～1 億円の企業でも 34.0%であり、依然間接金融に依存している体質がうかがえる。

そこで本章では、中小企業金融における間接金融に絞って議論を行うものとする。

### 3 金融市場における情報の非対称性

金融市場には、資金の貸し手と借り手が存在する。貸し手は金融機関であり、借り手は企業である。貸し手と借り手の情報がお互いに完全に入手できると想定すれば、適切な条件で資金融資が行われると考えられる。たとえば、今、市場に健全な中小企業と不健全な中小企業が存在すると仮定する。この時、金融機関が入手する情報と企業側が提供する情報に関して、両者が同じ情報を共有できているケースを想定する。健全な中小企業は不健全な中小企業よりも有利な条件で取引を行えるであろうし、不健全な中小企業は健全な中小企業と比較すると、不利な条件でしか取引を行うことができない。このような状況を情

報が対称的であると考え。例えば、以下のようなケースである。

図表 1-2 金融取引開始時に情報が対称的なケース

| 資金の貸し手 | 資金の借り手 | 資金需要額     | 状況  | (適切な条件での)<br>融資金利 |
|--------|--------|-----------|-----|-------------------|
| A 信用金庫 | X 企業   | 1, 000 万円 | 健全  | 年利 1%             |
|        | Y 企業   | 1, 000 万円 | 不健全 | 年利 10%            |

出所：筆者作成。

しかし、金融市場において、必ずしも情報は対称的ではなく、情報優位者と情報劣位者が存在する状態がある。この場合、資金の貸し手となる金融機関が情報劣位者となり、資金の借り手となる中小企業が情報優位者となる。現実にはこれが常態である。このような状況を金融市場における情報の非対称性(information asymmetry)という。

金融市場における情報の非対称性を原因として、つぎのような問題が生じることが知られている。

### 3.1 逆選択

情報の非対称性が存在すると、すなわち、金融機関が健全な中小企業と不健全な中小企業の情報を区別して入手できなければ、平均的な一律の条件で資金融資の取引をせざるを得なくなる。例えば、つぎのようなケースを想定してみる。

図表 1-3 金融取引開始時に情報が非対称的なケース

| 資金の貸し手 | 資金の借り手     | 資金需要額     | 状況      | (一律な条件での)<br>融資金利 |
|--------|------------|-----------|---------|-------------------|
| A 信用金庫 | (健全な)X 企業  | 1, 000 万円 | 差別化できない | 年利 5.5%           |
|        | (不健全な)Y 企業 | 1, 000 万円 |         |                   |

出所：筆者作成。

この時、健全な X 企業にとっては、本来の有利な条件（年利 1%）での資金調達ができなくなる。そこで健全な X 企業はこの金融市場から退出し、別の資金調達方法を模索することになる。一方、不健全な Y 企業にとっては、本来の不利な条件（年利 10%）に比べてより有利な条件（年利 5.5%）で融資を受けられるということになっていく。その結果、金融市場には不健全な企業（群）しか存在しなくなる。

金融機関が本来、資金を融資したいと考える健全な中小企業が市場からいなくなり、選択したい対象ではなく、逆の不健全な中小企業を選択してしまうことから、逆選択（アドバースセクション）と呼ばれる。これは、もともとは、アカロフ（George Akerlof）が

1970 年に発表した論文により示されたレモン市場<sup>7</sup>を端緒としている。

逆選択が問題になるのは、金融取引の契約前の情報の非対称性が原因であるといえる。

### 3.2 モラルハザード

上記のような金融取引契約時点での情報の非対称性を原因とする事象以外に、金融取引契約後の情報の非対称性が問題になるケースがある。

図表 1-4 金融取引開始後に情報が非対称的なケース

| 資金の貸し手 | 資金の借り手 | 資金需要額     | 融資後の状況<br>回収可能性 | 非対称的情報   |
|--------|--------|-----------|-----------------|----------|
| A 信用金庫 | Z 企業   | 1, 000 万円 | 90 %            | 信用金庫には不明 |

出所：筆者作成。

企業側からすると、返済が滞りなく行えるかどうかは、それぞれの企業の頑張りに依存する面もある。すなわち、言い換えるといかに返済に向けて注意を払っていくかということである。しかし、この中小企業側が返済に向けて注意を払っているという行動は金融機関側に見えにくいものである。図表 1-4 のケースでは、Z 企業は、融資後の現在の状況では、融資額の 90 %返済できることが見込まれる。しかし、Z 企業では正常な注意を怠ると返済可能性が減少するし、一方で注意を今以上に払っていくことで返済可能性を維持・高めることができるケースを想定する。企業が注意を払うかどうかは、そのコストが相応しいものかどうかによって判断される。

以下の状況であれば、企業は注意を払うことになる。

返済不能による社会的損失×注意を払うことによる低下する返済不能確率＞注意を払うコスト

しかし、何らかの制度的設計により、企業（や経営者）が被る損害が制限されていたり損害補償制度があったりすれば、上記式の不等号が逆になり、当事者である企業が注意を払う努力を怠る状況が生まれる。その結果、実際の返済が滞る場合が生じたりして、市場の関係者に悪影響を与える。これをモラルハザードという。金融市場においては、借り手の返済努力に関する情報の非対称性によりモラルハザードが生じることになる。中小企業側に、過度な保護施策を施せばモラルハザードがより進展してしまうというジレンマがある。

以上概観してきたように、金融市場において情報の非対称性により逆選択やモラルハザードの問題が生じる。また、それには金融取引開始時点における情報の非対称性を原因とするか、金融取引開始後に生じている情報の非対称性を原因とするのかという时期的な違いもあることが確認できた。

図表 1-5 情報の非対称性により問題が生じる時期

|         | 問題が生じる時期 |
|---------|----------|
| 逆 選 択   | 金融取引契約前  |
| モラルハザード | 金融取引契約後  |

出所：筆者作成。

図表 1-5 に整理したように、金融市場における情報の非対称性は、金融取引が契約締結から決済まで時間をまたいで行われることに起因して生じていることがわかる。

また、これらの金融市場においての情報の非対称性の問題は、大企業や中小企業の区別なく起こりうるものと言える。ただし、中小企業においては、大企業と比較して、より情報の非対称性の程度<sup>8</sup>が大きいことが考えられる。この点が中小企業金融の特徴であると言える。

## 4 情報の非対称性への対処

金融市場の様々な工夫や対策は、上記で述べた情報の非対称性から生じている問題を軽減するために実施されていると言える。大企業、特に金融商品取引法適用会社では、様々な制度設計がなされており、情報の非対称性を緩和、低減する試みがなされているのに対して、中小企業では、制度としての情報の非対称性を緩和する制度設計が大企業と比べると不十分である点が、中小企業金融における情報の非対称性の問題を顕在化させていると見ることができる。

### 4.1 逆選択への対処

逆選択は、金融取引締結前の情報の非対称性が原因であるから、取引開始前に情報の非対称性を軽減させれば良いことになる。

資金需要者である企業は、情報劣位者である金融機関に対して、決済の確実性を示唆するために、企業が金融機関に対して合図を送れば良いことになる。これがシグナリングである。このシグナリングを参考にして金融機関は融資を実行することで、情報の非対称性を緩和した融資を実行できることがわかる。

例えば、情報優位者である中小企業側が自ら担保や保証を情報劣位者である金融機関に差し出すのは、追加的な情報となり、中小企業側は、より低コストで資金調達を可能にするのも、1つのシグナリングである。また、中小企業会計基準（中小会計指針や中小会計要領）に準拠した計算書類を金融機関に提出することも、追加的な情報となり、中小企業自らの信用力を示そうとするシグナリングの1つである。このような中小企業会計基準に準拠した計算書類の作成という点で、中小企業金融における会計情報の役割があると指摘

できる。

しかし、このようなシグナリングとしての中小企業の作成する財務諸表には問題も多い点が、次章以降でも触れられている。また、一方で資金の貸し手である金融機関は、より良いシグナリングを自ら求めることになる。例えば第2章で取り上げている金融機関の「自己査定」や、第3章で取り上げている「金融機関の貸出審査」などである。これらの実務を知ることは、解決策の糸口を探ることにもなる。また、資金の借り手側である中小企業は、会計実務家の支援を受け、計算書類に信頼性を付与していくことが求められる。例えば実務家が税務申告時に行っている「書面添付制度」などの実務における様々な対応を説明することで示唆が得られることになる。

また、何よりも中小企業側、特に経営者（層）の意識の高さが求められる。すなわち、経営者（層）に対する計算書類の信頼性付与に対する意識醸成のための教育面の支援が求められる。

## 4.2 モラルハザードへの対処

モラルハザードは、金融取引締結後の情報の非対称性が原因であるから、取引開始後に情報の非対称性を軽減させれば良いことになる。すなわち、金融機関や支援機関等による、資金融資後のモニタリングである。資金決済までの期間にわたり、常に相手をモニタリングしていくことにより、融資した資金が当初計画通りに利用されているかを把握し、確実な資金回収に繋げていくことができる。例えば、コベナンツ（財務制限条項）等を導入することにより、財務制限条項等を守っているかどうかを把握することで資金回収の適切な時期も把握できる。ここにおいても、信頼できる会計情報が必要であることは指摘できる。このモニタリングは、中小企業側が会計専門家の「巡回監査」等を積極的に受け入れることで、自ら情報の非対称性を軽減することもできることを意味する。

一方で、担保や保証人の存在がモラルハザードを制御するという場合もあると言われている点には、注意が必要である。担保や保証人の存在により、経営者は相当の注意を払い自動的にモラルハザードを制御しているという意味である。担保・保証人に過度に依存しない中小企業金融については後の章で触れられるが、モラルハザードを制御する機能を事業性評価に担わせる仕組みづくりが必要であろう。担保や保証人に代わる機能を事業性評価が発揮できるのかについては、実証的知見も必要となる。なお、モラルハザードには、中小企業を過度に守るような制度設計を行うと、かえってモラルハザードを助長してしまうというジレンマを抱えている。中小企業は、大企業に比してその人材面で劣るという指摘があるが、中小企業における人材教育の面を充実させモラルハザード制御することにより、ジレンマの克服を心がける必要がある。

## 5 まとめ

金融市場において情報の非対称性をなくす、あるいは軽減する取組みは、以前から行われてきている。特に大企業に対する金融市場では、半ば成功しているようにも見える。例えば監査された公表財務諸表を基礎とした金融機関による融資判断や、財務制限条項の設定などである。

しかし、このような施策を中小企業金融に当てはめることについては、その効果の検証を含めて、中小企業を対象とした中小企業金融では、まだ道半ばと言える。例えば、「金融機関は会計実務において中小企業会計基準（財務諸表）に信頼性の保証があるのか問題視している」（岡部 2015, 16）のであれば、金融機関は、中小企業が提供する計算書類に対して良いシグナリングとは見ていないことになる。それゆえ、金融機関は独自の貸出審査を行っており、このような実務からは参考にすべき点が多い。金融機関の貸出審査では、決算書の分析という定量評価に加えて定性的な評価も加えている（例えば浜松信用金庫の例を次章以降で参照）。しかし、定性的評価も必要であるとはいえ、中小会計指針や中小会計要領に基づいた計算書類に対しての信頼性の付与が喫緊の課題である点も指摘できる。すなわち、この点に会計情報の役割を指摘することができる。

また、中小企業金融の特徴として、従来は経営者保証に依存してきたといわれているが、今後は担保・保証人に過度に依存せず「事業性評価」も重視する姿勢が強調される（次章以降参照）。この点は、従来実質的に中小企業は無限責任化していた組織を有限責任化に切り替える動きと捉えることができるが、その分、

返済不能による社会的損失×注意を払うことによる低下する返済不能確率＞注意を払うコスト

という式の左辺の金額を小さくすることを意味するので、モラルハザードの可能性を高めることが指摘できる。したがって今後は、経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組みと共に、貸し出し後のモニタリングも喫緊の課題であると言える。例えば、モニタリング時の指標として大企業でしばしば利用されている財務制限条項等に類するものを設けるとすると、やはり、中小企業金融において会計情報の役割が高まってきていると指摘できる。

中小企業金融における問題は、大企業と比較して情報の非対称性が大きいために生じているなら、その情報の非対称性を緩和させれば良いことがわかる。大企業向けの施策が必ずしも中小企業向けの施策とはならない面もあるかもしれないが、中小企業金融を取り巻く、3者（金融機関、中小企業、支援機関・会計専門家）の密接な協力・相互理解のもと情報の非対称性の緩和に取り組んでいくことが、中小企業金融を円滑化することになると言える。また、中小企業会計学会のような公的性格を有した中立的な団体からの積極的な発言が中小企業（金融）の発展に寄与することも多いと言えよう。



(注)

- 1 中小企業の定義は一樣ではない。例えば中小企業基本法で定義する中小企業者と法人税法での定義は異なる。本章で対象とする中小企業とは、中小企業基本法における中小企業者とする。中小企業基本法第2条によると、次のように整理される。

| 業 種                         | 中小企業者<br>(下記のいずれかの条件を満たすこと) |             |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------|
|                             | 資本金の額または出資の総額               | 常時使用する従業員の数 |
| 一 製造業，建設業，運輸業その他の業種（二～四を除く） | 3 億円以下                      | 300 人以下     |
| 二 卸売業                       | 1 億円以下                      | 100 人以下     |
| 三 サービス業                     | 5, 000 万円以下                 | 100 人以下     |
| 四 小売業                       | 5, 000 万円以下                 | 50 人以下      |

なお、本章で取り扱う中小企業とは、日本における中小企業であり、各国においては中小企業の定義はやや異なる。

- 2 売上高（法人のみにについて）では、全国 1374,5 兆円のうち、中小企業は、609,6 兆円（44.4%）であり、大企業の方がウエイトが高い。
- 3 中小企業会計制度が確たるものとして存在していると考えているわけではない。しかし、中小企業を対象とする中小会計指針や中小会計要領は厳密な意味では会計基準ではないが、会計基準に類するものとして「会計制度」の一翼を担うものと本章では位置づけている。
- 4 本章では、財務基盤を自己資本の充実度、すなわち自己資本比率の程度という意味で用いている。すなわち、大企業と比較して中小企業では、自己資本比率が低いと従来言われてきている点を意味する。しかし、例えば 2014 年度では、資本金別で見ると、資本金 1, 000 万円未満の企業が自己資本比率 16.6%で、資本金 10 億円以上の企業は 16.4%である点には注意が必要である（図表 1-1 参照）。
- 5 中小企業を対象とした金融という意味で用いている。金融市場メカニズム自体の基本原理は、大企業向けの金融市場となんら変わることがないものの、中小企業の特性による独自の金融市場メカニズムが存在するという想定も含む用語として用いている。
- 6 資本金別自己資本比率を比較すると、資本金 1, 000 万円未満の企業で極端に低い点が指摘できるが、一方で 2010 年に 4.8%だったものが、2014 年には 16.6%と急速に上がってきている点も指摘できる。
- 7 レモンとは、不良品を意味するアメリカ口語であり、外見は色鮮やかでも中身は酸っぱいレモンにちなんで呼ばれる。アカロフは、レモン市場の例として中古車販売市場を取り上げ、中古車の買い手がその品質を正確に知らない場合、劣悪な品質の不良品しか

市場で取引されなくなってしまう可能性を指摘した。

8 情報の非対称性の程度を何に求めるのかは、慎重な検討が必要である。例えば、資本金規模やリレーションシップ・バンキングの文脈からは、取引金融機関との取引年数等も考えられる。

#### 【参考文献】

Akerlof, G. 1970. The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism. *Quarterly Journal of Economics* 84 : 488-500.

岡部勝成. 2015. 「中小企業会計と中小企業金融の関連性」『商経学会誌』第 33 巻第 1・2・3・4 合併号 : 15-29.

小藤康夫. 2009. 『中小企業金融の新展開』税務経理協会.

鹿野嘉昭. 2008. 『日本の中小企業 CRD データによる経営と財務の実像』東洋経済新報社.

財務省. 2015. 『法人企業統計調査結果（平成 26 年度）』財務省.

新田町尚人. 2014. 「中小企業金融の問題点：1963 年～2013 年の中小企業白書から」『生活経済研究』第 39 号 : 69-78.

中小企業庁. 2005. 『中小企業白書 2005 年版』中小企業庁.

中小企業庁. 2014. 『中小企業白書 2014 年版』中小企業庁.

中小企業庁. 2015. 『中小企業白書 2015 年版』中小企業庁.

益田安良. 2006. 『中小企業金融のマクロ経済分析-健全化へ向けた経済政策と金融システム』中央経済社.

## 第2章 金融検査マニュアルと金融機関の自己査定

### － 金融機関の信用格付と自己査定の実務 －

平井 正大（浜松信用金庫 常務理事）

#### 1 はじめに

バブル崩壊後、多くの金融機関が多額の不良債権を抱え苦しんでいた1998年6月に、大蔵省(当時)から民間金融機関の検査・監督部門が切り離され(金融と財政の分離)「金融監督庁(当時)」が誕生した。

翌1999年7月に公表された「金融検査マニュアル」の特徴は、「金融当局指導型から自己管理型への転換」と「資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査への転換」の2つであり、旧大蔵省時代の護送船団方式からの訣別と金融機関が不良債権を自己管理する経営への転換を求めたものであった。

公表された「金融検査マニュアル」には、自己査定基準の適切性の検証ポイントが記載されており、ほぼ全ての金融機関がこの「金融検査マニュアル」を参考として内部規定等を作成し、自己査定を実施している。本章では、この金融機関の自己査定に関する実務を解説する。

#### 2 「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の公表

1999年7月に公表された「金融検査マニュアル」において、「中小零細企業等の債務者区分の記述が抽象的でわかりにくい」あるいは、「検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないか」との意見を受け、2002年6月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が公表された。同別冊(中小企業融資編)は、債務者の経営実態の把握の向上に資することを目的としており、中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例が記載されている(金融庁 2015b, 1)。

その後、当該別冊の内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂されているが、「中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要」とされている。

また、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法は既に終了したが、その精神は現在も「金融円滑化編」として存続している。

中小企業金融専門機関である浜松信用金庫(以下、当金庫と記述)においても自己査定の実務において、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態を適切に把握し、より正確な債務者区分判断を実施している。

### 3 自己査定基準の適切性と自己査定結果の正確性の検証（別冊中小企業融資編）

#### 3.1 自己査定とは

自己査定を実施する目的は、金融機関の健全性の確保であり、金融機関自らが貸出金等の資産内容を正しく評価したうえで適正な償却・引当を実施し、自金融機関の正確な財務諸表を作成することにある。

金融機関は貸出金の自己査定において、個々の債務者毎に原則として「信用格付」の結果に基づき、債務者区分を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分のいずれかに区分し（「要注意先」となる債務者は「要管理先」である債務者とそれ以外の債務者とを分けて分類することが望ましいとされている）、そのうえで個別の債権毎に債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じてⅠ～Ⅳ分類のいずれかに分類する（金融庁 2015a, 69-103）。

ただし、全債務者に対して精緻な「信用格付」を実施することは膨大な労力を必要とすることから現実的に不可能であり、ほとんどの金融機関において一定金額以上の債権を有する債務者をその対象としている。それ以外の債務者は提出された財務諸表（実態修正せず）や約定返済の状況（延滞の有無）等で債務者区分を判断している。

参考までに、当金庫における自己査定において「信用格付」を実施している割合は、債務者数のおおよそ1割強、債権金額では6割強となっている。

#### 3.2 信用格付とは

中小・零細企業等の債務者区分においては、実態的な財務内容や業種的な事業特性を踏まえた事業の継続性と収益性を見通し、債務償還能力等に加え、技術、販売力や成長性、代表者等の収入状況や資産内容等を総合的に判断するものとされている（金融庁 2015a, 83）。

当金庫では、財務諸表をより実態を表すものに修正し、さらに「業界動向」や「経営者」、「経営基盤」といった定性情報を総合的に判断し信用格付を行っている。

#### 3.3 信用格付の正確性

金融機関の信用リスクを的確に評価・計測するためには、適切な信用格付制度の整備が重要であり、個別債務者毎の信用格付の見直しが、決算期毎等あるいは必要に応じて行われる態勢整備が必要である。

債務者の実態的な業績推移のほか、延滞の発生、資金繰りの悪化、業況の変化等の情報を適時適切に信用格付に反映する態勢となっていることが求められている。

##### 3.3.1 実態財務への修正（不良資産等の有無）（図表 2-1，図表 2-2 参照）

いわゆる、税法基準で作成されている中小・零細事業者の財務諸表の資産および負債科目を精査し、実態財務に修正したうえで定量的なスコアリング評価を実施する。

- ・ 営業店が、債務者より決算書一式（別表・決算書・付属明細書）を徴求し、システムにデータ入力

図表 2-1 信用格付表（法人）

## \* \* 信用格付表（法人）\* \*

| 店番             |                  |           |      |           |      |          |      |          |
|----------------|------------------|-----------|------|-----------|------|----------|------|----------|
| 取引先名           | (0000010) サンプルA社 |           |      |           |      |          |      |          |
| 業種             |                  |           |      |           |      |          |      |          |
| 財 務 評 価 項 目    | 配点               | 平成27年03月期 |      | 平成28年03月期 |      | 修正後      |      | 業種平均     |
|                |                  | 比率        | 評点   | 比率        | 評点   | 比率       | 評点   | 比率       |
| 流動比率(%)        | 10               | 136.5     | 3.7  | 143.2     | 3.9  | 120.5    | 3.3  | 201.2    |
| 固定長期適合率(%)     | 5                | 68.5      | 2.6  | 69.6      | 2.5  | 82.7     | 2.1  | 53.2     |
| 自己資本比率(%)      | 15               | 22.6      | 8.2  | 33.7      | 10.2 | 26.6     | 8.9  | 17.0     |
| 経常収支比率(%)      | 10               | 131.2     | 8.6  | 100.0     | 3.4  | 100.0    | 3.4  | 103.2    |
| インタレストカバレッジ(倍) | 10               | -0.1      | 3.1  | 2.2       | 4.1  | -1.6     | 2.3  | 3.6      |
| キャッシュフロー(千円)   | 15               | -20,413.9 | 2.2  | 14,963.4  | 7.4  | 14,963.4 | 7.4  | 14,024.5 |
| 債務償還可能年数(年)    | 10               | 999.0     | 0.0  | 21.2      | 2.2  | 21.2     | 2.2  | 15.8     |
| 総資本経常利益率(%)    | 5                | -0.9      | 1.1  | 1.1       | 1.5  | -2.1     | 0.8  | 4.0      |
| 売上経常利益率(%)     | 10               | -0.9      | 2.7  | 0.9       | 3.4  | -1.6     | 2.3  | 2.1      |
| 自己資本(百万円)      | 10               | 162.7     | 9.8  | 217.8     | 10.0 | 155.7    | 9.6  | 33.0     |
| 合計             | 100              |           | 42.0 |           | 48.6 |          | 42.2 |          |

| 定性評価項目 | 配点  | 評点 | 格付基準と債務者区分 |        |       |     |       |       |
|--------|-----|----|------------|--------|-------|-----|-------|-------|
|        |     |    | 格付         | スコア    | 債務者区分 | 格付  | スコア   | 債務者区分 |
| 業界動向   | 30  | 15 | A A        | 80～100 | 正常先   | B B | 25～34 | 要注意先  |
| 経営者    | 40  | 36 | A B        | 70～79  | 正常先   | B C | 20～24 | 要注意先  |
| 経営基盤   | 30  | 18 | A C        | 60～69  | 正常先   | C C | 0～19  | 破綻懸念先 |
|        |     |    | A D        | 45～59  | 正常先   | D D | 0～19  | 実質破綻先 |
|        |     |    | B A        | 35～44  | 要注意先  | E E | 0～19  | 破綻先   |
| 合 計    | 100 | 69 |            |        |       |     |       |       |

(注) 財務評価が 25 点未満の場合は定性評価の上限を 15 点とする

\* ネガティブチェック

2 期連続赤字 ・ ・  
・ ・

\* ネガティブチェック該当先は修正格付基準に基づき修正する

| 決算期   | 財務 70 % | 定性 30 % | 定性上限 | 合計 | 格付  | *修正格付 | 本部修正格付 | 事後格付 | 自己査定 |
|-------|---------|---------|------|----|-----|-------|--------|------|------|
| 26-03 | 32      | 20      |      | 52 | A D |       |        |      |      |
| 27-03 | 29      | 21      |      | 50 | A D |       |        |      |      |
| 28-03 | 30      | 21      |      | 51 | A D | B B   | A D    |      |      |

## (本部修正格付の理由)

2 期連続赤字のネガティブチェックで B B に修正となったが、27 年 3 月期は特別損失による赤字であること、役員報酬支払状況も加味し本部修正格付は A D と判断する。

## (事後格付の理由)

## 事後格付判定

|      |  |
|------|--|
| 確定評価 |  |
| 確定日付 |  |

| 業績の概要 |         |        |        |         |       |         |         |        |        |
|-------|---------|--------|--------|---------|-------|---------|---------|--------|--------|
| 決算期   | 売上高     | 営業利益   | 経常利益   | 当期利益    | 減価償却費 | 総資産     | 自己資本    | SDB 階級 | SDB PD |
| 26-03 | 664,142 | 14,581 | 18,278 | 1,828   | 3,086 | 929,633 | 228,227 | S5     | 0.7449 |
| 27-03 | 735,611 | 7,208  | 4,296  | -23,014 | 2,600 | 763,095 | 205,212 | S6     | 0.8975 |
| 28-03 | 759,930 | 11,091 | 7,172  | 12,599  | 2,363 | 647,043 | 217,812 | S6     | 1.0817 |

| 修正財務の概要 |         |       |        |        |         |        |         |         |      |
|---------|---------|-------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|------|
| 決算期     | 借入総額    | 役員借入金 | 不良資産   | 償却不足累計 | 実質自己資本  | 営業利益   | 経常利益    | 当期利益    | 個人合算 |
| 26-03   | 610,742 | 0     | 30,123 | 0      | 198,104 | 14,581 | 18,278  | 1,828   |      |
| 27-03   | 435,215 | 0     | 42,503 | 0      | 162,709 | -3,671 | -6,583  | -35,394 |      |
| 28-03   | 317,612 | 0     | 62,143 | 0      | 155,669 | -8,448 | -12,367 | -7,040  |      |

浜松信用金庫 信用格付フォーマット

※著作権は㈱情報企画に帰属、無断転載を禁じます

図表 2-2 修正財務確認表

## \* \* 修正財務確認表 \* \*

|      |                  |
|------|------------------|
| 店番   |                  |
| 取引先名 | (0000010) サンプルA社 |
| 業種   |                  |

(単位：千円)

## 【 不良資産等 】

| 勘定科目      | 平成26年03月期 | 平成27年03月期 | 平成28年03月期 | 増 減    | コメント |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|------|
| 棚卸資産      | 23,931    | 34,187    | 36,095    | 1,908  |      |
| 受取手形      | 0         | 624       | 0         | -624   |      |
| 売掛金       | 0         | 0         | 18,256    | 18,256 |      |
| 有価証券      | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 前渡金       | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 未収入金      | 6,192     | 6,192     | 6,192     | 0      |      |
| 前払費用      | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 仮払金       | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 短期貸付金     | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| その他流動資産   | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 土地        | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 投資有価証券    | 0         | 1,500     | 1,600     | 100    |      |
| 長期貸付金     | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| その他投資     | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 繰延資産      | 0         | 0         | 0         | 0      |      |
| 不良資産合計    | 30,123    | 42,503    | 62,143    | 19,640 |      |
| 減価償却不足累計額 | 0         | 0         | 0         | 0      |      |

## 【 個人資産負債合算 】

|        |   |           |   |
|--------|---|-----------|---|
| 定期性預金  | 0 | 借入金       | 0 |
| 有価証券   | 0 |           |   |
| 建物・構築物 | 0 |           |   |
| 土地     | 0 | (差引)評価差額金 | 0 |

## 【 借入金修正 】

|             |   |
|-------------|---|
| 長期借入金→短期借入金 | 0 |
| 短期借入金→長期借入金 | 0 |

## 【 役員等からの借入金修正 】

代表者および代表者と生計を共にする親族からの借入金は、劣後ローンと見做し借入金から控除し、自己資本に組み入れする。

|                    |         |
|--------------------|---------|
| B／S借入金             | 317,612 |
| 短期借入金→任意積立金(役員借入金) | 0       |
| 長期借入金→任意積立金(役員借入金) | 0       |
| その他固定→任意積立金(役員借入金) | 0       |
| 自己資本組み入れ額          | 0       |
| 実質借入金              | 317,612 |

## ( その他科目修正 )

|   |   |
|---|---|
| → | 0 |
| → | 0 |
| → | 0 |

## 【 利益修正 】

|            |   |
|------------|---|
| 役員報酬等削減可能額 | 0 |
|------------|---|

## 【修正比較貸借対照表】

| 勘定科目      | 平成26年03月期 | 平成27年03月期 | 平成28年03月期 | 勘定科目      | 平成26年03月期 | 平成27年03月期 | 平成28年03月期 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 現金・預金     | 170,277   | 141,108   | 28,587    | 支払手形      | 36,743    | 40,378    | 39,573    |
| 受取手形      | 40,006    | 23,536    | 13,016    | 買掛金       | 35,855    | 45,932    | 54,053    |
| 売掛金       | 123,923   | 151,733   | 134,531   | 短期借入金     | 305,800   | 210,678   | 155,450   |
| 有価証券      | 0         | 0         | 0         | その他流動負債   | 18,066    | 36,359    | 17,992    |
| 棚卸資産      | 135,607   | 136,749   | 144,381   | 流動負債合計    | 396,464   | 333,346   | 267,068   |
| 短期貸付金     | 0         | 0         | 0         | 長期借入金     | 304,942   | 224,537   | 162,163   |
| その他流動資産   | 160,157   | 2,027     | 1,410     | その他固定負債   | 0         | 0         | 0         |
| 流動資産合計    | 629,970   | 455,153   | 321,925   | 固定負債合計    | 304,942   | 224,537   | 162,163   |
| 建物・構築物    | 38,363    | 35,955    | 33,707    | 引当金合計     | 0         | 0         | 0         |
| 土地        | 196,224   | 196,224   | 196,224   | 負債合計      | 701,406   | 557,883   | 429,231   |
| その他有形固定資産 | 482       | 289       | 173       | 資本金       | 100,000   | 100,000   | 100,000   |
| 無形固定資産    | 640       | 640       | 640       | 資本剰余金     | 0         | 0         | 0         |
| 長期貸付金     | 0         | 0         | 0         | その他剰余金    | 98,104    | 62,709    | 55,669    |
| 投資有価証券    | 24,298    | 22,798    | 22,698    | (役員借入金)   | 0         | 0         | 0         |
| その他投資     | 9,534     | 9,534     | 9,534     | (繰越利益剰余金) | -79,105   | -114,500  | -121,540  |
| 固定資産合計    | 269,540   | 265,439   | 262,976   | 純資産合計     | 198,104   | 162,709   | 155,669   |
| 繰延資産      | 0         | 0         | 0         |           |           |           |           |
| 資産合計      | 899,510   | 720,593   | 584,900   | 負債・純資産合計  | 899,510   | 720,593   | 584,900   |

浜松信用金庫 信用格付フォーマット

※著作権は㈱情報企画に帰属、無断転載を禁じます

を行い財務分析帳票一式（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、各種分析指標）を作成する。資産性に懸念のある資産科目については不良資産の認定による修正財務評価を行う。また、負債科目のうち、代表者等からの借入金等実質的に返済を求められず、他の債務に対して劣後性を有する債務を擬似資本金として修正する。

- ・ 売上債権、仕入債務、棚卸資産等の金額や回転率が異常値としてチェックされた場合、その要因を十分に検証する。また付属明細書を２期以上比較し、固定化し回収に懸念のある売掛金や貸付金等がないか確認する。
- ・ 別表 16、固定資産台帳兼減価償却計算、過年度の減価償却不足累計額の確認書等から減価償却不足を確認する。
- ・ 金融機関に求められている「適正な貸倒引当金計上」の観点から、債務者区分のボーダーライン上の債務者は、特に注意して実態財務への修正を行う。

### 3.3.2 定性情報による調整（図表 2-3 参照）

債務者の外部環境および内部環境を分析し、下記の項目についてスコアリング評価を実施する。

- ・ 業界動向…景気動向、取扱製品・商品の需給動向、同業者との競争力、業界内のマーケットシェア、主力製品・商品・サービスの採算性等
- ・ 経営者 …計数観念、経営管理能力、経営者としての資質（以上の３項目は、経営者自身が、決算・事業計画を自ら説明できることが重要な判断要素）、事業専念度、企画力・実行力、後継者、組織・経営陣、正味個人資産、従業員教育等
- ・ 経営基盤…業歴、販売基盤、仕入基盤、技術力・サービス力、資金調達余力

### 3.3.3 取引方針策定（図表 2-4 参照）

定量評価によるスコアリングおよび定性評価によるスコアリングにより算出された信用格付に基づき、債務者の現況や経営上の課題および問題点の解決の見通し、資金繰りの見通し等を検証し、今後１年間の基本的な取引方針を策定する。

- ・ 債務者の現況と問題点…事業内容・特性・資金繰り等  
過去の財務データの分析において、売上・利益・キャッシュフロー・不良資産等の増減（トレンド）とその要因を検証する。一過性の要因なのか、構造的な要因なのか。また資金繰りの状況はどうか、経営者が１年間どのような努力を行った結果として今回の決算となったのか、それらの要因を掘り下げていくことにより事業価値と経営課題を認識することにつながる。
- ・ 今後の業況等の見通し…赤字解消・経営改善計画・業況好転の見通し等  
上記財務面および事業面の把握に加え、経営者が上記課題の解決に努力している施策の実現可能性および将来キャッシュフローの増減見通しを判断する。
- ・ 今後１年間の取引方針および他行状況  
上記債務者の実態把握および成長性や再生可能性、さらに過去の取引実績や他行動向、メイ

図表 2-3 定性情報一覧表

## \* \* 定性情報一覧表 \* \*

|      |                  |
|------|------------------|
| 店 番  |                  |
| 取引先名 | (0000010) サンプルA社 |
| 業 種  |                  |

| チェック項目           |                           | 平成27年03月期 | (回答率)<br>評点<br>(配点)<br>小計 | 平成28年03月期 | (回答率)<br>評点<br>(配点)<br>小計 |
|------------------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|---------------------------|
|                  |                           | 回 答       |                           | 回 答       |                           |
| 業<br>界<br>動<br>向 | 景気動向                      | 薄曇り・曇り    |                           | 薄曇り・曇り    |                           |
|                  | 取扱製品・商品の需給動向              | 需要普通      |                           | 需要普通      |                           |
|                  | 同業者との競争力                  | 競争力は普通    |                           | 競争力は普通    |                           |
|                  | 業界内のマーケットシェア              | 普通        | (100%)                    | 普通        | (100%)                    |
|                  | 主力製品・商品・サービスの採算性          | 普通        | 50                        | 普通        | 50                        |
|                  |                           |           | (30)                      |           | (30)                      |
|                  |                           |           | 15                        |           | 15                        |
| 経<br>営<br>者      | 経営者の計数観念                  | 計数観念は強い   |                           | 計数観念は強い   |                           |
|                  | 経営管理能力                    | 経営管理能力は高い |                           | 経営管理能力は高い |                           |
|                  | 経営者としての資質                 | 資質は高い     |                           | 資質は高い     |                           |
|                  | 経営者の公私混同・異性関係の有無・各種団体への参加 | なし        | (100%)                    | なし        | (100%)                    |
|                  | 企画力・実行力                   | 優れている     | 90                        | 優れている     | 90                        |
|                  | 後継者                       | 後継者あり     | (40)                      | 後継者あり     | (40)                      |
|                  | 組織・経営陣                    | 標準的       |                           | 標準的       |                           |
|                  | 経営者の正味個人資産                | 資産余力は多い   |                           | 資産余力は多い   |                           |
|                  | 従業員教育                     | 標準的       |                           | 標準的       |                           |
| 経<br>営<br>基<br>盤 | 当金庫とのコミュニケーションの評価         | 十分に行われている | 36                        | 十分に行われている | 36                        |
|                  | 業歴                        | 20年以上     |                           | 20年以上     |                           |
|                  | 販売基盤                      | 普通        | (100%)                    | 普通        | (100%)                    |
|                  | 仕入基盤                      | 普通        | 60                        | 普通        | 60                        |
|                  | 技術力・サービス力                 | 普通        | (30)                      | 普通        | (30)                      |
|                  | 資金調達余力                    | 若干あり      |                           | 若干あり      |                           |
|                  |                           |           | 18                        |           | 18                        |
| 合 計              |                           |           | 69                        | 合 計       | 69                        |

[変更理由欄]

|                  | チェック項目（変更理由） | 平成27年03月期 | 平成28年03月期 |
|------------------|--------------|-----------|-----------|
| コ<br>メ<br>ン<br>ト |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |
|                  |              |           |           |

浜松信用金庫 信用格付フォーマット

※著作権は㈱情報企画に帰属、無断転載を禁じます



図表 2-4 取引方針策定書

**\* \* 取 引 方 針 策 定 書 \* \***

|      |                  |
|------|------------------|
| 店 番  |                  |
| 取引先名 | (0000010) サンプルA社 |
| 業 種  |                  |

債務者の現況と問題点（事業内容・特性・資金繰等）

今後の業況等の見通し（赤字解消・改善計画・好転の見通し等）

部店長所見（今後1年間の取引方針および他行動向）

☐ 1. 積極
 ☐ 2. やや積極
 ☐ 3. 現状維持
 ☐ 4. 縮小
 ☐ 5. 撤退
 ☐ 6. 回収

貸出金利・保全強化策

本部特記事項

浜松信用金庫 信用格付フォーマット

※著作権は㈱情報企画に帰属、無断転載を禁じます

ン・非メイン等を勘案し、今後1年間の与信取引方針を決定する。

- ・ 貸出金利・保全強化策

上記で決定した基本的な今後1年間の与信取引方針に加えて、貸出金利の適用方針を決定する。

さらに、基本的な与信取引方針を慎重な対応とした債務者については、必要に応じて保全強化策への取組方針も決定する。

### 3.4 中小・零細企業等の債務者区分

債務者区分は、信用格付に基づいた区分を原則とするが、債務者の実態を把握し、正確に区分しなければならない。債務者区分は、債務者の実態財務評価に加えて、債務者に対する貸出条件及びその履行状況や業種等の特性を踏まえた事業の継続性と収益性の見通し、さらにキャッシュフローによる債務償還能力や経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断する必要がある(金融庁 2015a, 83)。

特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務内容のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断することとし、機械的、画一的な判断に陥らないよう求められている。

検証ポイントとしては、以下の7項目が挙げられている(金融庁 2015b, 3-19)。

- ① 代表者等、法人個人一体での実態的な財務内容
- ② 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性
- ③ 経営改善計画等の策定および進捗状況
- ④ 貸出条件及びその履行状況
- ⑤ 貸出条件緩和債権の検証及び卒業基準
- ⑥ 企業・事業再生の取組み
- ⑦ 資本的劣後ローンの取扱い

当金庫における債務者区分判定の実務(図表 2-5 参照)では、債務者から提出された財務諸表を実態財務に修正したうえで財務評価を行い、さらに、経営改善計画等の策定および進捗状況等のセーフハーバールールによる検討を加え、営業店としての判断根拠の要点を債務者区分判断根拠(1次)に簡潔に記載する。

本部経営サポート部では、2次査定部署として営業店の債務者区分判断の検証を実施する。経営サポート部において債務者区分を検証し営業店とヒアリングを実施した結果、営業店の債務者区分と異なる判断となった場合は、その要点を債務者区分変更理由(2次)に記載する。また、一定金額以上の債務者については、3次査定部署としてリスク統括部においても自己査定の検証を実施しており、債務者区分を変更する必要があるとの判断に至った場合は、その要点を債務者区分変更理由(3次)に記載することとしている。

### 3.5 信用格付と債務者区分の概念との整合性(図表 2-6, 図表 2-7 参照)

金融検査マニュアルにおいて、信用格付と債務者区分の概念は整合性がとられなければならないとされており、自己査定結果の債務者区分と信用格付の区分も一部の例外を除き整合性がとられていなければならない。

図表 2-6 の欄外にも記載されているが、セーフハーバールール等の適用により、自己査定において信用格付と一致しない債務者区分と判断するケースもあるが、これは当金庫において検討したうえの結論である。一方で、当金庫の実態把握が不十分で正確な実態財務に修正できていないもの(不良資産等の検証に限界)も散見されることが課題となっている。

## 4 今後の課題

### 4.1 正確な実態財務の把握（図表 2-6、図表 2-7 参照）

当金庫における過去 6 年間（平成 22 年度～27 年度）の破綻先法人の破綻時の信用格付区分を分析したところ、破綻法人 139 先のうち、6 先（4.3%）が相対的に上位格付と位置づけられている信用格付 AD、BA での破綻であったが、その後の破産管財人の財務調査等による資料を検証した結果、6 先中 5 先において当金庫に提出された財務諸表の信憑性に大いに疑念があったことが判明した。

当金庫のシステムでは、各種回転期間の変動、売上債権・棚卸資産の業種平均との比較、経常損益比率と経常収支比率の対比等がシステムチェックされ、異常値が検知された項目にはチェックマークが付く仕組みとなっている。異常値検知先は、決算書付属明細書の再検証や顧客へのヒアリングを実施し、その結果で必要に応じて財務諸表を修正することとしている。実態財務への修正により信用格付区分が下がるケースがあるが、上記 5 先については不良資産の修正が行われず AD、BA 格付であった。

当金庫が、債務者から提出された決算書の操作を見抜けなかったということであり、金融機関として財務調査能力の向上に取り組まなければならないと自覚している。しかしながら、債務者から提出される決算書の中には、悪意を持って相当手の込んだ操作が行われている決算書も散見されるのが現実であり、金融機関としては企業の実態と大きく乖離した、悪意のある決算書が姿を消すことを願っている。

### 4.2 非財務情報の把握と評価

地方経済においては、若年層人口の減少や産業の空洞化による収縮が大きな課題となっているが、金融庁監督局が公表している「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」によれば、地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要とされている。地域金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが求められている(金融庁 2016, 133)。

地域金融機関は、顧客企業に対してコンサルティング機能をより一層発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待され

# 債務者区分判定チェック表

| 基準日 | 査定 | 店名        | 債務者名   |
|-----|----|-----------|--------|
|     |    | (0000010) | サンブルA社 |

単位：千円

| 主要財務の推移(公表財務) |         |        |        |         |       |         | 修正財務の概況 |         |        |        |        |         |
|---------------|---------|--------|--------|---------|-------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 決算期           | 売上高     | 営業利益   | 経常利益   | 当期利益    | 減価償却  | 自己資本    | 債務償還年数  | 借入総額    | 役員等借入金 | 不良資産   | 償却不足累計 | 実質自己資本  |
| H25年03月       | 533,194 | 14,116 | 21,460 | -70,861 | 3,055 | 235,158 | 0.0     | 608,939 | 0      | 30,123 | 0      | 205,035 |
| H26年03月       | 664,142 | 14,581 | 18,278 | 1,828   | 3,086 | 228,227 | 124.3   | 610,742 | 0      | 30,123 | 0      | 198,104 |
| H27年03月       | 735,611 | 7,208  | 4,296  | -23,015 | 2,600 | 206,212 | 999.0   | 435,215 | 0      | 42,503 | 0      | 162,709 |
| H28年03月       | 759,930 | 11,091 | 7,172  | 12,599  | 2,363 | 217,812 | 21.2    | 317,612 | 0      | 62,143 | 0      | 155,669 |
| 年 月           |         |        |        |         |       |         |         |         |        |        |        |         |

| 参考数値            |          | セーフハーバールール                                    |  | 正常 | 要注 | 破産 |
|-----------------|----------|-----------------------------------------------|--|----|----|----|
| 直前期自己資本比率       | 26.61%   | 「今期業績大幅改善」                                    |  | ○  |    |    |
| 前期自己資本比率        | 22.58%   | 「創業計画との乖離30%以内」「一過性要因による特異」                   |  |    |    |    |
| 直前期経常損益         | -121,540 | 「代表者等の役員に対する報酬の支払状況等、総合的判断により返済能力問題なし」        |  |    |    |    |
| 銀行借入総額          | 317,612  | 「経営改善計画の策効性あり」「実態判断チェック表の状況」                  |  |    |    |    |
| C/F1            | -2,726   | 「今後の業績の改善可能性あり」「一過性要因による特異」                   |  |    | ○  |    |
| C/F10           | -27,253  | 「技術力・販売力、役員報酬等の状況、代表者等の収入状況・資産内容等による総合的な実態判断」 |  |    |    |    |
| 収益弁済可能総対実質長期借入金 | 100.00%  | 「実質C/Fがあり事業の継続性等が懸念される」                       |  | ○  | ○  | ○  |
| 経常収支比率          | 0.00%    | 「連結財務による自己資本比率の状況(連結判定表による)」                  |  | ○  | ○  | ○  |
| 役員報酬            | 30,000   |                                               |  |    |    |    |

| 形式区分 | マトリックス | 最終判定 |
|------|--------|------|
| 正常   |        | 正常先  |

| 債務者区分判断根拠(1次) | 債務者区分変更理由(2次) |
|---------------|---------------|
|               |               |
|               | 債務者区分変更理由(3次) |

浜松信用金庫 信用格付フォーマット

※著作権は㈱情報企画に帰属、無断転載を禁じます

図表 2-6 信用格付区分と債務者区分との関係

| 格付区分 | 債務者区分 | 債務者区分の基本的定義                                                             |
|------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| AA   | 正常先   | 業況が良好であり、かつ、財務内容にも問題がない債務者                                              |
| AB   |       |                                                                         |
| AC   |       |                                                                         |
| AD   |       |                                                                         |
| BA   | 要注意先  | 貸出条件・履行状況に問題がある先のほか、業況・財務内容に問題がある債務者                                    |
| BB   |       |                                                                         |
| BC   | 要管理先  | 貸出条件緩和債権または3カ月以上延滞債権を有する債務者                                             |
| CC   | 破綻懸念先 | 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きい債務者                                     |
| DD   | 実質破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり再建の見通しがいい状況にあるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 |
| EE   | 破綻先   | 破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者                        |

＊債務者の状況によりセーフハーバールール（一過性の赤字、代表者との一体性、経営改善計画の実効性他）等を適用している先については、信用格付区分と債務者区分が一致しないケースがある。

図表 2-7 破綻先法人の直近格付区分分析表

| 格付区分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 計   | 比率    |       | AA～BA<br>付与事由 |     |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|---------------|-----|
|      |       |       |       |       |       |       |     |       |       | 粉飾・<br>粉飾疑い   | その他 |
| AA   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   | 0.0%  | 4.3%  |               |     |
| AB   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   | 0.0%  |       |               |     |
| AC   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   | 0.0%  |       |               |     |
| AD   | 0     | 3     | 0     | 0     | 0     | 0     | 3   | 2.2%  |       | 2             | 1   |
| BA   | 2     | 0     | 0     | 1     | 0     | 0     | 3   | 2.2%  |       | 3             |     |
| BB   | 0     | 2     | 3     | 1     | 0     | 1     | 7   | 5.0%  | 95.7% |               |     |
| BC   | 3     | 1     | 2     | 3     | 0     | 1     | 10  | 7.2%  |       |               |     |
| CC   | 17    | 11    | 13    | 25    | 16    | 29    | 111 | 79.9% |       |               |     |
| DD   | 0     | 1     | 1     | 1     | 2     | 0     | 5   | 3.6%  |       |               |     |
| 計    | 22    | 18    | 19    | 31    | 18    | 31    | 139 |       |       |               |     |

相対的に上位格付とされる格付AD、BA先から6先が破綻したが、破産管財人の財務調査結果により検証した結果、6先中5先において財務データの信憑性に大いに懸念があったことが判明。

＜具体的な事例＞

・現金預金を水増 ・売上債権を水増 ・棚卸資産を水増 ・負債勘定を簿外

ており、日常的・継続的な関係の強化と顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、適時に最適なソリューションを提案することが求められている。なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関との連携を図ることも有効であるとされている(金融庁 2016, 134-140)。また、各金融機関において、金融機関職員の「目利き力」を養い、企業活動の結果である財務諸表のみでなく、財務諸表に表れない事業性を評価した融資に取り組み始めているが、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針においても企業の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通しといった「企業の成長性等」を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている(金融庁 2016, 146-147)。

当金庫も貸借対照表に表れない非財務情報の把握と評価に取り組んでいるが、これまでの財務諸表を重視した伝統的な融資判断とは異なった基準であり、残念ながら十分な態勢の構築には至っていない。職員の「目利き力」養成が金庫として優先的に取り組むべき重要な課題との位置づけで、試行錯誤を繰り返しつつ取り組んでいる最中である。

## 5 むすび

近年は、財務諸表のみに囚われない事業性評価に基づく融資への取り組みが着目されているが、これは財務諸表を全く無視して融資判断をするということではない。顧客企業のこれまでの財務諸表のトレンドと財務諸表に表れない知的資産等(特許等の知的財産のほか、ノウハウや販売力、組織力等も含む)を総合的に判断して、将来の財務諸表を予想し、融資判断を行うという趣旨である。

政府は、2016年5月に成立した「中小企業等経営強化法」に基づく経営力向上計画策定の際の経営分析にローカルベンチマークの財務指標等を活用することを促しているが、ローカルベンチマークでは、以下の「財務情報」に基づく分析と「非財務情報」に基づく分析が示されている。

### 「財務情報」(6つの指標)

- ① 売上高増加率(成長ステージ判断)
- ② 営業利益率(本業の収益性)
- ③ 労働生産性(成長力、競争力等)
- ④ EBITDA 有利子負債倍率(返済能力、健全性)
- ⑤ 営業運転資本回転期間(必要運転資金の増減、効率性)
- ⑥ 自己資本比率(安全性)

### 「非財務情報」(4つの視点)

- ① 経営者への着目～経営理念、後継者の有無
- ② 事業への着目～商流、ビジネスモデル、技術力・販売力の強み弱み
- ③ 関係者への着目～主力取引先の推移、従業員定着率、金融機関推移
- ④ 内部管理体制への着目～組織体制、社内会議、経営目標、人材育成

つまり、地域金融機関は日頃の密度の高いコミュニケーションを通じて、顧客企業の正確な財務情報と非財務情報の両方を把握し、真の企業の実力を評価することが求められている。

当金庫においても顧客企業の正確な実態把握を実現する「目利き力」向上に金庫全体で取り組んでいるが、さらに、顧客企業の実態を把握したうえで、顧客企業の再生や成長につながるソリューションや事業性を評価し担保や保証に過度に依存しない融資の実行で顧客企業を支援することに取り組んでいる。

我々、地域金融機関は、「地域社会や地域経済と運命共同体である」ことを強く意識し、認定経営革新等支援機関等や公的機関等とも連携しつつ、顧客企業への支援等を通じて地域経済の成長や地域での雇用の維持・拡大に貢献し続けることを使命としている。

そして、その使命を果たしてこそ本当の意味で「地域になくてはならない金融機関」であり続けることができると考えている。

#### 【参考文献】

金融庁.2015a.「金融検査マニュアル(資産査定管理態勢)」.

金融庁.2015b.「金融検査マニュアル(中小企業融資編)」.

金融庁.2016.「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」.

## 第3章 金融機関の貸出審査

### — 定量・定性・事業性評価に基づいた貸出審査 —

平井正大（浜松信用金庫 常務理事）

#### 1 はじめに

貸出審査とは、顧客からの融資申し込みに対して、その内容について様々な角度から調査・検討を行い、採りあげの可否の判断を出すまでの過程のことをいう。現在、我々地域金融機関は、中小企業の事業実態（事業性評価）について十分な把握に基づいた融資対応を求められているが、そのためにも、事実を反映させた正確な財務諸表（定量）の理解と分析が前提となる。

ここでは、中小企業専門金融機関である浜松信用金庫の事例を用い、定量と定性の両面から、貸出審査での着眼ポイントについて述べる。

#### 2 貸出審査フロー

貸出審査は、図表3-1に示した通り大きく4つの過程を経て貸出の可否判断を行う。

##### 2.1 融資相談受付（ヒアリング）

融資相談受付の際は、誠意ある対応の中で申し込み内容を把握し、その融資を必要とする事情を理解しなければならない。そのためには、まず、顧客の意向全てを聞き出しそこから得た情報や財務内容、その他の定性情報を基にして自らの意見や考えを持ち、顧客に対しては、融資の申し込みから返済に至るまでの申し込み内容について十分説明理解してもらうことが必要となる。

##### <ヒアリングの具体的内容>

- ・借入資格…会員資格の有無とネガティブ情報の収集
- ・資金使途…なぜ資金が必要か。真の借入目的は何か
- ・借入希望金額…運転資金、設備資金についてそれぞれの金額の妥当性の把握
- ・借入効果…何を目的としてどんな効果を得られるのか
- ・資金調達計画…総所要資金、自己資金、他行借入等
- ・資金調達方法…短期資金（手形割引・手形貸付・当座貸越）、長期資金（証書貸付）
- ・返済方法…期間（短期・長期）、一括返済か分割返済か
- ・返済原資…紐付き<sup>\*1</sup>、キャッシュフロー<sup>\*2</sup>の確認

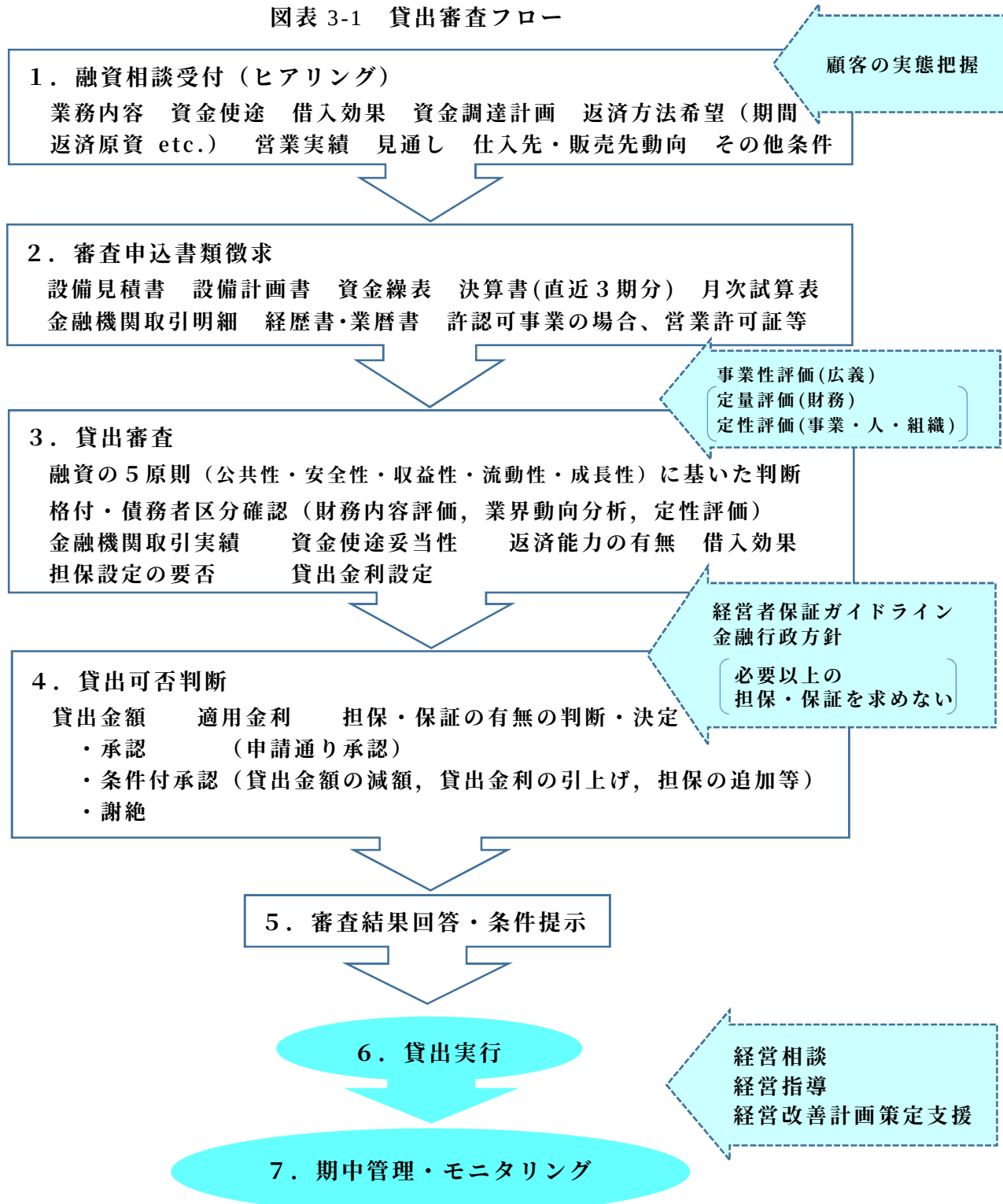


- ・業況確認…現況及び今期以降の業況見通しを財務面と事業面より確認
- ・その他条件…金利，担保，保証

＊1 紐付きとは，特定された返済原資のこと

＊2 キャッシュフローとは営業活動や財務活動，投資活動によって生じる現金の流れのことをいう。貸出審査においては，貸出の返済原資となりうる資金のことを指す。

図表 3-1 貸出審査フロー



## 2.2 審査申込書類徴求

書類提出依頼の際は、その目的や必要とする理由を解りやすく説明し、必要以上の負担感を与えないよう、必要最小限度にする。

### ＜申込時徴求書類＞

- ・ 運転資金…資金繰り表，返済原資（エビデンス）
- ・ 設備資金…設備見積書，設備計画書（所要資金，資金調達，返済計画，返済原資）
- ・ 共通書類…決算書（直近3期分），月次決算書，業況見通し，金融機関取引明細等

## 2.3 貸出審査

貸出審査の判断は、業界特性を把握し、決算書等の財務データに基づいた定量分析・定量評価と併せて、事業全般の実態把握による定性評価を行ったうえで、その貸出が企業の成長・発展に寄与することが前提となる。具体的には、以下のポイントを中心に審査に臨む。

### 2.3.1 融資の基本原則

金融機関、特に信用金庫においては、地域内の中小企業の発展と地域住民の生活向上に寄与することが使命であり、一般的に信用力の低い中小企業を相手に安全性を確保しながら融資を実践するため、5つの基本原則に配慮している。

#### ＜融資の5原則＞

- ・ 公共性の原則…公共的な立場から貸出を実行すること。
- ・ 安全性の原則…融資が期日回収されること。回収懸念があれば担保・保証は必要。
- ・ 収益性の原則…信用リスク<sup>\*3</sup>に見合った適正金利を確保すること。
- ・ 流動性の原則…融資が反復・継続して行われ、資金が流動的に回転すること。
- ・ 成長性の原則…企業の健全な成長に寄与する融資であること。

\*3 融資先の財務状態が悪化して資金の回収不能または遅延する危険性のこと。

### 2.3.2 資格要件の確認

融資の相手方として適格かどうかを確認する（法律面からの資格チェック）。

信用金庫は会員融資を原則としているので、融資取引の相手方として会員資格の条件を有していることが前提となる。

### 2.3.3 信用状態の調査 … 格付・債務者区分の確認（財務評価・定性評価）

顧客から徴求した決算書データに基づいて、金庫内格付と自己査定による債務者区分の確認を行う。この作業は、財務評価に定性評価を加味したものであり、各経営指標や収益力の分析、資産内容の検証から、業界の経営環境、企業の組織力、代表者の経営管理能力、後継者の有無まで網羅したもので、与信判断の根本となる。また、審査の入り口においては、社会的事件への関与や反社会的勢力のチェック、税金滞納等のネガティブ情報の有無の確認も重要である。

この調査結果が、申込された融資の与信判断、信用力に応じた金利の設定、連帯保証人や保証協会、担保等の保全の判断に繋がっていく。

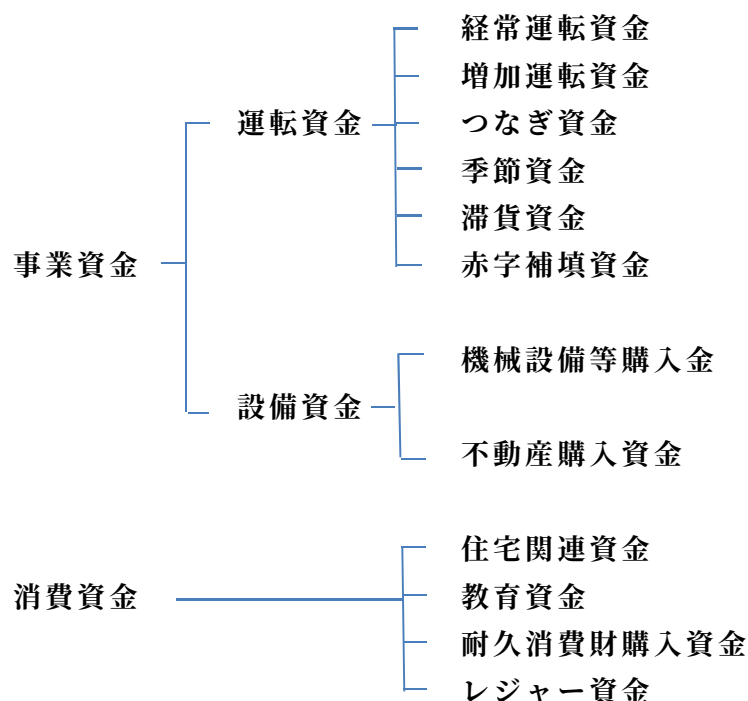
#### 2.3.4 資金使途の確認（借入効果との整合性）

顧客の申し出を鵜呑みにするのではなく、業界特性、財務データ、企業体質、経営者の考え方を理解し、真の資金使途を把握することが重要である。

決算書に基づいて格付・自己査定を行い把握した経常運転資金、設備資金等の需要と資金調達の現況を照らし合わせるなどして、実態を把握し、資金需要の発生原因を(再)確認する。

融資は資金使途に応じて、まず、事業資金と消費資金に大別され、事業資金は運転資金と設備資金に分類、消費資金は大枠として消費者ローンに分類される。

図表 3-2 資金使途の分類



### 2.3.5 借入申込金額の妥当性

融資金額が、企業規模・企業体力と比較して過大でないか見極める。経常運転資金や返済能力からみて妥当な金額かどうか。また、設備資金の場合、設備規模自体が妥当かどうかをチェックする。業界内同規模企業との比較も有効である。

### 2.3.6 返済能力の有無

短期資金は主に運転資金として手形貸付や当座貸越の短期反復利用の利用が多いが、資金繰り表にて返済時期と返済原資を確認する。また、業種や資金使途によっては、単発の紐付き返済原資に基づいた利用もある。一方、長期資金については、証書貸付にて分割返済となるため、過去から現時点までの財務データと将来の予想収支シミュレーション等の計画達成見込みを検証、将来のキャッシュフローを予測、返済能力の有無を判断する。

### 2.3.7 借入効果

運転資金の申し込みであれば、経常運転資金、増加運転資金等、事業継続に繋がるものか確認する。単なる赤字補填資金の申し込みであれば、返済猶予や経営改善も視野に入れて対応する必要がある。

また、設備資金であれば、その設備導入の妥当性と併せて投資効果を確認し、事業の成長に繋がるものでなくてはならない。

### 2.3.8 金融機関の取引実績

新規の融資申込の場合は、既存のメインバンクをはじめとした取引金融機関の取引内容、貸出姿勢、条件、返済の延滞や返済リスク(返済額の軽減見直し、リスケジュール)の有無等の確認も、顧客の実態把握のために必要である。

### 2.3.9 貸出条件の検討

融資審査の中では、与信判断と並行して貸出条件の検討も行う。貸出に係る条件については、以下の項目がある。

**<貸出種類>**…資金使途により選択

- ・ 手形割引

手形割引とは、約束手形や為替手形を、手形金額から手形期日までの割引料

を差し引いて、手形を買い取る融資の形式をいう。

通常手形は、期日が到来するまで現金に換えることが出来ないが、資金繰りに余裕があり、期日まで待てる顧客ばかりではない。そこで当金庫に手形の割引を依頼することによって、期日前に現金化する。

近年は、商業手形に代わって「でんさいネット」が取り扱う電子記録債権(「でんさい」)の活用が広がり、「でんさい」の譲渡を受けて割引く「でんさい割引」や「でんさい」を担保として譲渡を受け貸出する「でんさい担保貸付」の利用も増加している。

- ・ 手形貸付

手形貸付とは、借用証書の代わりに当金庫宛に融資先が振り出した約束手形を交付してもらう融資の形式をいう。

短期資金(1年以内)を融資する場合に多く利用され、手続きが簡単であり、証書貸付に比較して印紙税が安いという利便性もある。

- ・ 証書貸付

証書貸付とは、融資金額、利息、返済方法、返済期日などの条件を記載した借用証書を提出してもらう融資の形式をいう。

手形貸付が短期間の融資に利用されるのに対し、証書貸付は長期にわたる融資や、不動産に(根)抵当権を設定する融資に利用される。

- ・ 当座貸越

当座貸越とは、貸越極度額を設定し、その極度額の範囲内で反復継続して利用することのできる融資の形式をいう。

貸越極度内で必要最小限の借入を行い、毎月一定の元金と利息を支払うだけで済み、手形貸付と違って資金が必要なときに必要な金額だけ利用できるというメリットがある。

- ・ 債務保証

債務保証とは、当金庫が顧客から保証の委託を受けて、顧客が第三者に負担する債務を保証するものである。

- ・ 代理貸付

代理貸付とは、当金庫が他の金融機関、例えば信金中央金庫の代理人となつて、その金融機関の資金の貸付を行うものである。

長期かつ低金利な商品が多いことが特徴で、貸付形態の中心は証書貸付である。

## <貸出金利>

金融機関には、独自に収益を管理するシステムがあり、調達コスト、経費率、貸出期間、貸出種類、信用度合(格付)、取引内容、保全等から、採算金利を算出している。前述した「収益性の原則」より、採算金利の確保が原則とされるが、他行競合により

困難な場合もある。

#### <貸出期間>

資金使途，返済原資，返済能力に応じて決定する。運転資金は短期資金，設備資金や資本補填資金は長期資金での対応が多い。

#### <返済方法>

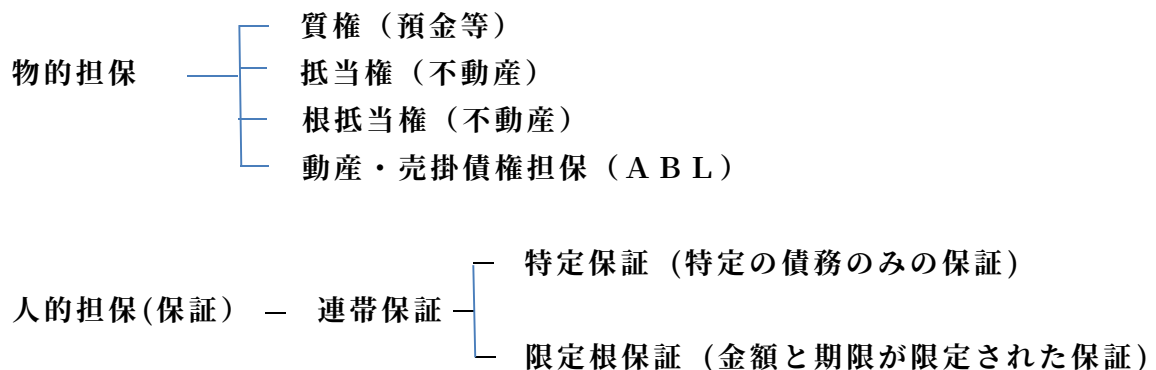
一括返済または分割返済。短期資金は一括返済，長期資金は分割返済が多い。

#### <担保・保証>

取引先の信用度合，融資金の性格や融資期間から担保・保証を求める。

人的担保においては，経営者以外の第三者の個人連帯保証人を求めないことを原則とする「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」や「経営者保証に関するガイドライン」の中で，中小企業の経営者による個人保証（経営者保証）に依存しない融資の促進が求められており，企業のより正確な実態把握（事業性評価）を行い，これらを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

図表 3-3 金融機関が利用する担保・保証



## 2.4 貸出可否判断

前述の貸出審査を経て，適切な融資申込として判断した案件は，貸出稟議書により融資決裁権限者（支店長専決または審査部）に貸出可否判断を求める。貸出可否判断には，稟議書通りの「承認」と稟議書内容に対して金額の減額や担保の追加等の条件を加えた「条件付承認」，稟議自体を否決する「謝絶」となる場合がある。

## 3 貸出審査ポイント～今金融機関に求められているもの

金融庁は、「金融行政方針」<sup>1</sup>の中で、金融機関に対し、取引先企業の「事業の内容」や「成長可能性」などを適切に評価し(事業性評価)、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことを求めている。

我々金融機関は、その実現のために、正確な財務諸表の理解・分析と十分なコミュニケーションにより、顧客の実態把握、事業性評価に取組み、顧客の将来の成長・発展につながる貸出に努めていかなければならない。貸出審査においても、以下の3点について十分な理解と認識を持って取り組む必要がある。

### 3.1 実態把握の高度化

実態把握は、与信判断、実行後の期中管理、経営改善支援のすべてに共通する基本となる。実態把握においては、融資案件発生時に比べ、常日頃の顧客とのリレーションからによる実態把握(非財務情報を含む)はレベルが高い(深度が深い)。この実態把握が、十分にできていれば、担保や保証に過度に依存する必要はなくなるはずである。

実態把握の基本となるのが財務分析で、過去の財務データの分析(売上・利益・キャッシュ・不良資産・借入金・純資産の増減・推移、部門・取引先別等推移、同業他社比較)の中から、事業面を見る。そして現在の課題、将来に向けて取り組むべきものを経営者と共に認識し、事業面から将来(持続可能性や成長可能性)を見ることが必要となる。

財務面、事業面の把握において、それらを確認する経営者との対話の中から経営者自身の説明力(財務・事業面)や立案力(具体的改善策)を見ることができ、いわば経営者そのものの定性評価にも繋がり、時には経営者への助言・指導が必要となる。

2011年8月施行の中小企業経営力強化支援法は、中小企業経営者の「財務経営力の強化」と「資金調達力の強化」を求めている。「財務経営力」は、自社の経営状態を把握し、経営計画を立案する能力であると同時に、税理士事務所から決算説明や経営助言を受けながら、社長自らが金融機関に財務状況や資金繰りの状況に関する説明ができる、あるいは経営を数字で語れる能力である。

### 3.2 事業性評価に基づく融資とコンサル機能発揮

金融行政方針は、金融機関に対し、取引先企業の「事業の内容」や「成長可能性」「事業継続性」を適切に評価し(事業性評価)、融資や本業支援等を通じて、企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献することを求めている。

金融機関は、取引先企業のライフステージを見極めた上で、目利き力の発揮による事業性評価に基づく融資と企業本業支援等のコンサル機能を発揮していかななくてはならない。特に、成熟期から成長鈍化局面にある取引先企業に対しては、早期の経営改善支援ある

いは第2の成長に向けた取組み（融資を含む）を強化していく必要がある。

### **3.3 経営者保証ガイドライン（2014年2月施行）の活用**

経営者保証ガイドラインにおいては、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」を金融機関に求めており、中小企業金融の方向転換がなされた。

当ガイドラインにおいては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示等による経営の透明性確保が要件となる。

ガイドライン適用以前の中小企業の評価は、格付・自己査定時の評価において、法人・個人を一体（中小企業の強み）として見ていたが、経営者保証に依存しない融資を促進するには、資産超過であり、法人単体でキャッシュフローを有し、資金調達ができることが将来の経営のあるべき姿であり、そのためには財務基盤強化が必要である。

## **4 経営改善計画の策定支援等の取組み**

融資審査の過程の中で、赤字、債務超過であっても、将来の成長を掲げて策定された経営改善計画に対し、計画の実現可能性を評価、実抜計画（実現可能性の高い抜本的な経営改善計画）として判断した場合、自己査定区分を破綻懸念先から要注意先へのラックアップが可能となり、積極的に支援していくことが重要である。

経営改善計画の策定支援等については、以下のような施策が打出されている。

### **4.1 金融検査マニュアル金融円滑化編**

「金融検査マニュアル金融円滑化編」では、中小・零細企業等である債務者については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行い、経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組むことを求めている（きめ細かい支援等具体的な手法例から抜粋）。

地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業再生支援協議会の活用や認定経営革新等支援機関との連携は、有効な手段となる。

### **4.2 中小企業庁の「経営改善計画策定支援事業」（2013年3月事業開始）**

「経営改善計画策定支援事業」とは、自ら経営改善計画書を策定することが難しい中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法（2012年8月施行）に基づき認定された認定支援機関（税理士、金融機関他）が経営改善計画書などの策定支援を行うことにより、経営改善を促進する事業のことをいう。



経営改善改革の策定とモニタリングにおいて、金融機関と税理士が連携していく過程の中で、経営者自身の意識が変わり能力も向上するはずである。また計画策定後も月次決算書により、計画と実績の乖離要因を分析していく必要があるが、その際、実績を月次で把握しないと次に打つべき施策が打てなくなる。

与信判断は言うまでもなく、融資実行後の期中管理や経営改善においても、信頼性の高い正確な決算書（月次決算書）の作成が求められ、経営者と一緒になって考えることで、経営者と税理士、金融機関相互の信頼関係が構築され、共に成長することが可能となる。

## 5 むすび

以上、当金庫における貸出審査の概要について述べてきたが、貸出審査の際は、我々信用金庫の主要取引先である中小企業の成長・発展のために、十分な実態把握と深い理解をもって取り組まなければならない。そのためには、正確な決算書を読み解いた財務評価に、技術力、商品力等の事業価値や人・組織力等の定性評価を加えた事業性評価が重要なポイントとなる。

また、事業性評価に基づいて把握した企業のライフステージの中で、特に成熟期から成長鈍化局面にある取引先企業に対しては、単にニューマネーの融資を実行するだけでなく、早期の経営改善支援や第2の成長に向けた取り組み強化も図っていかなければならない。

今後は、バランスシートに含まれない企業の財産である「知的資産」<sup>2</sup>の評価・活用や「ローカルベンチマーク」<sup>3</sup>の活用を高度化し、より深度ある審査態勢の構築が必要とされる。

（注）

- 
- 1 「金融行政方針」とは、2015年9月、金融庁より金融行政の目的・目指す姿・重点施策が公表されたもの。
  - 2 「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものである。
  - 3 「ローカルベンチマーク」とは、2016年3月に経済産業省が掲げたローカル経済圏を担う企業に対する経営判断や経営支援等の参考になる評価指標である。企業の経営者等や金融機関・支援機関等が企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的枠組みである。事業性評価の入り口として活用が期待される。6つの財務指標(売上高増加率・営業利益率・労働生産性・EBITDA有利子負債倍率・営業運転資本回転率・自己資本比率)と4つの非財務情報(経営者への着目・関係者への着目・事業への着目・内部管理体制への着目)がツールとなる。

### 【参考文献】

金融庁. 2015a. 「金融検査マニュアル〔信用リスク管理態勢〕」.

- 金融庁．2015b．「同 マニュアル〔資産査定管理態勢〕」．
- 金融庁．2015c．「同 マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」．
- 金融庁．2015d．「同 マニュアル〔金融円滑化編〕」．
- 金融庁．2015e．「金融行政方針」．
- ・経営者保証に関するガイドライン研究会．2013．「経営者保証ガイドライン」．
  - ・平井正大．2016．「提言「事業性評価」の高度化に向けて」『TKC』NO.521．

## 第4章 「経営者保証に関するガイドライン」

—いわゆる「入口段階」での、経営者保証に過度に依存しない融資に関して—

松崎 堅太郎

(税理士・公認会計士／明治大学)

### 1 はじめに

経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドラインという）は、平成25年1月に金融庁と中小企業庁が「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、同年5月に「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表され、中小企業の経営者保証に関する課題解決のために、経営者の個人保証について、(1)法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、(2)多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること、(3)保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等可能にすることを目的に、平成26年2月1日から適用が開始された。本章は、ガイドラインのうち、主として、相対的に財務内容が良好で、中小企業の財務諸表の信頼性が高い中小企業に対して適用される、いわゆる「入口対応」と呼ばれる、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」の内容を対象としている。ガイドラインの作成に携わった、金融庁及び中小企業庁は、具体的には、以下のような考え、及びスタンスで、ガイドラインと中小企業金融と会計・財務を結びつけている。

### 2 金融庁の「経営者保証に関するガイドライン」における中小企業金融と会計・財務の関わり

金融庁は、我が国の経済の中核を担う中小企業が、今後の経営環境の変化に対応した事業インフラを構築していくためには、その事業展開に関する環境整備とともに、金融面に関してもこのような現状を見直す必要があり、中小企業金融における担保・保証、特に個人保証の現状を検討するとともに、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融のあり方について検討するため、平成15年に「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報

告書」を公表し、この中で、以下のように中小企業の財務諸表の信頼性の確保及び情報開示の必要性を明示している。ガイドラインにおける趣旨は、ほぼ本研究会報告書の内容に即したものとなっている。

(2) 財務諸表の信頼性の確保及び情報開示の必要性

・・・以上のような関係者のニーズが適切に調整され、円滑な中小企業金融が行われるための基盤としては、中小企業の財務諸表について信頼性が確保されており、金融機関及び投資家それぞれのニーズに対応した適切な情報開示が行われることが必要である。その結果、中小企業において財務諸表の信頼性が確保され、その情報が適切に金融機関に対して開示された場合には、金融機関は当該企業に対する融資に際し、迅速な審査、適切なリスク管理が可能となり、さらには担保・保証に依存しない融資の前提条件が整うこととなる。これを企業の側から見れば、円滑な資金供給、金利の低減というメリットにつながりうるものであり、信頼できる企業情報を企業、金融機関の双方で共有することは、当事者双方にとって有用である。

(中略)

このように、財務諸表の信頼性確保及び情報開示については、円滑な中小企業金融のインフラとなるものである。

(新しい中小企業金融の法務に関する研究会 2003,11。 下線は筆者)

また、金融庁は、財務諸表の信頼性確保及び情報開示は、円滑な中小企業金融のインフラとして不可欠であると考えている一方で、以下のように課題を指摘している。

2. 中小企業金融における個人保証

(1) 個人保証の機能

中小企業は、その規模等にもよるが、経営者と企業の資産・資本が十分に分離されておらず、経営者と企業の一体性が強い場合が多いといわれている。また、株主や債権者等の利害関係者が少なく、かつ固定的である場合が多いことから、その財務諸表について、会計監査を受けずに、ディスクロージャー目的ではなく課税所得算出の目的で作成していることが多いとの指摘もある。

このように、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があることは、資金供給者がそうした中小企業の経営や財務の実態を把握することを困難にしている面がある。

(新しい中小企業金融の法務に関する研究会 2003,4。 下線は筆者)

さらに、この課題解決のための環境整備としては、以下の提言がなされている。

## (2) 環境整備

当事者による私的自治を有効に機能させるという観点からは、行政庁においても環境整備を行うことが適当である。具体的には以下のように考えられる。

### ① 中小企業の資金調達の円滑化に向けた環境整備

中小企業の財務諸表の信頼性に問題がみられることが、中小企業金融の円滑化の障害となっている場合があるとの指摘を踏まえ、平成14年6月に、中小企業庁から、中小企業の会計に関する研究会報告書「中小企業の会計のあり方」が公表された。これを受け、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会から、より実務的な基準やあり方が策定・公表され、併せて中小企業が自発的に計算書類のディスクロージャーをより充実する場合の参考となるよう、各種開示関係書類の雛型が提示されている。中小企業金融の円滑化のためには、情報開示の充実に向けて、今後とも、より一層実務的な努力が進められることが重要である。

(新しい中小企業金融の法務に関する研究会 2003,19。 下線は筆者)

つまり、本研究会報告書によれば、金融庁は、経営者と企業の資産・資本が十分に分離されておらず、経営者と企業の一体性が強い場合が多く、また、財務諸表について、会計監査を受けずに、ディスクロージャー目的ではなく課税所得算出の目的で作成していることが多い、といった中小企業の問題点は、平成14年6月に、中小企業庁から公表された、中小企業の会計に関する研究会報告書「中小企業の会計のあり方」に則った適切な中小企業向けの会計基準が整備され、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会から、より実務的な基準やあり方が策定・公表され、併せて中小企業が自発的に計算書類のディスクロージャーをより充実することで解決でき、その情報が適切に金融機関に対して開示された場合には、金融機関は当該企業に対する融資に際し、迅速な審査、適切なリスク管理が可能となり、さらには担保・保証に依存しない融資の前提条件が整うと考えていたということになる。

## 3 中小企業庁の「経営者保証に関するガイドライン」における中小企業金融と会計・財務の関わり

また、もう一方の、ガイドラインの作成に携わった中小企業庁は、金融庁と異なり、中小企業の金融を直接に管轄する立場にはないものの、その設立時点から、一貫して中小企業の金融に関係してきたという歴史的な経緯がある。初代中小企業庁長官蜷川虎三は、「もし金融で中小企業のすべての所要資金を賄うとするなら、普通の金融機関でなく中小企業のための特別の金融機関でこれを扱うのでなければその目的を達することはで

きないであろう。また問題をいわゆる金融の範囲に限って見ても、中小企業においては、長期資金調達のためにひろく株式や社債を発行することば不可能であるから、これを金融に求めねばならぬ。ところが中小企業の長期運轉資金や設備資金を普通の金融機関に求めることは極めて困難というよりむしろ不可能に近い。したがってこの意味においても、中小企業のための特別の金融機関を設置する必要が認められる。」（蜷川 1950,11）とし、中小企業には大企業と異なり、直接金融ではなく間接金融により資金調達を行う他なく、中小企業経営と金融は、切っても切り離せない関係にあるとし、特別の金融機関の設置を提唱している。

中小企業庁は、以下に示す、昭和 23 年の中小企業庁設置法（以下、設置法という）を根拠法として設立され、金融については同庁の金融課がこれを所管している。

#### 中小企業庁設置法（昭和 23 年法律第 83 号）（抄）

##### （法律の目的）

第1条 この法律は、健全な独立の中小企業が、国民経済を健全にし、及び発達させ、経済力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な活動の機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発展させ、且つその経営を向上させるに足る諸条件を確立することを目的とする。

（中略）

##### （職員）

第2条 中小企業庁の事務を行うため、中小企業庁に所要の職員を置く。

2 前項の職員の一部は、中小企業に関し学識経験ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業庁の職員に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

設置法によれば、法律の目的である、第 1 条において金融という文字は見当たらず、「「中小企業の育成及び発展並びに経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること」の例示の 1 つとして「資金」という文字にとどまって」おり、法の趣旨からすれば、同庁は「診断指導政策の実施に大きな比重を置いた組織」であったものの、職員に関する事項である、第 5 条 2 項「中小企業に関し学識経験ある者の中から、これを命ずる」という条文の詳細を明文化した対策要綱の中で、「中小企業総局（仮称）には中小企業に関する経営、技術、金融、調査統計等諸般の事項についての専門家を包含する」とあることから、「設置法上のわずかな文言を手がかりにして、「中小企業に関する健全な金融及び適当な経理方法に関する一般的事務」を所掌する課として金融課は設置されていた。」のであり（尾高・松島 2013,230-233：下線は筆者）、同庁においては、中小企業の金融及び適当な経理方法、すなわち中小企業の会計の整備・活用は、設立時から金融課における業務とされていたのである<sup>1</sup>。現在では、金融課は、中小企業

に対する円滑な資金の供給，中小企業信用保険に関する事務の総括を所掌事務とし，日本政策金融公庫(株)（中小企業事業）や，信用保証協会を通じて，中小企業の金融の政策実現に大きな役割を果たしている。

## 4 ガイドライン制定の背景と経緯

中小企業と，経営者の個人保証の見直しは，以下のようなプロセスを経て改訂がなされている。ここで注目すべきは，2004 年の民法改正（包括根保証の禁止）を契機として，法的な視点を中心として，ガイドラインの制定がなされてきているという点である。また，ガイドラインは民法改正を待つまでもなく，法的な拘束力こそないものの，金融庁・中小企業庁，及び法務省により，作成された報告書等により，実務上の効力を有している点に特徴がある。

包括根保証が禁じられることになった 2004 年当時は，いわゆるバブル崩壊後の，中小企業の倒産増加により，「債務の肩代わりのため過大な返済責任を負った経営者や保証人が破産や自殺に追い込まれる事態が起きた」（鶴田 2005,198）という時代背景があり，中小企業にとっていったん事業再生のステージに入ってしまうと，経営者の再起可能性は著しく低いものにならざるを得ないという実情があった。

2004 年の民法改正（包括根保証の禁止）以降，経営者以外の第 3 者の個人保証を要しない融資慣行が，金融機関及び保証協会において確立したものの，それでもなお，経営者自身の個人保証の問題は解決されないまま来ており，「日本の会社形態をとっている多くの中小企業においては，所有者である経営者が，個人的に会社の債務の保証を行い，個人資産を会社の借り入れの際の担保として利用している。そこに見えるのは，会社形態を採用することによる表面的な中小企業の所有者である経営者の有限責任制と，会社債務に対する所有経営者の実質的な無限責任である。まさに，個人企業としての特徴である，個人が自らの資産を自己の責任で運用するという点を，現代の会社形態の中小企業の多くは共有しているのである。」（吉野・渡辺 2006,3）という現実があり，この実質無限責任制度を会計・財務の観点から解決するにしても，「実務界においては，この有限責任制のもつ債権者保護に係る問題に対して，例えば，銀行は，融資するに当たって役員個人に連帯保証人になることを求めるとか，役員の個人財産に抵当権を設定することによって，事実上の無限責任化を図っている。（中略）中小企業の会計について，有限責任制度のメリットを享受することへの代償として監査制度を設けるという説明は，実際問題としては，経営者に対しても，債権者に対しても，説得力が弱いようにも思われる。有限責任の下での債権者保護を担保するために新たな監査制度を設けたところで，現に債権者が行っている自己防衛の現実が変わることはない」と推測されるからである。」（神森 2013,477 - 478）との指摘もなされている。すなわち，融資慣行として確立している経営者保証をなくさない限り，会社法が想定する会社の有限責任形態は，中小企業には

実質的には機能し得ないことになり、結果、企業経営者に課される責任は過大なものとなり、企業経営にとっては大きな足枷となっているのである。

そこで、残る経営者保証の課題を解決するため、中小企業庁事業環境部金融課は、平成23年4月に「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」（中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会 2011）（以下、本報告書という）を公表した。本報告書の審議過程においては、先に述べた、個人保証の問題により、中小企業が実質的に無限責任化しているという、具体的な事例が示されている。

図表 4-1 個人保証により中小企業が実質的に無限責任化している具体的事例

事例①～金型業界全体に影響

●事業をやめたいと思っても、個人保証があることによって個人資産の全てを失ってしまうことからやめるタイミングを逸してしまい、結果的に手遅れとなり再生の機会を失ってしまう。無理に商売を続けていくために安値でなんとか受注を取りにいく現象が起こり赤字がますます拡大。結果的に倒産に追い込まれる。このことは業界全体にも影響し、一つの企業が安値で受注をしたことによりその価格が業界の基準単価となってしまう同業者まで厳しい状況に追い込まれてしまう。

事例②～組合員全員を保証人にしたため共同店舗の新陳代謝に支障

●協同組合が共同店舗事業を実施する際、県から高度化事業資金を借りた。債権者の県としては理事長等の組合役員1名以上の保証があれば融資が可能となるとしているが、理事長1人がすべての借り入れの保証を背負うのは不公平でありかつ負担も大きいという理由から、組合としては組合員全員が個人保証することにした。結果として、新規に組合員になり出店する際は必ず保証人とならなくてはならず、そのことがネックで共同店舗の新陳代謝に支障をきたしている。（組合内部の問題）

事例③～役員個人の保証が必要なため今後の設備投資計画に支障

●アーケードを所有している商店街組合。設置から20年余りが経過し大規模なリニューアルを計画しているが、資金調達の一つの手段として金融機関からの借入を検討している。しかし、この20年で商店街の役員も大きく代わりをしていること等から、今後の借入に伴う個人保証には否定的な意見も散見される状況であり、このまま計画を進めた場合、役員の引き受け手がなくなってしまう。（特にアーケードに関しては組合の所有物である一方、地域全体の公共的財産であるという意味合いも大きい。）

（全国中小企業団体中央会 2012,4）

事例①は、個人保証により個人の財産を全て失うという恐れから、事業が赤字に陥ってもやめることができず、安値受注に陥り、業界全体が赤字体質となるという事例であり、事例②、③は協同組合と商店街組合という相違はあるものの、いずれも代表者や組合員、役員の個人保証が多額であることから、この個人保証を引き受けられる後継者を見つけることが困難であり、事業の継続が将来的に厳しくなる可能性が高いという事例である。いずれの事例も、中小企業においては一般的な事例であり、こういった問題を解決すべく、本報告書において、経営者の保証を外すことを目的とした、ガイドラインの骨子が完成したものだといえるであろう。

## 5 中小企業に対するガイドライン適用の具体的内容

中小企業の個人保証に関する課題を解決するため、金融庁が平成15年に公表した「新し



い中小企業金融の法務に関する研究会報告書」、及び中小企業庁が平成 23 年 4 月に公表した「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」の内容に基づき、事業再生における保証人への保証履行の予見可能性を高めるようなルールとして、平成 25 年 12 月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」において公表されたのが、「経営者保証に関するガイドライン」である。前述のとおり、ガイドラインの骨子については、金融庁と中小企業庁金融課により、既に骨子が作成されていたことから、ガイドラインの公表については、平成 23 年から 2 年という、比較的短期間での公表となっている。

また、わが国の政策面では、日本再興戦略（2013 年 6 月 14 日閣議決定）において、重要な施策として、ガイドラインが位置付けられていることから、近時においては、経営者の個人保証という問題については、より深い国民的理解が得られてきているといえよう。

図表 4-2 日本再興戦略における個人保証制度の見直し

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5. 個人保証制度の見直し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>○また、日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)においても、新事業を創出し、開・廃業率10%台を目指すための施策として、当該ガイドラインが位置付けられている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>日本再興戦略 ―JAPAN is BACK―(抜粋)</p> <p>第Ⅰ. 総論</p> <p>5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例</p> <p>(1) 民間の力を最大限引き出す</p> <p>②新事業を創出する</p> <p>＜成果目標＞</p> <p>◆開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す。</p> <p>◆ビジネス環境ランキングで先進国3位以内を目指す</p> <p>(iii)一度の失敗で全てを失い、経験やノウハウが活かせられない可能性のある個人保証の現状を改める。(略)</p> <p>第Ⅱ. 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>(略)あらゆる政策資源を集約的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進</p> <p>○個人保証制度の見直し</p> <p>・経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。</p> |

(中小企業庁 金融課 2014,14)

なお、具体的なガイドラインの内容は、以下のとおりとなっている。

## 経営者保証に関するガイドライン

はじめに

### 1. 目的

### 2. 経営者保証の準則

### 3. ガイドラインの適用対象となり得る保証契約

### 4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

#### (1) 主たる債務者及び保証人における対応

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

#### (2) 対象債権者における対応

### 5. 経営者保証の契約時の対象債権者の対応

#### (1) 主たる債務者や保証人に対する保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明

#### (2) 適切な保証金額の設定

### 6. 既存の保証契約の適切な見直し

#### (1) 保証契約の見直しの申入れ時の対応

- ① 主たる債務者及び保証人における対応
- ② 対象債権者における対応

#### (2) 事業承継時の対応

- ① 主たる債務者及び後継者における対応
- ② 対象債権者における対応

### 7. 保証債務の整理

#### (1) ガイドラインに基づく保証債務の整理の対象となり得る保証人

#### (2) 保証債務の整理の手続

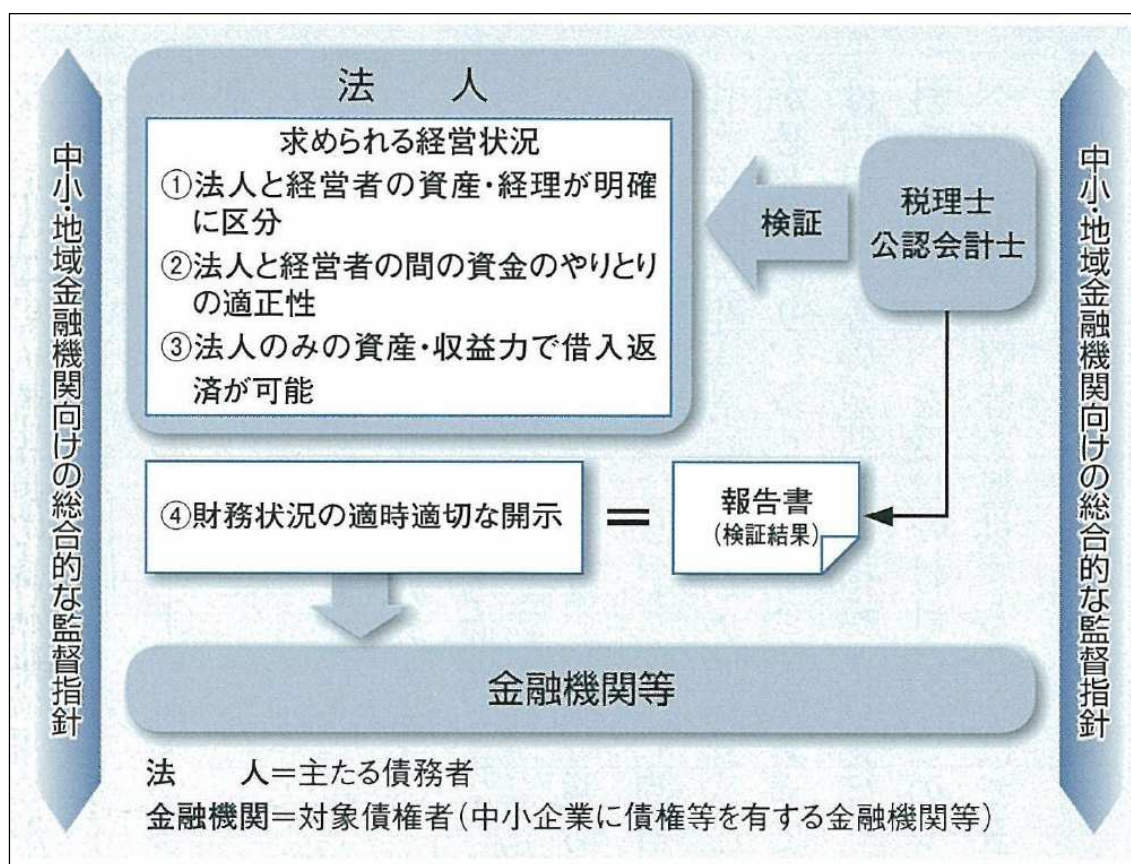
#### (3) 保証債務の整理を図る場合の対応

- ① 一時停止等の要請への対応
- ② 経営者の経営責任の在り方
- ③ 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）
- ④ 保証債務の弁済計画
- ⑤ 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

### 8. その他

より具体的には、ガイドラインは、大きく分けて「保証を契約する時（入口対応）」と、「債務整理をする時（出口対応）」に分かれているが、いわゆる入口対応とは、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」であり、これを図示すれば以下ようになる。

図表 4-3 経営者保証に依存しない中小企業金融の仕組み



(坂本 2014)

この中において、中小企業の会計との関わりは、①法人と経営者の資産・経理が明確に区分、②法人と経営者の間の資金のやりとりの適正性、③法人のみの資産・収益力で返済が可能、④財務状況の適時適切な開示、といった点に関し、外部専門家（公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。）による検証の実施と、検証結果の報告が求められている点に集約されよう。上記①～③に関する、ガイドラインにおける記述は以下の、イ）～ニ）に示されている。

#### 4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、主たる債務者、保証人及び対象債権者は、それぞれ、次の対応に努めるものとする。

##### (1) 主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達することを希望する場合には、まずは、以下のような経営状況であることが求められる。

###### ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。以下同じ。）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家（公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。）による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

###### ② 財務基盤の強化

経営者保証は主たる債務者の信用力を補完する手段のひとつとして機能している一面があるが、経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。

###### ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

主たる債務者は、資産負債の状況（経営者のものを含む。）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。

なお、開示情報の信頼性の向上の観点から、外部専門家による情報の検証を行い、その検証結果と合わせた開示が望ましい。

また、開示・説明した後に、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的に報告するなど適時適切な情報開示に努める。

##### (2) 対象債権者における対応

対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする。

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者におい

て以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で、検討する。

イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。

ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

(下線は筆者)

ガイドラインにおいては、①法人と経営者の資産・経理が明確に区分について「外部専門家、(公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。)」による検証を実施することで、②債務者(中小企業)が財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化し、そのうえで、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性を確保(外部専門家による情報の検証と結果の開示、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的に報告することを含む)が要請されており、そのための具体的要件として、イ) 法人と経営者の資産・経理が明確に区分、ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりの適正性、ハ) 法人のみの資産・収益力で返済が可能、ニ) 財務状況の適時適切な開示、という具体的な会計との関わりが明示されているのである。

さらに、ガイドラインの内容をより実務的に解説するため、以下の Q&A が同研究会より公表されており、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」の内容が、より詳細に明らかにされている。

#### 「経営者保証に関するガイドライン」Q&A (抄)

##### (4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進)

##### (1) 主たる債務者及び保証人における対応

Q.4-1 4 (1) ①について、経営者保証を提供することなしに資金調達を希望する場合、主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努めることが求められていますが、具体的に主たる債務者や経営者はどのように対応すればよいのでしょうか。・・・・・・4頁

Q.4-2 4 (1) ①について、法人と経営者の間の資金のやりとりにおける「社会通念上適切な範囲」とは、どのような範囲をいうのでしょうか。・・・・・・5頁

|       |                                                                                                |    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| Q.4-3 | 4（1）①の「外部専門家」とは、どのような専門家をいうのでしょうか。また、「顧問税理士」は含まれるのでしょうか。・・・・・・・・・・                             | 5頁 |
| Q.4-4 | 4（1）①の「外部専門家による検証を実施」について、外部専門家はどのようなことを検証すればよいのでしょうか。・・・・・・・・・・                               | 5頁 |
| Q.4-5 | 4（1）②について、「財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する」とありますが、具体的にはどのような財務状況が期待されているのでしょうか。・・・・・・・・・・ | 5頁 |
| Q.4-6 | 4（1）③の「資産負債の状況（経営者のものを含む。）」における、経営者の資産負債の状況の開示・説明は、経営者が保証人になっていない場合でも必要でしょうか。・・・・・・・・・・        | 6頁 |
| Q.4-7 | 4（1）③について、「正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する」とありますが、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。・・・・・・・・・・  | 6頁 |

（経営者保証に関するガイドライン研究会 2015）

以上が、ガイドラインにおける、いわゆる「入口対応」と呼ばれる、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」の全容であるが、ガイドラインの適用についての実務的課題としては、「本ガイドラインの及び本ガイドライン Q&A」の記載だけでは、具体的事例に則した判断基準が明確でない」という問題点が既に指摘されている（ファミリービジネス白書企画編集委員会 2015,159）。

実際の適用にあたっては、東京都信用保証協会が作成した「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート、及び日本公認会計士協会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」における法人与経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」において、その手続きが詳細に記されており、これに則した対応がなされるものと思われる。

## 5.1 東京都信用保証協会による「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート

東京都信用保証協会は、ガイドラインを適用する中小企業向けに、経営者保証ガイドライン対応保証を設け、その適用にあたっては、財務要件（①自己資本比率 20%以上、②使用総資本事業利益率 10%以上、③インタレスト・カバレッジ・レーシオ 2.0 倍以上）を満たすとともに、以下の書式を保証協会宛に提出することを求めている。

- ① 様式1 「経営者保証ガイドライン対応保証」申込人資格要件申告書
- ② 様式2 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート
- ③ 様式3 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件等状況報告書

この書式のうち、ガイドラインの具体的適用要件を示しているのが、②の様式2 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートである。ここでは、以下の4つの点において、ガイドラインの充足が求められているが、このうち、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）による検証が必要とされている項目は、（1）～（3）に掲げられた、それぞれの項目となっている。

- （1） 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- （2） 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- （3） 適時適切に財務情報等が提供されている。
- （4） 財務要件

このうち、（1）と（2）及び、（3）において必要とされている手続については、それぞれの専門家ごとに必要とされる検証手続の内容が異なっている。これを公認会計士と税理士についてまとめれば、以下のようになる。

図表4-4 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートと外部専門家の関わり（1 / 2）

| 該当項目                                                                 | 公認会計士                                                       | 税理士                                                          |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| （1） 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。<br>（⑤ないし⑥の項目に関して満たしている必要あり）           |                                                             |                                                              |
| ⑤ 取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役または監査役が親族以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催している。 | —                                                           | —                                                            |
| ⑥ 役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証がなされている。     | 外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写）<br>○：AUP（日本公認会計士協会） | 外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写）<br>△：日本税理士会連合会による報告書 |

|                                                                                                                   |                                         |                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|                                                                                                                   | [2015])                                 | 様式の定めなし。                                |
| (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。<br>(いずれか一つの項目を満たしている必要あり)                                                |                                         |                                         |
| ① 役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的な水準を上回っていないことについて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証がなされている。                                 | 外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写） | 外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写） |
| ② 事業上の必要が認められない申込者から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用（飲食代等）について申込者の経理処理としていないことについて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証がなされている。 | ○：AUP（日本公認会計士協会<br>[2015])              | △：日本税理士会連合会による報告書<br>様式の定めなし。           |

(松崎 2015b)

すなわち、公認会計士は、AUP に基づく報告書を提供し、税理士は AUP に準拠した報告書を作成することで、ガイドラインの適用を行うことが想定されている。なお、日本税理士会連合会では具体的な報告書の作成に係る指針などを作成していないため、本章では日本公認会計士協会が示した「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」に関して、検討を行うものとした。

## 5.2 日本公認会計士協会による「「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」

平成 26 年 9 月 3 日、日本公認会計士協会は、中小企業支援対応プロジェクトチームによる報告として、「「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」を公表した。本報告は、「(1)の「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートのうち、「(1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離」において、主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやり取りを社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努めること、また、こうした整備・運用の状況について公認会計士等の外部専門家による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい」とされていることに関連して、ガイドラインの上記「① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離」及びQ&Aの関連項目（Q4-1からQ4-4）に基づいて公認会計士等の検証に



関して合意された手続の業務を行う際の手続を例示する」ものであり、「具体的には、公認会計士等は、本報告に例示される合意された手続契約書を債務者である会社等と締結し、その契約の中で規定され、また、合意された手続実施結果報告書に記載される手続となることを想定」されているものである（日本公認会計士協会 2015b）。

合意された手続業務（以下、AUPという）は、「保証業務における証拠収集手続と類似した手続が業務実施者により実施されるものの、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することを目的とはしておらず、保証業務とはその性質を異にするものであり」、合意された手続実施結果報告書（以下「実施結果報告書」という。）には、以下のような特質がある。

- ・ 合意された手続業務が保証業務と誤解されないよう、実施結果報告書において保証業務ではない旨が明瞭に記載される。
- ・ 手続の目的等を知らない者に、手続実施結果を誤用されないよう、実施結果報告書は、手続の目的等を十分に理解し、実施された手続に合意した関係者のみに配布及び利用が制限される。

（日本公認会計士協会 2015c,1 - 2）

具体的な検証手続（抜粋）と、実施結果報告書の例は、以下の通りである。

図表 4-5 「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」における検証手続（抜粋）

- (1) 主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離していること

| 要点                                                 | 実施する手続の例                                                        | 手続結果及び発見事項の記載例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1-1 法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分する必要性を認識している。 | 経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識している旨の確認書を取得する。 | 経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識していることに関する確認書を得た。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 1-2 法人の事業活動に必要な本社・工場等の不動産について法人所有としている。            | 法人の事業活動に必要な本社・工場等の不動産が法人所有となっていることを会社役員又は担当者に質問し、不動産登記簿謄本と突合する。 | <p>【実施する手続（左記）】を実施した。</p> <p>その結果、不動産登記簿謄本によれば、法人の事業活動に必要な下記の工場建物、工場土地、本社建物は法人所有になっていたが、本社敷地は個人所有であった。</p> <table><tr><th></th><th>所在地</th><th>用途</th><th>所有者</th></tr><tr><td>建物</td><td>××</td><td>工場</td><td>法人</td></tr><tr><td>建物</td><td>××</td><td>本社</td><td>法人</td></tr><tr><td>土地</td><td>××</td><td>工場</td><td>法人</td></tr><tr><td>土地</td><td>××</td><td>本社</td><td>経営者</td></tr></table> |     | 所在地 | 用途 | 所有者 | 建物 | ×× | 工場 | 法人 | 建物 | ×× | 本社 | 法人 | 土地 | ×× | 工場 | 法人 | 土地 | ×× | 本社 | 経営者 |
|                                                    |                                                                 | 所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 用途  | 所有者 |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 建物                                                 | ××                                                              | 工場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 法人  |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 建物                                                 | ××                                                              | 本社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 法人  |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 土地                                                 | ××                                                              | 工場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 法人  |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 土地                                                 | ××                                                              | 本社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 経営者 |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|                                                    | 法人が納税義務者となっているか固定資産評価証明書と突合する。                                  | <p>【実施する手続（左記）】を実施した。</p> <p>その結果、固定資産評価証明書によれば、下記不動産は法人が納税義務者となっていた。</p> <table><tr><th></th><th>所在地</th><th>面積</th><th>用途</th><th>摘要</th></tr><tr><td>建物</td><td>××</td><td>××</td><td>工場</td><td></td></tr><tr><td>建物</td><td>××</td><td>××</td><td>本社</td><td></td></tr><tr><td>土地</td><td>××</td><td>××</td><td>工場</td><td></td></tr></table>                                                   |     | 所在地 | 面積 | 用途  | 摘要 | 建物 | ×× | ×× | 工場 |    | 建物 | ×× | ×× | 本社 |    | 土地 | ×× | ×× | 工場 |     |
|                                                    | 所在地                                                             | 面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 用途  | 摘要  |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 建物                                                 | ××                                                              | ××                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 工場  |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 建物                                                 | ××                                                              | ××                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本社  |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 土地                                                 | ××                                                              | ××                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 工場  |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
| 1-3 法人の事業活動に必要な営業車等その他の資産は法人所有としている。               | 法人の事業活動に必要な営業車等が法人所有となっていることを会社役員又は担当者に質問し、車検証等と突合する。           | <p>【実施する手続（左記）】を実施した。</p> <p>その結果、法人の事業活動に必要な営業車等が法人所有となっていた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |

（日本公認会計士協会 2015a,4）

図表 4-6 「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」における報告書例

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>(報告書の例を添付)</p> <p>合意された手続実施結果報告書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                    |
| <p>平成×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>取締役会 御中</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>〇〇監査法人</p> <p>代表社員 〇〇〇〇 印</p> <p>社 員 〇〇〇〇 印</p> |
| <p>当監査法人は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、平成×年×月×日付「合意された手続契約書」において会社との間で合意された以下の手続を実施した。</p> <p>この合意された手続は、「経営者保証に関するガイドライン」及び『「経営者保証に関するガイドライン」Q &amp; A』に基づき、会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日まで「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」について、「合意された手続契約書」に規定された手続の範囲を限度として実施した結果を報告することのみを目的として実施したものである。</p> <p>1. 当監査法人は、経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識している旨の確認書を取得した。</p> <p>2. . . . .</p> <p>上記手続を実施した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 上記1の事項については、確認書により経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識している旨の回答が得られた。</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>上記手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人は、会社の「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」について、いかなる評価や結論の報告も、また保証も提供することもしない。もし当監査法人が合意された手続以外の更なる手続を実施した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。</p> <p>なお、この報告書は会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」について「合意された手続契約書」に規定され</p> |                                                    |

た手続の範囲を限度として実施した結果を報告するためにのみ作成されたものであり、経営者保証の要否等に関する融資条件についての意見を述べるものではなく、経営者保証を融資条件に付すか否かに関しては、債権者が与信手続において判断すべきものである。

本報告書は、その他のいかなる目的にも使用してはならず、当監査法人が同意した場合を除き会社以外への配付もしてはならない。

会社と当監査法人又は代表社員及び社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上

(日本公認会計士協会 2015a,30-31)

以上の検証手続の実施と、合意された手続実施結果報告書の発行により、ガイドライン適用にあたる、以下の2要件の検証手続が終了したことになる。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。

なお、AUPによる外部専門家の検証手続については、日本公認会計士協会が示したものであり、図表4-4で先に示したとおり、日本税理士連合会等、他の外部専門家団体からは、同様の手続きが明示されていない。しかし、AUPは公認会計士の独占業務ではないため、実際の適用に際しては、税理士等の外部専門家も、AUPに準じて検証手続及び実施報告書を発行することになると思われるが、この点については実務の習熟を待つほかないと思われる。

一方で、「適時適切に財務情報が提供されている」という点に関する検証は、中小会計要領・中小指針に関するチェックリスト、会計参与、公認会計士による監査報告書、税理士法33条の2に規定する添付書面のいずれかに該当すれば良い、という内容になっており、税理士・公認会計士により既に実施されている業務の枠内において、信頼性を付与するものとされている。

図表4-7 「経営者保証ガイドライン対応保証」 資格要件確認シートと外部専門家の関わり  
(2/2)

| 該当項目                                                                 | 公認会計士                                                                             | 税理士                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 適時適切に財務情報等が提供されている。<br>(いずれか一つの項目を満たしている必要あり)                    |                                                                                   |                                                                                               |
| ① 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。   | ×：日本公認会計士協会の作成したチェックリストなし                                                         | ○：日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト                                                   |
| ② 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。 | ○：全国信用保証協会連合会制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト及び会計割引制度の利用に関する確認・同意書 <sup>2</sup> | ○：全国信用保証協会連合会または日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト及び会計割引制度の利用に関する確認・同意書 <sup>2</sup> |
| ③ 会計参与設置会社                                                           | 会計参与を設置している登記を行った事項を示す書類<br>○：会計参与の行動指針（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 [2006]）               |                                                                                               |
| ④ 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等                                    | ○：公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写）                                                | ×：公認会計士の独占業務                                                                                  |
| ⑤ 税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。                            | ×：税理士の独占業務                                                                        | ○：税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面（写）                                                              |

(松崎 2015b)

なお、日本公認会計士協会では、当該項目の検証に関し「中小企業では、中小企業のた

めの一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成することがありますが、この場合、「③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」のうち計算書類の信頼性に関する検証として、特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査を行うこと等が考えられます。」（日本公認会計士協会 2015b,2）とし、監査による保証を想定しているものの、中小企業においては、税理が顧問税理士と多く関与しており、新たに独立した監査人として公認会計士による監査証明を得ることは、コスト・ベネフィット等の問題から困難であり、その担い手の多くは、税理士であり、手段としては税理士による広範な保証（中小会計要領・中小指針に関するチェックリスト、会計参与、税理士法33条の2に規定する添付書面）になるものと思われる<sup>3</sup>点に留意が必要である。

## 6 入口対応におけるガイドラインの活用事例

金融庁は、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（金融庁 2015）を公表し、この中で有用な事例を公表している。いわゆる入口対応として公表されている事例は、以下のとおりである。

### I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

1. 事業計画の実現可能性等を考慮して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
2. 経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
3. 他の金融機関と協調して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
4. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
5. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
6. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
7. ABL等の代替手法も検討したが、結果として経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
8. 今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
9. 海外進出企業に対して経営者保証を求めなかった事例 信用金庫
10. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し対応した事例 信用組合
11. 適時適切な情報開示が実現したため経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
12. 在庫の特性を踏まえABLを活用して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
13. 再生手続中の法人に対し経営者保証を求めなかった事例 地域銀行
14. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し経営者保証を求めなかった事例 地域銀行

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| 15. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで経営者保証を求めなかった事例 地域銀行    |
| 16. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例 主要行             |
| 17. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例<br>(1) 地域銀行     |
| 18. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例<br>(2) 地域銀行     |
| 19. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例<br>その他の金融機関 |

(金融庁 2015)

図表 4-8 ガイドライン事例集に記載されている会計との関わりと専門家の検証手続

| 事例 | 会計との関わりと専門家の検証手続                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <p>②計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること</p> <p>③毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること</p> |
| 2  | <p>①決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること</p> <p>③四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能なこと</p>                                                                                             |
| 4  | <p>①当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること</p> <p>③情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること</p>                                |
| 5  | <p>①本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること</p> <p>③年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行</p>                                                                                                                           |

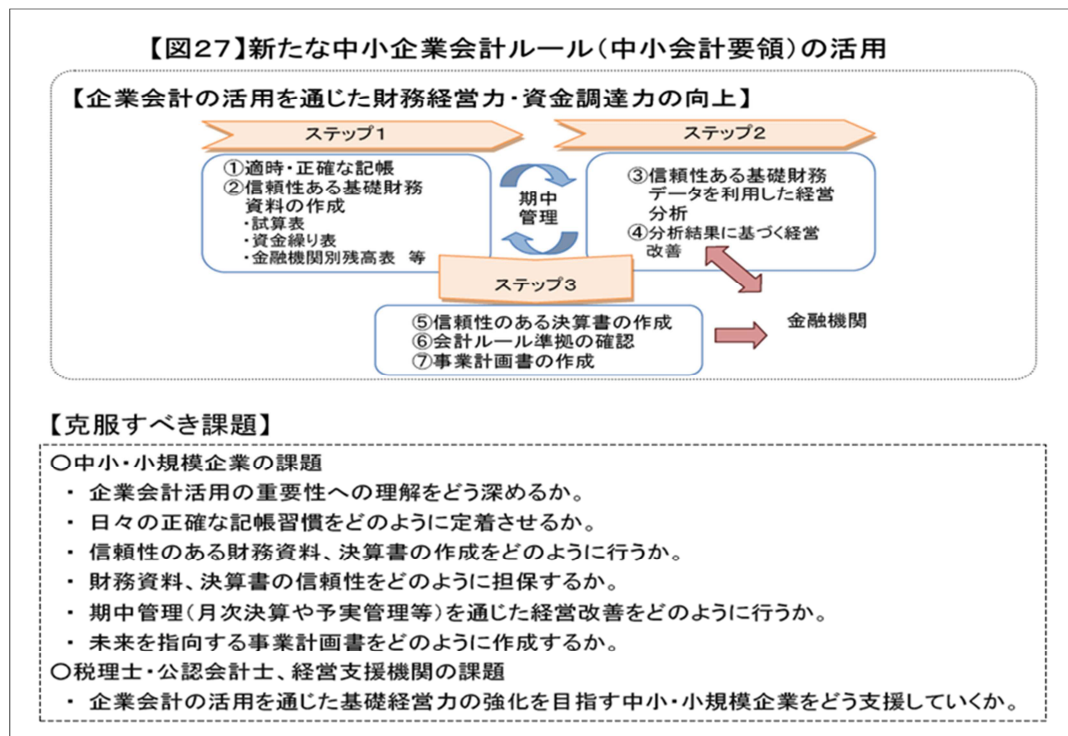
|    |                                                                                                                                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること                                                                                                  |
| 6  | ③当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること                                                                                             |
| 7  | ③今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること                                                                                                                 |
| 9  | ①事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること<br>③決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること |
| 16 | ②試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること                                                                                                                                         |
| 18 | ※ 保証契約における特約条項の主な内容<br>財務状況等の報告：毎月の試算表ならびに毎月の金融機関別残高一覧表の提出                                                                                                              |

（金融庁 2015 をもとに、筆者作成）

上記（図表 4-8）によれば、公認会計士の監査（事例 1）や、中小会計要領のチェックリストの提出（事例 2，3）といった、決算書に外部専門家による信頼性が付与されている場合に加え、全ての事例において、いわゆる月次試算表の提出による適時・適切な開示が評価されている。金融機関にとっては、決算書の信頼性もさることながら、タイムリーで正確な月次試算表を提示し、中小企業経営者が金融機関に対して誠実な対応を行い、良好なリレーションシップを構築することが、経営者保証に依存しない融資を実行するに際し、金融機関にとっては必須の条件のひとつであることが、本事例集からは読み取れるのである。月次試算表は正式な決算書ではないが、下記（図表 4-9）に示した、期中管理による中小企業会計ルールを活用が、金融庁が指向する事業性評価とも相まって、金融機関との良好なリレーション構築のために、今後益々必須の条件となっていくであろう。



図表 4-9 期中管理による中小企業会計ルールを活用



(“ちいさな企業”未来会議 2012,28)

## 7 むすび(課題と提言)

中小企業の会計と金融は密接に関係しているものの、「他方、中小企業は経営基盤や財務基盤が概して強固ではないため、その活力を引き出すには、中小企業自らが経営の透明性を高め、適時適切に情報開示を行い、金融機関に経営状況を相談しながらアドバイスを受けることで、自らの経営課題に気づき解決していくといった取組みを通し、経営の高度化を図っていくことが重要である。」(中小企業における個人保証等の在り方研究会 2013,6)との指摘がなされているように、最終的には経営者自身が会計を活用し、自社の財務基盤を強くし、会計で会社を強くする。という発想がなければ、会社資金が必要な際に、経営者の個人保証に頼らずとも資金調達ができる、という趣旨の達成は不可能であろう。なぜなら、中小企業の経営というのは、「本質的にはキャッシュ・フロー経営」であり、「経営者としては金融機関の借入に依存」し、「資金繰りがつかなければ取引が困難になり、事業の信用を失って、立ちいかなくなる」ため、「中小企業・小規模事業者にとって、金融機関との良好な関係は、企業の存在にも関わる極めて大事」(北川 2015,48)だからである。

ガイドラインは、経営者の個人保証を必要としない融資慣行の確立が目的であるが、金融庁が公表した、民間金融機関における平成 27 年度累計実績(金融庁 2016)によれば、新規融資のうち、ガイドラインの「入口対応」により、①新規に無担保で融資した件数(ABL

を活用し、無保証で融資したものは除く)、②経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数が新規融資件数に占める件数の割合は、民間金融機関において、12%と必ずしも高くなく、民間金融機関において新規融資の1割程度までしか普及していないという点は、今後の大きな課題といえよう。

この新規融資における経営者の個人保証を必要としない融資については、2015年3月31日付で国会に提出された、「民法の一部を改正する法律案」が成立することで、法的側面から促進されるのではないかと期待する声もあるが、「民法改正論議では、当初「保証人の原則禁止」という方向もあったようだが、改正案では個人保証は一部制限という内容になった。一部制限とは、①公正証書に保証人となる意思を残せば、例外として第三者保証を認める、②法人の取締役、過半数の議決権を持つ株主は保証制限の対象外、③経営者の配偶者(事業に従事)、となっている(2015年3月31日国会提出「民法の一部を改正する法律案」第465条等)。個人保証については、その負担の減少が進んできたが、第三者でも、公証人役場で保証意思確認の証明書をとれば、保証人になれること、保証制限の対象外の人物が特定された(経営者、経営者の配偶者(事業に従事)、取締役、過半数の株主)から、従来から金融機関が採用してきた保証人徴求の方法と個人保証重視方針が、あまり変化しない可能性もある。第三者保証の場合、公証人役場で証明をとる事務負担が増えるという課題もある。先の「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者保証の負担軽減を謳っているが、民法改正は、むしろ個人保証に拠り処を与えているような印象もある。第三者保証については保証徴求の要件を定めているほか、経営者本人保証については特段の規定がなく、禁止とはなっていないのである。今後、実務上の混乱が懸念される。」(村本2015,35-36,下線は筆者)との指摘が既になされているところである。民法改正の動向を踏まえてもなお、経営者の個人保証を必要としない融資慣行の確立は、当事者の属性に着目して説明の有無などにかかわらず当事者の合意の効力を否定するという強力な規制ではなく、保証人が自律的な判断をするために必要な基盤を整備するものである以上、相当数の中小企業において個人保証を必要としない融資が当たり前に実行するようになって、初めてその趣旨を達成できるものであるといえよう。ガイドラインの普及・確立には、中小企業に数多く関与している税理士がその主体的役割を果たすことが期待されるが、ガイドライン適用に関し、日本公認会計士協会と比して、日本税理士会連合会が十分な実務的バックアップを行っているとは言い難いことから、今後の対応が期待されるところであり、また、金融機関は、正しい中小企業の財務諸表の入手を大前提とした上で、これに加え、月次試算表等、決算書以外の資料の適時・正確な開示を重視している。これをふまえ、中小企業経営者と金融機関、そしてガイドラインの適用を支援する外部専門家(税理士・公認会計士等)の更なる連携こそが、ガイドライン普及のためには、今後極めて重要であるといえよう。

(注)

- 1 わが国の中小企業会計と金融の関わりについては、初代中小企業庁長官蜷川虎三も重要な課題として認識しており、「中小企業簿記要領」(昭和 24 年)、「中小企業経営簿記要領」(昭和 28 年)といった中小企業向けの経理方式が示されており、また、わが国の近代税制の礎となった、シャウプ勧告(昭和 24 年)において導入された青色申告制度にも、大きな影響を与えている(松崎 2015a)。
- 2 これに対する担保措置として、保証料割引制度の適用に当たっては「「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書」(東京都信用保証協会 2015)の提出が要請され、チェックリストに事実と異なる記載があると信用保証協会が判断する場合は、保証料割引を行わないこととし、事実と異なる記載があると信用保証協会が判断するチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人(以下、「税理士等」という。)から提出された場合において、当該税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと信用保証協会が判断するときは、当該税理士等が確認したチェックリストについては、本割引制度の利用を 1 年間認めないこととする措置が取られている。
- 3 松崎 2015c を参照。

#### 【参考文献】

- 新しい中小企業金融の法務に関する研究会. 2003. 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」.
- 尾高煌之助・松島茂. 2013. 『幻の産業政策機振法 実証分析とオーラル・ヒストリーによる解明』日本経済新聞社.
- 神森智. 2013. 「中小企業会計と中小企業会計監査—その史的考察のうえに—」『松山大学創立 90 周年記念論文集』463 - 488 頁.
- 北川慎介. 2015. 『中小企業政策の考え方』同友館.
- 金融庁. 2015. 「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集」平成 27 年 12 月改訂版」.
- 金融庁. 2016. 「民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績(平成 27 年 10 月~28 年 3 月実績)」.
- 経営者保証に関するガイドライン研究会. 2013. 「経営者保証に関するガイドライン」.
- 経営者保証に関するガイドライン研究会. 2015. 「「経営者保証に関するガイドライン」Q&A(平成 27 年 7 月 31 日一部改定)」.
- 坂本孝司. 2014. 「KFS 実践と「経営者保証に関するガイドライン」」『TKC 会報』2014 年 5 月号(496 号), 18-21 頁.
- “ちいさな企業”未来会議. 2012. “ちいさな企業”未来会議(“日本の企業”応援会

- 議～小さな企業が日本を変える～) 取りまとめ。
- 全国中小企業団体中央会. 2012. 「第 4 回中小企業における個人保証等の在り方研究会 資料 1-① 事業者(債務者)からみた個人保証制度について」.
- 中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会. 2011. 「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」.
- 中小企業における個人保証等の在り方研究会. 2013. 「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」.
- 中小企業庁金融課. 2014. 「個人保証制度見直しの背景」.
- 鶴田彦夫. 2005. 『中小企業の税務と融資』税務研究会出版局.
- 東京都信用保証協会. 2014. 「「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート」.
- 東京都信用保証協会. 2015. 「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書」.
- 蜷川虎三. 1950. 『中小企業と日本経済』弘文堂.
- 日本公認会計士協会. 2015a. 中小企業支援対応プロジェクトチームによる報告「「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」.
- 日本公認会計士協会. 2015b. 中小企業支援対応プロジェクトチームによる報告「『経営者保証に関するガイドライン』における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」の公表について.
- 日本公認会計士協会. 2015c. 専門業務実務指針 4400 「合意された手続業務に関する実務指針 (公開草案)」.
- 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会. 2006. 「会計参与の行動指針」.
- ファミリービジネス白書企画編集委員会. 2015. 『ファミリービジネス白書. 2015 年版.』同友館.
- 法務省・法制審議会・民法(債権関係)部会. 2013. 「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(5) 民法(債権関係)部会資料 70A」.
- 法務省. 2015. 「民法の一部を改正する法律案」(平成 27 年 3 月 31 日国会提出).
- 松崎堅太郎. 2015a. 「中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性—中小企業経営者と金融機関の関係性を中心として—」『中小企業会計研究』 No.1 (創刊号), 41 - 52 頁.
- 松崎堅太郎. 2015b. 「日本における中小企業の財務諸表に対する保証の現状と課題」—「経営者保証に関するガイドライン」を題材として—『日本監査研究学会課題別研究部会 特別目的の財務諸表の保証業務に関する研究 — 中間報告 —』, 21-27 頁.
- 松崎堅太郎. 2015c. 「わが国中小企業の財務諸表に対する保証業務のあり方に関する一考察—特別目的の財務諸表に対する準拠性監査の導入を契機として—」『現代監査』 No.25, 171-181 頁.

村本孜. 2015. 「民法改正と個人保証 ― 議論の整理：中小企業金融との関連において―」『成城大学経済研究所研究報告』№ 7 1.

吉野直行・渡辺幸男. 2006. 『信金中央金庫寄付講座 中小企業金融論 第2巻 中小企業の現状と中小企業金融』慶應義塾大学出版会.

## 第5章 「事業性評価」

### ―担保・保証人に過度に依存しない中小企業金融とは―

松崎 堅太郎

(税理士・公認会計士／明治大学)

#### 1 はじめに

事業性評価は、金融機関の目利き能力を発揮すべく、金融庁の「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」（以下、平成 26 年度基本方針という）において、初めて事業性評価という表現が用いられたものである。

金融庁の事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ 円滑な資金供給の促進に向けて」（金融庁 2014c,3）によれば、「事業性評価とは、金融機関が、現時点での財務データや、担保・保証にとらわれず、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業の内容や成長可能性などを適切に評価することを言います。金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援することは、金融機関の果たすべき基本的な役割です。金融庁では、金融機関がこうした役割をしっかりと果たすよう、事業性評価に基づく融資等を促しています。」との記載がなされている。事業性評価という言葉そのものが新たに登場し、金融機関が従来から取り組んできた融資、すなわち、現時点での財務データや、担保・保証に依存した融資との決別を金融庁が求めているということは明らかであり、中小企業金融における一大政策転換が行われようとしていることが分かる。同パンフレットには、事業性評価融資を受けた企業の事例として、「弊社はアパレルのオンライン&オフラインショップを運営している会社です。みずほ銀行には、創業間もない当社に対して、財務諸表のみならず、ビジネスモデルの特長や経営陣の事業に対する取組姿勢など定性面も評価いただき、融資を受けることが出来ました。」との記載があり、創業間もない会社に対し、定量面ではなく、定性面を高く評価し、融資実行したという点を評価していることが読み取れる。しかし、事業性評価自体の具体的な取り組みとは何かという点に関しては、各金融機関が今後、自主的な取り組みを行うなかで、具体的な事例が明らかになるところであって、例えば、「知的財産という切り口から取引先企業の事業性を評価することの有用性が示唆され、評価結果を融資判断や経営支援のツールとして活用することが多くの金融機関において検討され始めているところであり、今後の動向に注目していきたい。」（肥塚 2015,4）といった、中小企業が有する知的財産という無形資産に着目することを、事業性評価とするアプローチもあれば、「要諦は、企業の事業内容を徹底的に把握すること、具体的には、事業部門別、製品別の売上・原価・粗利情報で現実を直視し、成長可能性のあるアクションプランを掘り出し、盛り込まれた数期間の将来性を描く事業計

画によって、きちっと融資判断することにある。」（小笠原 2015, 75）とし、中小企業が作成する事業計画に基づく融資を事業性評価とするアプローチもあるなど、様々なアプローチが見られるところである。そこで、本章では新たな概念である事業性評価の内容を、金融庁が指向する事業性評価の内容と、具体的な金融機関の取り組みの実例をもとに、明らかにしていきたい。

## 2 事業性評価融資の促進へ向けた政策

事業性評価という言葉が政策として初めて現れたのは、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、第二 3つのアクションプラン 一．日本産業再興プラン6．地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新，（3）新たに講ずべき具体的施策として，④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等が掲げられており，わが国の重要な政策のひとつと位置付けられたところからである。

図表 5-1 「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

| 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)                                                                                                                                                                                       |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 一．日本産業再興プラン                                                                                                                                                                                                          |  |
| 6．地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新                                                                                                                                                                                |  |
| (3)新たに講ずべき具体的施策                                                                                                                                                                                                      |  |
| ④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等                                                                                                                                                                                            |  |
| <div>一 企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、<u>金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、また、保証や担保を付した融資についても融資先の経営改善支援等に努めるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。</u></div> |  |
| 1                                                                                                                                                                                                                    |  |

（金融庁 2014b,1）

この「日本再興戦略」改訂 2014 を受けて、金融庁が発表したのが平成 26 事務年度金融モニタリング方針であり、「金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、企業



の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を評価した融資」という内容が「事業性評価」という文言で明示されることとなった。

図表 5-2 平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（平成 26 年 9 月 11 日公表）

| 平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(平成26年9月11日公表)③                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| Ⅱ 重点施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 2. 事業性評価に基づく融資等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| <p><u>金融取引・企業活動の国際化や、国内では高齢化や人口減少が進展する中において、日本の企業や産業が活力を保ち、経済を牽引することが重要である。地域経済においては、人手不足も見られる中、企業・産業の生産性向上を図ることが重要である。</u></p> <p>このため、グローバルな競争環境の下で事業を展開する企業や産業が国際競争力を維持・強化するとともに、<u>地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることを期待される。</u></p> <p>こうした中、<u>金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し(「事業性評価」)、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。</u>また、中小企業に対しては、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めることが求められている。</p> <p><u>金融庁としては、この面での金融機関の経営姿勢、企業の事業性評価への取組み、企業に対し現実にかなる対応を行っているか等につき、検証を行っていく。</u></p> |  |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |

(金融庁 2014b,4)

## Ⅱ. 重点施策

上記の基本的な考え方の下、今事務年度においては、主に以下の重点施策に取り組む。

(中略)

### 2. 事業性評価に基づく融資等

金融取引・企業活動の国際化や、国内では高齢化や人口減少が進展する中において、日本の企業や産業が活力を保ち、経済を牽引することが重要である。地域経済においては、人手不足も見られる中、企業・産業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、グローバルな競争環境の下で事業を展開する企業や産業が国際競争力を維持・強化するとともに、地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善に



つながることが期待される。

こうした中、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。また、中小企業に対しては、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めることが求められている。

金融庁としては、この面での金融機関の経営姿勢、企業の事業性評価への取組み、企業に対し現実にはいかなる対応を行っているか等につき、検証を行っていく。

（金融庁 2014a ,2：下線は筆者）

さらに、事業性評価の具体的評価内容については、平成 26 年度基本方針（金融庁 2014a）において、以下のような書きぶりとなっている。

#### IV. 主要行等に対する監督・検査

##### 1. 主要行等における課題と今事務年度の考え方

具体的には、個別の借り手企業の事業の内容のみならず、産業全体の状況や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、上記の特長を活かしたアドバイスの提供や海外でのファイナンスも含めた成長資金の円滑な供給に向けた取組みを行うことが重要である。

##### 2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

###### 2－1 金融仲介機能の発揮

###### （1）産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給

###### ① 取引先企業の適切な評価、解決策の提案及び実行支援

こうした特長を活かし、（i）取引先企業や産業全体の課題・ニーズの的確な把握・分析及びこれを踏まえた事業性評価の実施、（ii）当該評価を踏まえた取引先企業ごとの課題に対応した適切な解決策の提案、といった産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給に向けた取組みを、取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っているか、検証する。

#### V. 中小・地域金融機関に対する監督・検査

##### 1. 地域金融機関における課題と今事務年度の考え方

このため、地域金融機関は、地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに、こうした分析結果を活用し、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、そ

れを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要である。

特に、目利き能力の発揮による企業の事業性評価を重視した融資や、コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業（特に地域の経済・産業を牽引する企業）の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくとともに、継続困難な企業に対する円滑な退出への支援にも取り組んでいくことが求められている。

## 2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

### 2-1 金融仲介機能の発揮

#### (1) 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

##### ① 取引先企業の適切な評価、解決策の提案及び実行支援

上記1. で示したとおり、地域金融機関は、必要に応じ、外部機関や外部専門家を活用しつつ、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが求められている。また、こうした取組みは、取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っていくことが重要である。

イ. 取引先企業の状況に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援するための取組状況について、以下の点を含め、確認する。

(中略)

(iii) 担保・保証に必要以上に依存しない、事業性評価に基づく融資（経営者保証に関するガイドラインの活用を含む）を促進するため、具体的にどのような取組みを行っているか。

(金融庁 2014a：下線は筆者)

以上からすれば、「事業性評価」とは、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことであり、より具体的には、取引先企業や産業全体の課題・ニーズの的確な把握・分析を踏まえ、個別の借り手企業の事業の内容のみならず、産業全体の状況や成長可能性などを適切に評価し、様々なライフ

ステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、金融機関の目利き能力を発揮すること、といえるであろう。

なお、金融庁は翌年に、「平成 27 事務年度 金融行政方針」を公表し、この中でも「事業性評価」に関して触れている。なお、平成 27 年事務年度においては、「財務データ」という用語が消え、また「担保・保証に必要以上に依存することなく」から、「担保・保証に依存する融資姿勢を改め、」とされていることから、「財務データ」の重要性について再認識がなされ、担保・保証については、これに依存する融資姿勢を改めるべきであるという、一歩進んだ監督姿勢が見てとれる。

## II 金融行政の目指す姿・重点施策

### 2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

(中略)

#### 【国内で活動する金融機関】

金融機関のビジネスモデルは様々であり、多様なビジネスモデルを有する金融機関が存在することは、我が国における金融業の厚みにつながるものである。他方、地域に密着した多くの地域金融機関については、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献することが自らの経営の健全性の確保にもつながる。そうした国内で活動する金融機関については、営業地域における顧客層のニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供を行うとともに、地域の経済・産業を支えていくことが求められる。また、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待される。

足元で、低金利競争や貸出残高増加の動きも見られるが、産業・企業の生産性向上に貢献するような競争を行うことが、地域経済の発展と自らの収益基盤の安定につながるものと考えられる。

(金融庁 2015a,17：下線は筆者)

また、同様に平成 27 事務年度における「事業性評価」に関する書きぶりを示せば、以下の様になる。平成 27 年事務年度においては、「事業性評価」の中身が、監督事項という形を通じて、より具体的に示されているといえる。

#### 具体的重点施策

(1) 企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現

③ 事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援

(ア) 各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支

援等の取組状況について、以下の点を含め、確認する。

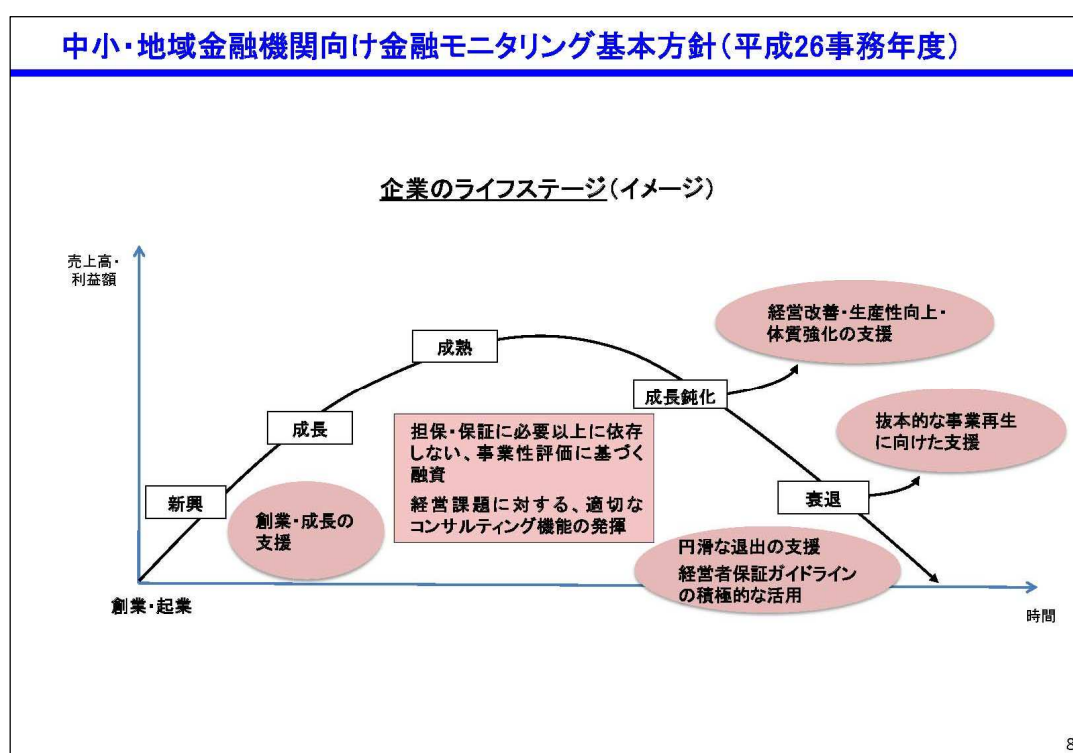
- a) 主要な営業地域について、地域ごとの経済・産業（主要な産業セクターを含む）の現状・中長期的な見通しや課題等をどのように把握・分析しているか。また、こうした分析結果を、取引先企業の成長可能性や持続可能性の評価に具体的にどのように役立てているか。
- b) 取引先企業について、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、強み・弱み及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティング機能の発揮に当たり、例えば以下のような点も含めて、具体的にどのような取組みを行っているか。
  - i. 取引先企業との深度ある対話を行うための関係構築（例えば、金融機関のビジネス上重要な取引企業や主たる相談相手としての役割が期待されている取引先企業について、経営状況や課題、ニーズを具体的に把握するための定期的な訪問や短期継続融資のモニタリング等を通じた関係構築）
  - ii. 取引先企業に対し、財務面だけでなく、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題の解決に資する融資やコンサルティングのタイムリーな提供（外部専門家の活用や外部機関との連携によるものを含む）
  - iii. DDS・債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援（他の金融機関が主導する事業再生支援への積極的な協力を含む）
  - iv. 「地域企業応援パッケージ」の活用、地域の創業支援事業等に係る産学官金の連携、政府系金融機関やファンド等との連携等、取引先企業の支援を行うための関係者との有効な連携
- c) 融資、既存保証の見直し及び保証債務の整理に当たって、必要に応じて外部機関や外部専門家とも連携しつつ、経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用に努めているか。
- d) 事業性評価及びそれに基づく融資・本業支援等について、職員の能力向上、専門人材の育成・確保、実績評価・人事評価における明確な位置付け等、組織全体として取り組むための態勢整備（経営計画等における明確化を含む）を行っているか。

（金融庁 2015a, 13 - 14：下線は筆者）

これによれば、平成 26 事務年度において示された「財務データ」とは、具体的には「財務内容の過去実績」であったことが分かる。すなわち、金融機関は融資に当たり、財務内容を無視して良いというわけではなく、「財務内容の過去実績に必要以上に依存しない」というのが、金融庁の示す真意であることが分かる。つまり、中小企業の事業の内容、強

み・弱み及びその業界の状況等を踏まえて、その将来性を評価する、という点を重視して、融資を実行していく体制を構築することになる。なお、項目の中には、創業支援に関するもの、DDS・債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援や、保証債務の整理に当たって、必要に応じて外部機関や外部専門家とも連携しつつ、経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用に使っているか、といった廃業支援に関するものも盛り込まれていることから、必ずしも中小企業の将来性を見極めだけではなく、中小企業のライフステージに応じて、金融機関が適切な支援を行うことが、事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援に求められていることに留意が必要である。

図表 5-3 中小・金融機関向け金融モニタリング基本方針における事業性評価の位置づけ



(金融庁 2014b,8)

すなわち、図表 5-3 によれば、事業性評価とは中小企業のライフステージの成長、成熟、成長鈍化といったステージにおいて実行することが想定されていることが分かる。また、金融庁が想定する中小企業のライフステージ別支援は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 平成 27 年 4 月」(金融庁 2015b)において示されている。

図表 5-4 （参考）顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）

| 顧客企業のライフステージ等の類型                        | 金融機関が提案するソリューション                                                                                                                                                                                    | 外部専門家・外部機関等との連携                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創業・新事業開拓を目指す顧客企業                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。</li> <li>・公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援</li> <li>・地方公共団体の補助金や制度融資の紹介</li> <li>・地域経済活性化支援機構との連携</li> <li>・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用</li> </ul>           |
| 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。</li> <li>・海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。</li> <li>・事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体，中小企業関係団体，他の金融機関，業界団体等との連携によるビジネスマッチング</li> <li>・産学官連携による技術開発支援</li> <li>・JETRO, JBIC 等との連携による海外情報の提供・相談，現地での資金調達手法の紹介等</li> </ul> |
| 経営改善が必要な顧客企業<br>（自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。</li> <li>・貸付けの条件の変更等。</li> <li>・新規の信用供与により新たな収益機会</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士，税理士，経営指導員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）</li> <li>他の金融機関，信用保証協会</li> </ul>                                                               |

|                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業など)                                                     | <p>の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。</p> <p>・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。</p> | <p>等と連携した返済計画の見直し</p> <p>・地方公共団体，中小企業関係団体，他の金融機関，業界団体等との連携によるビジネスマッチング</p> <p>・産学官連携による技術開発支援</p> |
| 事業再生や業種転換が必要な顧客企業<br>（抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など） | <p>・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。</p> <p>・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。</p>                                                                                                                                                                        | <p>・地域経済活性化支援機構，東日本大震災事業者再生支援機構，中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生方策の策定</p> <p>・事業再生ファンドの組成・活用</p>           |
| 事業の持続可能性が見込まれない顧客企業<br>（事業の存続がいたずらに長引                    | <p>・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、</p>                                                                                                                                                                           | <p>・慎重かつ十分な検討と顧客企業の納得性を高めるための十分な説明を行った上で、税理士、弁護士、サービサー等との連携により顧客企業の債</p>                          |

|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など) | <p>財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。</li> <li>・その際、顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。</li> </ul> | 債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討                                                                                                                     |
| 事業承継が必要な顧客企業                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&amp;A のマッチング支援、相続対策支援等を実施。</li> <li>・MBO や EBO 等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ M&amp;A 支援会社等の活用</li> <li>・ 税理士等を活用した自社株評価・相続税試算</li> <li>・ 信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定</li> </ul> |

(金融庁 2015b)

金融庁が指向する、「事業性評価」の実行は、この顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）に類する形で支援ができる金融機関の体制を構築し、実践することにあると思われる。

### 3 事業性評価融資モデルの具体的検討

平成 26 事務年度に金融庁から示された「事業性評価」は、顧客企業（中小企業）のライフステージ等に応じて提案することが平成 27 事務年度において示された。このライフステージに応じた対応については、金融機関が単独で実施することは人的・時間的制約から困難であることから、外部専門家の活用や外部機関との連携が重要であり、これには、中小企業診断士、税理士、経営指導員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）が想

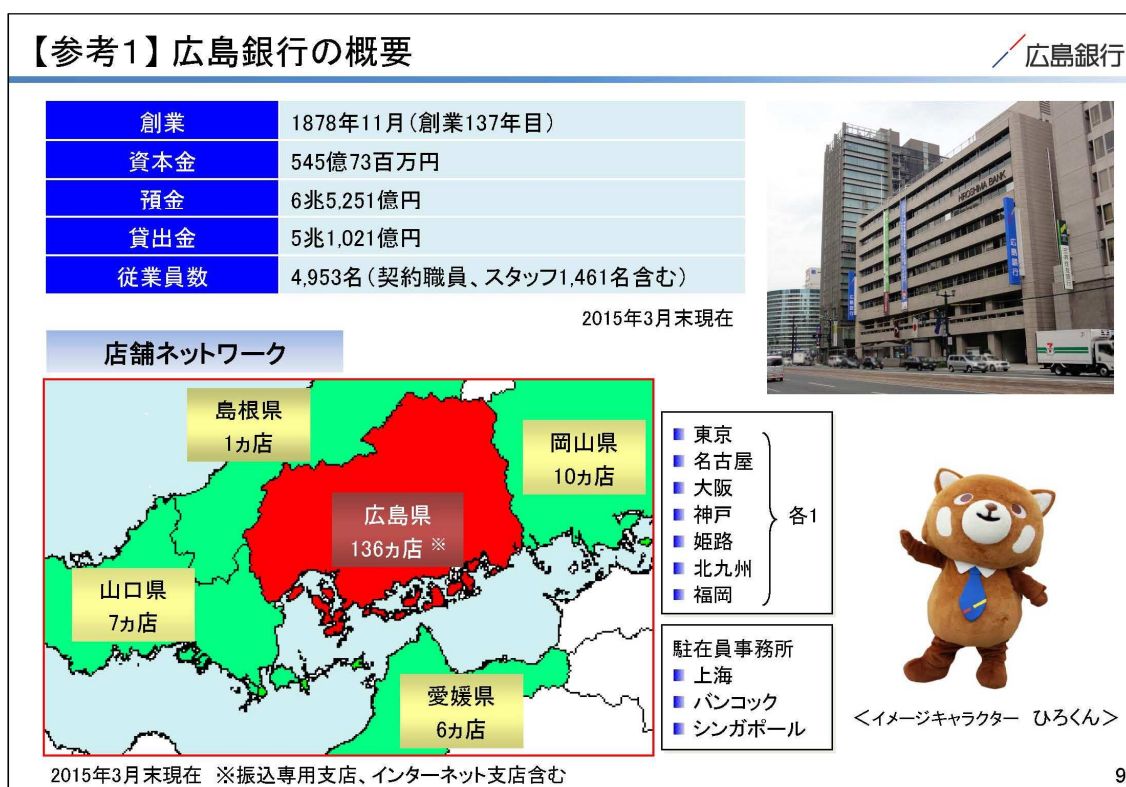


定されている。平成 26 年事務年度から始まった施策であることから、その具体的モデルはまだ数少ないものの、いくつかの「事業性評価モデル」が存在している。

### 3.1 広島銀行における事業性評価モデル

広島銀行は事業性評価の手法の一つとして評価シートを使った経営者へのヒアリングを通じ、取引先企業の実態把握を進め、顧客基盤、販売力、技術力など、企業の実力を多面的に評価・分析を行っている。具体的には、①取引先とのリレーションの継続的な強化と、②取引先の強み・弱み、商流などの実態把握（定量面と定性面の把握があり、とくに定性面を重視）を通じて経営課題等の発見につなげており、③効果的な人材育成が一連の取組みを下支えしている。（金融財政事情 2015）。

図表 5-5 【参考 1】広島銀行の概要

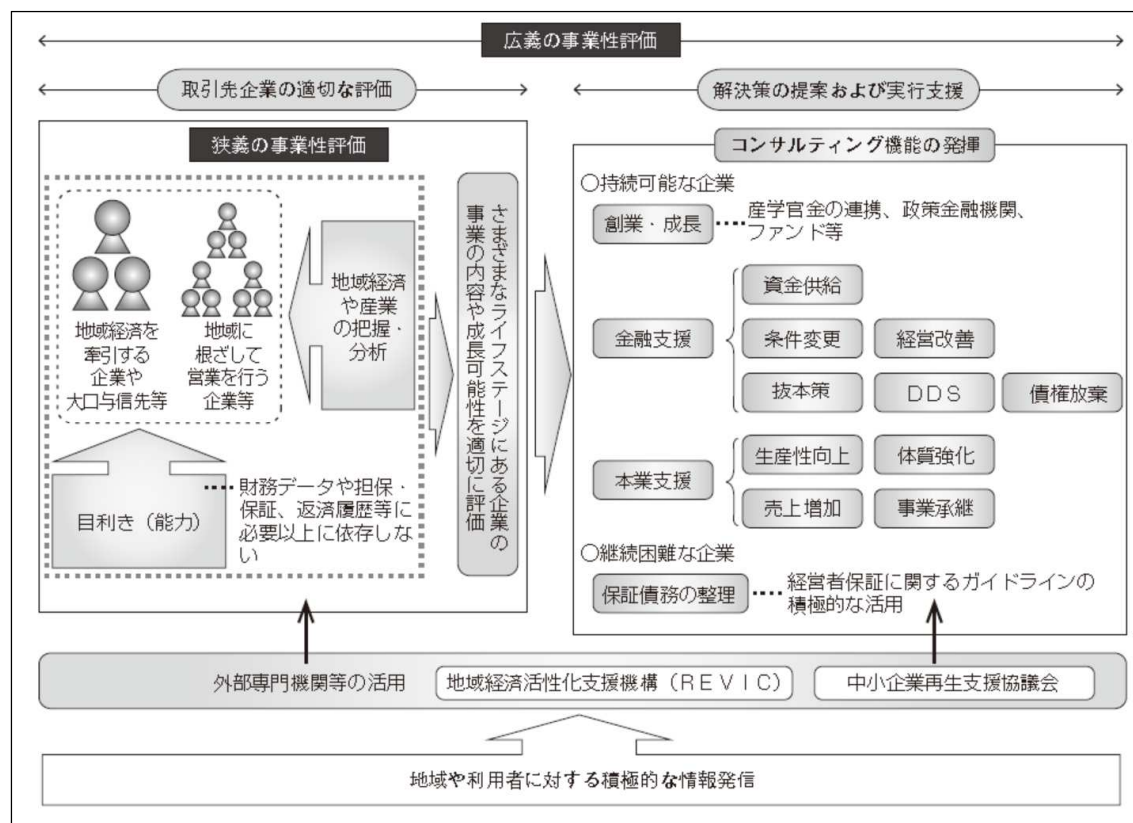


（廣江 2015,9）

さらに、営業店の担当者が取引先の事業性を評価する際のツールとして、外部のコンサルティング会社と共同で開発した、個社別の「評価シート」があり、25の評価項目に基づいて経営者へのヒアリングを行い、各項目を4段階で評価し、その分析結果が、製品、顧客、営業など全部で六つの観点から六角形のチャートで示されるものとなっている。評価

項目ごとに担当者が記入するコメント欄を設けているため、分析結果の点数化にとどまらず、企業の実態をよりの確に把握することに寄与するとされている。評価シートは業種ごとにアレンジし 17 種類が用意されており、社長などへのヒアリングには 2 時間程度を要するとされている（金融財政事情 2015）。

図表 5-6 広島銀行における事業性評価とコンサルティング機能の発揮

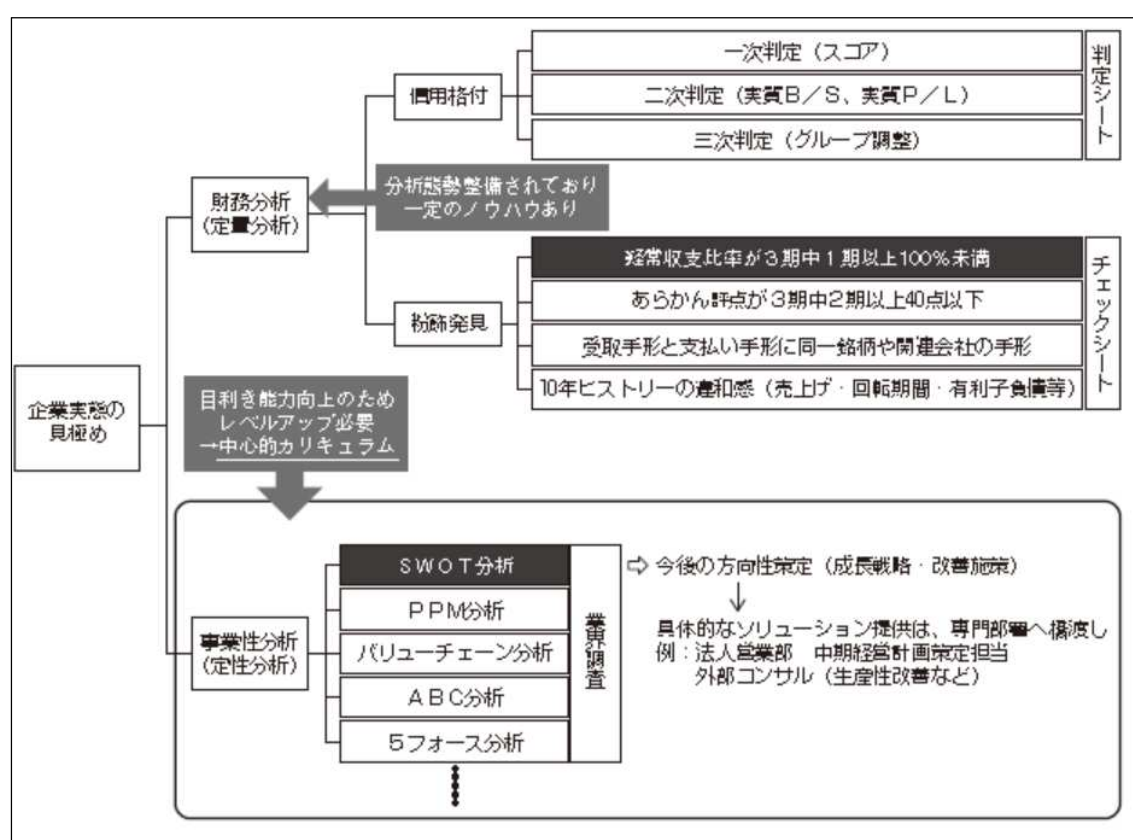


（金融財政事情 2015,15）

こうした事業性評価の取組みを強化すべく、渉外と法人融資の担当者を対象として平成 26 年度から実施しているのが「目利き能力養成研修」であり、「企業実態の現状分析」＋「今後の方向性策定」の能力養成に向けて、同行が整備している研修体系が、図表 5-7 である。この研修体系に注目すべきは、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく（金融庁 2015a）と、金融庁の平成 27 事務年度金融行政方針に記載があるにもかかわらず、財務分析（定量分析）の項目に、「粉飾発見」として「経常収支比率が 3 期中 1 期以上 100%未満」「あらかん評点が 3 期中 2 期以上 40 点以下」「受取手形と支払い手形に同一銘柄や関連会社の手形」「10 年ヒストリーの違和感（売上げ・回転期間・有利子負債等）」という 4 項目が記載されていることである、広島銀行においては「定量的な財務分析についてはすでに一定のノウハウが蓄積されているが、もう一方の定性的な事業性分析

については業種によって取組み度合いに違いがみられた。」（金融財政事情 2015）とのことであり、金融庁が推進する事業性評価に基づく融資の実行にあたり、今までノウハウが蓄積されていなかった定性的な事業性分析に関し、注力して研修を行っており、定性的な財務分析手法は、粉飾発見のための手段として、依然として重要な役割を行内で果たしていることが良く分かる。つまり、事業性評価融資の実行に当たっても、中小企業の会計は重要な役割を果たしており、粉飾決算のない、信頼性のある財務データの入手に相当な時間・コストをかけていることが分かる。

図表 5-7 広島銀行における「目利き能力養成研修」の概要

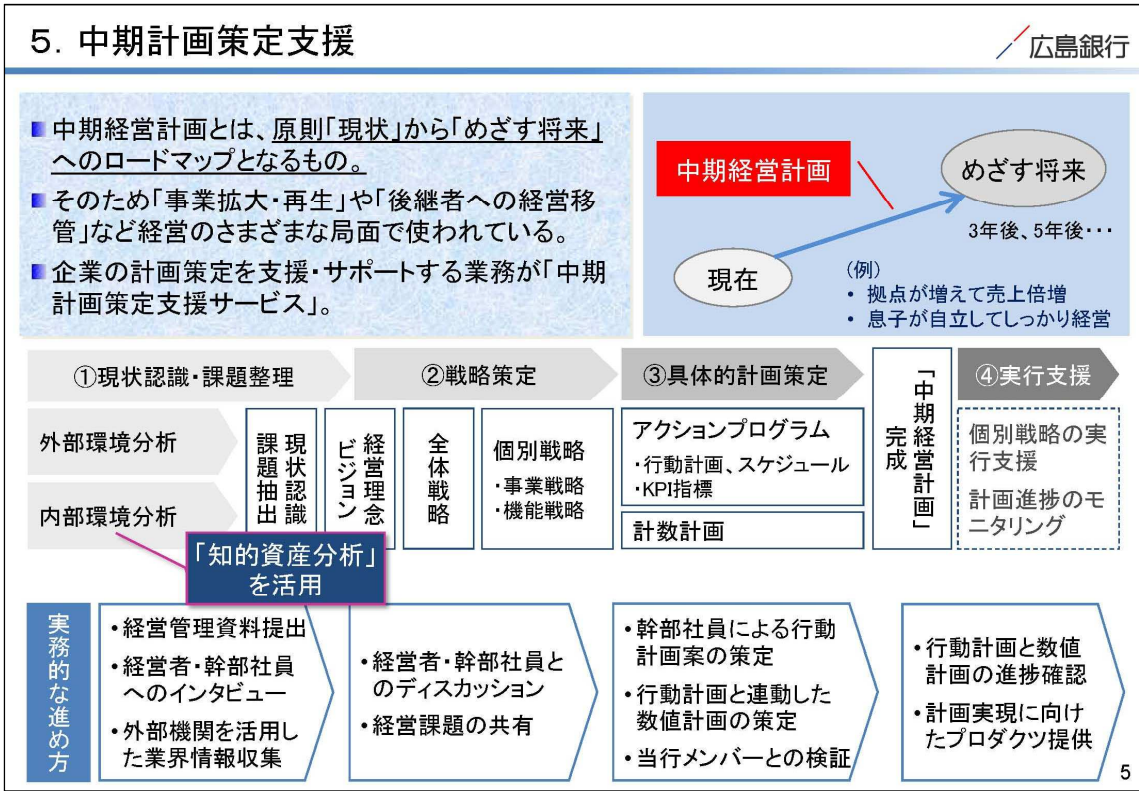


（金融財政事情 2015,17）

また、同行の取引先の実態把握に向けた特徴的な取組みとして、中期経営計画の策定支援を行っている。「法人営業部金融サービス室の担当チームが13年（平成25年）から実施しているもので、担当者が取引先企業の詳細な外部環境・内部環境分析を行い、経営者や幹部職員との複数回にわたる議論を通じて一緒に中計（中期経営計画）を策定している。中計（中期経営計画）策定を支援するなかで取引先の定量面・定性面の実態やその業界の将来性などを詳細に分析・検討していく作業は、まさに事業性評価の取組みに直結するものでもある。」（金融財政事情 2015,（ ）内は筆者加筆）としており、融資先企業の中期経

営計画は「原則「現状」から「めざす将来」へのロードマップとなるもの。」とし、中期経営計画の策定支援がそのまま、事業性評価の実施であるとのいう位置付けになっている。

図表 5-8：広島銀行における中期計画策定支援



(廣江 2015,5)



### 3.2 富山信用金庫における事業性評価モデル

富山信用金庫は、「事業性評価」に基づく融資が金融庁の平成26年度基本方針として示される以前から、国の経営改善・事業再生事業を、中小企業診断士と連携することにより、積極的に推し進めた金融機関である。担保・保証に過度に依存することなく、赤字企業も多く存在すると思われる、経営改善計画を抛り所として、融資を推進した点において、事業性評価融資の先駆けと評価することができるであろう。

図表 5-9 富山信用金庫が期待される地域課題解決



（富山信用金庫 2014,2）

富山信用金庫の平成24年度の「地域密着型金融推進計画」の進捗状況（富山信用金庫2013）によれば、目標とする計数の達成状況として、以下の開示が行われている。

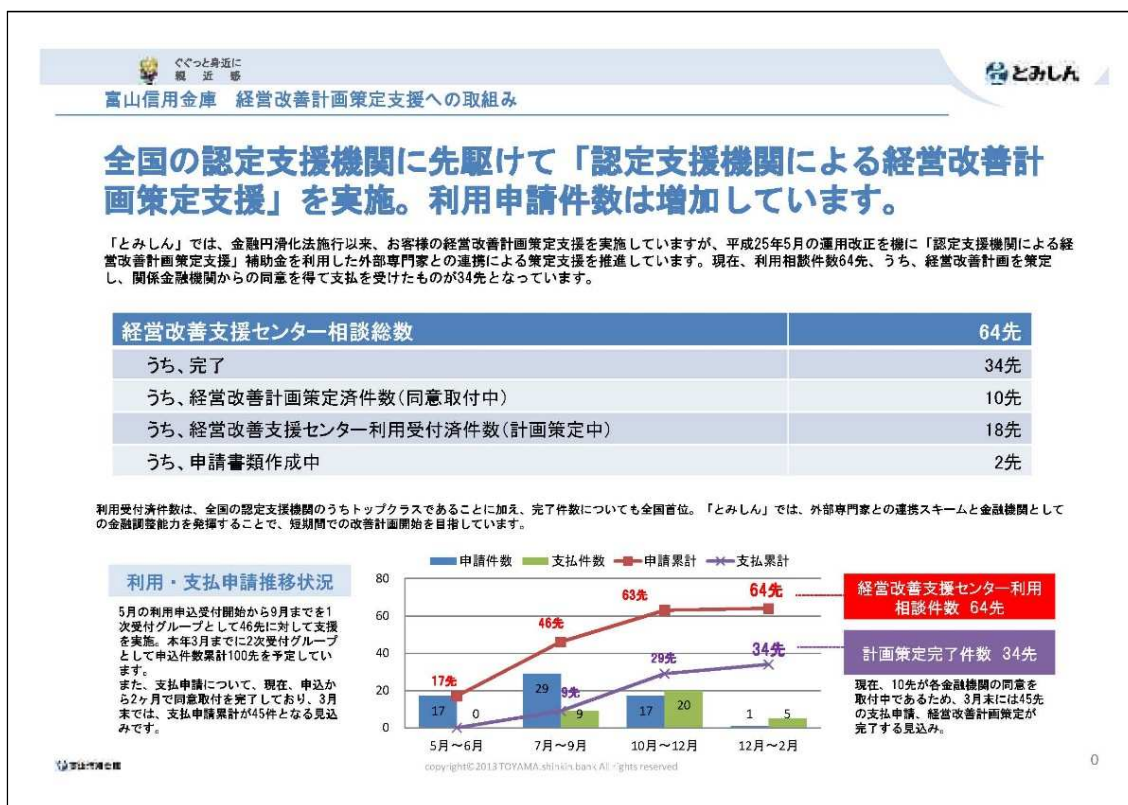
図表 5-10 富山信用金庫における「地域密着型金融推進計画」の目標とする計数の達成状況

| 2. 目標とする計数の達成状況                                           |                           |                           |                           |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 項 目                                                       | 目 標 計 数                   | 平成25年3月までの達成状況            |                           |
| コラボ産学官富山支部会員の拡大                                           | 会 員 数 180名                | 会 員 数 180名                | 目標を達成いたしました               |
| 経営改善支援取り組み先                                               | 35先                       | 44先                       | 44先の経営改善に取り組んでおります        |
| 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資商品                                | 60先 300百万円                | 53先 326百万円                | 融資金額のみ目標を達成いたしました         |
| スコアリングモデルを活用した融資商品                                        | 20先 60百万円                 | 28先 65百万円                 | 目標を達成いたしました               |
| 富山商工会議所、富山県中小企業団体中央会との連携による経営相談の実施                        | BLスクエア 4日間                | BLスクエア 6日間                | 年間6日間実施しました<br>相談件数 15件   |
| 経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」におけるネットワークアドバイザーの巡回を受けての個別経営相談の実施 | BLスクエア 10日間<br>営 業 店 18日間 | BLスクエア 15日間<br>営 業 店 19日間 | 年間34日間実施しました<br>相談件数 109件 |

(富山信用金庫 2013,2)

この達成状況の中身は、産学官連携、経営改善支援、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資、外部機関との連携による経営相談、国の「中小企業支援ネットワーク強化事業」の活用と、中小企業のライフステージ全般に渡って多岐に支援業務が行われている。平成 24 年度は、金融庁が事業性評価に関する融資を推進する前段階ではあるが、このようなライフステージ別の支援実績により、同金庫は、地域密着型金融に関する「特に先進的な取り組み」や「広く実践されることが望ましい取り組み」を行っている北陸三県の地域金融機関として、平成 25 年度に、地域密着型金融に関する取り組みへの顕彰を受けている。顕彰の理由は、「県内の金融機関が連携した観光誘致活動と、様々な外部機関との連携により、取引先企業に対して、商品開発から販路開拓に至るまでのトップライン支援や、経営改善計画策定支援に取り組んでいる。」<sup>1</sup>とされている。

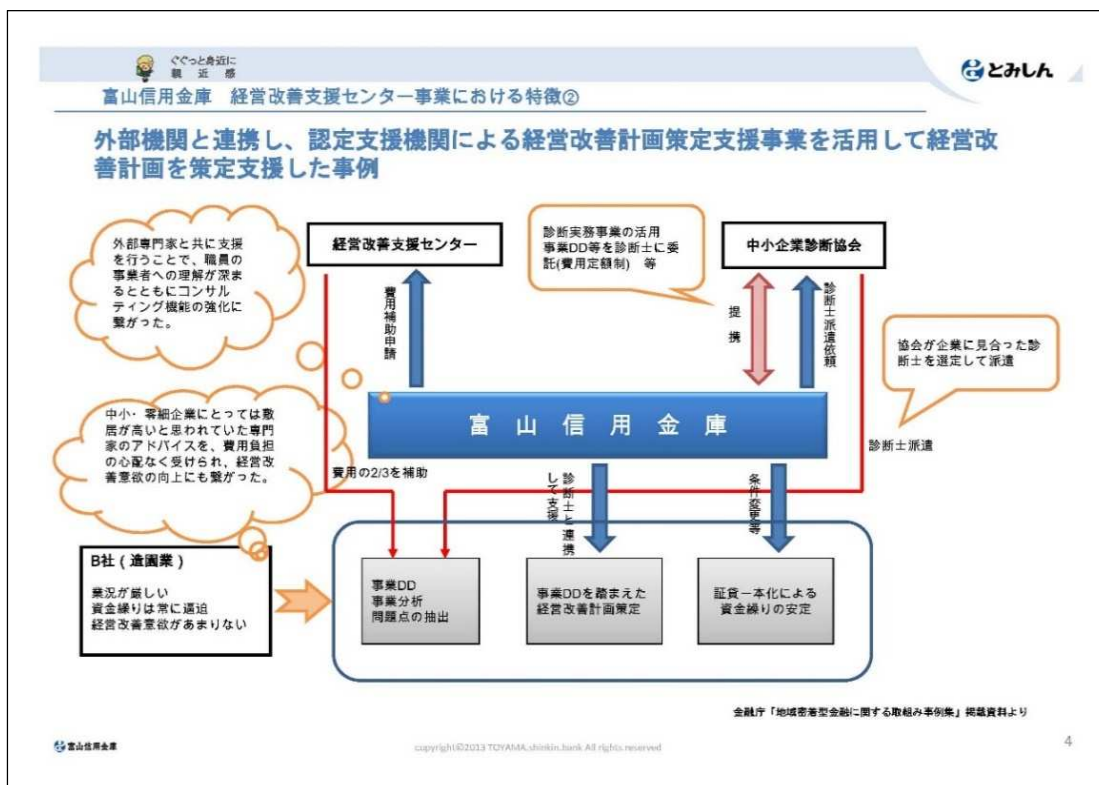
図表 5-11 富山信用金庫経営改善計画策定への取り組み



(富山信用金庫 2014,6)

また、同金庫は、この顕彰理由の中にもあるように、経営改善計画策定支援に積極的に取り組んでおり、全国の経営革新等認定支援機関の先駆けとして、積極的に経営改善計画策定支援事業に取り組み、融資先の経営改善計画を策定している。経営改善計画の策定支援は事業性評価とその意義においてイコールではないものの、金融庁が事業性評価による融資を推進する以前において、経営改善計画策定支援に積極的に取り組んできた同金庫の取組みは、事業性評価融資のあり方として、一石を投じたものであると考えられなくもない。

図表 5-12 富山信用金庫 経営改善支援センター事業における特徴②



(富山信用金庫 2014,4)

富山信用金庫が採用した経営改善計画策定支援事業の内容は、図表 5-12 のとおりであるが、中小企業診断士を活用した事業 DD（デュー・デリジェンス）がその中心となっており、通常、事業 DD と合わせて職業会計人が行う財務 DD が示されておらず、中小企業から提出される財務諸表に関する記述も見当たらない。この点からも、富山信用金庫は、過去の財務内容をそれほど重視することなく、中小企業診断士によって実施された事業 DD に基づき作成された経営改善計画を重視しており、後に示される事業性評価の考え方に近い取り組みであるといえる。

### 3.3 事業性評価融資モデルの特徴

広島銀行と富山信用金庫は、それぞれ地域も規模も異なる地域金融機関であるが、それぞれが事業性評価融資モデルのひとつとして評価を受けている。この共通点を挙げるとすれば、以下になるであろう。

①「中期経営計画」を事業性評価の中核に据えている。



- ②中小企業の財務データが事業性評価の基礎になっている。
- ③融資先のライフステージ全般にわたる支援を行っている。

### 3.3.1 「中期経営計画」を事業性評価の中核に据えている点に関して

広島銀行が事業を展開する広島県は、マツダを中心とした自動車産業の集積地であり、自動車産業関連の中小企業が数多く点在する。一方、富山信用金庫が所在する富山県は、北陸新幹線の開業による一定の経済効果は見込まれるものの、依然として経済情勢については厳しい地方ということができるであろう。しかし、双方の地域性は全く異なるものの、最終的に両者が「中期経営計画」という、数字による業績評価に事業性評価を求めている点に共通点があり、着目する必要があるといえよう。

### 3.3.2 中小企業の財務データが事業性評価の基礎になっている点に関して

中期経営計画は、過去の財務データを基礎として、将来の5年程度の経営計画を作成するものであり、経営計画の中身に関し、富山信用金庫は「経営改善計画」が主であるのに対し、広島銀行の中期経営計画は、「事業拡大・再生」や「後継者への経営移管」（図表5-8参照）など、中小企業のライフステージ全般に渡る多岐なものという違いはあるものの、2つの事例が共に中期経営計画の作成を中心としていることからしても、中期経営計画は、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく（金融庁2015a）という、金融庁の平成27事務年度金融行政方針に、最も適合する事業性評価の手法のひとつであるといえる。さらに、中期経営計画の作成は、信頼できる過去の財務データを基礎として成り立っているものである。中期経営計画が事業性評価の有力な手法であるとするならば、過去の財務データは、中期経営計画作成の重要な基礎として活用されていることになるであろう。

### 3.3.3 融資先のライフステージ全般にわたる支援を行っている点に関して

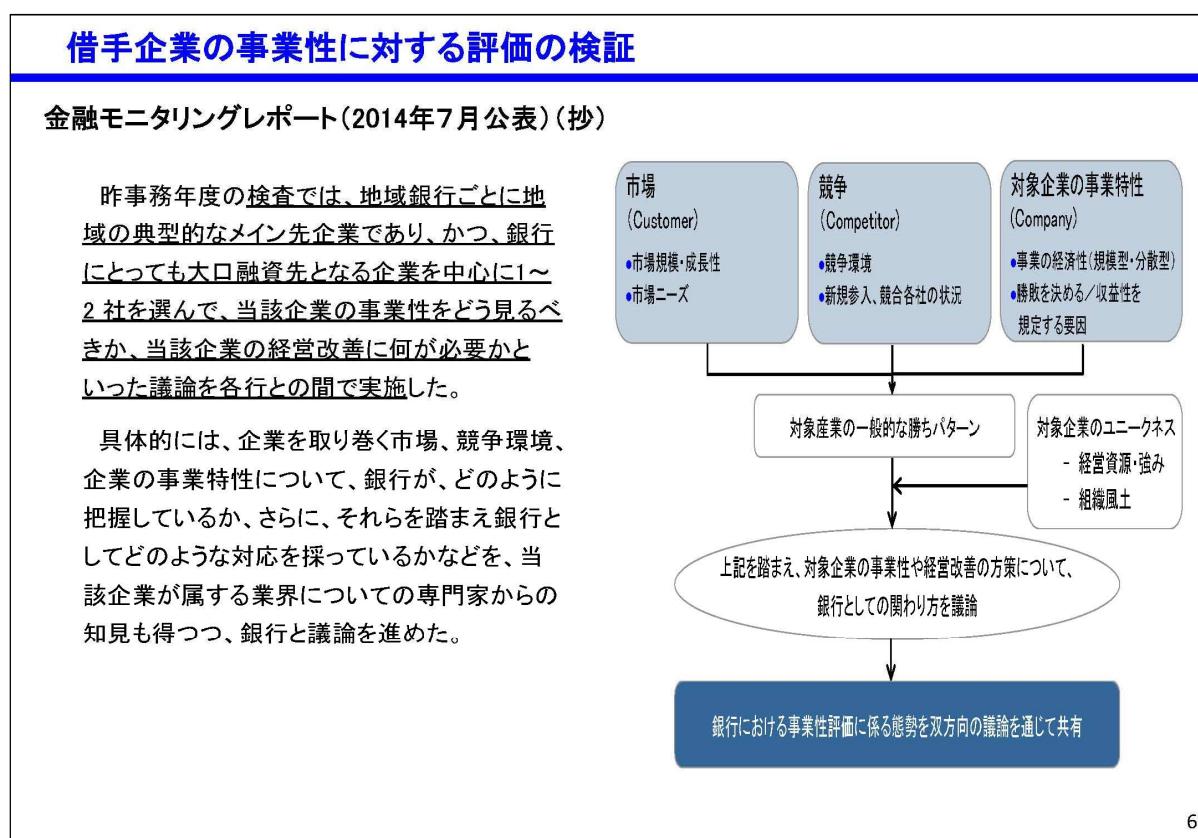
両者とも、創業から事業承継まで、中小企業のライフステージ全般に渡って、支援を行っている。これは、事業性評価が一括りに出来る概念ではなく、中小企業のライフステージ等に応じて、きめ細やかに、個別に対応すべきであることを実務の上においても示しているものと言えよう。そして、このライフステージ別支援を効果的に実践していくには、金融機関だけでは、人的・時間的制約から行うことは不可能であり、地域の外部専門家と有機的に繋がりながら、地域全体で支援を行っていく必要があるといえる。

## 4 中小企業における事業性評価の将来的方向性

### 4.1 中小企業における非財務的情報開示の必要性

金融庁は、2014年7月公表の金融モニタリングレポートの中で、地域銀行ごとに地域の典型的なメイン先企業であり、かつ、銀行にとっても大口融資先となる企業を中心に1～2社を選定し、当該企業の事業性をどう見るべきか、当該企業の経営改善に何が必要かといった議論を各行と実施している。

図表 5-13 金融庁の借手企業の事業性に対する評価の検証



(金融庁 2014b,6)

これにより、金融庁は、各地域における対象産業の一般的な勝ちパターンを集約し、銀行における事業性評価の姿勢を共有したことになる。つまり、今後は中小企業においても、事業の将来性、強みや弱みといった非財務情報を、積極的に金融機関に開示していくことが中小企業にとって金融機関との良好なリレーション構築という観点において、極めて重要なファクターになっていくと思われる。

## 4.2 事業性評価に対応した中小企業にふさわしい非財務情報の開示

今後、金融機関が中小企業に対して、事業性評価に基づく融資を推進するにつれ、金融機関にとっては、より非財務的情報の収集が重要な役割を果たし、また、それは中期経営計画に集約されていくということになるであろう。

また、現在、中小企業が金融機関に提供する情報として、財務諸表が重要な役割を占めており、今後も中小企業の信頼性のある財務情報が金融機関にとって有用な情報であることには変わりはないであろう。

ただし、金融機関が、事業性評価融資の実行のために、独自に非財務情報を独自に入手している以上、中小企業は、金融機関が作成する、個社別の「評価シート」等に対応し、中小企業が独自に積極的に非財務情報を開示していくことで、金融機関と有効なリレーションシップを構築していくことが考えられる。

具体的には、中期経営計画の作成・開示に加えて、知的資産経営報告書に基づいた評価を実施していくことも有用と思われる。

知的資産とは「従来のバランスシート上に記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランドなど）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称」であり、また、「知的資産経営とは、自社の強み（知的資産）をしっかりと把握し、それを活用することで業績の向上に結び付ける経営」とされている（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012a,4）。

図表 5-14 知的資産のイメージ



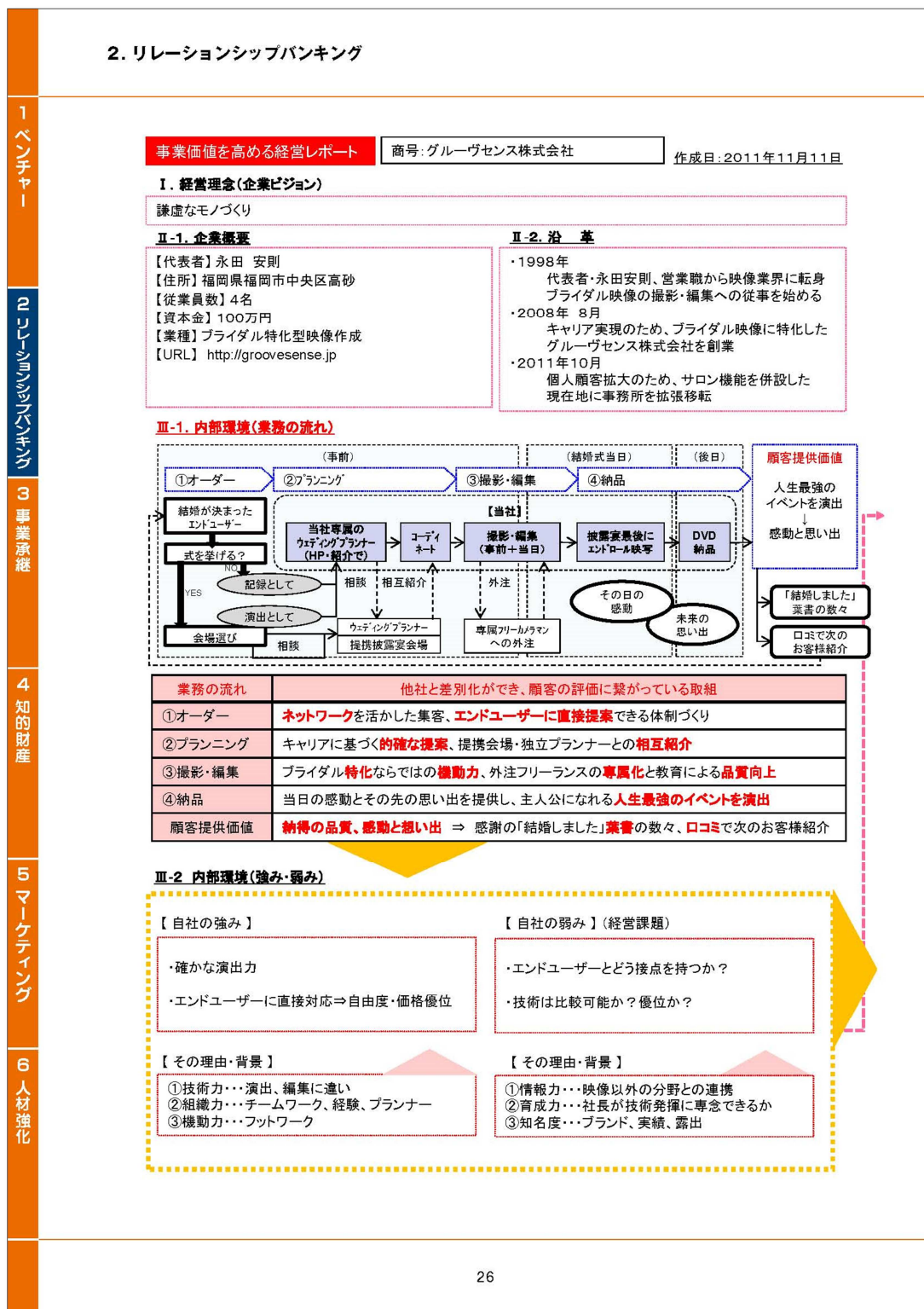
（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012a,4）

この知的資産をまとめたものが、「知的資産経営報告書（事業価値を高める経営レポート）」であり、これについては、様々な場面での活用が想定されているが、事例集（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012b）においては、ベンチャー、リレーションシップバンキング、事業承継、知的財産、マーケティング、人材強化といったテーマ別に選定が行われている。この中で、中小企業の金融と関連するリレーションシップバンキングの事例としては、図表 5-15 のような事例が掲載されている。

中小企業において、正しい財務諸表に基づく定量情報に加え、事業の強みを活かすための非財務情報、特に「事業価値創造ストーリー」を明確にし、金融機関に示すことは、「事業性評価」における、ひとつの有用な将来的方向性となり、金融機関の新たな金融手法<sup>2</sup>となり得るであろう。

また、中小企業への普及という観点から見た場合、「知的資産経営報告書」は難易度が高いと思われることから、「知的資産経営報告書」の簡易版として位置付けられ、全国で 600 社を超える事例が、インターネット上で既に公開（図表 5-16）されている、魅力発信レポート<sup>3</sup>に則した形で、非財務情報の提供も有用と思われる。魅力発信レポートは、中小企業の持つ技術力、人材、ネットワーク、組織力などの様々な魅力をまとめた 12 ページ程度のレポートで、主に若年の求職者・就職希望者に向けて発信するものであるが、この内容には中小企業が持つ定性的な強み・弱み等の情報が記載されており、金融機関にとっても有用な中小企業の非財務情報がコンパクトに分かり易く記載されている。

図表 5-15 知的資産経営報告書 2. リレーションシップバンキング事例





## 2. リレーションシップバンキング

1 ペンチャー

2 リレーションシップバンキング

3 事業承継

4 知的財産

5 マーケティング

6 人材強化

事業価値を高める経営レポート

商号: グルーヴセンス株式会社

作成日: 2011年11月11日

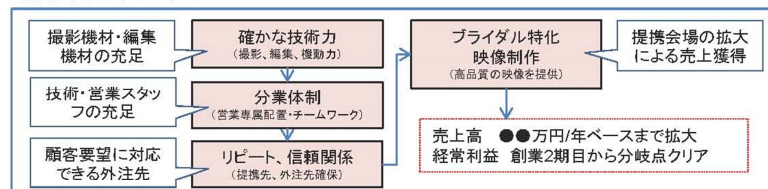
### テーマ別添付資料 リレーションシップバンキング

現在のKPI

|                | 関連する資産 | 21年8月期 | 22年8月期 | 23年8月期 | 同業他社 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|------|
| 【内製化】固定資産比率(%) | 技術力    | 48.8   | 30.0   | 42.3   | 35.0 |
| 【外注化】外注加工費率(%) | 信頼関係   | 14.1   | 23.1   | 18.3   | 19.6 |
| 従業員数(人)        | 分業体制   | 3      | 3      | 3      | 3.3  |
| 売上高(百万円)       | リピート   | (非公表)  | (非公表)  | (非公表)  | ●●   |



活動・取組み(ストーリー)



将来のKPI

|                | 関連する資産/関連する知的資産  | 23年8月期 | 将来ビジョン | 同業他社 |
|----------------|------------------|--------|--------|------|
| 【内製化】固定資産比率(%) | 技術力・統一ブランド/アクセス数 | 42.3   | 30~35  | 35.0 |
| 【外注化】外注加工費率(%) | 信頼関係             | 18.3   | 15~20  | 19.6 |
| 従業員数(人)        | 分業体制・採用育成/採用数    | 3      | 5      | 3.3  |
| 売上高(百万円)       | リピート・相互紹介/個人客数   | (非公表)  | (非公表)  | ●●   |

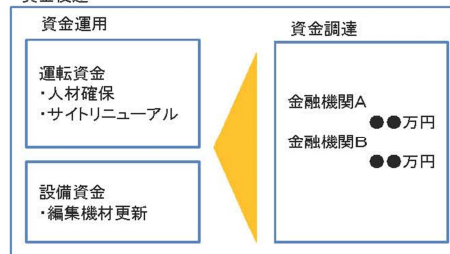
+αすべき知的資産



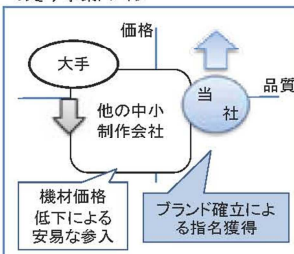
+αすべき取組み



資金使途



めざす事業ドメイン



図表 5-16 魅力発信レポートの Web 画面



#### 4 むすび（課題と提言）

金融庁が提唱する「事業性評価」に基づく融資は、平成 26 年度より開始されたばかりであり、その具体的内容は、地域金融機関の自主性に任されている。金融庁の事業性評価に関する定義には、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく（金融庁 2015a）と、中小企業の財務・会計を軽視しているとも取れる表現が入っているものの、金融機関の融資審査の現場においては、事業性評価による融資が推進されるとしても、現在も、そしてこれからも、信頼性ある財務情報は極めて重要な情報として取り扱われることに変わりはないと思われる。

そして、中小企業は、この流れに対応する形で、経営者の想いを反映した中期経営計画の作成と、知的資産経営報告書の簡易版ともいえる、中小企業魅力発信レポートのような、中小企業にとって過重な負担とならないレベルの非財務情報の金融機関への提供を行ない、この流れを支えるために、中小企業を取り巻く支援機関（税理士、公認会計士等と金融機関）が密接に連携して、地域の中小企業、ひいては地域全体を活性化させるような取り組みが求められているといえよう。

事業性評価の取り組みについては、現状、金融庁からは情報発信のみが行われ、具体的

成功事例については、各金融機関の自主的な取り組みに任されているが、全国の中小企業に広く普及するためには、今後、金融庁が中小企業向けモデルを公表し、中小企業経営者がそのモデルに基づき、財務・非財務情報を金融機関に公表し共有することで、金融機関と事業に関する理解を深め、金融機関が行う事業性評価融資に対応することも一考に値すると思われる。

(注)

- 1 北陸財務局ホームページ (<http://hokuriku.mof.go.jp/rizai/kensyou2504.html>：最終アクセス平成 28 年 3 月 3 日)
- 2 江上 (2013,39) は、このような金融手法を「バリューチェーンファイナンス」と定義している。バリューチェーンファイナンスとは、Value—企業が付加価値を生む構造を「見える化」し、Chain—その価値が形作られるつながりとともに関わることで、Finance—企業と金融機関がともに成長を支え合う金融手法である。
- 3 魅力発信レポート Web(<http://miryoku.smrj.go.jp/>：最終アクセス平成 28 年 3 月 3 日)

#### 【参考文献】

- 江上広行. 2013. 『バリューチェーンファイナンス—変わりゆく顧客の視点からみた、企業と銀行の「対話」の技術』一般社団法人 金融財政事情研究会.
- 小笠原直 2015. 「実務解説 事業計画書の位置づけがますます重要に 地域金融機関の融資姿勢の変化と融資申請上の留意点」『経理情報』2015 年 10 月 20 日号, 73-77 頁.
- 金融庁. 2014a. 「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」.
- 金融庁. 2014b. 「資料 1 地域金融機関による事業性評価について 平成 26 年 10 月 24 日」.
- 金融庁. 2014c. 「事業者の皆様へ 円滑な資金供給の促進に向けて」.
- 金融庁. 2015a. 「平成 27 事務年度 金融行政方針」.
- 金融庁. 2015b. 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 平成 27 年 4 月」.
- 金融財政事情. 2015. 「【特集】地域を貸し興す 企業ごとの評価シートをもとに実態把握を進める広島銀行「目利き能力養成研修」などで一連の取組を下支え」, 2015 年 3 月 30 日号, 14 - 17 頁.
- 肥塚直人. 2015. 「事業性評価で注目される知財金融 特許庁の取り組みと効用」『金融財政ビジネス』2015 年 9 月 7 日号, 4-7 頁.
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部. 2012a. 「事業承継・知的資産経営支援室事業価値を高める経営レポート 作成マニュアル改訂版」.
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部. 2012b. 「事業価値を高める経営レポート 〈事例集〉」.



## 第6章 中小企業金融と中小企業会計基準 －財務経営力と資金調達力を高める会計の活用－

古川 忠彦

### 1 はじめに

中小企業庁と金融庁が共同事務局となり、「中小企業の会計に関する検討会」が2012年2月1日に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」とする）は、2010年2月に設置された「中小企業の会計に関する研究会」、同年3月に企業会計基準委員会等の民間団体により設置された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」のそれぞれの「報告書」からの要請を受け、会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として策定された、中小企業のための会計ルールである。

中小会計要領は、I．総論1．目的において以下の4点を掲げている。

- ① 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ② 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ③ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ④ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

本章の目的は、金融機関への「情報提供に資する会計」に視点をあて、中小企業金融において重視される決算書の信頼性と中小会計要領との関係性を明らかにすることにある。

本章の具体的課題は次の2つである。

- ① 中小会計要領が名実ともに「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であることを明らかにすること。
- ② 「中小企業の会計」の理論的構図（河崎・万代2012，6）で示された、インプット－プロセス－アウトプットのフレームワークに基づき、中小会計要領に従った会計処理と、中小企業金融における決算書の信頼性確保との関係性を、実務面を踏まえて明らかにすること。

### 2 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」としての中小会計要領

#### 2.1 わが国に現存する2つの中小企業会計ルール

わが国における中小企業の会計ルールは、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小

会計指針」とする)と中小会計要領の2つが現存する。

中小会計指針は、基本的な方針として「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」を掲げ、国際会計基準の影響を受けて毎年のように改正を重ねてきた企業会計基準を、中小企業向けに簡便化等を図ったものであり、原則としては時価評価を採用している。時価評価は、中小企業基本法に定める小規模事業者のような極めて規模の小さい中小企業にとっては、過重な負担になるだけでなく、事業承継や事業売却などがない限り、その必要性は薄い。よって、中小会計指針はそれほど普及しなかった。中小会計指針が公表された2005年から5年が経過し、中小会計要領が公表される2012年までの間に中小企業庁が実施した、「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書」によれば、中小会計指針に完全準拠した計算書類を作成していると回答した企業は全体の17.2%に過ぎず、中小会計指針が公表後5年を経ても普及しなかった実情が読み取れる。

中小会計要領は、中小会計指針が普及しない状況を踏まえ、中小企業の属性を洗い出した上で、「中小企業にとってあるべき会計ルール」として策定された。その目的は「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。」を掲げ、原則として取得原価主義を採用している。中小企業は、「株主＝経営者」であることが多いことから、投資家に対して現在価値を明らかにするような時価評価を原則とはしていない。「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」「中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」「中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」「計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」であることを重視している。

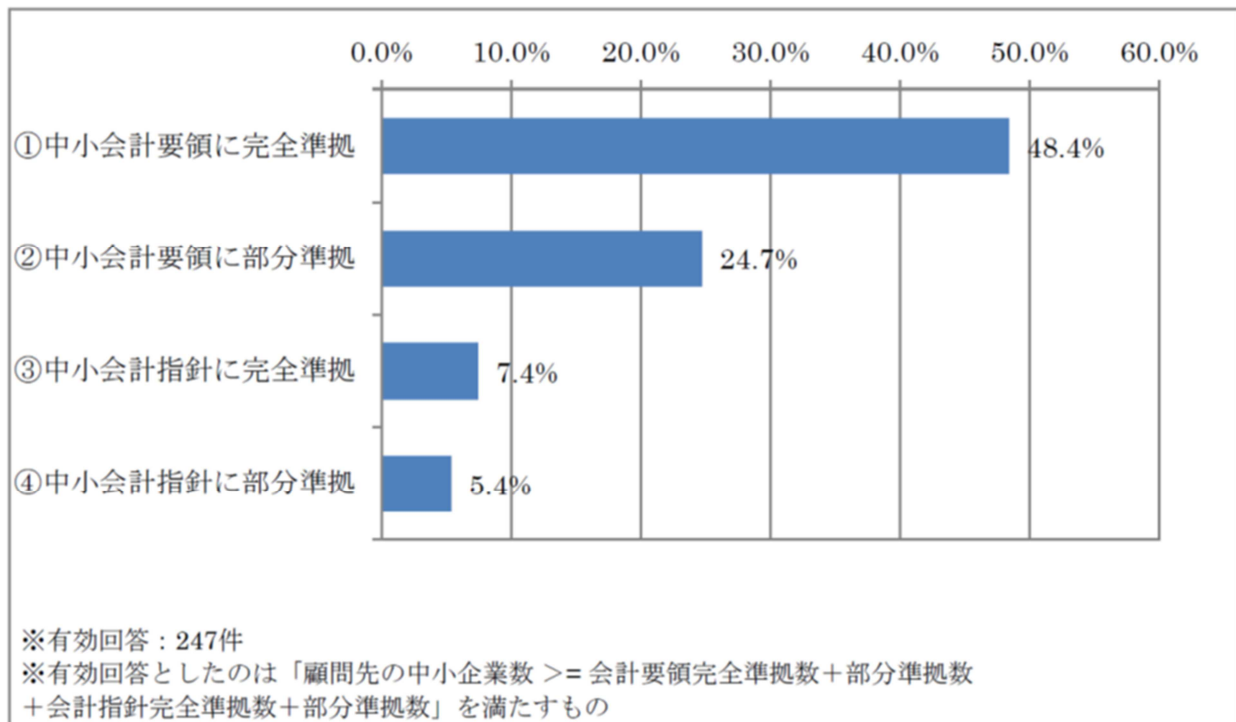
## 2.2 中小会計指針と中小会計要領の普及状況

中小企業庁委託事業として、株式会社富士経済が実施した「平成26年度中小企業における会計の実態調査会計の実態調査事業報告書」<sup>1</sup>によれば、税理士・税理士法人が、中小会計指針と中小会計要領の準拠状況を4区分（「中小会計指針に完全準拠」「中小会計指針に部分準拠」「中小会計要領に完全準拠」「中小会計要領に部分準拠」）で回答したうち、各項目が重複しないと捉えているもののみを集計した結果は、図表6-1のとおりである。

「①中小会計要領に完全準拠」している割合が48.4%と最も多く、次いで「②中小会計要領に部分準拠」(24.7%)、「③中小会計指針に完全準拠」(7.4%)、「④中小会計指針に部分準拠」(5.4%)の順となっている。前述の平成22年度調査における「中小会計指針に完全準拠」の17.2%は事業者が回答しており、税理士・税理士法人が回答した「平成26年

度調査」の 7.4%と単純比較することはできないが、中小会計指針の普及が一向に進んでいないことは確かである。一方、中小会計要領は、「完全準拠」(48.4%)と「部分準拠」(24.7%)を合計すると 73.1%に達しており、多くの中小企業が、程度の差こそあれ何らかの形で中小会計要領に準拠していると思われる。

図表 6-1 中小会計指針・中小会計要領への準拠割合



出所：中小企業庁 2015,7

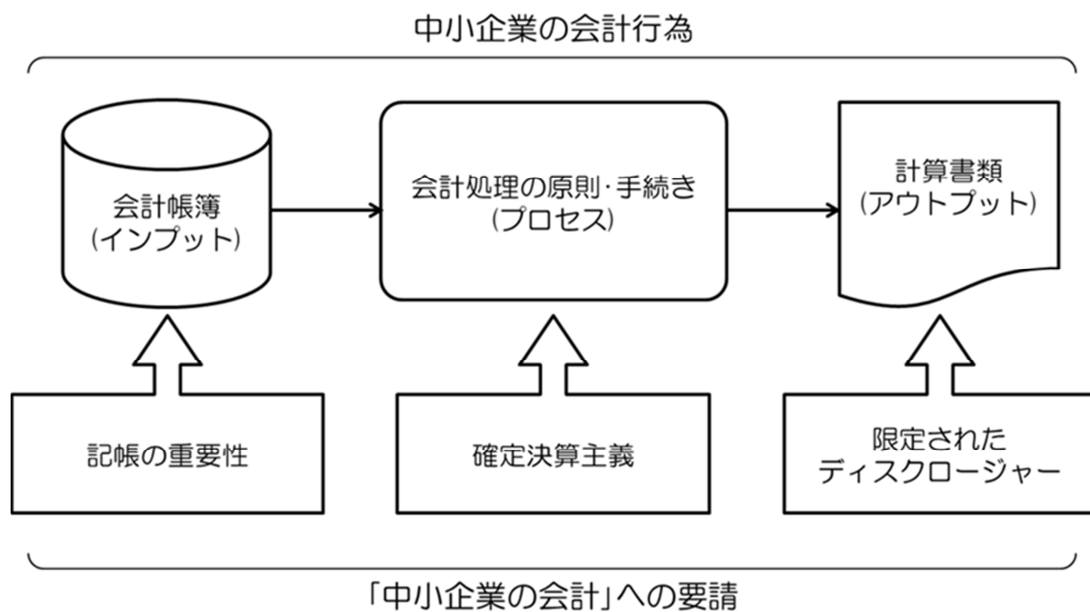
中小会計要領は、中小企業庁が 2010 年 9 月に公表した「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」、および企業会計基準委員会をはじめとする民間団体が 2010 年 8 月に公表した「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」の 2 つの報告書からの要請に基づき、中小企業の会計に関する検討会が策定し 2012 年 2 月に新しい中小企業会計ルールとして公表したものであるが、この 2 つの報告書とも、新しいルールの策定にあたっては、会社法 431 条に定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の範疇となるものになることを求めている。現在の普及状況を踏まえれば、中小会計要領は、名実ともに会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の 1 つであると断言できる。

### 3 中小企業金融の要請と中小会計要領の特徴

#### 3.1 「中小企業の会計」の理論的構図と中小会計要領

「中小企業の会計に関する検討会」のワーキンググループ委員を務めた甲南大学河崎照行教授は、中小企業の会計の理論的構図を図表 6-2 のとおり示している。中小企業の会計行為を「インプットとしての会計帳簿」「プロセスとしての会計処理の原則・手続き」「アウトプットとしての計算書類」の 3 段階に区分し、この区分に対応して中小企業の会計への要請を「インプット面での要請として【記帳の重要性】」「プロセス面での要請として【確定決算主義】」「アウトプット面での要請として【限定されたディスクロージャー】」としている。

図表 6-2 「中小企業の会計」の理論的構図



出所：河崎・万代 2012,6 図表 1-1

中小会計要領は、この「中小企業の会計」への3つの要請に対して、以下の点において応えたものといえる。

- ①「記帳の重要性」は、Ⅰ．総論 8．記帳の重要性において、「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。」としている。企業会計原則一般原則の中から「正規の簿記の原則」のみを、あえて独立した項目で取り上げ、中小企業においては特に記帳が重要であることを示している。
- ②「確定決算主義」は、Ⅰ．総論 1．目的において、「中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」とし、現状、中小企業に根付いている「確定決算主義」を尊重する立場をとっている。
- ③「限定されたディスクロージャー」は、Ⅰ．総論 1．目的において、「中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」とし、特に利害関

係者の中でも金融機関を一番目に記載することで、とりわけ金融機関が最も重要な利害関係者であるとの立場をとっている。

金融機関が中小企業の計算書類を評価する場合に、第一段階として信頼性の評価から入られると思われるが、インプットたる記帳を「すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に」すること、プロセスとして「中小会計要領や中小会計指針などのルールに基づいて処理すること」が、最終的なアウトプット（計算書類）の信頼性を高めることに繋がるといえる。

### 3.2 過去の「中小企業の会計」における「記帳」に対するスタンス

「中小企業の会計」の近代化の歴史は、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表した「中小企業簿記要領」にまで遡ることができる。以後、様々な策定主体が様々な「中小企業の会計」を策定してきたが、現存するのは中小会計指針と中小会計要領である。

過去から現在までの中小企業の会計が、中小企業の記帳という課題にどのように向き合ってきたかを纏めたものが図表6-3である。

図表 6-3 中小企業の会計と記帳に対するスタンス

#### 【過去の中小企業の会計】

| 中小企業の会計             | 策定主体                  | 公表年   | 「記帳」に対するスタンス                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小企業簿記要領            | 経済安定本部<br>企業会計制度対策調査会 | 1949年 | この要領は、法人以外の中小商工業者のよるべき簿記の一般的基準を示すものであって、中小商工業者がこれを基準とし、その実情に応じて記帳方法、帳簿組織を改善合理化し、以て<br>(1) 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること<br>(2) 融資に際し事業経過の内容を明らかにすることによって中小企業金融の円滑化に資すること<br>(3) 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること<br>を特に目的とするものである。                                         |
| 中小会社経営簿記要領          | 中小企業庁                 | 1953年 | 中小会社は一般に個人的色彩が強く、会社の一、二の役員が事実上その会社を支配している傾向が強く、また会社の構成員も少ないので経理担当者が少数に限られ、且つ専門的な経理知識が不足しているのが普通である。<br>この簿記要領は、以上のような中小会社の通用性を考えて立案されたものであって、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に準拠し、且つ法人税法施行規則の記載要件にあてはまる複式簿記であることを特徴とする。<br>なお、帳簿組織としては、いろいろなものが挙げられるが、この要領の第二章を参照して、会社の実情に最も適当なる組織を工夫して活用せられたい。 |
| 中小企業の会計に関する研究会報告書   | 中小企業庁                 | 2002年 | 会計帳簿の信頼性確保のため、信頼性ある記帳が重要である。<br>記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。また、記帳は、適時に行わなければならない。                                                                                                                                                                                               |
| 中小会社会計基準            | 日本税理士会連合会             | 2002年 | 会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信憑性ある記帳が重要である。この場合、記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。                                                                                                                                                                                                        |
| 中小会社の会計のあり方に関する研究報告 | 日本公認会計士協会             | 2003年 | 本研究報告では、中小会社においても、正規の簿記の原則にのっとり、正確性、網羅性、適時性、整然性を充たした会計帳簿等が記帳され、それに基づいて計算書類が作成されていることを前提としている。                                                                                                                                                                                      |

## 【現存する中小企業の会計】

| 中小企業の会計         | 策定主体                                     | 公表年   | 「記帳」に対するスタンス                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小企業の会計に関する指針   | 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 | 2005年 | 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから, 会計情報を適時・正確に作成することが重要である。                                                                         |
| 中小企業の会計に関する基本要領 | 中小企業の会計に関する検討会<br>(中小企業庁と金融庁が共同事務局)      | 2012年 | 本要領の利用にあたっては, 適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は, すべての取引につき, 正規の簿記の原則に従って行い, 適時に, 整然かつ明瞭に, 正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。 |

この図表でわかることは, 多くの「中小企業の会計」が, 経理担当者などの経営資源が乏しい中小企業においては, とりわけ記帳が重要であることを前提にしているのに対して, 日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」は, 中小企業では「正規の簿記の原則にのっとり, 正確性, 網羅性, 適時性, 整然性を充たした会計帳簿等が記帳され, それに基づいて計算書類が作成されていること」を前提としていること, 中小会計指針は, あえて「記帳」という文言を避けて「会計情報」という表現にしていること, ではなかろうか。

しかしながら, アウトプットの信頼性を高めるインプット「記帳」が, 経営資源が乏しい中小企業においては, なかなか「適時に, 整然かつ明瞭に, 正確かつ網羅的に」できていない現実から目を背けるべきではなく, この課題を正面から捉えて, 「金融支援と経営支援の一体化」に取り組もうとしているのが近年の中小企業政策の潮流である。

### 3.3 中小企業政策における中小会計要領の位置づけ

経済産業省は 2012 年 3 月, 中小企業経営者を中心に, 税理士等の士業, 商店街関係者, 中小企業団体, 地域金融機関など, 幅広い主体の参加の下に, 「“日本の未来”応援会議～小さな企業が日本を変える～(略称: “ちいさな企業”未来会議)」を設置した。この会議において, これまでの中小企業政策を見直し, 中小企業の経営力・活力の向上に向けた課題と今後の施策のあり方を討議した結果, 6 月 16 日に「“ちいさな企業”未来会議取りまとめ」(以下, 「取りまとめ」という。)を公表している。「取りまとめ」は, 「具体的な政策のあり方」の「経営上の課題へのきめ細かな対応」において, 「基礎経営力(企業会計ルールの活用等)」の重要性を以下のとおり掲げた。

- ①「資金の確保・調達力」「財務経営力(企業会計等)」「技術力, 人材」といった「基礎経営力」は, いわば企業の“足腰”であり, その強化を図ることが重要である。そのうち, 「財務経営力(企業会計等)」やそれを通じた「資金の確保・調達力」は, 経営の根幹として特に重要である。いわば, これまでのように「帳簿」を税務処理のための道具とするのみならず, 今後は, 「経営状況把握や経営改善のための道具」として活用していくことが必要である。
- ②しかし, 実態を見ると, これまでの中小企業会計(中小指針)に完全準拠している中小

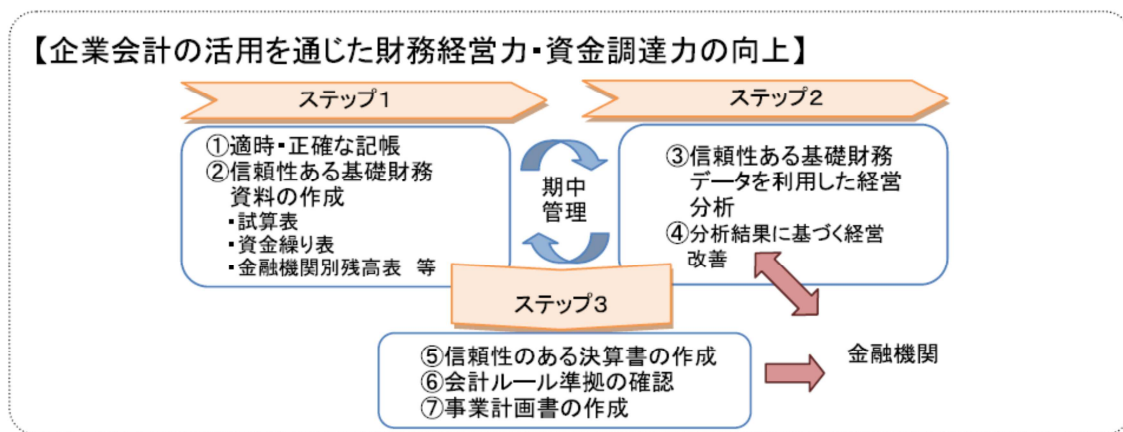
企業は、わずか2割未満にとどまる。この背景には、中小・小規模企業の少ない経理人員や税法上の会計処理が中心な中小・小規模企業の実態がある。

- ③このような中小・小規模企業の実態を踏まえ、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」を策定した。この中小会計要領の活用を通じ、中小・小規模企業の財務経営力、資金調達力の向上が期待される。

出所：経済産業省 2012,27

中小会計要領を、中小企業の財務経営力と資金調達力を高めるための基盤として位置づけていることがわかる。さらに「取りまとめ」では、中小会計要領の活用方法について、図表6-4の概念図を示している。

図表 6-4 「取りまとめ」が「中小会計要領の活用」として示す概念図



出所：経済産業省 2012,28

ステップ1では、適時・正確に記帳を行うことが基礎財務資料の信頼性を高めることを示し、ステップ2では、その資料を基に経営分析を行い、金融機関とコミュニケーションを深めながら経営改善を行う必要性を示し、ステップ3では、ステップ1とステップ2を期中管理した結果、信頼性のある決算書が作成できることや、さらに事業計画書に展開していく流れを示している。中小会計要領を活用してこのマネジメントサイクルを回していくことが、中小企業の財務経営力と資金調達力を高めるとしている。

この考え方をふまえ、中小企業と金融機関、そして中小企業に会計を指導する立場にある税理士の三者が、インプット、プロセス、アウトプットの各段階で果たすべき役割を纏めたものが、図表6-5である。

### 3.4 中小企業会計基準への準拠をコベナンツとする金融支援

中小会計要領や中小会計指針をコベナンツとする金融支援は、政府機関による制度のほか、民間金融機関の商品など数多くが存在する。



日本政策金融公庫は、中小企業事業の「中小企業会計活用強化資金」において、中小会計要領または中小会計指針の完全適用、または完全に適用予定を条件に基準金利から 0.4% を優遇するほか、国民生活事業の「中小企業会計関連融資制度」においては、同様に 0.1% を優遇する。

図表 6-5 中小会計要領による会計処理や活用で果たすべき役割

|         | インプット                   | プロセス                                       | アウトプット                                                                             |
|---------|-------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 税理士     | 適時記帳の指導<br>記帳の正確性の確認・指導 | 月次決算指導<br>予実のモニタリング<br>減価償却の指導<br>引当金計上の指導 | 計算書類等の信頼性の担保(税理士法33条の2書面の添付や会計参与報告の作成)<br>中小会計要領準拠の確認<br>事業計画書の作成・見直し支援            |
| 地域金融機関  | 適時・正確な記帳の推奨             | 予実のモニタリング<br>月次試算表等の徴求                     | 計算書類等の信頼性の評価<br>中小会計要領準拠の確認<br>事業計画書の作成・見直し支援<br>計画達成のソリューション提案<br>月次決算を金利優遇する商品開発 |
| 中小企業経営者 | 適時・正確な記帳の習慣化            | 月次決算<br>予実管理<br>金融機関への随時報告                 | 事業計画書の作成・見直し<br>金融機関への報告<br>中小会計要領準拠の確認<br>個別注記表への記載充実<br>決算公告                     |

各都道府県の信用保証協会は、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの間、「『中小企業の会計に関する基本要領』に基づく保証料割引制度」として 0.1%の保証料割引を実施したが、これを 2017 年 3 月まで延長した。

民間金融機関においても、信用金庫や地方銀行を中心に数多くの商品が存在する。例えば、西武信用金庫（東京都中野区）の「西武中小会計要領活用ローン」は、中小会計要領、中小会計指針、会計参与のいずれかの導入や、「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面」や「株式会社 T K C が発行する『記帳適時性証明書』」の提出によって、最大 1.0% の金利優遇が受けられる金融商品である。

多くの民間金融機関が、条件には若干の差異こそあれ、中小会計要領や中小会計指針への準拠をコベナントとする金融商品を提供していること自体、中小企業会計基準に拠った決算書の信頼性が、デフォルトのリスクを低減していることの証左である。

## 4 むすび

「中小企業経営者が理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立ち、金融機関などの利害関係者への情報提供に資するものであり、実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠し、かつ計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」として策定された中小会計要領が、名実と



もに「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として普及しつつあることを述べてきた。また、計算書類（アウトプット）の信頼性を高める上では、「適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的」な記帳（インプット）と、中小会計指針や中小会計要領による適切な会計処理（プロセス）が重要であることも述べてきた。

しかし、ここで浮かび上がるのが、記帳が「適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的」であることをどのように担保するかという課題である。少なくとも記帳の履歴、情報が正確に残されていることが最低限の条件であるが、過去の記帳の履歴を痕跡なく消してしまうことができるのが、今日における多くの会計システムでもある。

第7章において、この課題を考察する。

（注）

- 
- <sup>1</sup> 2014年12月8日～2015年1月23日に実施し、中小企業862社（回収率17.2%）、税理士・税理士法人：736社（回収率16.4%）、金融機関242行（回収率48.4%）が回答した。

#### 【参考文献】

- 大武健一郎編著．2012．『中小企業金融と税理士の新たな役割』中央経済社．
- 河崎照行・万代勝信編著．2102．『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社．
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会．1949．「中小企業簿記要領」．
- 経済産業省．2012．「『ちいさな企業』未来会議取りまとめ」．
- 坂本孝司．2015．『中小企業の財務管理入門－財務で会社を強くする』中央経済社．
- 武田隆二．2008．『最新財務諸表論（第11版）』中央経済社．
- 中小企業庁．1962．「中小会社経営簿記要領（新訂版）」．税務経理協会．
- 中小企業庁．2002．「中小企業の会計に関する研究会報告書」．
- 中小企業庁．2010．「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」．
- 中小企業庁．2011．「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書」．
- 中小企業庁．2015．「平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」．
- 中小企業庁．2016．「『経営力向上』のヒント～中小企業のための『会計』活用の手引き～」．
- 中小企業の会計に関する検討会．2012．「中小企業の会計に関する検討会報告書」．
- 日本公認会計士協会．2003．「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」．
- 日本税理士会連合会．2002．「中小会社会計基準」．
- 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会．2005．「中小企業の会計に関する指針」．
- 非上場会社の会計基準に関する懇談会．2010．「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」．
- 古川忠彦．2013．「中小企業の会計に関する基本要領の検討過程と課題」．『明治大学専門職大学院研究論集』第5号．

## 第7章 中小企業金融と会計システム

### －決算書の信頼性を高める会計システムとは－

古川 忠彦

#### 1 はじめに

わが国の中小企業における外部からの資金調達手段は、その殆どが金融機関からの借入れ、つまり間接金融である。中小企業が金融機関に融資を申し込む際には、多くの場合、直近2期若しくは直近3期の決算書の提出が求められ、提出した決算書の内容が、融資の可否判断のかなりの割合を占めている。中小企業白書2013年版によれば、中小企業の85.8%が「財務・会計」の領域でITを導入しており、さらにその81.4%が市販のパッケージ型会計ソフトもしくはクラウド型会計ソフトを利用している。つまり、多くの中小企業が金融機関に提出する決算書の多くは、これらの会計ソフトを含む会計システムで作成された決算書であると言えよう。

中小企業金融において重視される決算書（アウトプット）は、前章の図表6-2『『中小企業の会計』の理論的構図』における、記帳を中心とするインプット、そして会計処理のプロセスから誘導されて作成されるものであり、そのインプットとプロセスに関わるのが会計システムである。

かかる認識に基づき、本章の目的は、中小企業金融において重視される決算書の信頼性と会計システムのあり方との関係性を明らかにすることにある。

本章の具体的課題は次の3つである。

- ① 近年普及が拡大しているクラウド型会計ソフトの特徴であるフィンテックを活用した「自動仕訳機能」が決算書の信頼性等に与える影響を浮き彫りにすること。
- ② 決算書の信頼性を確保する観点から、パッケージ型会計ソフトやクラウド型会計ソフトなどの会計システムが抱える課題を明らかにした上で、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）の課題も明らかにすること。
- ③ 上記①②を踏まえて、決算書の信頼性を確保するために会計システムが具備すべき機能を明らかにすること。

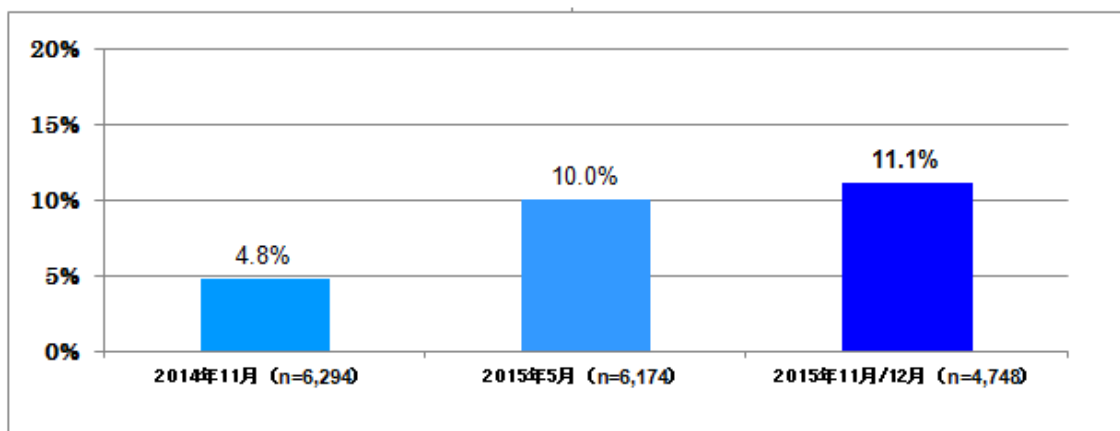
#### 2 ICT (Information and Communication Technology)の普及と中小企業金融

##### 2.1 クラウド型会計ソフトの台頭

中小企業・小規模事業者が利用する会計ソフトにおいて、クラウド型会計ソフトのシ

シェアが急速に拡大しつつある。

図表 7-1 会計ソフトにおける「クラウド型」シェアの推移



出所：デジタルインファクトホームページ (<http://digitalinfact.com/press160203>)

デジタル領域専門の市場・サービス評価機関であるデジタルインファクトが2016年2月に公表した「第三回クラウド型会計ソフトの利用動向調査」<sup>1</sup>によれば、2015年11月～12月時点で会計ソフトを利用している事業者の11.1%がクラウド型を利用しており、約1年前の4.8%から倍以上のシェアに拡大している。（図表7-1参照）

また同調査によれば、クラウド型会計ソフトのシェアは、freee株式会社が提供する「freee」が43.7%で1位、弥生株式会社が提供する「やよいの青色申告オンライン」と「やよいの白色申告オンライン」<sup>2</sup>が合わせて28.4%で2位、株式会社マネーフォワードが提供する「MFクラウド会計」が10.5%で3位となっており、現状では、freeeがひとつ抜きに出ている。

クラウド型がシェアを拡大する理由は、パソコンにソフトをインストールするパッケージ型と比較して、以下の3点の特徴によるもの大きいとおもわれる。

- ① クラウド型は、インターネット環境があればどこでも利用できる
- ② クラウド型は、預金やクレジットカードなどの取引明細をネット上で簡単に取り込むことができるため、入力作業の省力化が図られる
- ③ さらにクラウド型は、取り込んだ取引明細から勘定科目を自動で推測する（自動仕訳）

この内、②の取引明細のネット上での取り込み機能と、③の勘定科目の自動推測機能（自動仕訳）について、さらに詳しく見ていきたい。

## 2.2 クラウド型会計ソフトの取引明細取り込み機能と勘定科目の自動推測機能

クラウド型会計ソフトの多くは、預金の取引明細等を電子データとして自動で取り込む機能を有している。

図表 7-2 free の「口座」登録画面

| 銀行              | クレジットカード        | 決済サービスや電子マネー     |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 三菱東京UFJ銀行 (法人)  | 楽天カード           | Amazon           |
| 三井住友銀行 (法人口座)   | 三井住友VISAカード     | Square           |
| みずほ銀行 ビジネスWEB   | JCB             | Airレジ            |
| 楽天銀行 (法人)       | セゾンカード          | ReceReco         |
| ゆうちょ銀行 (法人)     | アメリカン・エクスプレス    | ユビレジ             |
| ジャパンネット銀行 (法人)  | DCカード           | GMOイブシロン         |
| りそな銀行 (法人)      | VIEWカード         | nanaco(カード)      |
| 住信SBIネット銀行 (法人) | オリコ             | nanaco(モバイル)     |
| 北洋銀行 (法人)       | イオンクレジットサービス    | スマートICOCA        |
| 横浜銀行 (法人)       | JACCSカード        | 楽天Edy            |
| 福岡銀行 (法人)       | MUFGカード         | Pitapa           |
| 西日本シティ銀行 (法人)   | NICOSカード        | BASE             |
| 千葉銀行 (法人)       | ライフカード          | Amazon出品(出店)サービス |
| 七十七銀行 (法人)      | UCカード           | ASKUL            |
| 西武信金 (法人)       | エポスカード          | ...              |
| 八十二銀行 (法人)      | ヨドバシゴールドポイント... | 全29件             |
| 埼玉りそな銀行 (法人)    | セディナ (OMC Plus) |                  |
| 琉球銀行 (法人)       | DCMX            |                  |

出所：free（2016年2月10日現在）

図表 7-2 は、free の「口座」登録画面である。free は「銀行」「クレジットカード」「決済サービスや電子マネー」をすべて「口座」という位置づけにしており、これらの「口座」を登録することにより、インターネットバンキングやクレジットカードの利用明細等の電子データを、CSV データ等を介することなくシームレスに取り込むことができる。

さらに、取り込んだ取引明細の電子データをもとに、例えば普通預金から保険料が引き落とされた際には、引き落としした相手先の名称に「ホケン」とあれば、勘定科目名を「保険料」と推測し、「保険料／普通預金」という仕訳を自動的に起こす機能を有している。この仕訳の正当性を担保するには、「最終的にはヒトによる確認と必要に応じた勘定科目の修正等」を行うことが必須であるが、経理業務の省力化という視点に立てば、画期的なテクノロジーであり、今後急速に普及していくものと思われる。

一方、この場合でも前述の通り「最終的にはヒトによる確認と必要に応じた勘定科目の修正等」は必須である。例えば、飲食店で顧客とクレジットカードを利用して飲食した場合、クレジットカードの利用明細には「日付」「金額」「飲食店名」しかデータとして保有されておらず、この金額が何名分なのかはわからない。よって「交際費」として処理するか、一人あたり 5,000 円以下の「会議費」として処理するかの判断は、飲食という「場」

にいたヒトしかわからないのである。また、電子データを通すことない現金によって行った取引に関しては、従前と同様に、都度ヒトが判断しながら仕訳を起こすことになる。

勘定科目の自動推測機能は、経理業務の省力化には寄与しても、仕訳の正当性を担保し会計帳簿の信頼性を高めることにはならない。

## 2.3 フィンテック（FinTech）と中小企業金融

近時、金融業界ではフィンテック（FinTech）の動きが注目を集めている。フィンテックとは、「金融(Financial)」と「技術(Technology)」を組み合わせた米国発の造語であり、会計、銀行、クレジットカード、証券取引、投資ファンド、保険などの金融と、ブロックチェーン<sup>3</sup>をベースとしたIT技術とを結び付けた新しい金融サービスことを指す。

政府は、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検討」を掲げ、これを受けて経済産業省は、産業構造審議会に「新産業構造部会」を設置し、「IoT、ビッグデータ、人工知能等の発展がどのような経済・社会的インパクトをもたらす、これに向けて我々はどのような対応を取っていくべきか、官民でビジョンを共有し戦略的に対応する」としたほか、さらに 2015 年 10 月には「産業・金融・IT 融合に関する研究会（FinTech 研究会）」を立ち上げ、フィンテックに関する研究を開始した。金融庁も、「平成 27 事務年度金融行政方針」の具体的重点施策に「FinTech への対応」を掲げ、金融審議会の下で「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」などを立ち上げ、フィンテックへの対応に積極的な姿勢を見せている。

フィンテックが、中小企業金融、とりわけ融資に与える影響としては、現時点では「会計データに拠らない融資」と「会計データに拠った融資制度に向けた動き」の 2 つに大別できる。

### ①会計データに拠らない融資制度事例

代表的な事例のひとつに、Amazon が提供する「Amazon レンディング」が挙げられる。2014 年 2 月に Amazon が開始した、Amazon の EC モール出店者に対する短期運転資金の融資制度であり、融資額は 100,000 円～50,000,000 円、融資利率は 8.9%～13.9%(年率)という条件の下で、最短即日で融資が実行される。審査は、会計データではなく、EC モールでの取引履歴という「現場データ」で行われる。EC モール出店者の短期資金繰り支援という性質であり、数日以内に融資が実行される反面、融資利率は非常に高い。

### ②会計データに拠った融資制度に向けた動き

freee 株式会社などが進める、金融機関との連携事例が挙げられる。事業者が freee で処理する会計データを、事業者の了解の下に金融機関がリアルタイムで共有できるようにし、決算書などを基にした与信では融資判断できなかった企業の資金需要に応えられ

る融資サービスを生み出そうとするものである。freee 株式会社と北國銀行等が業務提携し、クラウド上にある企業の財務情報を事業者と銀行とで共有することにより、融資業務の省力化、高度化に繋げていく動きがあるほか、株式会社マネーフォワードなどでも同様の動きがある。また、株式会社 T K C と三菱東京 U F J 銀行をはじめとする T K C 全国会提携金融機関との間でもフィンテックに関する業務提携が進んでいる。

会計データに拠った融資制度に向けた動きにおいて、金融機関側から見た最大のメリットは、事業者の期中の会計データを随時確認できる安心感が挙げられる。決算書という「アウトプット」のみならず、記帳という「インプット」や会計処理という「プロセス」を随時確認できる安心感は大きいものと考えられる。一方、会計データの信頼性という点においては、おもに「現金取引をはじめとする、取引明細の電子データを通さない取引の信頼性」と「会計システムが選択した勘定科目が適切であるかどうかの信頼性」の 2 点において課題があるものと思われる。多くの中小企業において、取引明細の電子データを通さない取引は多くあり、意図的に会計操作を行う余地は残されている。また、会計システムが選択する勘定科目においては、例えば、飲食店でカードによる支払を行った場合、勘定科目として「交際費」「会議費」「厚生費」などが考えられるが、どれを選択することが適切であるかの判断は、その「場」にいた人しかわからない。また、そもそも私用なのか業務上の経費なのかも会計システムでは判断できない。金融機関の融資担当者や税務署の職員から「なぜ、前期と比べてこの経費が増えたのですか」と質問されて、「システムが勝手に仕訳を判断しているのでよくわかりません」では笑い話である。

さらに、金融以外の面においても、例えば税務面では「消費税の本則課税事業者が、取引明細の電子データだけで起こされた仕訳で、消費税法 30 条 8 項の記帳要件<sup>4</sup>を満たし、仕入税額控除が受けられるのか。」という課題などもある。

フィンテックは、経理業務の省力化には効果を発揮するものの、記帳（インプット）の正確性を担保する効果は一定にとどまり、よって現状では決算書（アウトプット）の信頼性を担保するものにはなりえないものと考えられる。フィンテックは人工知能の技術と関連づけて論じられることが多いが、人工知能の応用研究の 1 つとしてエキスパートシステム<sup>5</sup>が挙げられる。河崎照行教授は、「エキスパートシステムの構築にあたっては、エキスパートシステムの開発に最適な会計領域の識別とともに、会計専門家の経験をいかに知識ベースに取り込むかが重要な課題になる。」（河崎 1997,240）と指摘している。インプットの省力化で着目されるフィンテック技術は、むしろ、会計専門家を巻き込んだ本格的なエキスパートシステムの開発技術として今後位置づけるべきではないだろうか。

### 3 会計システムと電子帳簿保存法が抱える課題

前述の通り、中小企業白書 2013 年版によれば、中小企業の 85.8%が「財務・会計」の領域で I T を導入している。つまり、殆どの中小企業は、記帳を会計システム等で行ってい

るものと思われる。パソコンをはじめとするコンピュータ利用のおもなメリットは、記帳作業の省力化と、仕訳を電子データ化することで、経営に役立つデータとして加工しやすくなることにありと思われるが、一方、最大の問題点は、記帳（インプット）の適時的な追加・訂正・修正・削除処理を痕跡無く行うことが可能なことである。会社法 432 条は「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」としているが、たとえ適時に記帳したとしても、後日何らかの理由によって痕跡無く追加・訂正・修正・削除処理ができるとすれば、少なくとも記帳の適時性を立証することは困難である。このことが決算書（アウトプット）の信頼性を毀損する大きな要因となっている。

1998 年 7 月 1 日から施行された「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下、「電子帳簿保存法」という）は、電子データで国税関係帳簿書類を保存することを認めた特例法である。電子帳簿保存法施行規則 3 条 1 項は、帳簿の電子データを保存する場合の要件を以下のとおりとしている。

#### 真実性の確保

##### 要件① 訂正・削除履歴の確保（帳簿） 施行規則 3 条 1 項 1 号

帳簿に係る電子計算機処理に、次の要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること

- (イ) 帳簿に係る電磁的記録に係る記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること
- (ロ) 帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること

##### 要件② 相互関連性の確保（帳簿） 施行規則 3 条 1 項 2 号

帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと

##### 要件③ 関係書類等の備付け 施行規則 3 条 1 項 3 号

帳簿に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)の備付けを行うこと

#### 可視性の確保

##### 要件④ 見読可能性の確保 施行規則 3 条 1 項 4 号

帳簿に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと

要件⑤ 検索機能の確保 施行規則 3 条 1 項 5 号

帳簿にかかる電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと

- (イ) 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること
- (ロ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- (ハ) 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること

この内、施行規則 3 条 1 項 1 号の(イ)(ロ)は、帳簿に係る電子データの追加・訂正・修正・削除処理を行った際には、追加・訂正・修正・削除処理を行う前と後の両方の内容を確認することができる状態を指している。殆どの会計システムは、従前から、記帳（インプット）の遡及的な追加・訂正・修正・削除処理を痕跡無く行うことが可能であるが、施行規則は、その会計システムに対して、遡及的な処理を行った際の痕跡を残す機能を求めているのである。

前述の通り、電子帳簿保存法は特例法であり、その特例を受けるには、事前に税務署長に承認を受ける必要がある。平成 26 事務年度における承認状況は、対象の全税目合計で 165,372 件に留まっており、国税庁は平成 27 年度税制改正で、国税関係書類のスキャナ保存制度の要件緩和を行うなど、承認件数の拡大に力を入れているが、未だ大多数の中小企業は、電子帳簿保存法の申請を行っていない。その理由は、電子帳簿保存法の特例を受けた場合の方が、前述のように保存要件が厳しくなるからであると思われる。

図表 7-3 電子帳簿保存法の適用範囲

電子帳簿保存法の適用範囲



コンピュータを用いた会計処理

出所：坂本 2011, 442 図表 14-2 を筆者一部修正



図表 7-3 のとおり、電子帳簿保存法の特例を受けずに会計システムを利用する場合は、会計システムから印刷した紙などによって帳簿保存することになる。この場合、遡及的な処理を痕跡無く行うことが可能な状態の会計システムから、何度でも紙を印刷しなおし、差し替えて保存することが可能である。

会社法が求めている記帳の「適時性」「正確性」を担保し、会計帳簿の信頼性を高めるには、電子帳簿保存法が求める保存要件を、「コンピュータを用いた会計処理」全般に広げ、保存媒体が何であるかにかかわらず遡及的な処理の痕跡を残すことを定める普遍的な法制度を整備すべきである。

#### 4 中小企業金融の要請に応える会計システムの具備すべき機能

中小企業金融の会計帳簿への要請は、とりわけ融資の審査に利用する決算書が信頼に耐えうるものであるという点に尽きる。そして決算書（アウトプット）の信頼性は、記帳（インプット）と会計処理（プロセス）の信頼性から誘導される。そこで問題となるのが、遡及的な追加・訂正・修正・削除処理を痕跡無く行うことが可能な会計システムの存在である。会計システムが、遡及的な追加・訂正・修正・削除処理の履歴を残すことができれば、少なくとも記帳の「適時性」は立証される。「正確性」は、税理士をはじめとする第三者の保証行為によって担保されるものであろう。

会計システムに要請される記帳の「適時性」を担保するメカニズムとして、図表 7-4 の株式会社 T K C が発行する「記帳適時性証明書」に着目したい。T K C が提供する会計システムの特徴は、「T K C 全国会の税理士が、毎月巡回監査<sup>6</sup>によって会計処理の実践状況を現場でチェックし、不備があれば是正し指導した上で月次決算を完了し、月次決算を完了した会計データは、遡及的な追加・訂正・修正・削除処理ができないこと」にある。月次決算完了後に、追加・訂正・修正・削除処理すべき仕訳を発見したときには、翌月以降、発見した時点での修正仕訳が求められ、「上書き」ではなく「追加」で修正の履歴が残る。また、勘定科目の前期末残高は当期首残高に自動的に切り替わるため、コンピュータの裏操作により期中および期末の勘定科目残高を改ざんすることはできない。

さらに、T K C という、事業者でも税理士でもない第三者がデータ処理するという特徴を踏まえて、T K C は、第三者として「記帳適時性証明書」を発行している。この「記帳適時性証明書」は、おもにデータ処理のログをもとに、「いつ、何月分の月次決算データを処理したか」を表示するとともに、「会計帳簿が会社法 432 条に基づき、適時に作成されていること。」「T K C 会員が毎月、企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。」「決算書は会計帳簿の勘定科目残高と完全に一致しており、別途に作成したものではないこと。」「法人税申告書が決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。」を証明するものである。上書き修正できないインプットとプロセスのログを明らかにすることによって、アウトプットの信頼性を高めようとする仕組みであるといえる。

図表 7-4 株式会社 T K C が発行する「記帳適時性証明書」

〔原本PDF〕

記帳適時性証明書

(会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書)

発行日：平成28年 5月13日

税理士法人 T K C コンピュータ会計事務所 殿

第 8926156420 号

株式会社 T K C

代表取締役社長 角 一幸

(法人番号:7123456789012) 殿

貴事務所の関与先企業 株式会社 S C G 印刷 (資料1の18行目(A)) 殿の  
 会計帳簿作成の適時性及び継続性並びに月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書等の作成に関して  
 次の事実を証明します。

1. 「資料1：過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について (審査) Y N

① T K C 会員は「T K C 全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先  
 に出向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。

② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の  
 件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。

③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷  
 されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2：前期(第27期)の法人税申告書の作成状況」について

① T K C システムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・  
 消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。

② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目(A))と前期の法人税申告書  
 別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」(資料2の2行目(B))とは完全に一致しており、貴関与先殿の法  
 人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について

T K C 会員は「T K C 全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2  
 に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. T K C 財務会計システムの継続利用期間について

① 貴関与先の財務データは、平成 5年 4月分から継続して利用しており、利用期間は23年 0か月となります。

② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の適時的修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、T K C 全国会 H P ( http://www.tkc.jp/ ) から確認できます。

なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限：平成29年 5月31日) 以上

資料1：過去3年間における月次決算(◎翌月：○翌々月：無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

| 年  | 第25期 平成25年 4月 1日～平成26年 3月31日 | 第26期 平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日 | 第27期 平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日 |
|----|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 月  | 監査対象月 仕訳数 データ処理日 注           | 監査対象月 仕訳数 データ処理日 注           | 監査対象月 仕訳数 データ処理日 注           |
| 1  | 平成25年 4月 848 平成25年 5月22日 ◎   | 平成26年 4月 892 平成26年 5月23日 ◎   | 平成27年 4月 982 平成27年 5月22日 ◎   |
| 2  | 平成25年 5月 817 平成25年 6月14日 ◎   | 平成26年 5月 854 平成26年 6月11日 ◎   | 平成27年 5月 941 平成27年 6月12日 ◎   |
| 3  | 平成25年 6月 789 平成25年 7月12日 ◎   | 平成26年 6月 840 平成26年 7月10日 ◎   | 平成27年 6月 933 平成27年 7月14日 ◎   |
| 4  | 平成25年 7月 803 平成25年 8月17日 ◎   | 平成26年 7月 854 平成26年 8月19日 ◎   | 平成27年 7月 956 平成27年 8月18日 ◎   |
| 5  | 平成25年 8月 774 平成25年 9月13日 ◎   | 平成26年 8月 831 平成26年 9月17日 ◎   | 平成27年 8月 964 平成27年 9月16日 ◎   |
| 6  | 平成25年 9月 791 平成25年10月15日 ◎   | 平成26年 9月 828 平成26年10月21日 ◎   | 平成27年 9月 927 平成27年10月16日 ◎   |
| 7  | 平成25年10月 753 平成25年11月13日 ◎   | 平成26年10月 846 平成26年11月18日 ◎   | 平成27年10月 940 平成27年11月13日 ◎   |
| 8  | 平成25年11月 803 平成25年12月14日 ◎   | 平成26年11月 861 平成26年12月16日 ◎   | 平成27年11月 955 平成27年12月18日 ◎   |
| 9  | 平成25年12月 826 平成26年 1月17日 ◎   | 平成26年12月 873 平成27年 1月14日 ◎   | 平成27年12月 963 平成28年 1月19日 ◎   |
| 10 | 平成26年 1月 785 平成26年 2月14日 ◎   | 平成27年 1月 855 平成27年 2月17日 ◎   | 平成28年 1月 976 平成28年 2月17日 ◎   |
| 11 | 平成26年 2月 819 平成26年 3月13日 ◎   | 平成27年 2月 879 平成27年 3月14日 ◎   | 平成28年 2月 970 平成28年 3月16日 ◎   |
| 12 | 平成26年 3月 834 平成26年 4月17日 ◎   | 平成27年 3月 887 平成27年 4月18日 ◎   | 平成28年 3月 991 平成28年 4月18日 ◎   |
| 13 | 年次決算 20 平成26年 5月13日 ◎        | 年次決算 19 平成27年 5月15日 ◎        | 年次決算 21 平成28年 5月13日 ◎        |
| 14 |                              |                              |                              |
| 15 |                              |                              |                              |
| 16 |                              |                              |                              |
| 17 | 決算書に付した番号 V15885             | 決算書に付した番号 W36931             | 決算書に付した番号 Y76290             |
| 18 | 税引き後当期純利益(損失) 798,994円       | 税引き後当期純利益(損失) 5,507,735円     | 税引き後当期純利益(損失) (A) 4,479,345円 |

(注) 前期(第27期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2：前期(第27期)の法人税申告書の作成状況

|                         |                |                                    |
|-------------------------|----------------|------------------------------------|
| 1 法人税申告書の作成日及び提出方法      | 平成28年 5月13日    | 法人税申告書はT K C システムで作成され電子申告されています。  |
| 2 別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」 | (B) 4,479,345円 | (A) と (B) は一致しており、申告書は決算書に基づいています。 |
| 3 別表1の「法人税額(2)」         | 864,750円       |                                    |

資料3：前期(第27期)のK F S の利用状況

|                    |            |                                           |
|--------------------|------------|-------------------------------------------|
| 1 K：継続MA S (経営計画)  | ◎ 利用 ○ 未利用 | ■ T K C 全国会登録情報                           |
| 2 F：F X シリーズ(自計化)  | ◎ 利用 ○ 未利用 | 1 会員氏名 税理士法人 T K C コンピュータ会計事務所            |
| 3 S：書面添付(税理士法33-2) | ◎ 実践 ○ 未実践 | 2 入会日(経過年数) 平成 2年10月14日 (25年 6か月)         |
|                    |            | 3 経営革新等支援機関 ◎ 認定 ○ 未認定                    |
|                    |            | 4 事務所ホームページ http://www.tkccomputer.co.jp/ |

T K C © 2015

この「記帳適時性証明書」は、金融機関と事業者が決算書という会計報告書を用いてコ  
 ミュニケーションを図る上で、金融機関の「決算書の信頼性」という情報要求に対して応  
 えるツールのひとつである。「記帳適時性証明書」は、会計報告書ではないものの、会計報  
 告書がもつ3つの課題(①情報内容の拡大化、②会計情報の理解可能性、③情報の適時開  
 示)<sup>7</sup>の内、「情報内容の拡大化」を補完するものである。

一方、T K C以外の会計システムにおいても、電子帳簿保存法対応を謳った多くの会計システムでは、「遡及的な追加・訂正・修正・削除処理」の履歴を残すことは可能である。なぜなら、前述の通り、履歴を残すことが電子帳簿保存法の要件だからである。しかし、これらの会計システムの最大の問題点は、電子帳簿保存法の特例を受けるかどうかをマスター設定する段階において、「特例を受ける」と設定した場合には「遡及的な追加・訂正・修正・削除処理」の履歴が残るものの、「特例を受けない」と設定した場合には「遡及的な追加・訂正・修正・削除処理」の痕跡が残らない点にある。

中小企業金融の会計帳簿への要請が、融資の審査に利用する決算書が信頼に耐えうるものである点にあり、決算書（アウトプット）の信頼性が、記帳（インプット）と会計処理（プロセス）の信頼性から誘導されるとすれば、電子帳簿保存法に対応した多くの会計システムも、既に搭載している「遡及的な追加・訂正・修正・削除処理」の履歴を残す機能を標準とし、履歴を残さない機能を撤廃すべきであろう。

## 5 むすび

わが国において、中小企業が会計システムを用いて経理業務を行うようになったのは、パソコンが家庭や中小企業に徐々に普及し始めた 1980 年代以降である。それまでは、すべて手書きで行われていた経理業務が、会計システムを用いて行われるようになった結果、省力化が大きく進むとともに、入力された仕訳という電子データは、経営に役立つデータとして容易に加工できるようになった。

一方、手書きの帳簿を修正する場合には「二本線で消した上で空欄に新しく書く」という方法を採用することによって、修正の痕跡を残していたが、会計システムを用いるようになった結果、痕跡無く無限に修正が可能となり、記帳というインプットの適時性や正確性が担保できなくなり、一部では、「銀行用の決算書」や「税務申告用の決算書」など、決算書を使い分けることも起きるようになった。その結果、中小企業の決算書（アウトプット）の信頼性は毀損されることになった。フィンテックというテクノロジーも、取引明細の電子データを会計システムに取り込むことによって入力業務を省力化し適時記帳を支援する効果はあるが、現金取引など、取引明細の電子データを通さない取引も多くあることや、意図的に痕跡無く会計操作を行う余地は残されていることなど、記帳の正確性を担保するものにはなり得ない。

よって、中小企業金融の視点から決算書の信頼性を高めるためには、電子帳簿保存法施行規則 3 条 1 項 1 号がもつめる「帳簿に係る電磁的記録に係る記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」および「帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること」の 2 点を、会社法などの一般法で法制化すべきである。さらに、すべての会計システムは、記帳（インプット）の遡及的な追加・訂正・修正・削除処理を痕跡無く行うことを禁止すべきである。その上で、第三者の立場である

税理士が、月次決算によって会計事実の真実性、実在性、完全網羅性を確かめ、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を証明することが、決算書の信頼性を大きく高めることになる。つまり、仕訳の適時性と正確性を、遡及的な追加・訂正・修正・削除処理の履歴を残す会計システムと、税理士等の第三者チェックとによって担保していくことが肝要である。

金融庁は、「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」において「事業性評価」を打ち出し、その定義を「金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。」とした。金融機関が目利き力を高め「借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価」できるようになることは重要な課題であるが、あくまで信頼性の高い決算書を前提に事業性を評価すべきであり、「決算書は信頼しないが事業性を評価して融資する」という融資のあり方は、決算書自体が存在しない創業期以外においてはあり得ないのではないか。経済産業省が 2016 年 3 月に公表した「ローカルベンチマーク」<sup>8</sup>は、「事業性評価の入口」と位置づけられているが、ここに掲げられた 6 つの財務情報（①売上高増加率、②営業利益率、③労働生産性、④EBITDA、⑤営業運転資本回転期間、⑥自己資本比率）も信頼性の高い数値でなければ意味をなさない。「信頼性の高い決算書」は、引き続き中小企業金融における与信の根幹をなすべきものである。

（注）

- 
- <sup>1</sup> デジタルインファクトが、2015 年 11 月から 12 月にかけて国内事業所勤務者 14,922 人に Web アンケート調査方式で実施。<http://digitalinfact.com/press160203/>（2016 年 2 月 21 日現在）
- <sup>2</sup> 弥生株式会社は、2016 年 2 月 24 日に、「やよいの青色申告オンライン」「やよいの白色申告オンライン」に追加して、小規模法人向けクラウド会計ソフト「弥生会計オンライン」のサービスを開始した。
- <sup>3</sup> 複数個所に存在する取引データをネットワーク化する分散型ネットワーク技術のこと。データが複数個所に存在するため、例えば利用者の一人がある取引データを改ざんしても、他の場所の取引データとの不整合を検知できるため、データの信頼性が高いとされている。
- <sup>4</sup> 消費税法 30 条 8 項では、仕入税額控除を受けるための記帳要件として「イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称」、「ロ 課税仕入れを行った年月日」、「ハ 課税仕入れに係る資産又は役務内容」、「ニ 課税仕入れに係る支払対価の額」の 4 つを挙げている。
- <sup>5</sup> エキスパートシステムとは、特定分野の専門的な知識をデータベースに蓄積し、それを基にその分野の専門家に近い判断をくだすことができる人工知能システムをいう。
- <sup>6</sup> 巡回監査とは、関与先企業等を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記

録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、完全網羅性を確かめ、かつ指導することである。巡回監査においては、経営方針の健全性の吟味に努めるものとする。

<sup>7</sup> 河崎 (1997), 31.

<sup>8</sup> ローカルベンチマークは、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の経営状態の把握を行うツールとして位置づけられる。6つの財務情報（①売上高増加率、②営業利益率、③労働生産性、④EBITDA、⑤営業運転資本回転期間、⑥自己資本比率）と、4つの非財務情報（①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握するものである。

#### 【参考文献】

飯塚真玄. 2016a. 「一部の地方銀行が担ぎ始めた超廉価版クラウド会計の問題点について」『TKC』2016年3月号.

飯塚真玄. 2016b. 「安易なクラウド会計の利用は、「決算書の信頼性」を大きく毀損する。」『TKC』2016年5月号.

大武健一郎編著. 2012. 『中小企業金融と税理士の新たな役割』中央経済社.

河崎照行. 1997. 『情報会計システム論』中央経済社.

河崎照行・万代勝信編著. 2012. 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社.

金融庁. 2014. 「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」.

金融庁. 2015. 「平成 27 事務年度金融行政方針」.

経済産業省. 2015. 「金融・IT 融合(FinTech)の産業金融等への影響に関する調査研究・調査検討結果報告書」.

坂本孝司. 2011. 『会計制度の解明—ドイツとの比較による日本のグランドデザイン—』中央経済社.

坂本孝司. 2015. 『中小企業の財務管理入門』中央経済社.

嶋田知子・前原東二. 2015. 『はじめて使う弥生会計 16』シーアンドアール研究所.

中小企業庁. 2013. 「平成 24 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」.

中小企業庁. 2014. 「中小企業白書 2013 年版」.

武田隆二. 2008. 『最新財務諸表論（第 11 版）』中央経済社.

廣升健生. 2014. 『会社の経理を全自動化する本』翔泳社.

## 第8章 中小企業金融における税理士の役割

### — 月次巡回監査・会計参与制度・書面添付制度・確定決算主義 —

上野 隆也（税理士）

#### 1 はじめに

わが国の中小企業が、直接金融に比べ、間接金融に依存している割合が高いことは知られている。そして、その中小企業の大多数に税理士が関与しているため、税理士は中小企業の間接金融に対して大きな役割を担っているといえる。特に、融資の際、金融機関に提出する決算書が信頼しうる内容かどうかについて、税理士が果たす役割は大きい。

たとえば、金融機関から多額の融資を引き出すため、あるいは、本来、融資を受けられないような企業が融資を受けるため、決算書に虚偽の内容を盛り込むような税理士がいたとすれば、金融機関からの企業に対する信頼は失墜し、以後、当該企業に対する融資については絶望的となる。

さらに、それは、職業専門家たる税理士に対する信頼を損なうことになるため、税理士が会計専門家として「決算書の信頼性を確保する」ことについて自律することが求められる。このような決算書の信頼性を確保するための法制度として挙げられるのが、「会計参与制度」と「書面添付制度」であり、それを支える要請が「確定決算主義」である。

会計参与制度は、税理士が、取締役と共同して、計算書類等を作成する制度であり、企業に対して税理士業務を提供している税理士が、そのまま同時に会計参与に就任することが想定されている。また、書面添付制度とは、税理士法第33条の2に規定されている書面と第35条に規定されている意見聴取を総称したもので、税理士が申告書に「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を記載した書面を添付した場合には、税務当局は、当該税理士に対して税務調査の事前通知前に意見を述べる機会を与えなければならないとする制度である。

税理士は、「会計参与」（会計専門家）として、取締役と共同して作成した決算書を株主総会に提出し、承認された後、当該決算書に基づき税務申告を行う際、次は税務専門家として計算した内容を「書面添付」で明らかにする。

かかる認識に基づき、本章の目的は、税理士が中小企業金融において決算書の信頼性を高めるために果たすべき役割を明らかにすることにある。

本章の具体的課題は次の4つである。

- ① 会社法による記帳要件を概観するとともに、中小企業の記帳要件を満たす手段として「月次巡回監査」の必要性を浮き彫りにすること
- ② 決算書の信頼性を高めるための法制度の1つである「会計参与制度」が創設されるまでの経緯を明らかにするとともに、その意義と課題を検討すること
- ③ 決算書の信頼性を高めるためのもう1つの法制度である「書面添付制度」の特質を

検討するとともに、その現状を闡明にすること

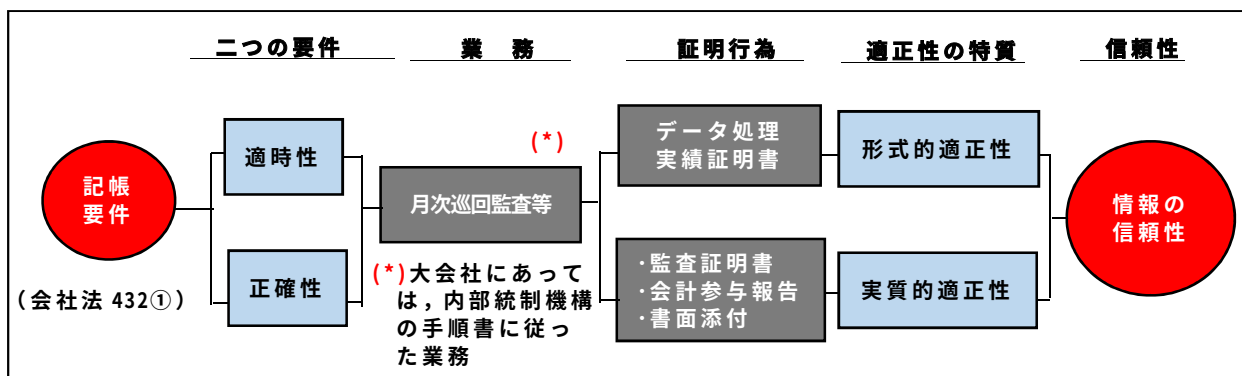
- ④ 「確定決算主義」の意義を検討するとともに、「会計参与制度」と「書面添付制度」との関係を浮き彫りにすること

## 2 月次巡回監査

### 2.1 会社法による記帳要件

会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」としている（会社法第 432 条①：傍点は筆者）。すなわち、株式会社には、会社法上、会計帳簿の記帳要件として「適時性」と「正確性」が求められる。図表 8-1 は、2つの記帳要件と情報の信頼性との関係を示している。

図表 8-1 記帳要件と情報の信頼性



出所：武田 2008, 185 図 1.

#### 2.1.1 適時性

「適時」とは、会計業務における「通常の時間内に」という意味と解され、その取引によって、次のように区分される（武田 2008, 185）。

##### ① 現金取引

現金取引の場合における「通常の時間内」の記帳とは、現金出納管理者の交代時に、あるいは、日々の取引終了時に現金残高を確認した後、速やかに記帳することをいう。

##### ② 信用取引

信用取引の場合における「通常の時間内」の記帳とは、日計表・週計表・月計表等が作成される適切な時期に記帳することをいう。

現金取引の場合、原則として、日々の記帳が必要とされるが、信用取引の場合の「適切な時期」とは、取引発生後「翌月末以内」にその残高が掌握されれば、適時性を満たすと解釈されている（河崎・万代 2012, 104）。

### 2.1.2 正確性

「正確」とは、取引記録の基本となる概念であり、次の内容を意味している（武田 2008, 185）。

- ① 発生した取引を漏れなく（網羅性の原則）
- ② 伝票その他の証拠書類に基づき（取引証拠完備の原則）
- ③ 検証可能な形で（検証可能性の原則）
- ④ 正しく会計帳簿を作成すべきこと（真正な帳簿保存の原則）

このように、記帳の正確性とは、取引事実を「歪めることなく」記帳し、その計算が正確でなければならないことをいう。

### 2.1.3 大企業と中小企業における環境の違い

株式会社のうち、大企業は、経理業務を行う人材も豊富で、さらに内部統制システムが機能するため、記帳の適時性と正確性については確保されることになる。これに対して、中小企業については、内部統制システムが義務づけられていない上、経理業務を行う人材が十分とはいえない環境の会社も多いため、どのような手段で記帳の適時性と正確性を確保するかということが課題となる。

## 2.2 中小企業における記帳要件充足の手段

中小企業が会社法上の記帳要件を充足する手段としては、税理士が、毎月、関与先を訪問し、その会計処理の実施状況を現場でチェックし、不備があれば是正し、指導するといった方法がある。これにより、税理士は、毎月、関与先を訪問し会計帳簿をチェックすることで「適時性」を、さらに会計帳簿を裏づける証拠等を現場で確認し、不備の是正・指導することで「正確性」を確保するのである。

このような業務は、一般的に、「月次巡回監査」<sup>1</sup>と呼ばれ（武田 2008, 185-186）、その方法に若干の違いはあるけれども、多くの税理士が日常業務として実施している。監査に多額の報酬を支払うことのできる大企業とは異なり、中小企業の場合、税法上、必要不可欠な税務申告の依頼を受けている税理士が「月次巡回監査」を実施することにより、会社法上、必要な会計帳簿の「適時性」と「正確性」を確保しているのが現実である。

税理士による「月次巡回監査」は、関与先自ら会計帳簿の作成を行うことが前提とされており<sup>2</sup>、当該会計帳簿について「記帳の信頼性」を第三者的に裏づけるためのサービスと位置づけられる。歴史的に見ても、リトルトン（Littleton, A.C.）が「監査は、もはや受託制度の責任を耳で検査するのではなくて、いまや、目によって記録を吟味し追及する手続であり、書類上の証拠によって記録を検査証明する手続に代わってきた」（梶田 2015,



43)と述べているように、税理士が関与先を訪問し、現場において目で証憑と会計帳簿を吟味・追及することは、記帳および決算書の信頼性を高めるものと考えられる。

また、記帳の信頼性を高める具体的な仕組みとしては、「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小会計指針と略称する）や「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領と略称する）のチェックリストを活用することも重要である（中島 2012, 23）。

### 3 会計参与制度

#### 3.1 会計参与制度創設までの経緯

わが国において、中小会社の計算の適正担保制度についての検討は、1984 年 5 月に法務省から公表された『大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点』の中で問題提起されたのが嚆矢とされる（日本税理会連合会 2006, 1）。その中で、非公開会社に対する専門家の外部監査については、次のような問題提起がなされている（法務省民事局参事官室 1984, 七・5）。

##### 七 計算・公開に関する問題点

##### （専門家による外部「監査」）

- 5 会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか。

これは、会社法における計算の適正を担保する制度としては、大会社（資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上）についての「会計監査人制度」があるが、中小会社の計算についても、会計監査人監査よりも限定した何らかの適性を担保する制度を導入すべきではないかという問題提起であった（日本税理会連合会 2006, 1：傍点は筆者）。

このような問題提起を受け、1986 年 5 月、「商法・有限会社法改正試案」が公表され、その中で、中小会社に対して正規の監査よりも限定された内容の監査を行うとする「会計調査人調査制度」の導入が検討された。しかし、公認会計士と税理士の職域争いとなる懸念、中小企業関係団体からの反対等が考慮され、改正案から「会計調査人調査制度」は除かれた（日本税理会連合会 2006, 2）。

その後、1997 年には、日本税務研究センター<sup>3</sup>の研究助成により『中小会社監査マニュアルの研究』がまとめられるなど、中小会社の計算の適正担保制度が検討されたものの、その法制化は長く実現に至らなかった。しかし、2005 年 6 月、主に中小会社の計算書類の

記載の正確さに対する信頼を高める制度として、会社法において創設されたのが「会計参与制度」である。

### 3.2 会計参与制度の目的と特徴

会計参与制度は、税理士および公認会計士という会計に関する専門的識見を有する一定の資格者が就任することを前提とし、株式会社の内部的な機関でありつつも、内部の他の機関からの独立性を有し、計算関係書類の取締役との共同作成、それに係る株主総会における説明、計算関係書類および自ら作成した会計参与報告の備置き、株主・債権者への開示等の対応を通じて、計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高め、株主・債権者の保護および利便に資することを目的としている（日本税理会連合会 2006, 4）。

会計参与制度の特徴は、次の4点に要約できる（河崎 2013, 38）。

- ① 会計参与は、株主総会で選任される会社の独立した機関であること
- ② 会計参与に就任できるのは、税理士および公認会計士といった会計に関する専門的識見を有する一定の資格者であること
- ③ 会計参与の職務は、取締役・執行役と共同して計算書類を作成し、取締役・執行役とは別に計算書類を保存し、株主・債権者に対して開示すること等であること
- ④ 会計参与の設置目的は、上記①～③を通じて、計算書類の記載の正確性に関する信頼性を高め、株主・債権者の保護および利便に資すること

### 3.3 会計参与制度の意義と課題

#### 3.3.1 会計参与制度の意義

会計参与が法制化されたことは、中小企業を取り巻くインフラストラクチャー面から、次の3つの意義があると考えられる（武田 2005b, 4-6）。

- ① 税理士が「会計専門家」として認知されたこと  
多くの中小企業に関与している税理士が、会社法上、「会計に関する専門職業士」として認知されたことは、税理士にとって、会計業務が「付随業務」ではなく、「本来業務」と位置づけられたことになる。
- ② 「中小企業向けの会計基準」の法制上の位置づけが明確化されたこと  
商法総則規定において、「商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う」とされ（商法第19条）、また、会社法の計算に関する総則規定において、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」とものとされた（会社法第431条）。これにより、「中小会計要領」や「中小会計指針」といった「中小企業向けの会計基準」<sup>4</sup>が、企業属性に適合した基準として、中小企業の計算の拠り所となる基準となることが認知された<sup>5</sup>。

③ 「記帳要件」の重要性が法的に認知されたこと

中小企業の計算書類の適正化のためには、会計基準が必要になるだけでなく、帳簿記録が存在し、商業帳簿への記載が「適時かつ正確」になされることが必要条件となる。したがって、帳簿に係る記帳要件が法制化されたことは、会計の基本的・原初的課題であり、その意義は非常に大きい。

### 3.3.2 会計参与制度の課題

以上のような特性をもつ会計参与制度であるが、税理士によるその就任割合は決して高いとは言えない。2010年に行われた日本税理士会連合会の調査によると、会計参与への就任状況についてのアンケートにおいて、回答のあった1,653名の税理士のうち、会計参与に就任している税理士はわずか141名（7.2%）であった。就任していない税理士の主な理由は、「関与先から要請がない」（1,194名）、「責任が重いため就任を断っている」（207名）等があった（日本税理士会連合会 2010, 3）。

会計参与制度は、「計算の虚偽表示を抑止」するために、「計算書類の共同作成」を、また、計算書類の改ざんを防止するために、「計算書類の別保管」を行うことで、「計算書類の信頼性」を高めることを課題としている。しかし、会計参与制度を責任関係で眺めてみると、一方で計算書類の「作成者」であり、他方でその正確性を保証する「監査人」であるという「二重の義務負担者」として、外部監査人より重い義務を負わされているという課題がある（武田 2005b, 8）。

## 4 書面添付制度

### 4.1 書面添付制度の趣旨

書面添付制度とは、税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が申告書に添付して提出した場合に、税務調査の通知前に、当該書面の記載事項について税理士に意見を述べる、いわゆる「意見聴取」の機会を与えなければならないとする制度である（税理士法第35条第1項）。意見聴取の結果、実地調査の必要性がないと認められた場合には、調査が省略される。書面添付制度は、1956年の税理士法において創設された制度であるが、2001年の改正により従来の制度が拡充されたものである。

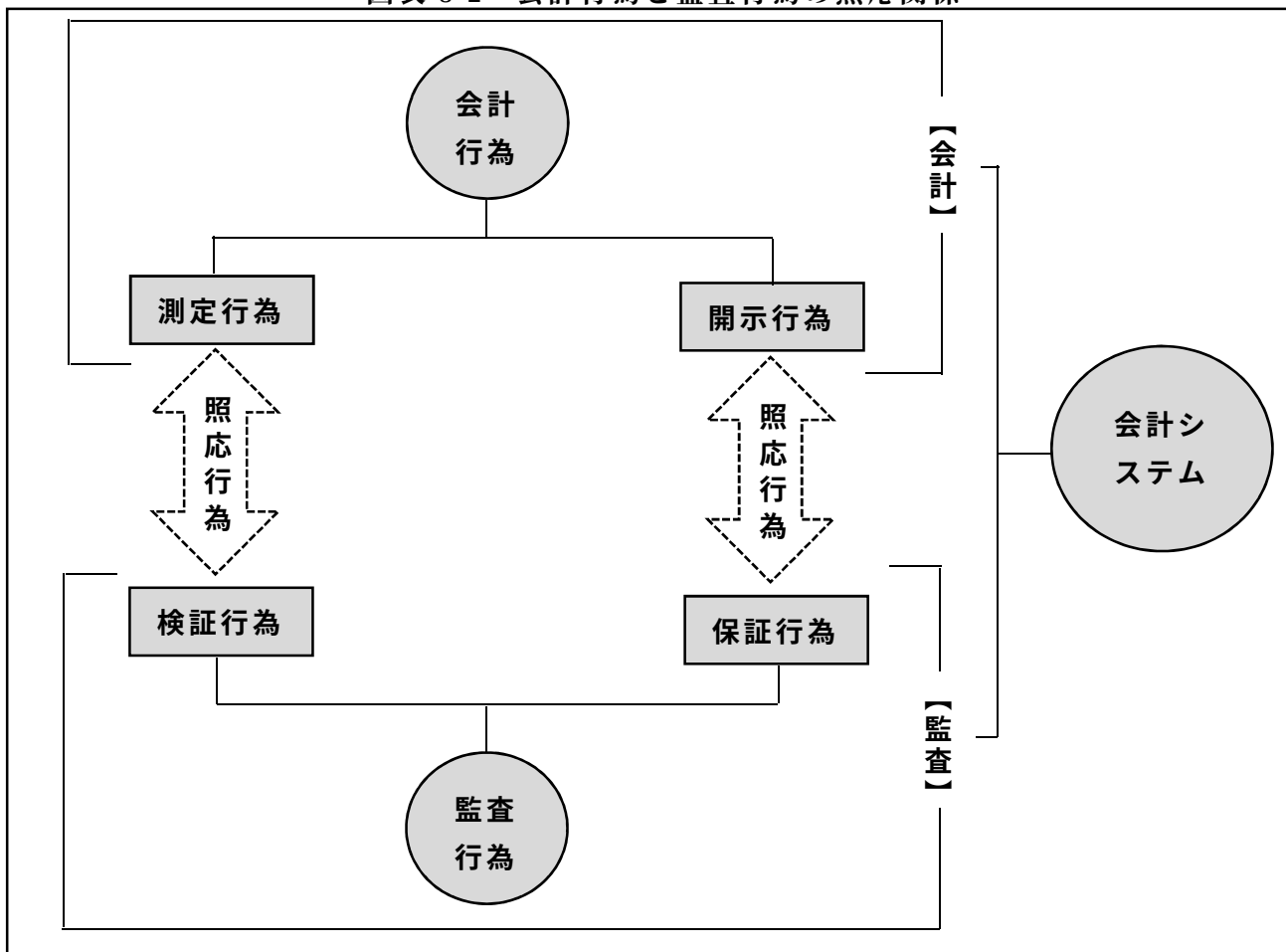
書面添付制度は、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付および事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成および提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の1つである（国税庁ホームページ, 1）。なお、税理士が第33条の2の規定による添付書面に虚偽の記載をした場合、財務大臣は当該税理士を懲戒処分とすることができる（税理士法第46条）。

## 4.2 監査行為と書面添付制度

「監査行為」とは、「会計行為」を裏から確認する行為とされ、それは、「検証行為」と「保証行為」に分けられる。また、「会計行為」は、「測定行為」と「開示行為」に分類され、これらの関係は図表 8-2 に示すとおりである。

図表 8-2 において、「会計行為」と示されている部分は、内部者として計算書類を作成する行為、すなわち会計参与の行為を表しており、「監査行為」として示されている部分は、外部者として計算書類の適正性を確認するための行為、すなわち監査人の行為を表している（武田 2005a, 6）。そして、情報の信頼性を確かめる手続きが「検証行為」であり、会計の「測定行為」を「検証行為」によって確かめることが「監査行為」の実体となっている。

図表 8-2 会計行為と監査行為の照応関係



出所：武田 2005a,6 図 1.

ここで、税理士による書面添付は監査行為にあたるのかという問題がある。書面添付制度では、具体的には、税理士は作成した申告書について、次の事項を記載した書面を添付する。

- ① 計算・整理した主な事項
- ② 相談に応じた事項
- ③ 審査した事項

以上の3項目に応じて、税理士が「どの程度内容に立ち入った検討をしたのか」、「どの程度の責任をもって作成したのか」を記載する（武田 2008, 186）。

とりわけ、「①計算・整理した主な事項」については、会計的にどの程度の内容までチェックしたかが記載されるため、その意味では、税理士が税務書類の作成にあたり、外部監査人としての「検証行為」を実施したことを物語るものである（武田 2005a, 10）。したがって、書面添付は、一種の「証明行為」であり、ある意味では「監査と同類の性格」ということができる<sup>6</sup>（武田 2008, 186）。

### 4.3 書面添付制度の現状

書面添付制度の現状は、会計参与制度と同様、芳しいものではない。図表 8-3 は、財務省がまとめた法人税の書面添付割合である。

図表 8-3 税理士法第 33 条の 2 に規定する書面の添付割合（法人税）

| 会計年度   | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 書面添付割合 | 6.5%  | 7.0%  | 7.4%  | 7.8%  | 8.1%  |

出所：財務省 2014. 96 参考指標 C-5.

このように、書面添付制度は、税理士に付与された会計および税務の専門家としての権利であるにもかかわらず、その普及の割合は、少しずつ増えつつあるものの、申告法人の 10%にも満たないのが現状である。

## 5 確定決算主義

### 5.1 確定決算主義の概要

法人税法では、「内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき・・・申告書を提出しなければならない」としている（法人税法第 74 条第 1 項；傍点は筆者）。ここで「確定した決算」とは、定時株主総会による計算書類の承認（会社法第 438 条第 2 項）または定時株主総会に提出された計算書類の取締役の報告（会社法第 439 条）のことをいう（金子 2015, 809）。すなわち、法人税法第 74 条第 1 項では、税務会計による課税所得計算が、会社法会計に対して「原則的依存関係」にあることを表現しているのである（武田 2008, 28）。

しかし、確定決算主義には、報告目的の会計と税務目的の会計を切り離すべきで<sup>7</sup>、確定決算主義という要請があるために、「税法が正しい会計を歪めている」とする、いわゆる「逆基準性」の問題もある<sup>8</sup>。法人税法では、課税所得計算の前提となる収益の額および原価・費用・損失の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算されられているが（法人税法第22条第4項）、1996年頃から、適正な課税の実現という「税法固有の観点」<sup>9</sup>から、必要に応じ会社法・企業会計とは異なった取扱いをすることが強調されている（武田 2008, 32）。

しかし、中小企業の場合、会計行為に多くのコストを負担することができないため、税法を尊重した計算書類の作成が合理的であるとされる（河崎・万代 2012, 7）。「中小企業の会計に関する研究会」が2002年にとりまとめた『中小企業の会計に関する報告書』では、確定決算主義の効果として、次の2点を挙げている。

- ① 課税当局にとっては、課税所得が不当に減少する事態を防ぐことができること
- ② 中小企業にとっては、作成する計算書類が1つで済むこと

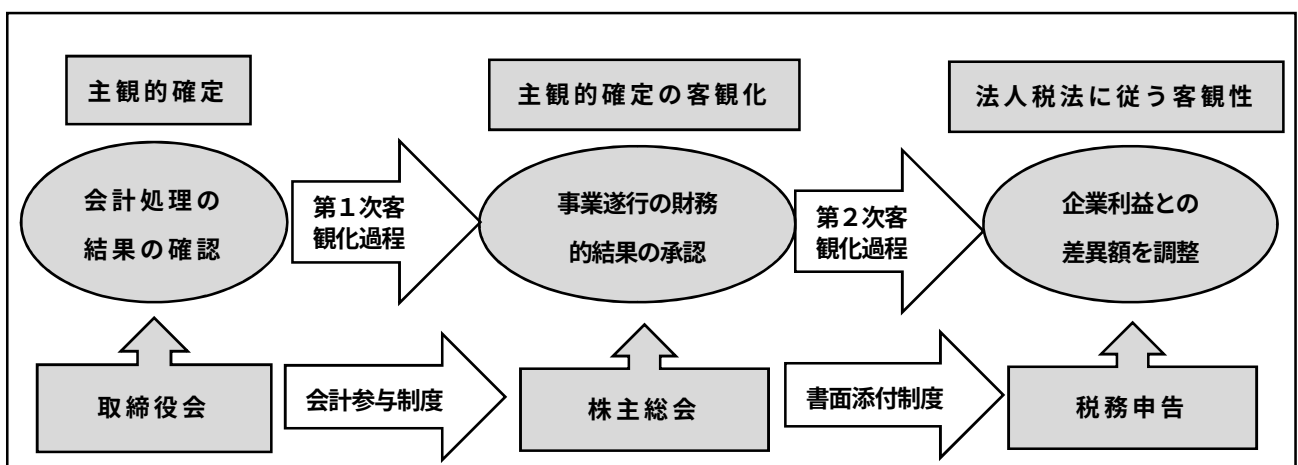
このように、中小企業を規制する制度会計は、会社法会計と税務会計で、両者を結びつけているのが確定決算主義であり、確定決算主義は、中小企業会計の基本となるもので、わが国の文化的制度としての意義を有しているとされる（河崎 2016b, 11）。

## 5.2 確定決算主義の意義

会計上の諸問題のうち期間損益事項には、会社の意思決定にかかる主観的な諸問題が多数占めており、その意味で、会計処理にかかる結果の「主観的確定」とその「主観的確定の客観化」、そして「法人税法に従う客観性」という手順が必要となる。図表 8-4 は、この手順を図示したものである。

株式会社では、機構上、会計処理の結果の確認は自ら（取締役会）まず行い（結果の主

図表 8-4 確定決算主義による計算書類客観化の過程



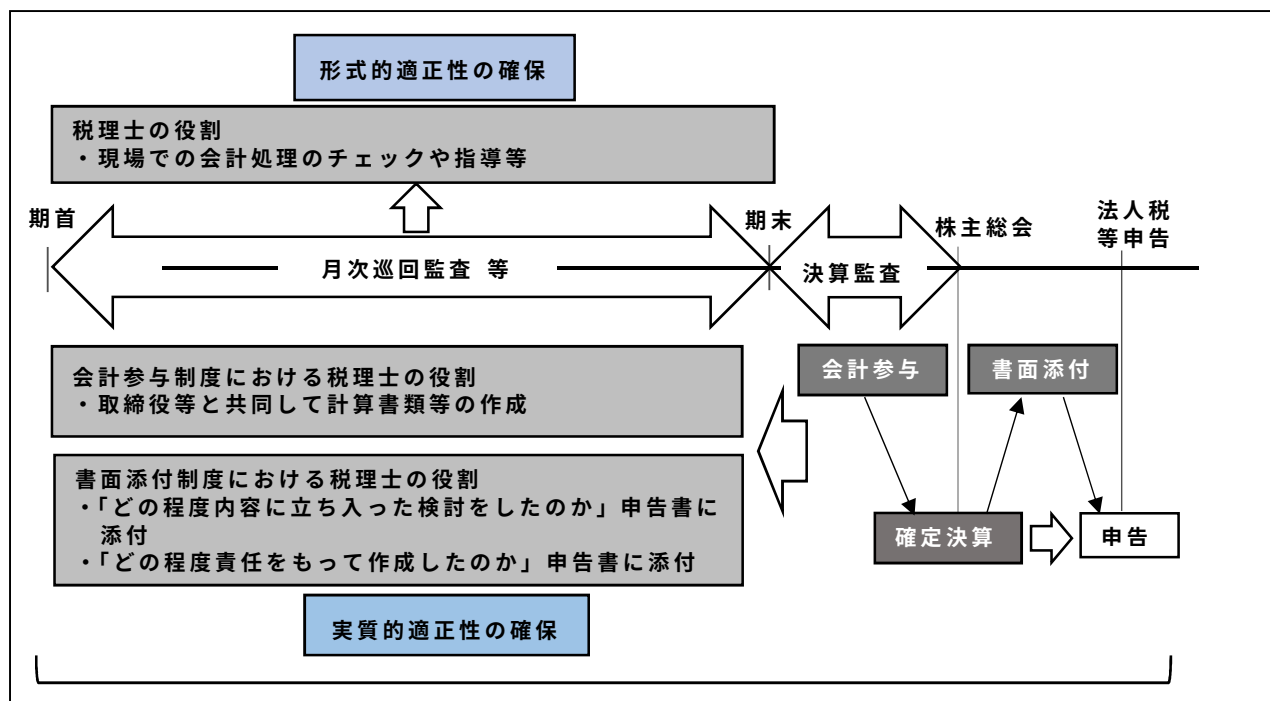
出所：武田 2003, 87；武田 2008, 29 をもとに筆者作成。

観的確定), 続いて, 自己(経営者)の行った事業遂行の財務的結果の承認につき, 自らを含む関係者(株主総会)で合意するという手順(主観的確定の客観化)が法定の手続きとして必要になる(第1次客観化過程; 武田 2003, 87)。

次に, 法人税法が求める特別規定(企業会計とは異なる会計処理法)に従い, その差異額を調整(申告調整)することを命ずることにより「法人税法に従う客観性」が求められる(第2次客観化過程; 武田 2008, 29)。

そして, この第1次客観化過程において重要な役割を果たすのが「会計参与制度」であり, 第2次客観化過程において重要な役割を果たすのが「書面添付制度」であると考えられる(坂本 2011, 460)。すなわち, 税理士が関わる「会計参与制度」および「書面添付制度」は, 「確定決算主義」という要請を通じて, 会計専門家と税務専門家の両面から決算書を監査する機会を与え, その結果, 決算書の質的向上が図られるのである。図表 8-5 は, これらの関係を時系列で示したものである。

図表 8-5 決算書の質的向上を図るための税理士の役割



出所：武田 2008, 185-186 をもとに筆者作成。

## 6 むすび

本章の目的は, 税理士が中小企業金融において決算書の信頼性を高めるために果たすべき役割を明らかにすることにあった。本章での議論は, 次のように要約できる。

- ① 会社法では, 記帳要件として「適時性」と「正確性」が求められている。中小企業がこの記帳要件を満たす手段としては, 税理士が, 毎月, 関与先を訪問し, その会計

処理の実施状況を現場でチェックし、不備があれば是正し、指導する「月次巡回監査」が考えられる。税理士が関与先を訪問し、現場において目で証憑と会計帳簿を吟味・追及することにより、記帳および決算書の信頼性が高められる。

- ② 「会計参与制度」は、税理士が、取締役と共同して計算書類等を作成する制度であり、中小企業にとって会計参与制度は、税理士が「会計専門家」として関与し、「記帳の重要性」を認識させ、「中小企業向け会計基準」を拠り所にして決算書を作成させるという意義がある。しかし、税理士による会計参与の就任割合は、7.2%（2010年調査）と決して高いとは言えない。その理由としては、一方で計算書類の「作成者」であり、他方でその正確性を保証する「監査人」であるという「二重の義務負担者」として、外部監査人より重い義務を負わされていることが挙げられる。
- ③ 「書面添付制度」は、税理士が「計算・整理事項」、「相談に応じた事項」、「審査した事項」を記載した書面を申告書に添付して提出した場合に、税務調査の通知前に、「意見聴取」の機会を与えられ、意見聴取の結果、実地調査の必要性がないと認められた場合には、調査が省略されるという制度である。当該書面には、税理士が「どの程度内容に立ち入った検討をしたのか」、「どの程度の責任をもって作成したのか」を記載するため、税理士が税務書類の作成にあたり、外部監査人としての「検証行為」を実施したことを物語るものであり、ある意味では「監査と同類の性格」ということができる。しかし、税理士による書面添付割合は、8.1%（2013年度調査）と会計参与制度と同様、利用状況は芳しくない。
- ④ 確定決算主義とは、定時株主総会で承認された計算書類に基づき法人税申告書を提出しなければならないという要請であり、中小企業にとっては、作成する計算書類が1つで済むといった効果がある。税理士が関わる「会計参与制度」および「書面添付制度」は、「確定決算主義」という要請を通じて、会計専門家と税務専門家の両面から決算書を監査する機会を与え、その結果、決算書の質的向上が図られる。

以上、税理士が関わる4つの業務について検討してきたが、「月次巡回監査」については、手法は違えども既に多くの税理士が実施しており、「確定決算主義」の要請についても、法人税法上の規定であるため選択の余地はない。

これに対して、「会計参与制度」および「書面添付制度」の普及率は高いとは言えず、その原因としては、次の2つが考えられる。

- (1) 両制度を採用することが任意であること
- (2) 両制度には一定の重い責任が伴うこと

この2つの課題への対策としては、「インセンティブの付与施策の拡充」が必要であろう。中小会計指針や中小会計要領の普及率が高まった背景には、金融機関や保証機関による「金利や保証料の優遇」があったことは知られている。現在、両制度の適用に対して、直接的なインセンティブとなる施策があるかといえば、「会計参与制度」については積極的なものはなく、「書面添付制度」についても税務調査の省略といったインセンティブはあるものの、



その効果は高いとはいえない。したがって、両制度を普及させるに対策としては、関与先に対するインセンティブの付与、つまり「直接的な効果のある金融施策」をさらに拡充させる必要があると考える。こうした施策が拡充していくことによって、両制度に対する関与先からのニーズが高まり、税理士は、前述した2つの課題に対応すべく、月次巡回監査等を通じて、会計帳簿と決算書の信頼性を高めようとするはずである。そうして中小企業の決算書が信頼性を確保されたものになれば、結果として、それは自社の経営状況の把握に役立つものとなり、その企業の成長に資することになるだろう。

(注)

- 1 当該業務については、他にも「月次監査」や「月次税務監査」といった名称で呼ぶ場合もあるが、本章では、「月次巡回監査」としている。
- 2 関与先（中小企業の経営者あるいはその従業員）自らが会計帳簿の作成することを一般的に「自計化」と呼ぶが、わが国においては、自計化をせず、税理士等へ、いわゆる「記帳の丸投げ」している中小企業も少なからずあるというのが現状である。なお、「ASEAN 各国における中小企業の会計基準に関する実態調査」においても、ASEAN 諸国では「中小企業経営者は、記帳や財務諸表の作成にインセンティブがほとんどないと認識している」とされており、「会計を正しく行うこと」をどのように認識させるかが課題であるとされている（河崎 2016a, 11-12）。
- 3 日本税務研究センターは、日本税理士会連合会と全国税理士共栄会が共同で設立した税に関する日本で最大のシンクタンクである。
- 4 会計参与設置会社については、「中小会計指針」の適用が推奨されているが、それは、中小企業とはいえ、それなりの体制を整えている会社を前提としたものとなっており、会計参与設置会社ではない、その他の中小企業が適用しうるほどに負担軽減されたものとなっていない（佐藤 2012, 33）。
- 5 河崎（2016b, 6-10）によると、会社計算規則第3条に規定されている「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」のうち、「その他の企業会計の慣行」が適用されるのは、いわゆる中小企業であり、その具体的な内容が「中小会計指針」や「中小会計要領」とされる。
- 6 本章では取り上げないが、中小会計指針や中小会計要領に準拠した特別目的の財務諸表に対する任意監査の枠組み（浦崎 2015, 3-19）については、次の報告書が詳しい。浦崎直浩部会長『特定目的の財務諸表に対す保証業務に関する研究 ―中間報告―』日本監査研究学会課題別研究部会。
- 7 税務会計が「企業会計による処理基準へ準拠すべき（納税者の税務会計）」か「所得計算目的のもので企業会計とは別のもの（徴税者の税務会計）」と考えるかについて、当初は、完全な徴税者の税務会計としてスタートし、減価償却問題を引き金として納税者の税務会計への扉が開かれ、「シャープ税制勧告」を経て、昭和40年代の初めに至って納税者の税務会計が完成するという歴史的経過を歩んできたが、平成10年以降、再び徴税

者的税務会計の支配する現実が復活してきたとされる（神森 2014, 222-223）。

- 8 逆基準性の問題を生み出した原因としては、企業会計基準の整備が遅々として進まなかったことが挙げられるが、むしろ、損金経理要件に対して矛先が向けられることが多かったとされる（坂本 2010, 118）。
- 9 品川（2013, 136-138）によると、中小会計要領の制定等によって国際会計基準と遮断したボリュームゾーンの会計分野が確立されようとしており、他方、「税法固有」の論理については租税政策的にもそれ程の合理性が有るわけではないため、現段階では、企業会計と税法との関係を改めて検討するチャンスであり、そのためには、確定決算主義が再構築されるべきとしている。

#### 【参考文献】

- 浦崎直浩．2015．「特定目的の財務諸表に対す保証業務に関する研究の視座」浦崎直浩部会長『特定目的の財務諸表に対す保証業務に関する研究 一中間報告一』日本監査研究学会課題別研究部会．
- 金子宏．2015．『租税法（第 20 版）』弘文堂．
- 梶田龍三．2015．「英米における受託責任（会計責任）概念の歴史と諸相」『受託責任（会計責任）概念の歴史』日本会計史学会 寄附スタディ・グループ中間報告書：31-48．
- 神森智．2014．「徴税者的税務会計と納税者的税務会計—わが国における歴史の変遷—」『松山大学論集』第 26 巻第 5 号：205-230．
- 河崎照行．1997．『情報会計システム論』中央経済社．
- 河崎照行．2013．「「中小企業の会計」と計算書類の信頼性保証」『税経通信』第 68 巻第 1 号：35-42．
- 河崎照行．2016a．「ASEAN における中小企業会計の制度と実態」『會計』第 190 巻第 1 号：1-15．
- 河崎照行．2016b．『最新中小企業会計論』中央経済社（刊行予定）．
- 河崎照行・万代勝信編著．2012．『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社．
- 国税庁．「書面添付制度について（33 条の 2 の書面及び 35 条の意見聴取）」ホームページ（<https://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/kentokai/02.htm>）．
- 財務省．2014．「平成 25 年事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」（[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/policy\\_evaluation/nta/fy2013/evaluation/2610ntahyokazentai.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2013/evaluation/2610ntahyokazentai.pdf)）
- 坂本雅士．2010．「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」『企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応』日本租税研究協会：108-119．
- 坂本孝司．2011．『会計制度の解明—ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社．
- 佐藤信彦．2012．「中小企業会計基本要領と中小指針との異同点とその関係」『税研』第 163 号：33-38．
- 品川芳宣．2013『中小企業の会計と税務 一中小会計要領の制定の背景と運用方法一』大蔵財

務協会。

武田隆二編著．2003．『中小会社の会計 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社．

武田隆二．2005a．「「計算書類の信頼性」の担保と新書面添付制度 一会計参与の役割期待（その4）」『TKC』第393号：4-11．

武田隆二．2005b．「会計参与問題の総括・展望 一会計参与の役割期待（その6）」『TKC』第395号：4-8．

武田隆二．2008．『最新財務諸表論（第11版）』中央経済社．

中小企業の会計に関する研究会．2002．『中小企業の会計に関する報告書』．

中島茂幸．2012．『中小会社の計算書類と経理実務 「指針」と「基本要領」』税務経理協会．

日本税理士会連合会．2002．『書面添付制度の手引き』．

日本税理士会連合会．2006．『会計参与制度の手引き』．

日本税理士会連合会．2010．『税理士法人向け会計参与に関するアンケート 平成22年6月実施』．

法務省民事局参事官室．1984．『大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点』．

## 第9章 中小企業金融における決算書の信頼性 －日本における現状と課題の明確化－

加藤恵一郎（税理士，公認会計士）

### 1 はじめに

中小企業は，企業数の99.7%，雇用の約7割を占めている。中小企業は，多くの付加価値を生み出し，我が国の産業の基盤を支え，地域の消費や社会に貢献している。昨今の中小企業の状況は，経常利益は高水準，倒産件数は低水準と改善が見られるものの，経常利益は，人件費や原材料費等の低下で確保され，売上の増加に拠るものではない。設備投資はリーマン・ショック前の水準に届かず，人手不足も深刻である。

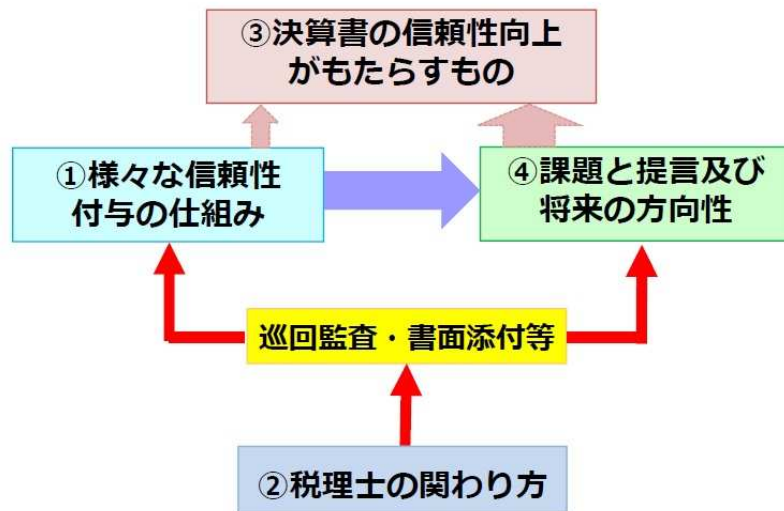
このような環境の中，中小企業が存亡をかけて戦うためには，自らが「戦いに勝つための力」を育んでいかなければならない。特に「財務経営力」「資金調達力」が重要なポイントとなるが，これらを向上させるには，経営者自らが「決算書」に表示されている自社の経営状況や資金繰りへの説明能力を高める必要があり，そのためには「会計」が重要な役割を担うことになる。

一方，作成された「決算書」が信頼できるものかどうかは，金融機関を始めとするステークホルダーにとって重要なポイントだが，現状において，中小企業の決算書の信頼性に対する評価は決して高いとは言えない。中小企業が作成する決算書は職業会計人（税理士・公認会計士）がその作成に関わる場合もあるが，会社が独自に作成する場合もあり，その信頼性には明らかに差があるにもかかわらず，決算書を見ただけではその区別が付かない。従って過去，金融機関は決算書を頼りに企業評価が行いにくいため，不動産担保や保証に頼らざるを得なかったし，決算書の作成を支援すべき職業会計人の意識も税務申告にのみに向いていたという状況もあろう。

上記を改善するためにはどうすべきか。ここでは，大企業とは異なる中小企業の「決算書信頼性を確保する手段」に焦点を当て，中小企業の決算書の信頼性確保に職業会計人がどのように関わっていくべきかを検討し，将来に向かって解決すべき課題をも含めて考察する。

具体的には，図表9-1に示すように，①中小企業における「様々な信頼性付与の仕組み」を概観し，②その中で職業会計人である税理士の「関わり方」を整理し，③「中小企業の決算書の信頼性が高まることによってもたらされるもの」を確認した後に④「課題と提言」を通じて現状の課題を明確にしたうえで，将来の方向性を模索したい。

図表9-1 概要



## 2 決算書の信頼性を支える総合的な枠組み

### 2.1 決算書の信頼性を支える項目の概要

図表9-2にあるように、現状においても、中小企業の決算書の信頼性を直接的、間接的に確保できる仕組みがいくつか存在する。

#### 2.1.1 法制度

法律に定めのある制度としては①会社法に規定される「会計参与<sup>1</sup>」、②税理士法に規定される「書面添付<sup>2</sup>」制度、③法人税法に規定される「確定決算主義<sup>3</sup>」、④電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（「電子帳簿保存法<sup>4</sup>」）がある。

#### 2.1.2 会計基準

⑤中小企業が利用可能な会計基準<sup>5</sup>としては、「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」がある。

#### 2.1.3 記帳適時性証明書

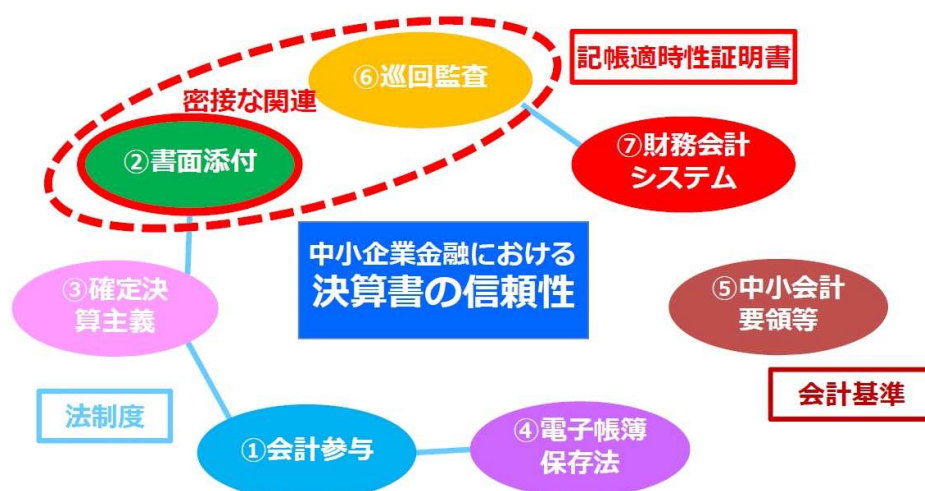
⑥会計データの精度を高め、決算書の信頼性向上に繋る業務を行うことを目的に、毎月「巡回監査<sup>6</sup>」を励行する税理士も少なからず存在する。さらに、月次巡回

監査を前提に⑦「財務会計システム」の中には、会計処理の遡及訂正を認めず、その効果として、月次データを預かるデータセンターが、会計データが適時処理されていることを証明する「記帳適時性証明<sup>7</sup>」を発行している例もある。

この中で、「直接」中小企業の決算書の信頼性を高める目的で法定された仕組みは「会計参与」のみである。

いくつかの仕組みがあるものの、これらが有機的に結びついて機能し、社会から認知されているとはいいがたい。一方、大変遺憾ながら、これらの仕組みのほとんどが採用されずに作成されている決算書も少なからず存在する。

図表9-2 決算書の信頼性を支える総合的な枠組み



以下に、それぞれの仕組みが決算書の信頼性向上にどのように寄与しているかについて確認する。

## 2.2 法制度

### 2.2.1 書面添付

税理士法第33条の2第1項（計算事項等を記載した書面の添付）に、「税理士又は税理士法人は、（中略）租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。」との規定がある。これは、税理士が税理士法第45条第1項の規定に従って、「相当注意義務<sup>8</sup>」の履行を果たし、税理士としての責任を明確にするための制度である。税理士が相当注意義務を履行するために「巡回監査」を行うという意味で、「巡回監査」と「書面添付」には密接な関連がある（図表9-2）。

また、書面添付の効果として計算書類の信頼性向上につながり、財務会計力の向

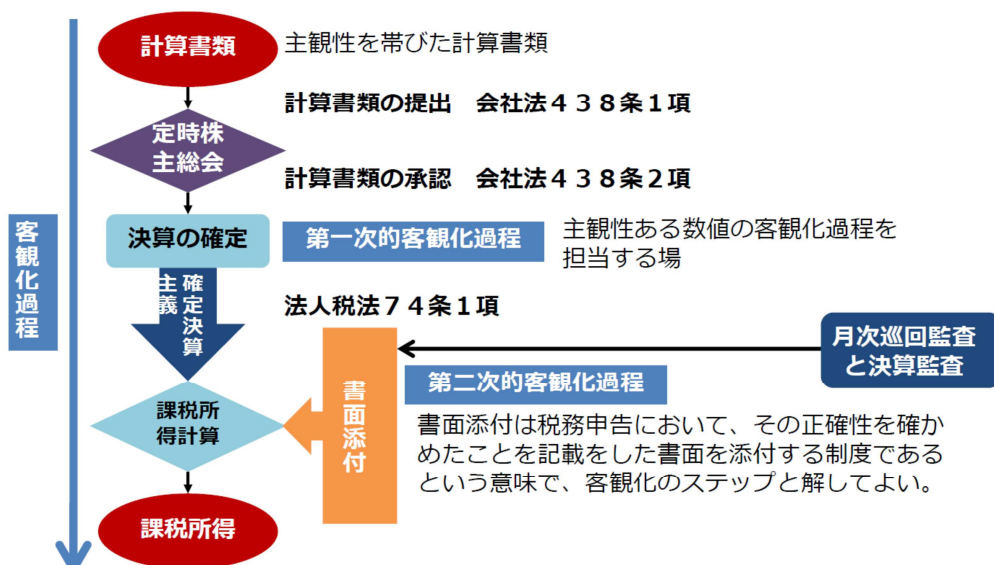
上により適正な決算・申告により、自社の正しい経営状況の把握ができ、よりの確な対応策などを打つことができる（日本税理士会連合会業務対策部 2015, 1）。

従って、書面添付制度は、巡回監査でチェックを受けて作成された申告書及びその前提条件である決算書の信頼性を高める効果を内包している。

## 2.2.2 確定決算主義

決算書は、会社法に規定のある株主総会による承認（第一次的客観化過程）、法人税法の規定に従う（二次的客観化過程）という2つの客観化過程を通じて信頼性が向上する。また、税理士法に規定のある書面添付制度は、客観化のひとつのステップと解して良いとされている（武田 2006a, 8）（図表9-3）。会計と税務の専門家である税理士が、書面添付による客観化プロセスを通じて、納税者と徴税者を媒介することにより、三者間の好循環を保つことができる（武田 2006a, 9）。そのような意味で、確定決算主義は税理士にとってきわめて重要な制度である。

図表9-3 確定決算主義



出所：武田2008, 29 武田2006a, 8-9より作図

## 2.2.3 会計参与

会計参与は2005年改正会社法において、中小会社の計算書類に対する社会的信頼性の確保を目的として創設された制度である。会計参与の業務は、職業会計人が会計の専門家の立場で記帳の品質を検証する業務が基本となる。従って、会計参与が会社法の責任を負う中で作成に関わった決算書は信頼性が高い。

## 2.2.4 電子帳簿保存法

電子帳簿保存法では、当初の記録をどのように訂正または削除したかの事実が電磁的に記録されるシステムの使用を条件に「真実性」の確保を求めている。同様に、すでに電子帳簿に記録された内容に対する訂正または削除においても、従前の記録が保持される必要がある。このように帳簿記録の真実性が確保された状態で作成された決算書は信頼性が高い。

## **2.3 会計基準**

### **2.3.1 中小企業の会計に関する指針**

「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小指針」という）は2005年8月に公表され、初の中小企業のための会計基準として期待された。しかし、中小指針は、その制定に「トップダウン・アプローチ」が採用されたため、上位に位置している「企業会計基準」が改正されるたびに頻繁な改訂を余儀なくされ<sup>9</sup>、中小企業にとっては高度な内容でもあり、利用が低迷していた(加藤 2012, 196-199)。

### **2.3.2 中小会計要領**

中小企業の会計に関して、過去の議論や中小企業の属性、さらに「中小指針」の利用数低迷や、もっと使いやすい会計基準を求める中小企業関係者の総意としての要請<sup>10</sup>が重く受け止められ、2012年2月に「ボトムアップ・アプローチ」を採用した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下中小会計要領）が公表された（河崎・万代2012, 13）。「中小会計要領」が公表されるまでの間、大多数の中小企業は決算書がどの会計基準に基づいて作成されているかを主張することができなかったが「中小会計要領」の公表は、どのような会計基準に基づいて決算書が作成されているかを、多くの中小企業が主張できるようになるという画期的な意味を持つ。

中小企業が中小指針、中小会計要領に準拠することで、会計処理が一定のルールに基づいてなされることになり、決算書の信頼性が向上する。

## **2.4 記帳適時性証明書**

### **2.4.1 巡回監査**

巡回監査とは、関与先企業等を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性（会計記録が法律に準拠しているか）、正確性（会計記録が事実を正確に表現しているか）及び適時性（記録や起票が適切な時期に行われている



か)を確保するため、会計事実の真実性(取引は真実か)、実在性(取引は実在するか)、網羅性(取引のすべてが漏れなく記録、起票されているか)を確かめ、かつ指導することと定義<sup>11</sup>されている。巡回監査では、取引記録の中小会計要領等への準拠や税法との整合性もチェックされるので、巡回監査を経て確定した仕訳データに基づいて作成された決算書は信頼性が高い。

#### 2.4.2 財務会計システム

財務会計システムによっては、「適時性」を確保すべきとの開発思想から、過去の仕訳及び過去の勘定科目残高に対する追加・修正・削除の処理を禁止している。また当該システムは、勘定科目の前期末残高が当期首残高に自動的に切り替わり、コンピュータの裏操作により期中及び期末の勘定科目残高が改ざんされることがない。従って、このようなシステムを数年にわたって利用継続している企業の決算書には、会計帳簿の裏付けと計算の正確性が確保されていると見なすことができる。

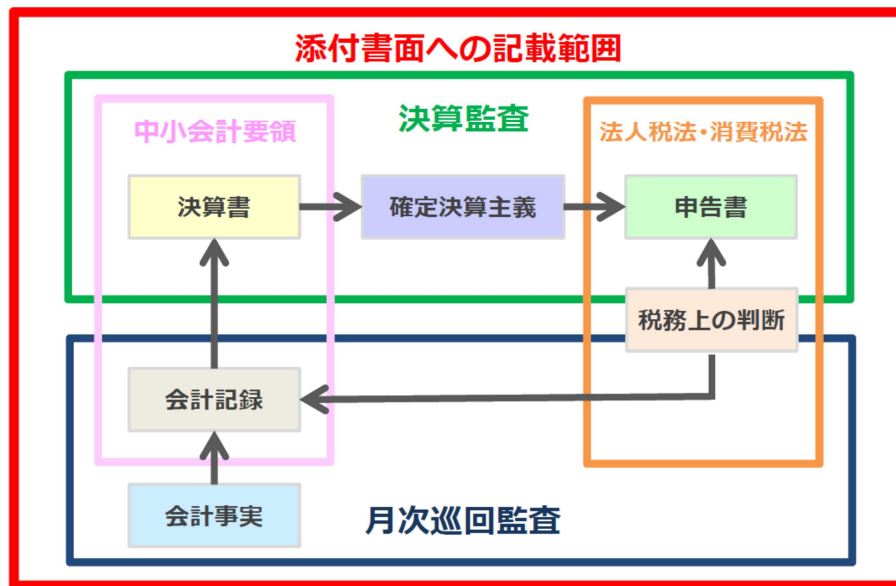
このことをシステム利用者である中小企業、毎月巡回監査を行っている税理士以外の第三者(具体的には税理士にシステムを提供し、データ処理、データ保存を受託している企業)が証明する仕組みも存在する(第7章4参照)。このような環境の中で作成された決算書の信頼性は高い。

#### 2.5 特に書面添付が決算書の信頼性付与に対して重要な理由

税理士法第1条により、税理士は「税務に関する専門家」と位置づけられている。また、税理士法第2条第2項において付随業務として「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」を行うことができる旨が規定されている。付随業務とされているのは、税理士の業務として「会計」に関するものは税務に関する業務ときわめて密接な関係がある反面、税務に関する業務が無償独占業務であるのに対し、会計に関する業務は税理士以外の者でも行いうる自由業務であるから、それらを区別するためと解されている<sup>12</sup>。

武田隆二教授は税理士の「税務と会計」に関する専門家としてのあり方を、税理士には「自ずから「税務に関する専門家」としてのコンプライアンスと「会計に関する専門家」としてのコンプライアンスとの二つの履行義務を課されている。」と表現されている(武田2007, 369)。

図表9-4 書面添付の全体像



税理士の業務の中で、会計に関連する業務がどのような位置づけになるか、またその中で「中小会計要領」等の会計基準がどのような関連を持つかについては図表9-4に示すとおりである。

図は税理士法第33条の2第1項に規定のある添付書面への記載範囲を示したもので、図の下半分に「月次巡回監査」の枠、上半分に「決算監査」の枠、図の左側に「中小会計要領その他関係法令」の枠、右側に「法人税法・消費税法」の枠がある。

「月次巡回監査」によって「会計事実」の「真実性」「実在性」「網羅性」が確保され「会計記録」の「適法性」「正確性」「適時性」が確かめられた上で「中小会計要領」等の会計基準や「税法」に準拠して「適時かつ正確に」記帳されていることが確かめられる。月次の「会計記録」を積み重ねて「中小会計要領」に準拠した表示を行うことによって「決算書」が作成される。さらに、作成された決算書は「確定決算主義」の「客観化過程」を経て「法人税法・消費税法」に基づいた「申告書」が作成される。「決算書」から「申告書」が作成されるまでの過程は「決算監査」でその内容の妥当性が検討される（加藤 2012, 201）。

この図からも明らかなように、税理士が税理士法第1条に規定される「納税義務の適正な実現」つまり「租税正義の実現」を図るためには、「確定決算主義」という枠組みの中、信頼性の高い決算書の作成が必要不可欠であり、税理士法上は付随業務となっているものの、税理士は当然に会計の専門家としての使命を担っていると解される。税理士法第33条の2第1項に規定のある添付書面への記載範囲が広く会計の領域にまで及んでいることが、そのことを端的に示している（加藤 2012, 201-202）。

税理士は、税理士法第1条に規定される「租税正義の実現」のために「相当注意義務」（税理士法第45条第2項）が課せられ、その履行には「巡回監査」が不可欠である。巡回監査の実施を国税当局等に表明する手段は制度上「書面添付」しかない。従

って、税理士は相当注意義務履行の証として書面添付に真摯に取り組むべきである。

### 3 税理士の関わり方と決算書の信頼性の程度

#### 3.1 信頼性の程度とは

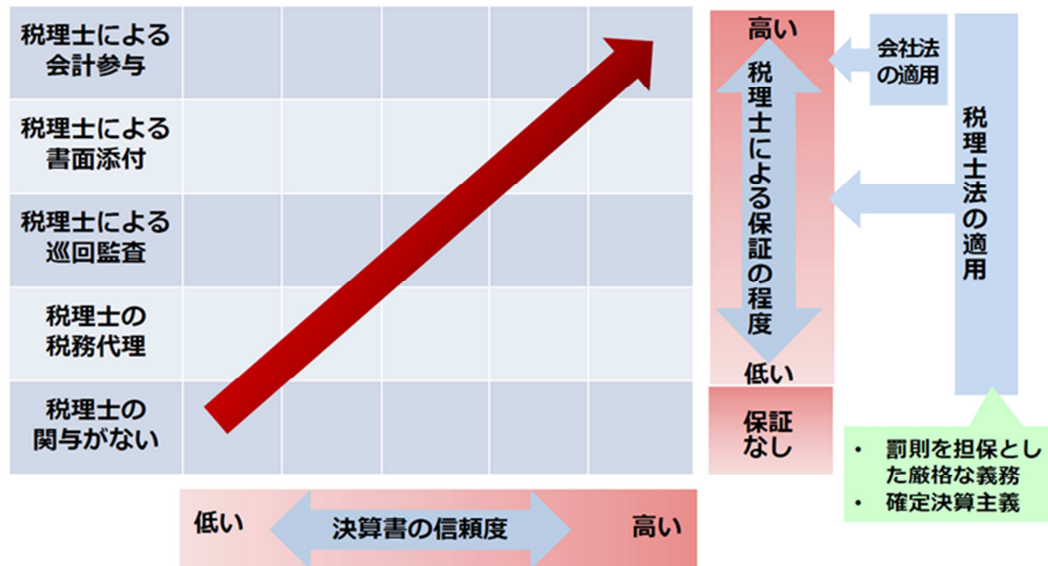
##### 3.1.1 税理士の決算書に対する関わり度の度合い

税理士の決算書に対する関わり度の度合いは

1. 税理士の通常の税務代理
2. 税理士による月次巡回監査が行われている税務代理
3. 税理士による書面添付が行われている税務代理
4. 税理士が会社法に規定のある会計参与に就任している場合

と区分され、順に関わりが深くなるにつれて、決算書の信頼性の程度が相対的に高まる。このことは、税理士による決算書の「保証」の程度も高まるという相関関係にある（坂本 2011a, 509-510）（図表9-5）。

図表9-5 税理士の関わり方と決算書の信頼性の程度



出所：坂本(2011a), 510の図表15-11を一部修正

##### 3.1.2 信頼性の程度と税理士法上の責任

税理士が税務代理を行うことで、決算書に一定の信頼性が付与される理由は、税理士法が税理士に罰則を担保とした厳格な義務を課している<sup>13</sup>と同時に、確定決算主

義によって「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法第431条），「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（法人税法第22条第4項），「複式簿記の原則」（法人税法施行規則第53条）に準拠した会計処理が求められることにある。（坂本2011a, 210-511）

## **4 決算書の信頼性向上がもたらすもの**

### **4.1 決算書の信頼性向上による効果**

決算書の信頼性が向上することによる中小企業の具体的なメリットは以下のとおりである。

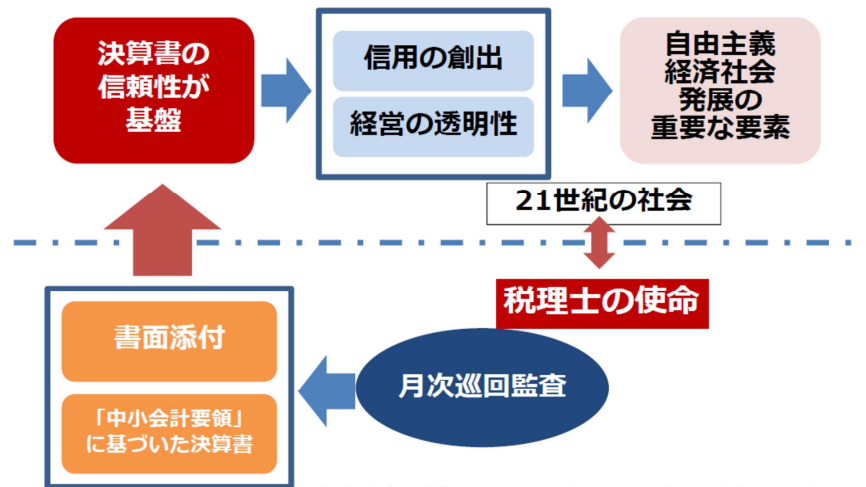
- ・ 経営者が自信を持って決算書を意思決定や資金調達に活用できる
- ・ 取引金融機関からの信頼が高まり，融資がスムーズに行われる
- ・ 金融機関等からの融資に伴う金利低減等の優遇を得られる
- ・ 税務署をはじめとする公的機関からの信頼が厚くなる
- ・ 債権者，得意先との関係が有利に展開する
- ・ 出資者や従業員に対する説明責任が果たしやすくなる

なお，今までの中小企業は，金融機関から融資を受ける場合，不動産等の担保や保証に頼った資金調達となりがちであった。しかし，自由な競争が約束された社会では，決算書の信頼性こそが「信用の創出」の前提となるべきである。

また，中小企業は大企業に比べ限定的であるとは言え，金融機関，債権者，取引先，従業員，行政機関等の利害関係者に囲まれて事業を営んでいる。「経営の透明性」を高め，これらの人々に企業のありのままの活動状況を理解していただく手段の一つとして，信頼性の高い決算書が必要不可欠である（加藤 2012, 208-209）。

図表9-6に示すとおり，決算書の信頼性の向上を担保するのは，「月次巡回監査」に裏打ちされた「書面添付」であり「中小会計要領」に基づいて作成された決算書である。

図表9-6 税理士の新たな使命



出所：坂本（2011c）の内容の一部から作図

## 4.2 税理士の新たな使命

日本税理士会連合会（2010）では、税理士法第1条の解説として「税務に関する専門家として、独立した公正な立場で、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を果たしていくことは、納税者との間に信頼関係を育成することになり、また、税理士に対する社会的評価をより高いものとする。」と表現されている。

「社会的評価が高まる」ということは、税理士が税理士法に規定される厳格な義務と責任のもと、税理士法第1条に規定される「租税正義の実現」に向けて使命を果たすことにより、納税者との間に信頼関係が構築され、社会からさらなる期待が寄せられることを意味する。そして税理士には、それら社会からの期待に応えるという、新たな「使命」が発生する。

社会から税理士に対して寄せられる新たな期待は

- ・ 会計の専門家
- ・ 中小企業の実情をよく知っている専門家
- ・ 中小企業の経営や資金繰りに詳しい専門家
- ・ 実行力のある専門家
- ・ 環境の変化に対応できる専門家

としての税理士であり、これらの期待に応えることが税理士の「使命」である（加藤2012, 206）。その中でも、「会計の専門家」としての税理士の役割が今後ますます重要になってくる。

中小企業の身近な相談相手としての税理士は、税務に関することのみならず、様々な内容に関わる可能性があるが、特に昨今の経済情勢を勘案すると、中小企業の

大きな悩みである「財務経営力」「資金調達力」の向上に、行政を始めとする社会全般から大きな期待が寄せられている（坂本 2012a, 33-37）。そして、その基盤となっているのは「決算書の信頼性」に他ならない。

## **5 課題と提言**

ここでは、中小企業の決算書の信頼性に関する諸外国の例を概観し、日本におけるあるべき方向性を考える。

### **5.1 アメリカにおける制度の概要**

#### **5.1.1 レビュー、コンピレーション、プリパレーション**

アメリカ公認会計士協会は、財務諸表の信頼性についての「保証」をアテステーション（Attestation）と呼んでいる。最高水準を「公認会計士の通常の監査」とし保証の程度が低いレビュー（Review）では「一般に公正妥当と認められた会計原則に照らして特に重要な修正が必要とは思われない」といった意見表明（消極的保証）が行われている。

コンピレーション（Compilation）という制度もあり、公認会計士が経営者の主張を財務諸表形式で表示するが「保証を提供するものではない」とされている。

また、プリパレーション（Preparation）は、監査、レビューまたはコンピレーション業務以外で会計事務所がクライアントの財務諸表を作成する制度である。

正規の監査以外にも簡便な方法で中小企業の決算書の信頼性を高めることが可能な方法がラインナップされている。

### **5.2 ドイツにおける制度の概要**

#### **5.2.1 ベシャイニグング**

ベシャイニグング（Bescheinigung）とは、ドイツ信用制度法の要請を受けて年度決算書の作成を行う税理士・経済監査士が職業原則、各種規範、税法規定などの遵守を裏付けとし、自己監査の禁止規定に抵触しないよう配慮を払いつつ、関与先が作成した帳簿および財産目録（または財産目録のみ）の正規性を評価する制度である（蓋然性評価を伴う年度決算書の作成）（坂本 2011b, 19-20）。

#### **5.2.2 特に注目すべき点**

ベシャイニグングにおいて特に注目すべき点は、

- ・「税理士の独立性」等の職業規則の遵守が前提になっていること。
- ・決算書の作成を行っている税理士が、同時に決算書の外部検査を行っていること。
- ・目的が、税理士の「責任の限定」と「金融機関への提出」にあること。

である（坂本 2011b, 20）。

「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」は税理士ないし経済監査士が年度決算書の作成を行うことが前提であるが、公認会計士が財務諸表の作成プロセスに関わっていないことを前提とする米国の保証制度におけるレビューとはその点において異なる。反面、その検査行為を通じて分析的手続きと質問を行うという点で類似性がある（坂本 2012, 124）。

### 5.3 日本における決算書保証制度導入の過程

アメリカ型証券市場立ち上げのため、日本の監査制度はアメリカにおける監査制度のうち大会社指向のものだけが定着した。

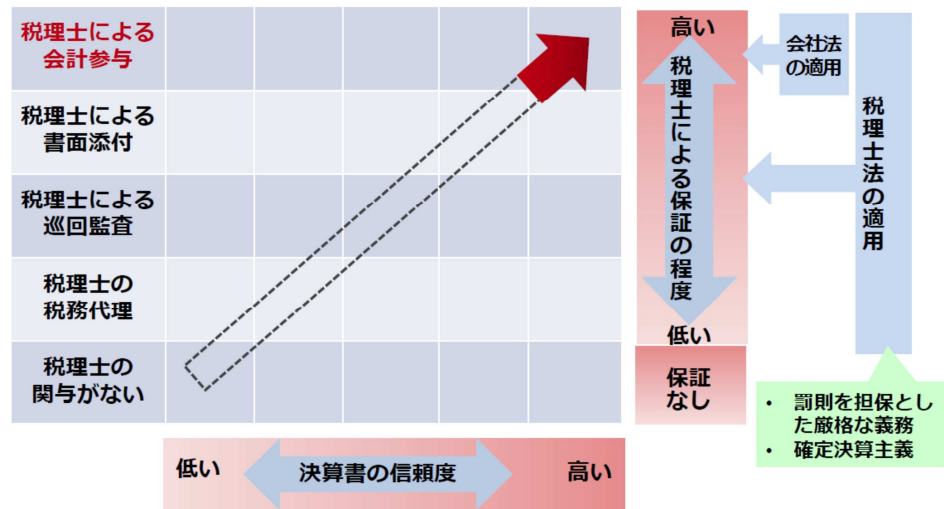
この点で、米国のように積極的保証から消極的保証を経て、無保証の意見陳述に至るまで保証の内容がグラデーションをなして「保証の連続体」を構成しているという認識に直結しなかった。従って、最も精度の高い財務諸表監査だけが監査であるという認識が定着し、これが、会計基準のシングル・スタンダード論にもつながっていた（武田 2003, 35）。

### 5.4 決算書の信頼性と社会一般の認識

税理士が関わっている決算書の信頼性を高める効果があると認められる様々な事柄が存在するにもかかわらず、決算書の信頼性を高めることを目的とした「制度」としての「保証の連続体」が形成されておらず、欠落している部分があるという意味で、いわば「グラデーション・ギャップ」が生じている。

唯一、会社法に規定される会計参与が中小企業の決算書の信頼性を向上させる制度として確立されているが（図表9-7）、会計参与制度だけでは、すべての中小企業をカバーできない。しかし、社会一般の認識は中小企業の決算書の信頼性を確保するための制度は会計参与のみであり、利用数の伸び悩みもあり、それが効果的に機能しているとは思われていないという問題がある。

図表9-7 税理士の関わりとグラデーション・ギャップ



出所：坂本(2011a)，510の図表15-11を一部修正

グラデーション・ギャップを埋めるべく，企業の属性に合った，適用可能かつ効果的な制度を構築すべきであり「保証の連続体」が機能して，はじめてそれぞれの制度が生きてくる。何か単一の制度でこの問題を解決するのではなく，いくつかの制度の組み合わせでグラデーションを形成すべきである。

## 5.5 日本における決算書保証業務の行方

会社法において，非公開会社（株式の譲渡制限がある会社）かつ中小会社（資本金5億円未満かつ負債200億円未満の会社）の機関設計のパターンは21種類ある（図表9-8）。これを見る限り社会一般の認識は，中小企業の決算書の信頼性を確保するためには，会計参与や会計監査人が関わっていないと考えるだろう。つまり税理士は，会計参与として取締役と同様の会社法上の責任を負って，はじめて決算書の信頼性を担保するための担い手として機能するとの印象を与える。

図表9-8 会社法における機関設計のパターン



非公開会社かつ中小会社の機関設計のパターンは21種類ある

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 1.取締役のみ                   | 12.取締役+監査役+会計監査人        |
| 2.取締役+会計参与                | 13.取締役+監査役+会計参与+会計監査人   |
| 3.取締役+監査役                 | 14.取締役会+監査役+会計監査人       |
| 4.取締役+監査役(会計監査に限定)        | 15.取締役会+監査役+会計参与+会計監査人  |
| 5.取締役+監査役+会計参与            | 16.取締役会+監査役会            |
| 6.取締役+監査役(会計監査に限定)+会計参与   | 17.取締役会+監査役会+会計参与       |
| 7.取締役会+会計参与               | 18.取締役会+監査役会+会計監査人      |
| 8.取締役会+監査役                | 19.取締役会+監査役会+会計参与+会計監査人 |
| 9.取締役会+監査役(会計監査に限定)       | 20.取締役会+三委員会+会計監査人      |
| 10.取締役会+監査役+会計参与          | 21.取締役会+三委員会+会計参与+会計監査人 |
| 11.取締役会+監査役(会計監査に限定)+会計参与 |                         |

しかし、税理士は税理士法によって、「真性の事実を追求し正しい決算書を作成した上で正しい申告を行う」という罰則を担保とした厳格な義務が課されている。この仕組みをアレンジし、グラデーション・ギャップの弊害が増長しないうちに、バランスの取れたラインナップにすべきである。

また現在、会計参与制度の利用は低調であるが、「保証の連続体」の重要な構成要素となり得る当制度の社会的役割を高めるための啓蒙活動と利用の促進が必要である。また、「保証の連続体」の構成要素として、「中小企業監査制度」の再検討(河崎 2016, 34)も重要なテーマである。

さらに税理士は、税理士法の中で決算書の信頼性にも責任を負い、保証業務を担う能力があることを示すためにも、書面添付の件数を増やし、また金融機関にもアピールし続けるべきである。

中小企業の決算書にも何らかの形で信頼性が付与されるべきであり、社会に認識され定着させるためには法律等の制度的裏付けが必要である。研究者、実務家(日税連・会計士協会)が一体となり、業際問題を乗り越えて日本の中小企業のために、あるべき制度設計を提案すべきであると考えます。

## 5.6 担い手としての税理士の「独立性」

税理士法第1条には「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあり、税理士の独立性が規定されている。この独立性の概念は「税理士の立場は、納税者に従属した権利擁護ではなく、納税者に対して正すべきものは正すとともに、過大に義務を負わないという見地から、納税者の権利を守り、その利益を正しく擁護するものであることを意味している。」とされている(日本税理士会連合会 2015, 55)。つまり、納税者からも税務当局からも独立していることが求められている。

一方、公認会計士法施行令第7条第1項第6号では「税理士業務により継続的な報酬を受けている場合は著しい利害関係がある。」と定められているが、税

理士法上の規定との整合性は議論されていない。「税理士は、税務申告代理業務や申告書作成業務あるいは相談業務において依頼者から独立していることはない」（藤沼 2013, 133）というのが公認会計士側の見解であり、見方によっては「税理士の独立性を否定する論理を内包している。」（飯塚 1977, 2）。

「集団としての自己規律の厳しさ（その裏には誇り）を持っているという事実関係が、社会的評価の相違を生んでいるのではないか」（飯塚 1977, 2）という考えもあり、税理士側はこの問題に関する会則や規律規則を充実していくべきであると考ええる。世界の中で、プロフェッションとして社会から信頼を得ている会計専門職は「独立性」に関する規則を整備し遵守することを重要視している。税理士が決算書の信頼性を確保するラインナップの一翼を担う者として名乗りを上げるのであれば、税理士の独立性を始めとする職業倫理に関するガイドライン（行動基準書）を業界としてしっかり整備する必要がある。

## 6 むすび

中小企業の決算書の信頼性は低いのが当たり前で、それはある程度仕方がないのであるとのあきらめムードさえある。しかし、今後の経済社会の変遷を考えると、不動産担保や保証に頼るのではなく、中小企業といえども相対的に信頼性の高い決算書を公表できる条件を整えることは必要不可欠である。

しかし我が国では、中小企業の決算書の信頼性を直接的あるいは間接的に高めているであろう事象は散見されるものの、その制度としての仕組みは「会計参与制度」を除いて確立されていない。

日本の中小企業が世界に伍して戦っていくためにも、早急にその道筋を整えることが必要だと考える。職業会計人である税理士がその担い手として機能することを願ってやまない。

### （注）

- <sup>1</sup> 詳細は「第 8 章 3 会計参与制度」参照。
- <sup>2</sup> 詳細は「第 8 章 4 書面添付制度」参照。
- <sup>3</sup> 詳細は「第 8 章 5 確定決算主義」参照。
- <sup>4</sup> 詳細は「第 7 章 3 会計システムと電子帳簿保存法が抱える課題」参照。
- <sup>5</sup> 詳細は「第 6 章 2 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」としての中小会計要領」参照。
- <sup>6</sup> 巡回監査の定義は 2. 4. 1 を参照。
- <sup>7</sup> 詳細は「第 7 章 4 中小企業金融の要請に応える会計システムの具備すべき機能」参照。
- <sup>8</sup> 「相当注意義務」とは、相当の注意のもと、真正な事実による業務の遂行が求められることを言う。「相当注意義務違反」とは税理士が職業専門家としての知識経験に基づき、通常その結果を予見しうるにもかかわらず、予見し得なかったことを言う。
- <sup>9</sup> 2005 年 8 月に公表されてから 2011 年までの間に 6 回の改訂が行われた。
- <sup>10</sup> 2010 年 6 月に日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店

街振興組合連合会，中小企業家同友会全国協議会，社団法人中小企業診断協会，社団法人日本販売士協会の7団体の総意で「中小企業の実態に即した会計基準の策定に関する意見書」が作成された。その内容は「コンバージェンスの進展により，中小企業の実態に合わない会計基準を遵守することは，コストのみが増大し，円滑な事業推進，企業成長に悪影響を及ぼすことになる。」こと，「中小指針は一定水準を保つことが必要であるが，中小企業には難しく，中小企業の実務慣行と乖離しており，中小指針を使いたくても使えないため，新たに別の基準を作るべき。」であること，さらに「税法を考慮した会計が必要。中小企業は税務を中心としている実態がある。」といったものであった。

<sup>11</sup> TKC 会計人の行動基準書 3-2-1。

<sup>12</sup> 日本税理士会連合会（2015，73）では「確認的規定」と表現されている。

<sup>13</sup> 税理士法第 45 条第 1 項または第 2 項に違反した場合には 1 年以内の税理士業務の停止または禁止の処分を受ける。

### 【参考文献】

飯塚毅．1977．「職業会計人の独立性」『TKC』第 55 号，1977 年 7 月．

加藤恵一郎．2012．「第 10 章 中小企業と会計」大武健一郎編著『中小企業金融と税理士の新たな役割』中央経済社．

河崎照行・万代勝信編著．2012．『詳解中小会社の会計要領』中央経済社．

河崎照行．2016．「最新・中小企業会計論-計算書類の信頼性保証-」『TKC』第 516 号，2016 年 1 月．

坂本孝司．2008．『会計で会社を強くする』TKC 出版．

坂本孝司．2011a．『会計制度の解明－ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社．

坂本孝司．2011b．「ドイツ金融制度における税理士の決算書保証業務」『TKC』第 463 号，2011 年 8 月．

坂本孝司．2011c．「特別講演を受けて（やるしかない。今しかない。）」『TKC』第 464 号，2011 年 9 月．

坂本孝司．2012a．「第 2 章 中小企業政策の動向」大武健一郎編著『中小企業金融と税理士の新たな役割』中央経済社．

坂本孝司．2012b．『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』中央経済社．

武田隆二．2003．『中小会社の会計-中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社．

武田隆二．2006a．「米国型文化モデルという名の国際モデル-会計文化論の在り方（その 2）」『TKC』第 397 号，2006 年 2 月．

武田隆二編著．2006b．『中小会社の会計指針』中央経済社．

武田隆二．2007．『現代社会における倫理・教育・コンプライアンス』税務経理協会．

武田隆二．2008．『最新財務諸表論第 11 版』中央経済社．

日本税理士会連合会編．2010．『税理士法逐条解説第 6 版』．

日本税理士会連合会編，坂田純一著．2015．『新版実践税理士法』中央経済社．

日本税理士会連合会業務対策部．2015．『書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好で

---

はない記載事例集』。

藤沼亜起編著．2013．『会計プロフェッションの職業倫理』同文館出版．

## 第10章 経営改善計画

原田 伸宏（税理士・公認会計士）

### 1 はじめに

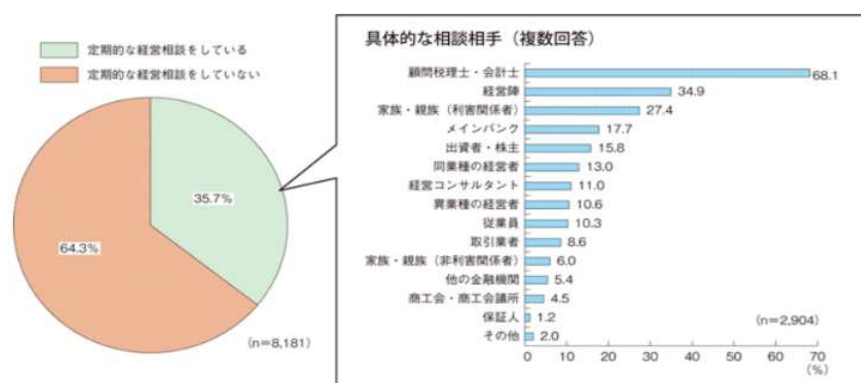
本章では、中小企業経営者にとって経営改善計画の策定とその活用がどのような効果をもち、そして中小企業の会計に関する基本要領に準拠した会計の実践との相乗効果により、中小企業の業績管理に有機的に貢献しているのかを考察する。

### 2 中小企業経営者の経営課題と相談相手

中小企業経営者は、常日頃どのような経営課題に悩み、そしてどこへその相談を持ち込んでいるのだろうか。

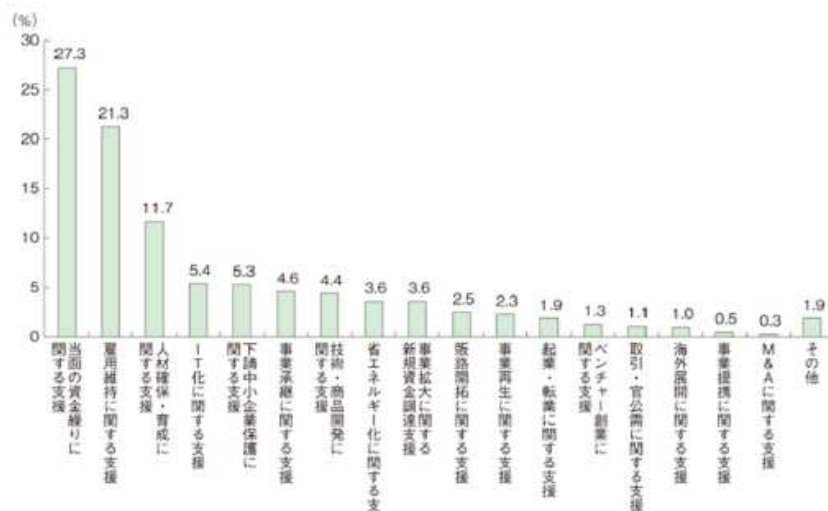
はじめに中小企業の経営相談の状況について見ると、中小企業経営者の3割強が、定期的な経営相談をしていると回答しており、そしてその具体的な相談相手は、約7割が「顧問税理士・会計士」となっている（図表10-1）。また、中小企業庁が2010年11月に企業30,675社を対象に実施したアンケート調査によれば、中小企業経営者の経営課題として当面の資金繰り支援についてのニーズが極めて高いことがうかがえる（図表10-2）。日頃から接点の多い身近な存在の顧問の税理士や公認会計士などの職業会計人に対して、税務会計分野だけではなく資金繰り改善支援についての役割、すなわち金融と経営支援の担い手としての役割が問われているといえよう。

図表 10-1 中小企業経営者の経営相談の状況



出所：中小企業庁,(2012),第 3-2-3 図

図表 10-2 今までに効果があった中小企業支援施策



出所：中小企業庁,2011,第 2-2-20 図

### 3 中小企業の「会計の活用」と「中小企業金融」とのかかわり

中小企業における「会計の活用」と「中小企業金融」とのかかわりの全体像を示したものが図表 10-3 である。会計データは適時・適切な記帳を基礎的条件として各業務管理データとして生成され、販売管理・購買管理・在庫管理等々の各業務管理データとして利用される。またマネジメントサイクルと相まって会計が活用されることで業績管理に資するとともに、中小企業経営者自らの金融機関等への業績説明能力の向上による資金調達力の強化が期待される。

税理士等の外部の会計専門家の月次関与を基礎として、日々の会計データに一定のたしからしさが付与されることで、年度決算書の利用価値のみならず月次決算書や各業務管理データの品質とこれらに基づく業務管理、業績管理を一定の品質に保つことが可能となる。その結果としてモニタリング等のように、年度よりも細やかなサイクルにおける業績管理の場面で活用される会計データの利用価値を担保しうることとなる。

中小企業における経営改善計画策定支援の場面においても、中小企業内部に月次サイクルでの業績検討に資する会計管理データがあることは重要なポイントとなり、また経営者自らの会計の活用スキルや決算説明能力の向上が問われる。物的担保や個人保証に依存しない金融の仕組みが前向きに構築されつつある現在、中小企業の作成する決算書そのものの担保力ともいえるその利用価値や信頼性を付与する制度的な枠組みに、外部専門家とともに準拠していくことが重要である。これら全体を支える基礎的条件が適時適切な中小企業自らの起票であり、会計データひとつひとつへの確認・承認行為である。

### 3.1 中小企業経営者による中小企業の会計に関する基本要領の活用

平成24年2月に公表された中小企業のための会計ルールである「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という）の総論1. 目的（2）には下記の記載がある。

本要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」1（以下「中小指針」という。）と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。

- ・ 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・ 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

財務担当役員はもちろんのこと、会計や財務の専門知識に精通した人材を確保することが難しい中小企業にとっては、経営者みずからが使いこなせる会計、中小企業経営者の身の丈に合った会計が公表されたことは極めて大きな効果がある。

また、中小会計要領Ⅰ総論8において「記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」として本要領の基礎的条件として適切な記帳が前提とされている。

経営者が経営改善計画を実現するために自社の経営状況を適切に把握し行動していくための、中小企業経営者の本要領の実務的な活用の場面を、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）で整理確認すると次のとおりとなる。

#### ① Plan（未来会計への展開と業績管理）

自社がこうありたいという姿や、借入金返済のための必要利益などの目標を会計数値で描き、これと現状から見た当期業績見込みとのギャップを確認したうえで、目標達成のための行動計画や追加策を策定していく。

また、中小会計要領が、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計を目的としているところの重要なポイントとしては、経営者が自社の業績を読めて、使えて、見通すことに加えて、金融機関を中心とした外部の利害関係者に自社業績を語る決算説明能力の向上が期待される。最新の業績と今後の見通しを経営者自らが会計を使いこなして語ることで、自社の将来の資金返済能力ひいては資金調達力の強化につながる事となる。



② D o（発生主義によるタイムリーな月次決算を実施する）

自社の月次決算書を、適時記帳によりタイムリーに、かつ中小企業経営者が経営状況の把握に役立つ確からしさを月次データにも具備した精度をもつよう発生主義により作成し、最新業績を把握する。

③ C h e c k（経営状況を最新の会計数値で読み取る）

売上高や利益率、固定費、経常利益などの会計数値の現状、そしてその趨勢や変化率の確認分析をするとともに、その原因について自らの経営の体感と月次業績とをすりあわせながら検討を行い経営状況を把握する。

④ A c t i o n（会計を経営に活用する）

業績改善のための打ち手を定め、これを実践しつつ期待成果とのギャップや因果関係について検討を重ね、仮説を立てながら再度挽回策を実践していくといった一連の経営改善に活用する。また、経営状況把握のために部門別管理を行う。

### 3.2 社内業務管理と会計の活用

社内の業務管理として、販売管理、購買管理、在庫管理の観点から会計の活用とのかかわりを確認する。この管理データは経営改善計画の策定において、現状に至る業績変化の原因分析や行動計画策定上の重要な論点把握、管理ロスなどの圧縮による固定費削減、モニタリングにおける精度の高い業績検討を行う上で極めて重要な基礎データとなる。

① 適切な記帳と業務管理

中小会計要領の基礎的条件として適切な記帳が前提とされていることは前述したが、この適時記帳は日常の業務管理面でも必須の前提条件となる。例えば商品を出荷する業務は、その時点での売上発生であり、その時点での売掛金という債権の発生であり、その時点での商品在庫の減少が記録されるべきものである。

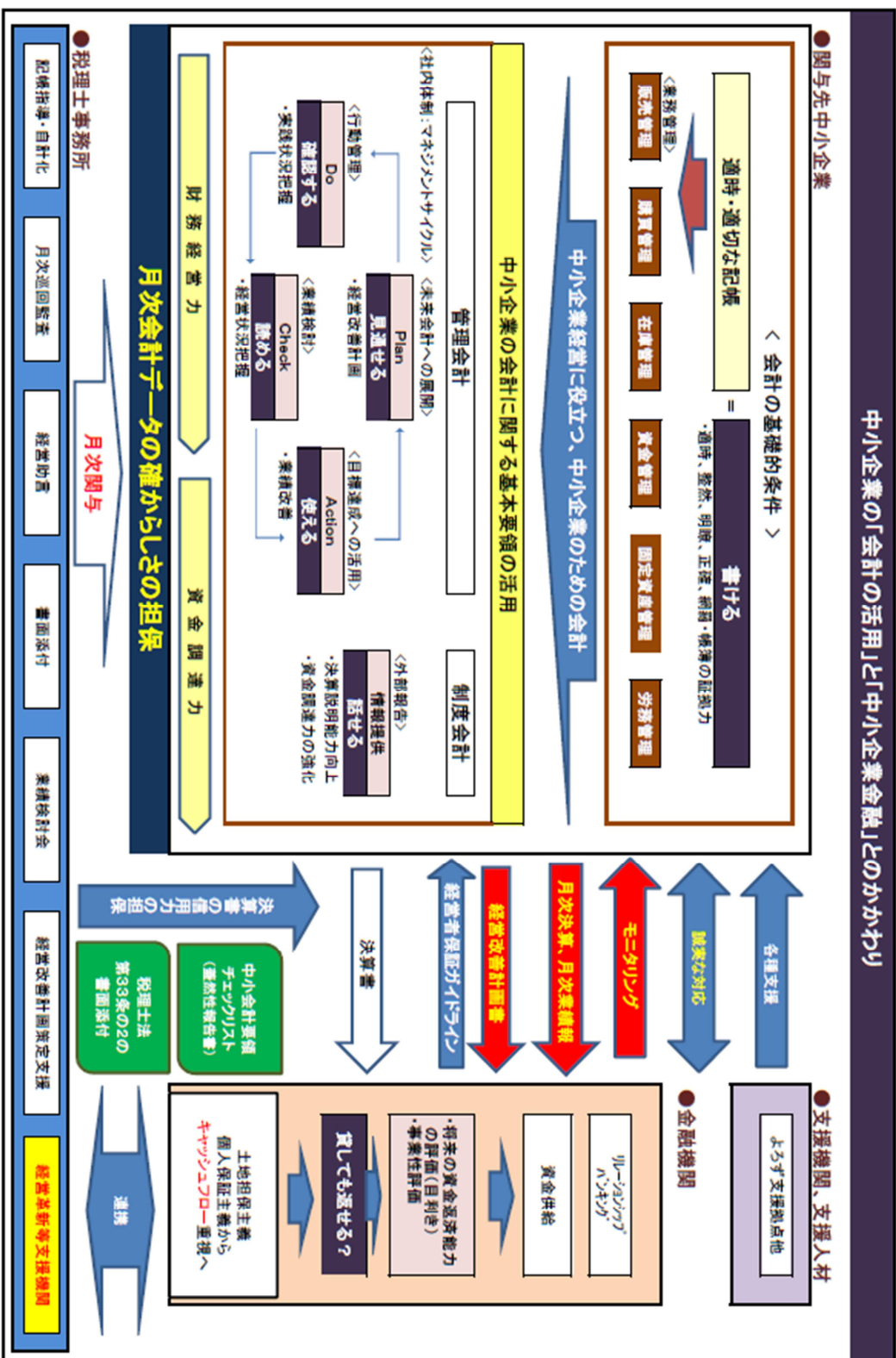
物の動きに着目した発生主義による会計処理であるからこそ、出荷時点で適切に売上計上が行われ、請求漏れが無いよう売掛金の発生記録が行われ、そして倉庫内在庫管理台帳に適切に払出記録が行われることとなる。現金主義会計では出荷時点では資金移動がないため会計伝票は起票されず、これらの管理台帳と整合をもつ誘因が生じない。

② 販売管理

発生主義による会計処理により、業績把握に資する月次決算書が作成しうることとなるが、加えて取引の認識が商品の動きと連動するため請求漏れを防止し、またどこにいくら売掛金があるかが常に把握できるため与信管理や内部統制に資することとなる。また、売掛金残高に対して支払条件をもとに今後の入金予定情報が把握でき資金繰り情報が得られる。入金されるべき金額である売掛金と入金額との消込みにより違算が都度把握でき、さらに回収予定をもとに滞留先に対する速やかな対応が可能となる。ともすると中小企業の業務管理が売上アップに意識がとられその後の回収管理がおろそかとなるケースもあるが、管理ロスをなくし与信や内部統制リスクを管理していくには、きわめて重要な機能である。



図表 10-3 中小企業の「会計の活用」と「中小企業金融」とのかかわり



●税理士事務所

記帳指導・自計化

月次巡回監査

経営助言

書面添付

業績検討会

経営改善計画策定支援

月次関与

月次会計データの確からしさの担保

決算書

経営者保証ガイドライン

月次決算、月次業績報

モニタリング

誠実な対応

各種支援

中小会計要領  
チェックリスト  
(断然性報告書)

税理士法  
第33条の2の  
書面添付

決算書の信用力の担保

連携

### ③ 購買管理

発生主義による会計処理により、業績把握に資する月次決算書が作成しうることとなるが、加えて取引の認識が商品の動きと連動するため納品処理や買掛金計上漏れを防止し、またどこにいくら買掛金があるかが常に把握できるため今後の支払予定情報が把握できる。支払われるべき金額である買掛金と仕入先からの請求書との消込みにより支払ミスや違算が都度把握できる。

### ④ 在庫管理

発生主義による会計処理により、在庫管理を行うことは会計から得られる経営判断情報の品質が格段に上がる。帳簿記録による月末在庫金額が把握できるため精度の高い粗利把握が可能となり、業績管理に資する月次決算書が作成しうることとなる。加えてどの商品がいくつあるかが管理できるため在庫の発注点管理が可能となり、また長期滞留在庫や棚卸差異が把握でき内部統制に資する。いつ、どこへ、なにを、いくつ販売したかが記録されるため、得意先別や商品別の営業戦略情報が得られる。購買情報としても、いつ、どこから、なにを、いくつ購入したかが記録されるため、仕入先別や商品別の購買情報が得られることとなる。

## 3.3 経営改善計画の活用と税理士のかかわり

### ① 決算書の信頼性

販売管理、購買管理、在庫管理などの業務管理のための会計や、目標達成のためのPDCAサイクルに用いる会計などは中小企業の内部管理の道具としての会計の役割といえる。これに対して、経営改善計画策支援という視点から中小企業の会計をとらえると、金融支援に関する金融機関とのかかわりにおけるPDCAサイクルの構図となる。

特に金融の与信判断基準の根源が、返済不能となった時の債権保全を根源とする土地担保主義・個人保証主義から、本来のあるべき姿といえるであろう将来の資金返済能力の評価にシフトする中でその有効性が輝きを持つ。

与信判断が、貸したら返せるかという金融機関の目利き、つまり経営改善計画に描かれる営業キャッシュフローを確保できるかどうかという、計画の実現可能性の判断に軸足が移る場合、その判断基礎として使われる決算書の利用価値と信頼性があらためて問われることとなる。決算書の利用価値とは、決算書に一定水準以上の品質が確保されているかどうかである。中小会計要領に準拠して決算書が作成されていることを準拠性とその品質判断として活用されることとなる。中小会計要領14. 注記及びその解説には下記記載がある。

#### 14. 注記

- (1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。
- (2) 本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。

その企業がどのような会計ルールを適用しているかという情報は、利害関係者にとってその企業の経営成績や財政状態を判断する上で重要な情報であり、(2)にあるように、本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載することが考えられます。この記載は、利害関係者に対して、決算書の信頼性を高める効果も期待されます。

#### ② 決算書の信頼性と税理士のかかわり

日本税理士会連合会では、中小企業の計算書類について、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認するための書類として、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」を作成し公表している（2012年3月作成・公表，2015年4月改正）。このチェックリストは、中小企業からの依頼に基づき、税理士等が中小企業の作成した計算書類について、中小会計要領への適用状況を確認した旨を示す書面である。つまり、決算書の信頼性を高める効果を期待している中小会計要領への準拠性を専門家の立場から示した書類であり、決算書の信頼性の判断を支えるしくみと言える。

また、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱う金融機関が数多く出現している。

（中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/kinyukikan.htm>）

#### ③ 経営者保証ガイドラインとのかかわり

経営者保証に関するガイドラインは、中小企業庁と金融庁の後押しで、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が事務局となり、経営者保証を提供せず融資を受ける際や保証債務の整理の際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として策定・公表されたガイドラインである。その内容の骨子の1つとして、経営者の個人保証について、法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないことが挙げられている

このガイドラインが適用となるのは、下記の条件を満たす者とされている。

- 1 主債務者が中小企業であること。
- 2 保証人が個人であり、主債務者である中小企業の経営者等であること。
- 3 主債務者である中小企業と保証人であるその経営者等が、弁済に誠実で、債権者の請求に応じて負債の状況を含む財産状況等を適切に開示していること。
- 4 主債務者と保証人が反社会勢力でなく、そのおそれもないこと。

より具体的に定めた「経営者保証ガイドライン対応」資格要件確認シート（東京信用保証協会）に基づき、税理士のかかわりを確認すると、本ガイドラインの充足条件として税理士等の外部専門家の活用が期待されている。

- ・ 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか、また法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないかどうかについて、役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制確立等に対し外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）の検証がなされていること
- ・ 適時適切に財務情報等が提供されているかどうかについて、財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」すべての項目について適用状況の確認を受けていること、会計参与設置社であること、税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成していること

## 4 経営改善計画

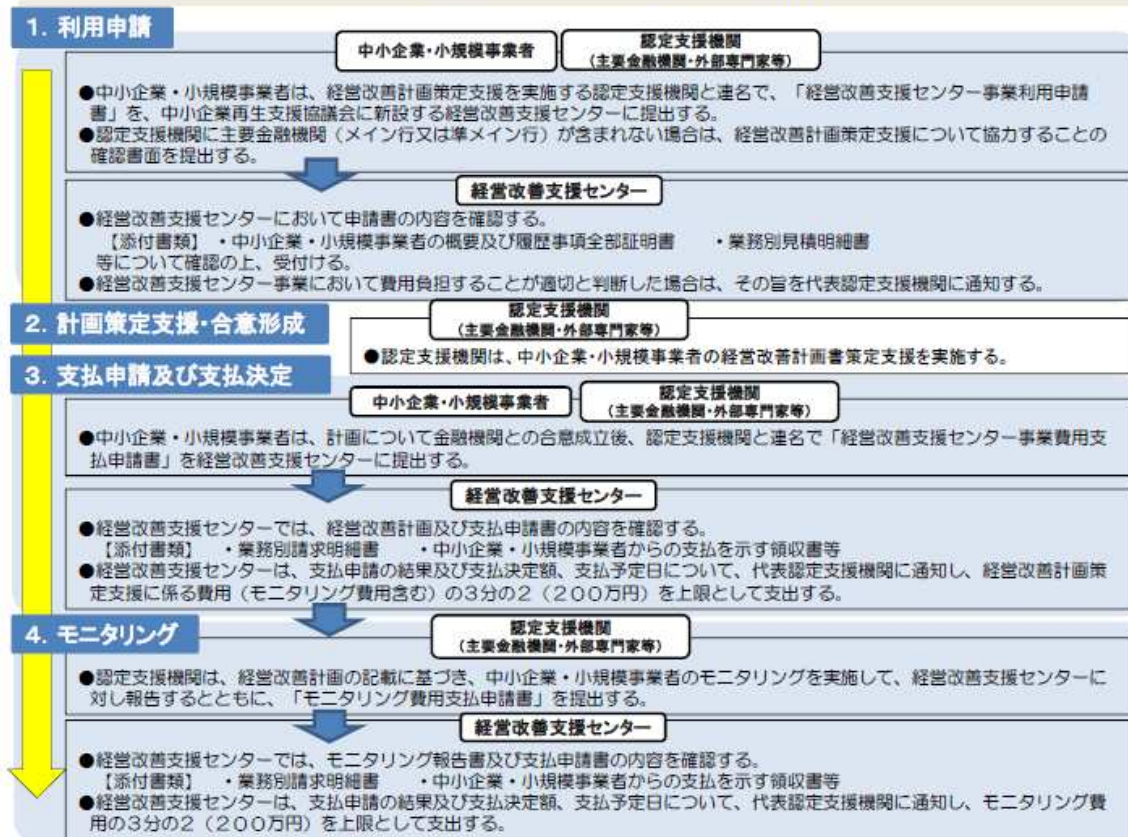
### 4.1 経営改善計画策定支援の概要

#### ① 認定支援機関による経営改善計画策定支援

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況である。経営改善計画策定支援は、こうした中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という）が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する支援制度をいう。

内容的には債務免除などの大掛かりな事業再生支援ではなく、基本的には借入金元本は全額返済をするものの、条件変更や新規融資を金融機関と協議のうえで行いキャッシュフローの改善を図るものである。外部専門家である認定支援機関が、中小企業経営者の経営改善計画の策定を支援し金融調整を行い、そして計画実現のためにモニタリングを行う。これらの計画策定やフォローアップに要する費用の2／3を各都道府県の経営改善支援センターを通して補助する制度が2013年から行われている。

図表 10-4 利用申請から支払決定までの流れ



出所 中小企業庁HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

## ② 経営改善計画の態様

経営改善計画には金融検査マニュアルの定めにより下記のとおりいくつかの態様がある。中小企業の場合は、「合実計画」の要件を満たしていれば、自動的に「実抜計画」の要件を満たすこととされている。

### i) 「実抜計画」：実現可能性の高い抜本的な経営改善計画

- ・ 概ね3年以内に債務者区分が正常先となること。
- ・ 関係金融機関の同意を得られること。
- ・ 売上等の予想数値が厳しめに設定していること。

### ii) 「合実計画」：合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画

- ・ 計画期間が概ね5年以内（中小企業の場合、5年を超え概ね10年以内）であること。
- ・ 計画期間終了後の債務者区分が正常先となること。
- ・ 全ての取引金融機関において、支援を行うことについて文書その他により確認できること。

### iii) 「中小企業再生支援協議会」での再生計画

- ・ 3年以内の黒字化
- ・ 5年以内の債務超過解消
- ・ 有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業においては、経営改善計画の内容についてその計画によって金融機関から条件変更等の金融支援を得ること以外に、特に数値要件は定められていない。このため、必ずしも金融検査マニュアルにおける実抜計画や合実計画に該当する内容とする必要もないとされている。

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の改善計画書サンプルとしては中小企業庁のHPに掲載されているものがある。

中小企業庁 HP 経営改善計画書のサンプル【原則版】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131213KaizenKeikaku10.pdf>

## 4.2 会計情報の活用と留意点

### ① 基礎となる会計管理体制の構築

中小企業・小規模事業者の多くが、必ずしも適切な業績把握に資する会計情報を具備しているとは限らない。むしろ借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて金融支援が必要な企業は、相対的に会計基盤がぜい弱な傾向にある。中小企業経営者の会計に対する意識改革とタイムリーで精度の高い月次決算体制の構築が急務となる。また、前述のとおり販売管理、購買管理等の各業務管理から得られる情報は、現況を分析し具体的な実施計画を検討していく経営改善計画策定プロセスで重要な情報となる。中小会計要領の趣旨に基づく経営者自らの会計の活用が経営改善支援の実務的な第一歩である。

### ② 中小企業特性等による決算書の組み換え

金融検査マニュアル（中小企業融資編）においては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としている。

この趣旨に基づき経営改善計画策定を行うにあたり、金融機関からは下記の点等で決算や計画数値の組み替えが生じることを認識しておく必要がある。

- i) 代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。なお、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない。
- ii) 代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。
- iii) 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産（処分可能見込額）等の固定資産については、返済能力として加味することができる。

iv) 過年度減価償却不足額はこれを資産及び純資産額から控除する。

③ 会計基準の相違による組み替え

中小会計要領は、その性格から減損会計、時価主義会計を要請していない。したがって、中小会計要領に準拠した決算書を基礎として経営改善計画の策定を行うにあたり、必要に応じ減損損失等の組み替え計上を行うことが考えられる。

### 4.3 実施計画の策定

経営改善計画は、大きく2つの側面から議論される。1つ目は業績改善でありこれを実現することで営業キャッシュフローの改善を図り借入金返済原資を確保することを目指す。もう1つは金融機関による金融支援であり、営業キャッシュフローの80%相当額の返済原資と整合性が取れる借入金返済となるよう金融支援を依頼し合意を得るものである。前者の業績改善は中小企業自らの適切な行動計画の策定と実践力が問われ、後者の金融支援は金融機関からの行動計画の実現可能性の評価が基礎となる。

業績改善策の検討にあたり過去の財務数値の時系列分析、比率分析や同業他社等の業界平均データとの比較などの財務分析により個々の企業の強み弱みなどの特性を評価する手がかりを得ることは可能であるが、より具体的な業績改善のポイントは経営者とのディスカッションに依存するところが多い。行動計画策定の議論にあたり、より経営実態に迫る着眼すべき業績改善のポイントを売上高、限界利益率、固定費に分類しながら挙げたものを参考までに引用する。



図表 10-5 業績改善のポイント

## 1. 売上高の改善ポイント

売上高は、販売単価×販売数量です。

つまり、売上高を増やすには、①売上数量を増やすか、②売上単価を上げるしかありません。この2点について、それぞれの改善着眼点を確認してみましょう。

### ① 販売単価を上げる

- ☐ 安易な値引き、経営者の知らない値引き、効果なきおまけがないか
- ☐ 売れない理由を価格だけのせいにしていないか
- ☐ 請求漏れ、売掛金滞留、現金過不足が生じたらすぐに気づけるか
- ☐ タダ働き、請求していないサービス、価格転嫁していない付随コストがないか
- ☐ 顧客が納得できる商品価値をPRしているか

### ② 販売数量を増やす（販売数量＝お客様の数×客単価×リピート回数）

- ☐ そもそも新規開拓の営業活動をしているか（先月に費やした時間 時間）
- ☐ 営業活動として、行くべきところに行っているか、会うべき人に会っているか、言うべきことを言っているか、会うべき時期に上司が同行しているか
- ☐ 営業担当者別の目標や成果が、利益をベースとして把握されているか
- ☐ 接客、クレーム対応、納期、スピード、メンテナンス、商品説明等々、商品力や品ぞろえ以外でも同業他社に勝るものがあるか
- ☐ 来なくなった顧客の存在に気づけるか、解約顧客の本音を考えたか
- ☐ 顧客に定期的に思い出してもらえるしくみを作っているか

## 2. 限界利益率改善のヒント

限界利益率＝（売上高－変動費）／売上高

限界利益率は、①販売価格を改善するか②変動費を下げる（購買・生産コストの改善）かのどちらかによって改善されます。

### ① 販売価格の改善

- ☐ 顧客が他社ではなく、当社の商品を購入してくれる理由を意識しているか
- ☐ 価格以外での当社から買ってもらえる魅力づくりを意識し続けているか
- ☐ その不採算顧客は、当社にとって本当に必要な顧客か
- ☐ その不採算商品は、当社にとって本当に必要な商品か
- ☐ 将来の売れ筋商品、新商品を探す努力をしているか

### ② 変動費の改善

- ☐ 在庫ロスが生じそうになったら気づけるか、在庫ロスが生じたら悔しがっているか
- ☐ 在庫は整理整頓され、何がどこにあるのか把握されているか
- ☐ 仕入価格、新規仕入先を定期的に検討しているか
- ☐ 発注方法の工夫で改善余地がないか（小ロット、受注発注、共同購買等）
- ☐ 購入していないものを請求されたら気づけるか
- ☐ 仕入付随費用の改善も検討しているか



### 3. 固定費改善のヒント

#### ① 稼働率管理

- ☐社員数に見合う売上規模が確保されているか
- ☐成果が給与に反映するしくみがあるか
- ☐社長さんの考え方を社員につたえる場面があるか
- ☐しっかりとした報連相で、日常業務で部下が何をしているか把握できているか
- ☐改善提案や IT の活用で、業務改善を継続検討しているか
- ☐会社の役員は、役員給与に見合う経営成果を挙げているか

#### ② 効果測定

- ☐その飲食費、ゴルフ費用は会社業績に貢献する費用か
- ☐断りきれずに契約している取引、なれあい支出がないか
- ☐販促費等の支出の効果を、定期的に把握しているか
- ☐社長さんが知らない惰性支出がないか定期的にチェックしているか
- ☐その設備投資が本当に必要か、修繕では無理か、中古ではだめか、低グレードではダメか、外注では不採算か。

出所：TKC 全国巡回監査・事務所経営委員会、中小企業支援委員会 2014,11-12

## 5 むすび

### 5.1 社内管理情報としての会計情報の活用

中小企業における会計は、ともすると年一回の税務申告のための事務処理業務として位置づけられ、中小企業内部の業務管理や業績管理、経営者の意思決定情報とかけ離れたところで外部に集計委託するようなケースが散見される。

しかし、会計そのものが会社の業務管理のための重要な情報記録スキルであり、そのデータは税務申告のための所得計算情報である以前に、日々会社にとってなくてはならない販売、購買、在庫、資金管理情報等である。会計を年一回の税務申告のための事務処理業務と追いやることで、社内の業務管理情報を把握する機会を失い管理ロスや業績管理のしくみづくりの機会を失う。この重要社内管理情報として会計を活用しきれるかどうかは、適時適切な自らの記帳環境を整えられるかどうかにある。そしてこれこそが、日常的な経営改善への動機の源となる。

### 5.2 月次サイクル、業務管理レベルにおける会計情報のたしからしさの確保

中小企業の決算書の信頼性の確保は、中小企業金融が担保に依存しない将来の資金返済力の評価にシフトすることにより、中小会計要領への準拠性をはじめとしたその信用力向上のための具体的なしくみがさらに重要性を増している。

しかし、経営改善計画策定支援などを通じた中小企業金融のスムーズな流れを見据えるとき、会計情報は年一回の確定決算数値だけではなく四半期等に行われるモニタリング時の決算数値や、ひいては予算管理と相まって毎月の月次決算数値においてもその一定品質のたしからしさが数値把握のためのスピードとともに求められる。

また、たとえばPDCAサイクルにおける業績検討や業績改善の挽回策の方向性の検討においても販売実績情報の存在やそのたしからしさに依存するであろうし、日常業務においてもたとえば売掛金管理における業務品質は常に求められているといえる。

これを実現するには、システムなどの活用と内部統制を意識した適正な業務手順の構築とともに、外部専門家の定期的なかかわりが有効である。また、繰り返しとなるがこの月次サイクル、業務管理レベルにおける会計情報のたしからしさの確保には、適時適切な自らの記帳環境を整えられることが当然に不可欠となる。

### 5.3 問われる中小企業経営者の会計活用スキル

会計はもはや、経営者が日常車を運転するスキルや業務でメールを活用するスキルと同じように、会社のかじ取りをするための当たり前のスキルとして、中小企業経営者に活用されることが求められる。

このスキル向上の前提条件となる中小企業経営者の身の丈に合った会計ルールとしての中小会計要領が制定されたことは極めて有意義といえるが、それを具体的に多くの中小企業経営者が体得するしくみが問われることとなる。

経営改善計画の策定は、まさに会計活用の意義とその重要性を認識するおおきなきっかけとなり、また単なるスポット的なものではなく計画策定後継続的なモニタリングを実施する中で会計が経営に常駐化していく点でも中小企業経営者の会計活用スキル向上に極めて有効といえる。

#### 【参考文献】

中小企業庁.2012.『中小企業白書』.

中小企業庁.2011.『中小企業白書』.

経営者保証に関するガイドライン研究会.2013.『経営者保証に関するガイドライン』.

TKC 全国会.2014.『認定支援機関による経営改善支援制度のご案内』.

武田隆二.2003.『中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社.

河崎照行・万代勝信編著.2012.『詳解中小会社の会計要領』中央経済社.

坂本孝司.2016.『ドイツ税理士による決算書の作成証明業務』TKC 出版.

# 第 11 章 モニタリング

増山 英和（税理士）

## 1 はじめに

モニタリングには、元来、監視や観察の意味がある。前章の経営改善計画策定支援事業においては、策定した経営改善計画が計画どおりに進捗し、経営改善が図られているかどうか、あらかじめ計画に定められた期限ごとに定期的に、事業者が金融機関等に報告する事前準備等（経営改善計画と実績との乖離が生じている場合においては、事業者に対し、乖離の原因についての分析と併せて、適切なアドバイス等を行う業務を含む）を行うのがモニタリングの業務としている（中小企業庁 2013, 3）。この事業に限らず経営改善計画書や事業計画書を策定した場合、その計画内容が確実に実行され、計画数値の実現可能性を高めることが重要となる。特に金融支援を実施した金融機関に対しては、経営改善計画の進捗状況を定期的に報告する機会を設けることは当然であり、金融機関にも信頼性の高い財務情報を中心に報告を受けた内容について助言や協力を行うことで、計画の実現を支援することが求められている。

そこで本章では、中小企業金融における経営改善支援のモニタリングについて、経営改善計画策定支援事業の実務、モニタリングにおける 3つの視点（財務・事業・資金繰り）、金融機関との信頼関係の再構築について論じることとする。

## 2 モニタリングとは

### 2.1 経営改善計画策定支援事業におけるモニタリング

前章でふれた経営改善計画策定支援事業において、申請者及び認定支援機関は、経営改善計画の記載に基づき、計画策定後 3 年間のモニタリングに取り組み、その実施状況について認定支援機関において共有し、支援センターに報告することが義務づけられ、モニタリング報告書等の提出をしなければならない（中小企業庁 2015, 5-6）。モニタリング報告において、提出する書類は金融機関毎にそれぞれ取扱いが異なるので、公表されている経営改善計画策定支援事業におけるモニタリング報告書（図表11-1）に基づきモニタリングの実務を以下説明する。

図表11-1 モニタリング報告書

○事業者(申請者)の概要

事業者(申請者)又は認定支援機関は、経営改善計画書に記載した「事業者(申請者)の概要」を記載する。

|         |                    |    |    |      |    |    |
|---------|--------------------|----|----|------|----|----|
| 対象先     | 支店名                |    |    |      |    |    |
| 連絡先     | 住所                 |    |    |      |    |    |
| 業種      | 設立年月日              |    | 年商 | 百万円  |    |    |
| 事業内容    | 代表者                |    | 年齢 | 歳    |    |    |
| 資本金     | 従業員数<br>(うちR・T人員数) |    |    |      |    |    |
| 主要金融機関  | ①                  |    |    |      |    |    |
| 事業内容・沿革 |                    |    |    |      |    |    |
| 金融機関    | ①                  | ②  | ③  | ④    | ⑤  |    |
| 株主構成    | 名前                 | 株数 | 関係 | 役員構成 | 名前 | 役職 |
|         |                    |    |    |      |    |    |
|         |                    |    |    |      |    |    |
|         |                    |    |    |      |    |    |
|         |                    |    |    |      |    |    |
|         | 計                  |    |    |      |    |    |

○経営改善計画の骨子

事業者(申請者)又は認定支援機関は、経営改善計画書の骨子について簡潔に記載する。

|  |
|--|
|  |
|--|

○経営改善計画での具体的施策(アクションプラン)

事業者(申請者)又は認定支援機関は、経営改善計画書に記載した「事業者の課題と具体的施策(アクションプラン)の内容」と「経営改善計画の具体的施策(アクションプラン)の実施時期」との内容」を記載する。

事業者の課題と具体的施策の内容

| 事業者の課題 | 実施時期 | 経営改善計画の具体的施策の内容 |
|--------|------|-----------------|
| 1      |      |                 |
| 2      |      |                 |
| 3      |      |                 |
| 4      |      |                 |
| 5      |      |                 |
| 6      |      |                 |

経営改善計画の具体的施策の実施時期ごとの内容

| 経営改善計画の具体的施策の内容 | 計画0年目 | 計画1年目 | 計画2年目 | 計画3年目 | 計画4年目 | 計画5年目 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 年 月期  | 年 月期  | 年 月期  | 年 月期  | 年 月期  | 年 月期  |
| 1               |       |       |       |       |       |       |
| 2               |       |       |       |       |       |       |
| 3               |       |       |       |       |       |       |
| 4               |       |       |       |       |       |       |
| 5               |       |       |       |       |       |       |
| 6               |       |       |       |       |       |       |

○モニタリング実施時の具体的施策の進捗状況

事業者(申請者)及び認定支援機関は各モニタリング実施毎に、経営改善計画に記載した具体的施策の実施状況等について記載する。

|             |                                   |              |
|-------------|-----------------------------------|--------------|
| 第1回モニタリング   | 予定日:平成 年 月 日                      | 開催日:平成 年 月 日 |
| 事業者(申請者)記載欄 | 具体的施策の進捗状況                        |              |
|             | 月次の決算状況と年度決算の着地見込<br>資金繰りの状況      |              |
| 認定支援機関記載欄   | 経営改善の状況                           |              |
|             | 経営改善に向けた指導内容<br>今後の課題と考慮事項<br>その他 |              |

|             |                                   |              |
|-------------|-----------------------------------|--------------|
| 第2回モニタリング   | 予定日:平成 年 月 日                      | 開催日:平成 年 月 日 |
| 事業者(申請者)記載欄 | 具体的施策の進捗状況                        |              |
|             | 月次の決算状況と年度決算の着地見込<br>資金繰りの状況      |              |
| 認定支援機関記載欄   | 経営改善の状況                           |              |
|             | 経営改善に向けた指導内容<br>今後の課題と考慮事項<br>その他 |              |

|             |                                   |              |
|-------------|-----------------------------------|--------------|
| 第3回モニタリング   | 予定日:平成 年 月 日                      | 開催日:平成 年 月 日 |
| 事業者(申請者)記載欄 | 具体的施策の進捗状況                        |              |
|             | 月次の決算状況と年度決算の着地見込<br>資金繰りの状況      |              |
| 認定支援機関記載欄   | 経営改善の状況                           |              |
|             | 経営改善に向けた指導内容<br>今後の課題と考慮事項<br>その他 |              |

|             |                                  |              |
|-------------|----------------------------------|--------------|
| 第4回モニタリング   | 予定日:平成 年 月 日                     | 開催日:平成 年 月 日 |
| 事業者(申請者)記載欄 | 具体的施策の進捗状況                       |              |
|             | 月次の決算状況と年度<br>決算の着地見込<br>資金繰りの状況 |              |
|             |                                  |              |
| 認定支援機関記載欄   | 経営改善の状況                          |              |
|             | 経営改善に向けた指導<br>内容                 |              |
|             | 今後の課題と考慮事項                       |              |
|             | その他                              |              |

※ 第5回以降のモニタリングを開催する場合は、必要に応じて、記載枠を追加する。

**○モニタリング実施時の具体的施策の実施状況**

事業者(申請者)及び認定支援機関は各モニタリング実施毎に、経営改善計画に記載した具体的施策の実施状況等について記載する。

| 計画時の財務数値         |                       | 計画値       |         |         |         |         |         |
|------------------|-----------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                  |                       | 年 月期      | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    |
|                  | 売上高                   |           |         |         |         |         |         |
|                  | 営業利益                  |           |         |         |         |         |         |
|                  | 経常利益                  |           |         |         |         |         |         |
|                  | 当期利益                  |           |         |         |         |         |         |
|                  | 減価償却費                 |           |         |         |         |         |         |
|                  | 簡易CF(経常利益+減価償却費-法人税等) |           |         |         |         |         |         |
|                  | 現預金残高                 |           |         |         |         |         |         |
|                  | 金融機関債務残高              |           |         |         |         |         |         |
|                  | 資本性借入金                |           |         |         |         |         |         |
|                  | 運転資金相当額               |           |         |         |         |         |         |
|                  | 差引要償還債務残高             |           |         |         |         |         |         |
|                  | CF倍率                  | #DIV/0!   | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
|                  | 純資産額(帳簿)              |           |         |         |         |         |         |
|                  | 純資産額(実態:金融支援後)        |           |         |         |         |         |         |
| 決算時の財務数値(実績、見込み) |                       | 実績値又は見込み  |         |         |         |         |         |
|                  |                       | 年 月期      | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    |
|                  | 売上高                   |           |         |         |         |         |         |
|                  | 営業利益                  |           |         |         |         |         |         |
|                  | 経常利益                  |           |         |         |         |         |         |
|                  | 当期利益                  |           |         |         |         |         |         |
|                  | 減価償却費                 |           |         |         |         |         |         |
|                  | 簡易CF(経常利益+減価償却費-法人税等) |           |         |         |         |         |         |
|                  | 現預金残高                 |           |         |         |         |         |         |
|                  | 金融機関債務残高              |           |         |         |         |         |         |
|                  | 資本性借入金                |           |         |         |         |         |         |
|                  | 運転資金相当額               |           |         |         |         |         |         |
|                  | 差引要償還債務残高             |           |         |         |         |         |         |
|                  | CF倍率                  | #DIV/0!   | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
|                  | 純資産額(帳簿)              |           |         |         |         |         |         |
|                  | 純資産額(実態:金融支援後)        |           |         |         |         |         |         |
| 計画・実績対比          |                       | 計画と実績の乖離値 |         |         |         |         |         |
|                  |                       | 年 月期      | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    | 年 月期    |
|                  | 売上高                   |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | (達成率)                 | #DIV/0!   | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
|                  | 営業利益                  |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 経常利益                  |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | (達成率)                 | #DIV/0!   | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
|                  | 当期利益                  |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | (達成率)                 | #DIV/0!   | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
|                  | 減価償却費                 |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 簡易CF(経常利益+減価償却費-法人税等) |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 現預金残高                 |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 金融機関債務残高              |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 資本性借入金                |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 運転資金相当額               |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 差引要償還債務残高             |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | CF倍率                  | #DIV/0!   | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
|                  | 純資産額(帳簿)              |           | -       |         | -       |         | -       |
|                  | 純資産額(実態:金融支援後)        |           | -       |         | -       |         | -       |

※企業実態に合わせて、モニタリング会議に用いた資料(月次資料等)を添付する。

**事務局等記載欄**

必要に応じて意見等を記載する。

|          | 担当者      | 記載欄 |
|----------|----------|-----|
| サポートセンター | 専門相談員    |     |
|          | センター長    |     |
|          | 協議会統括責任者 |     |
| 全国本部     | PM       |     |

出所：中小企業庁。

このモニタリング報告書では、主に以下の項目の記載が求められている。

① 経営改善計画での具体的施策（アクションプラン）

経営改善計画書に記載した「事業者の課題と具体的施策（アクションプラン）」の内容と「経営改善計画の具体的施策（アクションプラン）の実施時期ごとの内容」を記載する。

② モニタリング実施時の具体的施策の進捗状況

報告書には、「モニタリング実施毎に、経営改善計画に記載した具体的施策の実施状況等について記載する」とあり、事業者では「具体的施策の進捗状況」「月次の決算状況と年度決算の着地見込」「資金繰りの状況」を、支援する認定支援機関では、「経営改善の状況」「経営改善に向けた指導内容」「今後の課題と考慮事項」「その他の記載」が求められる。

③ モニタリング実施時の具体的施策の実施状況

報告書には、「モニタリング実施毎に、経営改善計画に記載した具体的施策の実施状況等について記載する」とあり、計画時の財務数値と決算時の財務数値、計画と実績の乖離値を記載する。財務数値として、売上高、営業利益、経常利益、当期利益、減価償却費、簡易CF（経常利益＋減価償却費－法人税等）、現預金残高、金融機関債務残高、資本性借入金、運転資金相当額、差引要償還債務残高、CF倍率、純資産額（帳簿）、純資産額（実態、金融支援後）を記入する。

ここで簡易CFは、資金繰りや借入金返済原資として重要な指標となる。この値を基に計算されるCF倍率は、企業が通常返済可能と考えられる借入金の額から通常10以内が望ましいとされる。この10については、産活法の財務健全化基準の指標として明記されている数値であるとともに、再生支援協議会の実施基本要領においても準用されていることから、過剰債務の算定や再生達成の基準のデファクト・スタンダードとなっている（藤原 2013, 75）。また純資産（実態）については、多額の含み損を抱えた簿価はすでにその意義を失ったものとして、時価ベースで計画を組んでいくべきと考える（藤原 2013, 71-72）ことから実態把握のために再計算する。

図表11-2 モニタリング報告書（抜粋）

|                       |
|-----------------------|
| 売上高                   |
| 営業利益                  |
| 経常利益                  |
| 当期利益                  |
| 減価償却費                 |
| 簡易CF(経常利益+減価償却費-法人税等) |
| 現預金残高                 |
| 金融機関債務残高              |
| 資本性借入金                |
| 運転資金相当額               |
| 差引要償還債務残高             |
| CF倍率                  |
| 純資産額(帳簿)              |
| 純資産額(実態:金融支援後)        |

出所：中小企業庁。

また企業実態に合わせて、モニタリング会議に用いた資料（月次資料等）を添付することとなっている。以上の記載内容からモニタリングにおいては、3つの視点、すなわち財務、事業（アクションプラン）、資金繰りの視点があることがわかる。以下第3節では各視点の内容、課題等について検討する。

なお、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領には、再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップとして、以下のような計画遂行状況等のモニタリングを行うこととしている（中小企業庁 2014, 13）。

- ① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、再生計画策定支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。
- ② 支援業務部門は、相談企業の計画達成状況等について適時・適切なモニタリングの時期を定めるものとする。
- ③ モニタリングの期間は、企業の状況や再生計画の内容等を勘案した上で、再生計画が成立してから概ね3事業年度（再生計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、必要な期間を定めるものとする。
- ④ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、再生計画の達成に向けた助言を行う。
- ⑤ 支援業務部門は、モニタリングの期間が終了した時には、相談企業の計画達成状況等を踏まえ、その後の支援業務部門のモニタリングの要否を判断する。

## 2.2 金融機関が行うモニタリングとは

金融機関は、経営改善計画が提出された融資先に対し、その進捗状況を確認するためにモニタリングを行う。すなわち売上、営業利益、経常利益、キャッシュ・フロー等の目標値に対する達成度合いを測定し、確認する。実績値が当初の計画値と一致または上振れすれば、金融機関や信用保証協会等は経営改善計画の実現可能性は高く、当初計画通りの返済能力があるものと判断する。しかし経営改善計画との対比で、概ね経常利益が8割に満たない数値の場合、つまり下振れした場合には、金融機関や信用保証協会等と再度アクションプランの練り直しを行い、具体的な業績改善策を検討する必要に迫られる。

## 2.3 コベンанツの有効性

条件変更等の金融支援が実行されると、経営改善計画書の策定が目的化し、具体的なアクションプランが実施計画どおり実行されない場合が散見される。この場合、外部からのガバナンスを効かせることが必要となるが、その中でも、地域金融機関が主要債権者の立場からモニタリングを行い、必要に応じて「早期着手」を促していくことは実効性が高い方法であると考えられる。

モニタリングを行う上で、融資契約において財務上の制限の遵守を求めるコベナンツを設定しておくことは大変有効である。しかし、地方・中小企業に対して高度な財務制限を課しても、コベナンツが形骸化してしまうおそれがある。地域金融機関が、貸出先企業の経営上の問題を共通して認識できるような債権者・債務者間のコミュニケーションを実現できるよう、実態に即してコベナンツの内容を設定することが重要となる。

また、コベナンツ違反が生じた場合においても、地域金融機関は、制裁措置を形式的又は一義的に発動するのではなく、貸出先企業の状況やコベナンツ違反の具体的事情を考慮して、必要に応じて改善に要する時間的余裕を与えつつも確実に是正を行うことを求めていくべきである（経済産業省 2007, 71）、と「今後の事業再生のあり方に関する懇談会報告書」では指摘し、財務情報の把握のためにコベナンツ（融資契約において、事業および財務の報告義務を課す）や経営者のモラルハザードを防ぐ仕組みとして停止条件付き個人保証（無条件の個人保証ではなく、経営者が誠実に事業を遂行し、借入金の返済に努力していると認められる限り、債務者の事業および財務状況が結果的に悪化したとしても連帯保証債務を負わせないため、連帯保証に「代表者の不誠実さを基礎づける一定のコベナンツ違反が認められた場合」という停止条件を付す）といった対応策を提示している。

企業の課題に対応した具体的な財務コベナンツ例としては、以下のものがあげられる（日本政策投資銀行 2012, 161-162）。企業と金融機関との間の緊張関係を確保し、コベナンツに抵触した場合に、経営改善を促すことが必要となる。

- ・償却前経常利益〇百万円以上の確保
- ・有利子負債比率〇％以下、原価率〇％の達成等
- ・計画に定める利益処分の遵守
- ・計画に定める資産処分の履行等

### **3 モニタリングの3つの視点**

#### **3.1 財務のモニタリング**

##### **3.1.1 適時・正確な月次決算書の作成**

経営改善計画書を作成した会社には、行動計画を着実に実行し、計画に基づく一定の成果を上げることが求められる。この行動の結果は、財務数値として表れる。この数値と計画の数値を比較するのが「財務のモニタリング」である。ここでは売上高、営業利益、経常利益、キャッシュ・フロー等が、計画目標に比べどのような状況で推移しているかを確認する。

ところで商法第19条第2項には「商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。」、また会社法第432条には、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成し



なければならない。」と規定されている。

モニタリングにおいては、適時・正確に月次決算書を作成し、必要に応じて金融機関へ提出するが、「決算書の作成を義務づけている本質的な目的は、経営者に決算書を経営判断の資料として使用させ、それによって健全で合理的な経営を遂行せしめることにある。企業状況を正しく把握するためには、基礎となる日常の取引の一切を正確に記帳する必要がある」（河崎・万代 2012, 102）ことを忘れてならない。自らの経営状況（損益計算書や貸借対照表）や資金繰りの説明能力、具体的には、「期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制の定着」および「金融機関に対する説明能力」（坂本 2015, 5）を意味する財務経営力を経営者は向上させる必要がある。

### **3.1.2 税理士等の関与による一定の信頼性付与**

金融機関は、モニタリングにおいて提出された財務数値に基づき、様々な分析や計画との比較を行う。この基礎となる財務数値に信頼性が欠如すれば、誤った評価、判断が下される可能性が高まることになる。そこで一定の信頼性の付与が必要となる。大会社であれば公認会計士による一定の監査が義務付けられるため、必然的に監査済みの財務諸表が提出される。しかし中小企業においては、このような強制的な監査等は規定されていない。よって、税理士等の関与による一定の信頼性付与が必要となるが、詳細については第Ⅱ部「中小企業金融における決算書の信頼性」を参照されたい。

### **3.1.3 管理会計導入による部門別業績管理体制の構築**

企業において、経営改善をすすめ、モニタリングの効果を高めるためには、「戦略を策定し、経営意思決定とマネジメント・コントロール、および業務活動のコントロールを通じて経営者を支援する会計」（櫻井 2015, 11）である管理会計の導入が必須である。

戦略的な意思決定や資源配分を行うためには、自社の収益の源泉とその状況を的確に把握する必要がある。また、公平な業績評価や人事考課を行うためにも、損益の状況をできるだけ詳細な単位に「細分化」して把握する必要がある。「会計単位」の「細分化」としては、地区別、商品群別、各支店別、社員別、商品別などの単位が想定される（坂本 2015, 163-164）。

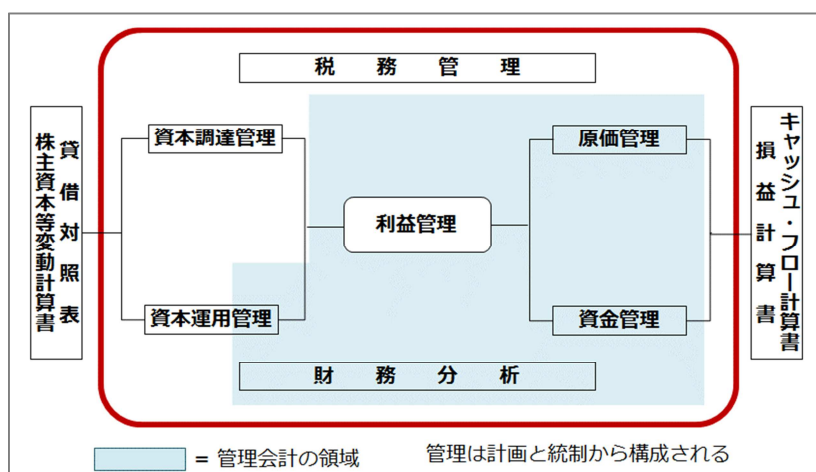
金融機関から経営改善計画書の策定が求められるほど業績不振に陥った原因として、何らかの不採算事業が存在している可能性が高い。業績改善を図るには、不採算事業からの撤退および改善の可能性の有無を検討する必要がある。もっとも業績不振の会社は、この不採算事業の特定化や検討がそもそも自社内でなされていない場合が多い。よって会計単位を細分化して、部門別の業績管理体制を構築する必要がある。

部門別業績管理の効果としては、次の項目があげられる（坂本 2015, 168）。

- ・月別および累計値の部門別損益と全体損益が明らかになる。
- ・部門ごとに、売上高、限界利益、経常利益などの達成状況がわかる。
- ・定量的管理要因による部門別評価が、公平に行われる。

また、第10章でふれた「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」は、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて金融支援が必要な中小企業・小規模事業者を対象としている。よって職業会計人が行う経営改善支援業務は、図表11-3のように管理会計の領域に留まらず、資本調達管理まで含めた財務管理の領域となっていることに注意が必要である。より広い領域の経営助言業務が期待されているのである。

図表11-3 職業会計人が行う経営助言は財務管理の領域



出所：坂本（2015），17。

また「中小企業の会計を活用した経営の促進事業 会計活用事例集作成委員会」（委員長：河崎照行 甲南大学共通教育センター教授）において、取りまとめられた『『経営力向上』のヒント～中小企業のための『会計』活用の手引き～』では、全社の業績改善のためには、会社全体の業務プロセスを俯瞰しつつ、部門業務毎に改善指標を設定し、各部門が改善活動に真剣に取り組む必要がある（中小企業庁 2016，45）として、図表 11-4 のように業務プロセスと情報及び主な業務指標を例示している。

図表 11-4 業務プロセスと情報及び主な業務指標の例

| 業務プロセス | 研究開発                                     | 営業                                                | 受注                             | 調達・生産                                                                           | 物流                                       | 回収                    |
|--------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------|
| 情報     | 開発情報 等                                   | 見積情報等                                             | 受注情報 等                         | 発注情報<br>計画情報等                                                                   | 出荷情報<br>在庫情報 等                           | 売上情報<br>入金情報 等        |
| 主な業務指標 | 図面制作時間<br>図面手直し時間<br>試作機関<br>試作手直し<br>など | 引合件数<br>訪問件数<br>提案件数<br>見積件数<br>商談時間<br>契約率<br>など | 受注率<br>受注ミス発生率<br>受注処理件数<br>など | 発注ミス件数<br>材料不良率<br>作業不良率<br>機械稼働率<br>材料調達機関<br>材料在庫量<br>仕掛品在庫量<br>サイクルタイム<br>など | 完成品在庫量<br>出荷ミス件数<br>出荷件数<br>製品納品期間<br>など | 請求処理件数<br>債権回収率<br>など |

出所：中小企業庁(2016)，46 図表 3-18-1。

また，業務別 K P I を適正に管理するためには，各部門の業務指標を日次単位で測定する仕組みを構築する必要がある（中小企業庁 2016，46）とし，図表11-5のように作業日報等を導入して，日々の活動の詳細を記録することが大切である，としている。

図表11-5 稼働率管理の様式例

| 第●週の結果 ●工場（氏名：●●●） |                |       |       |       |        |       | 第●週の結果 |                                                                                                                           |
|--------------------|----------------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 稼働率                | 当日平均サイクルタイム（秒） | 228秒  | 228秒  | 228秒  | 226秒   | 211秒  | -      | 稼働率<br>xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx<br>xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx。<br>チョコ停<br>xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx。<br>操業率<br>xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx。 |
|                    | A製品 稼働時間（H）    | 13.5H | 23.0H | 23.5H | 24.0H  | 7.5H  | -      |                                                                                                                           |
|                    | サイクルタイム（秒）     | 228秒  | 228秒  | 228秒  | 226秒   | 226秒  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | B製品 稼働時間（H）    |       |       |       |        | 9.0H  | -      |                                                                                                                           |
|                    | サイクルタイム（秒）     |       |       |       |        | 199秒  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 稼働時間計（H）       | 13.5H | 23.0H | 23.5H | 24.0H  | 16.5H | △      |                                                                                                                           |
|                    | 最大加工本数         | 292本  | 379本  | 379本  | 382本   | 409本  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 加工可能本数         | 213本  | 363本  | 371本  | 382本   | 281本  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 操業率            | 73.0% | 95.8% | 97.9% | 100.0% | 68.8% | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 稼働率            | 55.1% | 82.1% | 87.3% | 99.1%  | 55.3% | x      |                                                                                                                           |
| 課題                 | チョコ停発生率        | 17.9% | 13.8% | 10.6% | 0.9%   | 13.5% | xx     | ・○○○○○○○○○○○○○<br>・○○○○○○○○○○○<br>・○○○○○○○○○                                                                              |
|                    | 操業時間           | 18.5  | 24.0  | 24.0  | 24.0   | 24.0  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 稼働時間           | 13.5  | 23.0  | 23.5  | 24.0   | 16.5  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 翌週の施策          |       |       |       |        |       |        | ① △△△△△△△△△△△<br>② □□□□□□□□□□□□                                                                                           |
| ...                | 実質加工本数         | 161本  | 311本  | 331本  | 379本   | 226本  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 勤務時間           | 24.0  | 24.0  | 24.0  | 24.0   | 24.0  | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 計画停止           | 5.5   |       |       |        |       | ○      |                                                                                                                           |
|                    | 段取り替え停止        |       |       |       |        | 7.0   | x      |                                                                                                                           |

出所：中小企業庁(2016)，46 図表 3-18-2。

### 3.1.4 中小会計要領の活用～中小会計要領に取り組む事例 65 選

経済産業省では，中小企業の抱える諸課題に対し中小企業の実態に即し，中小企業の経営者が容易に理解できる新しい会計ルールとして，平成24年2月1日に策定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を活用して諸課題を解決し，経営を良くした具体的な事例を「中小会計要領に取り組む事例 65 選」として取りまとめている。

「中小会計要領」は，中小企業の多様な実態に配慮し，その成長に資するため，中小企

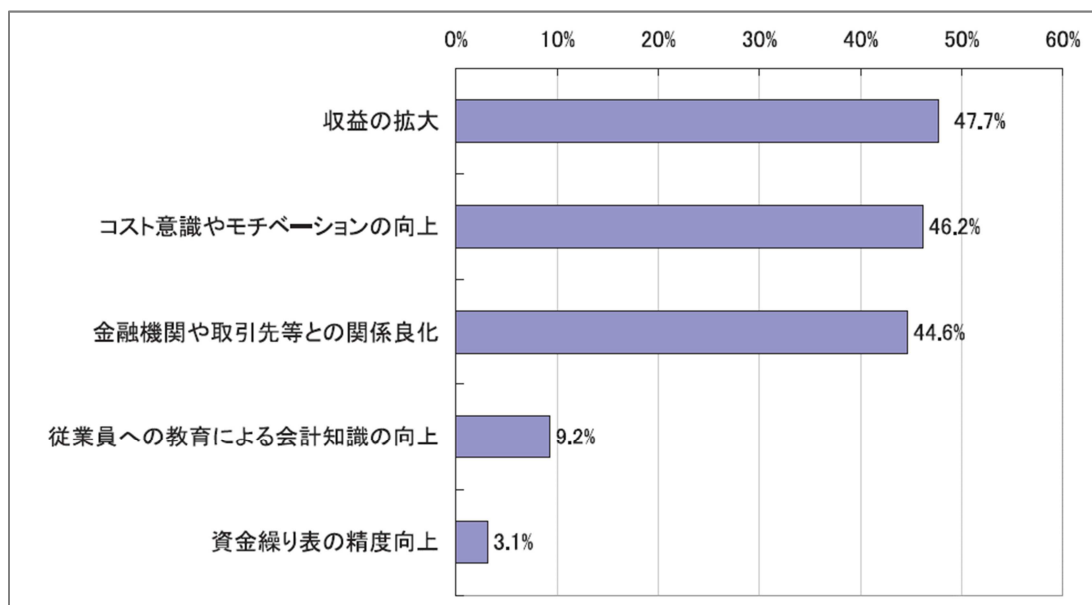
業が会社法上の計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を作成する際に求められている会計処理や注記等を示している。

「中小会計要領」の活用により、中小企業の経営者が自社の財務情報や経営状況をタイムリーかつ正確に把握すれば、経営課題の早期発見、早期改善が可能になり、会社の経営戦略を立てる際や投資判断を行う際に非常に役立つ。また、経営者自らが自社の強みを語ることができれば、会社の見える化につながるとともに、金融機関や取引先等への信頼性を高めることになり、新たな取引や融資にもつながるのである。

「中小会計要領に取り組む事例65選」は、中小企業の抱える諸課題に対し、「中小会計要領」を活用して経営を良くした企業65社の具体的な成功事例をベストプラクティスとして取りまとめたものである。事例の取りまとめは、「中小企業の会計を活用した経営の促進に関する事例研究審委員会」（委員長：河崎照行甲南大学会計大学院院長）において審査が行われ、65社を選定している。今回の取組事例の情報発信により、さらに多くの中小企業が、「中小会計要領」を自社の経営力の強化や資金調達力の強化等のために活用することによって、事業の発展につなげることが期待される。

具体的には、内部向けの効果（財務経営力の強化）として、コスト削減（原価管理、コスト削減意識の向上（従業員への教育、会計専門家との連携））や収益拡大（経営戦略への活用、経営改善）が、外部向けの効果（資金調達力の強化、取引の拡大）では金融機関や取引先からの信頼性が向上した、との効果が認められている。

図表11-6 中小会計要領に取り組むことにより得られた効果



出所：中小企業庁(2014), 14。

### 3.2 事業のモニタリング

#### 3.2.1 アクションプランの管理

経営改善計画書に記載されたアクションプラン（行動計画）が、予定どおり確実に実行されているか否か、その効果は想定どおりか、等をモニタリングにてチェックする必要がある。なぜならアクションプランが実施され、一定の効果が得られることを前提として経営改善計画を策定しているからである。計画どおり実施されなければ想定される結果を得ることが不可能となる。よって実施していなければ、その理由、今後の取組み予定、計画の変更の要否を即座に確認する必要がある。図表11-7は、重点管理する勘定科目毎にアクションプランと数値をリンクさせたものである。

図表11-7 経営改善目標と実施状況の管理表

経営改善目標と実施状況の管理表

関与先名：株式会社〇〇菓子店

事業年度：第〇期 平成××年1月1日 ～ 平成××年12月31日

目標策定日：平成△△年12月15日

社長

部長

担当者

■経営改善のための重要分析指標

| 重要分析指標   | 現状 | 目標 | 計算式          | 第1四半期(1－3月)    |      | 第2四半期(4－6月)    |      | 第3四半期(7－9月)  |      | 第4四半期(10-12月) |      |
|----------|----|----|--------------|----------------|------|----------------|------|--------------|------|---------------|------|
|          |    |    |              | (開催日：HXX.4.12) |      | (開催日：HXX.7.10) |      | (開催日：H. . .) |      | (開催日：H. . .)  |      |
|          |    |    |              | 実績             | 目標差異 | 実績             | 目標差異 | 実績           | 目標差異 | 実績            | 目標差異 |
| 売上高経常利益率 | 1% | 3% | 経常利益÷売上高×100 | 1.4%           | 1.8% | 0.3%           | 2.7% |              |      |               |      |

■活動計画(アクション・プラン)

| 行 | 対策項目(科目) |     | 課題と改善策                             |  | 第1四半期(1－3月) |                    | 第2四半期(4－6月) |                     | 第3四半期(7－9月) |  | 第4四半期(10-12月) |  |
|---|----------|-----|------------------------------------|--|-------------|--------------------|-------------|---------------------|-------------|--|---------------|--|
| 1 | 売上高      | 課題  | 競合店が5月に新店予定、下落が見込まれる               |  | 実施状況        | 競合店情報収集            |             | 5月に特別値引きセールを実施      |             |  |               |  |
|   |          | 効果  |                                    |  | 効果          | 情報収集に不足あり          |             | 出店後前年比84%           |             |  |               |  |
|   |          | 改善策 | 競合店対策として対抗策の立案、来店客数減少の防止策、差別化商品の開発 |  | 対策          | 値引きセールで対抗          |             | 差別化商品を選定し重点販売で対抗    |             |  |               |  |
| 2 | 製造・仕入原価  | 課題  | 粗利益率の向上を図る(原価管理の徹底化)               |  | 実施状況        | だんご・クッキーの自社製造割合を拡大 |             | 4社に実施               |             |  |               |  |
|   |          | 効果  |                                    |  | 効果          | 外注費の削減効果あり         |             | 材料費の削減効果見込みあり       |             |  |               |  |
|   |          | 改善策 | 自社製造の強化と仕入業者の再選定                   |  | 対策          | 仕入業者相見積りによるコスト削減策  |             | 1社業者替え検討            |             |  |               |  |
| 3 | 商品在庫     | 課題  | 在庫中15%がデッドストック、回転鈍化                |  | 実施状況        | 定期的な在庫フェールと担当者決定   |             | 処分ルールを検討、一部商品から試行開始 |             |  |               |  |
|   |          | 効果  |                                    |  | 効果          | (2%低減し13%)に        |             | (3%低減し10%)          |             |  |               |  |
|   |          | 改善策 | 定期的な在庫フェール強化と早期処分、目標5%             |  | 対策          | 処分権限を明確にして早期処分の実施を |             | 発注段階にてチェック          |             |  |               |  |
| 4 | 人件費      | 課題  | 労働分配率が年々増加傾向にある                    |  | 実施状況        | 新規採用をパートで          |             | 店舗間での配置換え           |             |  |               |  |
|   |          | 効果  |                                    |  | 効果          | 若干                 |             | 良好                  |             |  |               |  |
|   |          | 改善策 | パートの活用と一人当たり生産性の向上                 |  | 対策          | ローテーションの見直し        |             | 店長教育マニュアル作成         |             |  |               |  |
| 5 | 広告宣伝費    | 課題  | 予算は前年同額、効果的な販売促進策を                 |  | 実施状況        | 雑誌広告を止めDMに         |             | 5月に対抗チラシ実施          |             |  |               |  |
|   |          | 効果  |                                    |  | 効果          | あまりない              |             | 費用対効果なし             |             |  |               |  |
|   |          | 改善策 | 手法の検討、計画的な実施と効果測定、見直し              |  | 対策          | 競合店対抗チラシを          |             | 効果ある手法の再検討          |             |  |               |  |

出所：TKC全国会。

#### 3.2.2 非財務情報の活用

モニタリングにより業績を管理するには、財務諸表から得られる財務数値だけでは限

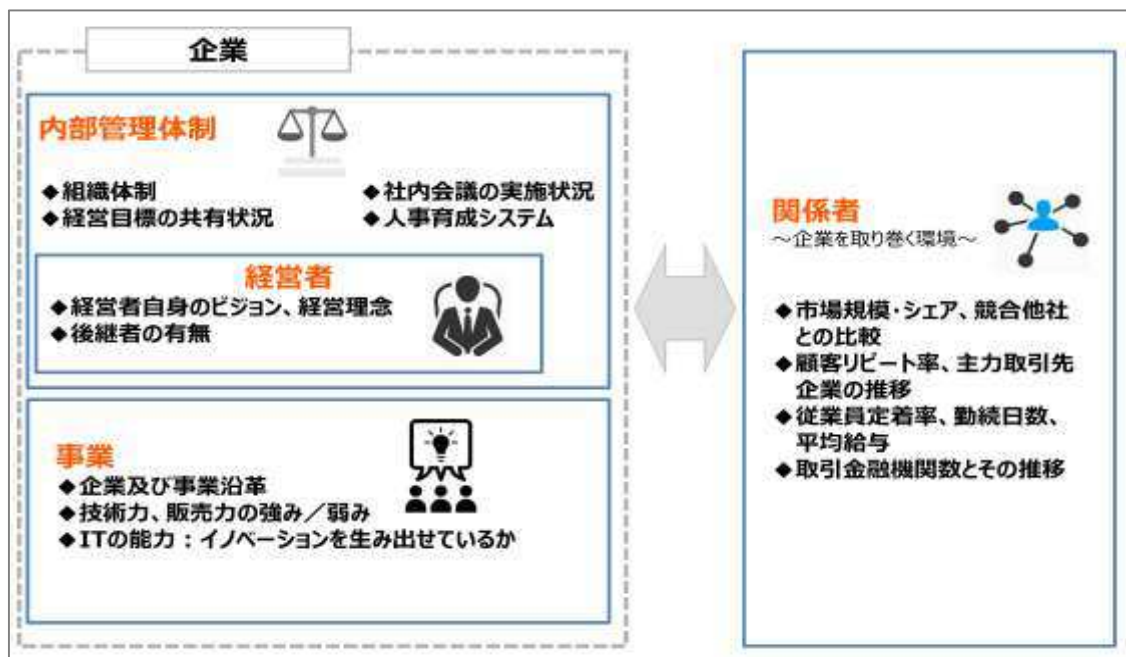


界があるため、財務数値には表れない非財務情報、すなわち経営の現場におけるデータが必要となる。現場データは、財務数値に先行する指標であるから、財務数値を改善するためには、当然、この現場データを効果的に管理し、現場を改善しなければならない。

管理すべき現場データが明確になっていない場合、日常の業務の過程で既に作成されているデータに着目し、それが経営課題の解決に活用できるか、検討することが大切である。現場データは数多くあるため、重要度に応じて管理すべきものに優先順位を付け、財務数値に対する影響度が高いものに絞り込み、活用する必要がある。

なお、企業の経営者等と金融機関、支援機関等が対話を通じて現状や課題を理解し、個々の企業の経営改善に向けた取り組みを促すための手段となる評価手法・評価指標であるローカルベンチマーク（経済産業省 2016, 7）では、非財務情報を把握し、対話を深めるための4つの着眼点（経営者、事業、関係者、内部管理体制）を図表11-8のとおり例示している。

図表11-8 非財務情報の4つの着眼点



出所：経済産業省 2016, 21 図表 6。

活動の水準を直接表す非財務情報を利用する実務は、今後ますます盛んになると思われる。とりわけ、非財務情報のなかでも企業価値の創造に関わる顧客満足、従業員満足、品質、市場シェア、生産性、およびイノベーションといったことがらに関する非財務情報は、ますます重要になるであろう（辻 2015, 31）。

### 3.3 資金のモニタリング

経営改善期間中の企業において、資金繰りのモニタリングは非常に重要である。金融機関は、このような状況下における企業には、原則として新たな資金手当を行うことはない。そのため企業自らが資金繰り実績表、資金繰り予定表、月次の支払一覧表・入金一覧表等をもとに資金管理を徹底する必要がある。

業績が当初の計画を超え（上振れ）、資金需要の原因が増加運転資金であれば、前向きな資金供給として金融機関から新たな資金の調達が可能となる場合がある。しかし、逆に当初の計画を下回る（下振れ）場合には、新たな資金調達はまず不可能となり、経営改善計画の再作成や事業継続の意義が見出し難い場合には、転・廃業を検討する場合があるので最大の注意を要する。

## 4 金融機関との信頼関係の再構築

### 4.1 信頼の再構築プロセス

多くの中小企業は財務体質が脆弱であるため、金融機関からの借入金に依存せざるを得ない状況が定着している。安定した資金の供給を受ける根底には、企業と金融機関との間に確固たる信頼関係があることが不可欠である。しかし業績の悪化から資金繰りが逼迫し、借入金の返済条件の緩和等を行っている場合には、当然、この信頼関係が著しく毀損する。吉川（2015, 182-183）はこの失った信頼関係を再構築するプロセスを以下のように論じている。

- ① 企業が借入金の返済をできず、金融機関から企業に対する3つの信頼（約束遵守、能力、善意）が失われる。
- ② キャッシュ・フローの生成可能性の判断により、金融機関による企業への潜在的な能力に対する信頼が構築される。
- ③ 正直な会計報告により金融機関による企業に対する約束遵守の信頼が構築され、企業からのメインバンクとしての金融機関に対する善意による信頼が期待される。
- ④ 金融機関のイニシアティブにより再生計画の策定が開始され、企業からのメインバンクとしての金融機関に対する善意による信頼が構築される。また、企業による自発的な改善努力が認められることにより、金融機関による企業に対する善意による信頼が明らかにされる。
- ⑤ 継続的なモニタリング活動を通じて、月次の予測能力と実行能力があるものと判断されれば、顕在的な能力に対する信頼が構築される。
- ⑥ 金融機関と企業による双方の信頼が再構築され、企業再生計画が承認されることで、金融機関は企業に対する融資が可能となり、企業は長期計画の策定を果たして、事業の存続が可能となる。

上記③「正直な会計報告」については決算書の信頼性の確保が必須である。また⑤継続的なモニタリング活動により、財務経営力が向上すれば信頼は構築されるのである。

## 4.2 企業評価の向上

苦境に陥っている企業にとって、金融機関による信用格付けをランクアップさせることは、円滑な融資を受けるために必要不可欠である。格付の大部分を占めるのは定量分析項目であるため、顧問税理士などの支援を得て、次のような方法で財務内容の改善を進める必要がある（坂本 2015, 175）。

- ① 現在の信用格付を自己診断する。
- ② 将来の経営改善後の信用格付の内容を確定させる（特に定量分析項目）。
- ③ ②に基づいて、長期利益計画・短期利益計画を策定する。
- ④ ③と整合性のある資本調達計画・資本運用計画、原価計算、資金計画を策定する。
- ⑤ ③④をベースに業績管理体制を構築する。

また、定量分析項目と定性分析項目を通じて、総合的に企業評価を高めるためには、次の点も留意して金融機関に対して情報の積極的な開示を行い、「情報の非対称性」を解消する必要がある（坂本 2015, 176）。

- ① 中小会計要領や会計指針に準拠した決算書を作成する。
- ② 会計情報の信頼性向上のために、会計参与の導入や税理士法第33条の2による書面添付の活用を図る。
- ③ 金融機関と常日頃から意思疎通を行い、信用格付等に必要な資料は早めに提供する。
- ④ 製品開発力やマーケティング力などの非財務情報（定性情報）について、文書化して示す（例：中小企業新事業活動促進法上の経営革新）。

経営者は、金融機関に対して自社の経営状況（損益計算書や貸借対照表等）や資金繰りの説明をする能力を向上させる必要がある。具体的には「期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制の定着」および「金融機関に対する説明能力」を意味している。この能力が高まれば金融機関からの評価が高まり、資金調達力も自ずと強化されるのである。

## 5 むすび

本章は、中小企業金融における経営改善支援のモニタリングについて、経営改善計画策定支援事業の実務、モニタリングにおける視点、金融機関との信頼関係の再構築について



### 5.1 財務数値の信頼性

参考までに株式会社TKCでは、「記帳適時性証明書」を会計システムに要請される記帳の「適時性」を担保するメカニズムとして発行している。この証明書には、書面添付等の有無の表示がある。金融機関にとっても審査等において有効なものになるのではなかろうか。詳細については第9章に記載がある。

「記帳適時性証明書」の記載内容の金融機関によるチェック項目

出所：TKC全国会。

## 5.2 非財務情報の有用性

過去の経営活動の結果を表す財務数値を基にモニタリングは行われるが、企業実態を評価する上で、財務数値には表れない非財務情報の積極的な活用が望まれる。村本教授は、企業の競争力の源泉としての人材・技術・知的財産（特許、ブランド等）、組織力、ネットワーク、戦略等、財務諸表に表れない知的資産を融資の審査において評価し、物的担保・人的保証に替わるものとして位置付けることが重要である、と説いている（村本 2015, 44）。

例えば、中小企業は、知的資産経営報告書の作成を行い、その内容を金融機関が財務諸表と併行して審査に活用、財務諸表がない創業企業には、この知的資産経営報告書のみでも審査対象となる可能性がある（村本 2015, 44）、とEU諸国ではその評価などを行っている知的資産の評価を提唱している。また金融庁の金融行政方針における「事業性評価」（取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価）においてもこれは有用であろう。

## 5.3 モニタリングによるコミュニケーション

金融庁は、地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、年1回、取組み実績や利用者等の評価について取りまとめ、公表している。モニタリングに関しては、以下のコメントがあった。

「密度の高いコミュニケーションを通じたモニタリングの実施により取引先の経営状況等を継続的に把握する等の取組みを通じて、信用リスク管理の強化が図られている。」

「取引先に対する経営改善支援等の取組みを通じて行員の融資審査能力の向上が図られ、融資の際にも取引先から得られた定性情報も十分に反映した与信判断が行えるようになってきた。」（金融庁 2009）

「小規模事業者に対しては、貸出後のフォローを行っていないが、定期的なモニタリングにより早め早めにアドバイス等を行い、事業者の改善を促してほしい。」（金融庁 2012）

以上からわかるように、中小企業と金融機関の良好な信頼関係の保持のためには、信頼性が確保された財務数値及び非財務情報を把握し、コミュニケーションがとれる場面が非常に大切になる。本章では、経営改善計画書の策定を求められる企業価値が毀損した企業におけるモニタリングを中心に論じてきたが、融資先からの決算書の徴求や新規貸出時の決算書や直近の試算表の徴求においても、企業の実態を把握するべく有用な情報の収集に努める必要がある。定期的なモニタリングを通じて、適時に企業の状況を把握できれば、金融機関によるコンサルティング機能の発揮が期待できる。業績が悪化してからの「治療」ではなく、定期的なモニタリングによる「予防」としての意味合いもあるのではなかろうか。

第7章で論じられたフィンテックを活用すれば、会計事務所が企業からの委託に基づき、金融機関に対して信頼性の高い決算書や月次試算表、資金繰り実績表、最新業績等といった財務データをインターネットで提供することが可能となる。会計事務所と金融機関との連携が強化されれば、IT技術を活用し、企業を支援する体制がより強固なものになるのである。

#### 【参考文献】

- 河崎照行・万代勝信編著、2012、『詳解 中小企業の会計要領』中央経済社。
- 金融庁、2009、『平成20年度における地域密着型金融の取組み状況について』。
- 金融庁、2012、『地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要』。
- 金融庁、2015、『平成27 事務年度 金融行政方針』。
- 経済産業省、2007、『今後の事業再生のあり方に関する懇談会報告書』。
- 経済産業省、2016、『地域企業 評価手法・評価指標検討会中間とりまとめ～ローカルベンチマークについて～』。
- 坂本孝司、2008、『会計で会社を強くする』TKC出版。
- 坂本孝司、2011、『会計制度の解明－ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社。
- 坂本孝司、2013、『「中小会計要領」対応版 会計で会社を強くする』TKC出版。
- 坂本孝司、2015、『中小企業の財務管理入門－財務で会社を強くする』中央経済社。
- 櫻井通晴、2015、『管理会計第6版』同文館出版。
- 産業再生機構、2006、『事業再生の実践 第Ⅲ巻』商事法務。
- 中小企業基盤整備機構、2012、『中小企業における金融機能と経営支援機能の連携のあり方に関する調査』。
- 中小企業庁、2011、『金融と経営支援の一体的な推進』。
- 中小企業庁、2013、『認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 認定支援機関等向けマニュアル・FAQ』。
- 中小企業庁、2014、『中小会計要領に取り組む事例65選』。
- 中小企業庁、2014、『中小企業再生支援協議会事業実施基本要領』。
- 中小企業庁、2014、『「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」Q&A』。
- 中小企業庁、2015、『認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き』。
- 中小企業庁、2016、『「経営力向上」のヒント～中小企業のための「会計」活用の手引き～』。
- 辻正雄、2015、『会計基準と経営者行動－会計政策の理論と実証分析』中央経済社。
- 日本政策投資銀行、2012、『コンサルティング実務体系－企業ライフステージ別アプローチ』きんざい。

- T K C 全国会創業・経営革新支援委員会．2012．『実践！経営助言』T K C 出版．
- T K C 全国会中小企業支援委員会．2014．『部門別業績管理で次の打ち手を探ろう！』T K C 出版．
- T K C 全国会中小企業支援委員会．2015．『これならできる！金融機関と一緒に行うモニタリング』T K C 出版．
- 藤原敬三．2013．『実践的中小企業再生論〔改訂版〕～「再生計画」策定の理論と実務～』きんざい．
- 村本孜．2015．『中小企業支援・政策システムー金融を中心とした体系化ー』蒼天社出版．
- 吉川晃史．2015．『企業再生と管理会計ービジネス・エコシステムから見た経験的研究』中央経済社．

## 参考資料：中小企業再生支援協議会制度

福島 健人（中小企業再生支援全国本部）

### 目次

#### 中小企業再生支援協議会制度

##### I 中小企業再生支援協議会設立の経緯

##### 2 支援協議会制度

###### （1）支援協議会

###### （2）中小企業再生支援全国本部

##### II 支援協議会手続きによる私的整理

##### 1 公表されている協議会手続

###### （1）中小企業再生支援協議会実施基本要領

###### （2）中小企業再生支援スキーム

#### 中小企業再生支援協議会事業の変遷

##### I 我が国の事業再生の変遷

##### 1 バブル崩壊から地域創生まで

##### 2 支援協議会事業の変遷

###### （1）本格再生計画

###### （2）政策パッケージに基づく暫定リスク

###### （3）経営改善計画策定支援事業

###### （4）経営者保証に関するガイドライン

## **I 概要**

### **1 中小企業再生支援協議会設立の経緯**

中小企業再生支援協議会（以下「支援協議会」）は産業活力再生特別措置法（以下「産活法」）に基づき、経営環境の悪化しつつある中小企業に対して事業再生の支援をすることにより、中小企業の活力を図ることを目的として中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた商工会議所や県の振興財団等の認定支援機関を受託機関として、平成15年に各都道府県に設立された。

## **2 支援協議会制度**

### **（１） 支援協議会**

認定支援機関は、協議会事業を実施するため、支援協議会、支援業務部門及び協議会事務局を置くこととされており、一般的にはこの支援業務部門を指して支援協議会と認知されているところである。

支援業務部門には、統括責任者（プロジェクトマネージャー）と統括責任者補佐（サブマネージャー）が配置されている。統括責任者補佐は総勢20名程度から数名程度と各協議会により様々である。統括責任者の属性としては、地元の第一地銀出身者が最も多い。統括責任者補佐の属性としては地元の金融機関・信用金庫・保証協会や政府系金融機関のOB或いは中小企業診断士や税理士といった士業で構成されている。

### **（２） 中小企業再生支援全国本部**

中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」）は平成19年に産活法に基づき支援協議会の活動を支援する機関として（独）中小企業基盤整備機構に設置をされた。

その主な業務は、個別案件支援、外部専門家の紹介・派遣、事業再生に関する知識やノウハウ等の収集・分析・体系化、支援手続マニュアル等の作成、関係省庁・専門家の全国組織・金融機関の全国組織・中小企業支援機関の全国組織等との連携構築と多岐にわたっている。

## **II 支援協議会手続きによる私的整理**

### **1 公表されている協議会手続**

#### **（１） 中小企業再生支援協議会実施基本要領**

中小企業再生支援協議会実施基本要領（以下「実施基本要領」）は、公的な中小企業再生を目的とした実施機関として、全国統一の手続きが実施できることを目的として平成19年に中小企業庁より公表された。その後中小企業金融円滑化法期限到来に向けて政府が公表した「政策パッケージ」を踏まえて、平成24年5月に改訂がなされている。また、「経営者保証に関するガイドライン」の制定に伴い、「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」が平成26年5月に公表され、実施基本要領にも保証債務整理支援に関する事項が盛り込まれた。

## (2) 中小企業再生支援スキーム

対象債権者である金融機関等が直接放棄による金融支援を含む再生計画で、資産評価損益税制や期限切れ欠損金の優先適用を活用する場合の手順として、平成17年6月に「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」（以下「策定手順」）が実施基本要領とは別規定として定められていた。平成27年3月に全国本部が直接再生計画の策定及び実行に係る支援等を行うことを策定手順に追加するとともに名称を「中小企業再生支援スキーム」に変更した。

## 中小企業再生支援協議会事業の変遷

### I 我が国の事業再生の変遷

#### 1 バブル崩壊から地方創生まで

平成元年の日経平均株価最高値からのバブル崩壊により、平成9年の北海道拓殖銀行の破綻、平成10年の日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の破綻に至った。我が国の事業再生の歴史といっても【参考】の年譜の通りまだ20年程度の変遷でしかない。しかしその間には、平成20年のリーマンショックなどの有事も重なり毎年のように政府の政策も変化している。

#### 【参考】事業再生の歴史

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 平成 元年  | 日経平均最高値                          |
| 平成 9 年 | 北海道拓殖銀行破綻                        |
| 平成10年  | 日本長期信用銀行・日本債券信用銀行破綻              |
| 平成11年  | サービサー法施行                         |
| 平成12年  | 民事再生法施行                          |
| 平成13年  | 私的整理に関するガイドラインの公表                |
| 平成15年  | 産業再生機構・「中小企業再生支援協議会」が発足          |
| 平成19年  | 産活法改正により協議会制度の8年間の時限延長(産業再生機構解散) |
| 平成19年  | 協議会制度の機能強化に向け「中小企業再生支援全国本部」を設置   |
| 平成19年  | 中小企業再生支援協議会手続の公表                 |
| 平成20年  | DDS・DESの見直し                      |
| 平成20年  | 監督指針及び金融検査マニュアルの改定               |
| 平成21年  | 事業再生ADRスタート                      |
| 平成21年  | 産活法改正による「第二会社方式」の促進              |
| 平成21年  | 企業再生支援機構スタート                     |
| 平成21年  | 金融円滑化法施行                         |
| 平成24年  | 「政策パッケージ」公表                      |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 平成25年 | 金融円滑化法終了             |
| 平成25年 | 経営改善支援センター事業開始       |
| 平成25年 | 「経営者保証に関するガイドライン」公表  |
| 平成26年 | 産業競争力強化法施行           |
| 平成26年 | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の公表 |

## 2 支援協議会事業の変遷

### (1) 本格再生計画

実施基本要領では、下記①から③までの「数値基準」が示されている。

#### ① 5年以内の実質債務超過の解消

実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目途に実質的な債務超過を解消する内容とする。（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）

#### ② 3年以内の経常黒字化

経常利益が赤字である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目途に黒字に転換する内容とする。（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）

#### ③ キャッシュフロー倍率10倍以内

再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容とする。（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える比率となる計画を排除しない。）

支援協議会では原則数値基準を満たす再生計画策定支援を実施している。実施基本要領に示されている上記数値基準を満たす計画は、金融庁の定める「金融検査マニュアル」上、合理的で実現可能性の高い計画（いわゆる合実計画）となり、対象債権者である金融機関側では、債務者区分の維持あるいは上位遷移が可能となる。

しかし、過大な実質債務超過を抱える中小企業や、収益性・事業性の乏しい中小企業では、支援協議会の数値基準を満たす再生計画を策定することが困難な場合も多い。そのため、数値基準を満たさない再生計画についても積極的に策定支援を行っているところである。

### (2) 政策パッケージに基づく暫定リスク

平成25年の金融円滑化法の終了を踏まえて、平成24年4月に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下、「政策パッケ



ージ」）が政府から公表された。この政策パッケージの中で、支援協議会として下記の取り組みを行うことが示された。

- ① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。（標準処理期間を2ヶ月に設定し、24年度に全体で3千件程度を目指す）
- ② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
- ③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。

上記政策パッケージを踏まえて支援協議会では、今までの数値基準を目指す本格的抜本案件だけではなく、本格的な再生計画の前段階としてP Lの改善すなわち事業の改善と経営者の意識改革並びに金融機関側の貸倒引当金の積み増しのための準備期間としての3年程度を計画期間とする暫定計画策定支援を打ち出した。これにより政策パッケージ以前は年間約300件程度の完了件数が、平成24年度は約1,500件、平成25年26年度はそれぞれ約2,500件の完了件数となった。

平成27年度以降は、この暫定リスク計画により積み上がった完了案件の出口として、数値基準を満たす抜本的再生計画策定を目指している。

### （３） 経営改善計画策定支援事業

平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行され、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現することを主たる目的として、認定経営革新等支援機関制度が創設された。経営改善計画策定支援事業とは、国が認定した専門家である経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」）の支援を受けて中小企業が経営改善計画を策定する場合に、認定支援機関に対する費用の3分の2を補助する事業であり、その実施機関として平成25年3月に支援協議会に経営改善支援センターが設置された。

本事業スタート時には、目標件数2万社で405億円の予算が計上されたが、平成26年3月末では、利用申請件数で2,254件（平成27年3月末では7,524件）にとどまった。このため、平成27年2月の「認定支援機関向けマニュアル・FAQ」の改定により、利用申請の段階で、金融機関からの貸付条件を変更しているかどうかは要件とせず、財務上の問題を抱えている中小企業が金融機関から金融支援（条件変更・借換融資・新規融資等）を得ることを要件とし、当初よりも対象となる中小企業の範囲を拡大した。

また、税理士・公認会計士の団体であるTKC全国会も利用申請数7,000件を目標とした7000プロジェクトを平成26年度よりスタートさせ利用申請件数の増加に寄与したところである。

#### （４） 経営者保証に関するガイドライン

平成25年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）が公表された。ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則と位置づけられている。

ガイドラインにおける保証債務の整理手続は、①主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合、②保証債務のみを整理する場合に大別され、①の場合においては、「主たる債務の整理に当たって、準則型私的整理手続を利用することとし、主たる債務との一体整理を図るよう努めることします。具体的には、準則型私的整理手続に基づき主たる債務者の弁済計画を策定する際に、保証人による弁済もその内容に含めることとする」（ガイドライン第7項（2）イ））とされているところである。

支援協議会では、平成26年5月に「中小企業再生支援協議会の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」を公表して、ガイドラインに則り、対象債権者である金融機関等の意向も踏まえつつ、債権放棄等を盛り込む主たる債務者である中小企業の再生計画策定支援において、再生計画案の内容に連帯保証人による保証債務の弁済計画案を含める等、保証債務の整理の実現に向けた支援を行っている。

富山信用金庫. 2013. 「「地域密着型金融推進計画」の進捗状況」.

富山信用金庫. 2014. 「北陸新幹線開業に向けた地域活性化への取組み」.

廣江 裕治. 2015. 「広島銀行の事業性評価への取組み」2015 年 11 月 6 日 第 4 回地域企業 評価手法・評価指標検討会資料.